会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて令和2年度決算検査報告を作成し、令和3年11月5日、これを内閣に送付した。

また、会計検査院長は内閣総理大臣に手交するに際し、その概要を説明した。

この検査報告には、令和2年度の国の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算等について、会計検査院が令和3年次中に実施した会計検査の成果が収録されており、内閣から決算とともに国会に提出される。

令和2年度決算検査報告では、各府省、政府関係機関、独立行政法人などの会計経理に関して指摘した事項等を次のように分類して掲記している。

(1)　不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

(2)　意見を表示し又は処置を要求した事項

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

(3)　過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況

(4)　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

(5)　不当事項に係る是正措置等の検査の結果

a　検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

b　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

(6)　国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

(7)　国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果

(8)　特定検査対象に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(9)　国民の関心の高い事項等に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況

(10)　特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査

この「概要」は、令和2年度決算検査報告に掲記した検査結果を要約整理したもので、上記(1)から(10)の内容は17ページから303ページに記載した。また、国の財政等の概況等を305ページ以下に記載した。

なお、簡潔に記述するため、金額は、表示単位未満を切り捨てている。このため、集計しても必ずしも合計額が一致しないものがある。

○関係法令

【日本国憲法】

第90条　国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【会計検査院法】

第30条の2　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3　会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条　会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条　会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

【国会法】

第105条　各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

【特別会計に関する法律】

第19条　所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

◇◇◇ 総　目　次 ◇◇◇

ページ

１　検査結果の大要 ･･ １

【参考１】令和2年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表 ････ ４

【参考２】掲記件数、指摘金額の推移（平成23～令和2年度決算検査報告） ･････････ ６

【参考３】指摘金額と背景金額 ･･･ ６

２　検査の概況 ･･ ７

【会計検査院の概要】 ･･ ９

【検査の基本方針】 ･･ ９

【検査の対象】 ･･ １１

【検査の方法と実績】 ･･ １２

３　決算の確認 ･･ １３

４　検査の結果 ･･ １７

(1)　不当事項 ･･ １９

(2)　意見を表示し又は処置を要求した事項 ･･････････････････････････････････ １０７

(3)　過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ･････････ １４５

(4)　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ･･････････････････ １５９

(5)　不当事項に係る是正措置等の検査の結果 ･･････････････････････････････････ ２０５

(6)　国会及び内閣に対する報告（随時報告） ･･････････････････････････････････ ２０９

(7)　国会からの検査要請事項に関する報告 ･･････････････････････････････････ ２１９

(8)　特定検査対象に関する検査状況 ･･ ２４３

(9)　国民の関心の高い事項等に関する検査状況 ･･････････････････････････････ ２９７

(10) 特別会計財務書類の検査 ･･ ３０１

５　国の財政等の概況等 ･･ ３０５

１　検査結果の大要

令和２年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は２１０件であり、指摘金額は計２１０８億７２３１万円である。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち背景金額を掲記した件数
不当事項	収 ４件	１１億６７９６万円	－
	支 １３６件	４１億７４２５万円	－
	外 １７件	１２億９０７９万円	－
	１５７件	６６億３３０１万円	－
意見を表示し又は処置を要求した事項			
34条関係	支 ４件	２億０８６４万円	２件
34条及び36条関係	支 ４件	３６億２９６２万円	３件
36条関係	収 ２件	６２８０万円	１件
	支 ５件	１５７億２７１９万円	－
	外 １件	８億６０４８万円	－
	１５件	２０４億８８７３万円	６件
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	収 １件	１４８５万円	－
	支 １３件	４４億０９５２万円	４件
	外 ６件	１７９３億２６２０万円	２件
	２０件	１８３７億５０５７万円	６件
指摘事項計	収 ７件	＜ ６件分＞ １２億４５６１万円	
	支 １６２件	＜１６０件分＞ ２８１億４９２２万円	
	外 ２４件	＜ ２２件分＞ １８１４億７７４７万円	
	１９２件	＜１８７件分＞ ２１０８億７２３１万円	
国会及び内閣に対する報告（随時報告）	２件		
国会からの検査要請事項に関する報告	５件		
特定検査対象に関する検査状況	１１件		
総計	２１０件	＜１８７件分＞ ２１０８億７２３１万円	

注(1) 指摘金額・背景金額……６ページ参照
注(2) 収 は収入に関するもので、支 は支出に関するもので、外 は収入支出以外のものである。
注(3) 金額は１万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。
注(4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」のうち１件は収入と支出の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。
注(5) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計７件ある。

【参考１】

令和2年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

府省又は団体名＼事項	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	計
		会計検査院法第３４条関係	会計検査院法第３４条及び第３６条関係	会計検査院法第３６条関係		
	件	件	件	件	件	件
内閣府（内閣府本府）	支 3 2975万円	支 2 1億3661万円 (6567万円)		支 1 3578万円		支 6 2億0214万円 (6567万円)
内閣府（警察庁）					外 1 (213億3632万円)	外 1 (213億3632万円)
総務省	支 8 1億9983万円				支 1 3億5047万円	支 9 5億5030万円
財務省	収 1 1億5492万円			収 1 (9億2097万円)		収 2 1億5492万円 (9億2097万円)
					外 1 1601億9776万円	外 1 1601億9776万円
文部科学省	支 19 1億8212万円					支 19 1億8212万円
					外 1 (44億9243万円)	外 1 (44億9243万円)
厚生労働省	収 2 10億0933万円					収 2 10億0933万円
	支 52 9億6178万円	支 3 7203万円 (506億8132万円)	支 1 (3億8088万円)		支 1 2087万円	支 57 10億5468万円 (506億8132万円) (3億8088万円)
農林水産省				収 1 6280万円		収 1 6280万円
	支 15 11億0078万円		支 1 33億6098万円 (26億9672万円)	支 4 156億9141万円	支 4 25億5421万円 (11億1352万円) (33億0971万円)	支 24 227億0738万円 (26億9672万円) (11億1352万円) (33億0971万円)
経済産業省	支 1 351万円		支 1 1億5487万円		支 1 5億1254万円	支 3 6億7092万円
国土交通省	収 1 370万円					収 1 370万円
	支 24 2億0554万円				支 1 1億4334万円 (26億5359万円)	支 25 3億4888万円 (26億5359万円)
				外 1 8億6048万円		外 1 8億6048万円
環境省	支 8 3億6549万円					支 8 3億6549万円
防衛省	支 3 4億9937万円				支 3 5億3702万円 (28億3437万円)	支 6 10億3639万円 (28億3437万円)
日本年金機構			支 1 1億1377万円 (6572万円)			支 1 1億1377万円 (6572万円)
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構					収 1 1485万円	収 1 1485万円
独立行政法人日本スポーツ振興センター	支 2 6億2074万円					支 2 6億2074万円

事項 府省又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	計
		会計検査院法第３４条関係	会計検査院法第３４条及び第３６条関係	会計検査院法第３６条関係		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	件	件	件	件	件 支 1 8330万円	件 支 1 8330万円
独立行政法人住宅金融支援機構	外 17 12億9079万円				外 1 74億円	外 18 86億9079万円
日本放送協会	支 1 529万円				支 1 2億0777万円	支 2 2億1306万円
東日本電信電話株式会社					外 1 10億0205万円	外 1 10億0205万円
西日本電信電話株式会社					外 1 107億2639万円	外 1 107億2639万円
総計	収 4 11億6796万円			収 2 6280万円	収 1 1485万円	収 7 12億4561万円
	支 136 41億7425万円	支 4 2億0864万円	支 4 36億2962万円	支 5 157億2719万円	支 13 44億0952万円	支 162 281億4922万円
	外 17 12億9079万円			外 1 8億6048万円	外 6 1793億2620万円	外 24 1814億7747万円
	計 157 66億3301万円	計 4 2億0864万円	計 4 36億2962万円	計 7 166億5047万円	計 20 1837億5057万円	計 192 2108億7231万円

○　上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が２件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が５件、「特定検査対象に関する検査状況」が１１件あり、これらを含めた掲記件数は２１０件である。

注(1)　収 は収入に関するもので、 支 は支出に関するもので、 外 は収入支出以外のものである。

注(2)　金額は１万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注(3)　（　）内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(4)　内閣府（内閣府本府）のうち1件及び厚生労働省のうち１件は、内閣府（内閣府本府）及び厚生労働省の両方に係る指摘であり、金額は内閣府（内閣府本府）のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　農林水産省のうち１件は収入と支出の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(6)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計７件ある。

【参考２】

掲記件数、指摘金額の推移（平成23～令和2年度決算検査報告）

年　度	掲 記 件 数	指　摘　金　額
平成23	513件	5296億0742万円
24	630件	4907億4510万円
25	595件	2831億7398万円
26	570件	1568億6701万円
27	455件	1兆2189億4132万円
28	423件	874億4130万円
29	374件	1156億9880万円
30	335件	1002億3058万円
令和元	248件	297億2193万円
2	**210件**	**2108億7231万円**

（注）　掲記件数には「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

【参考３】

指摘金額と背景金額

「指摘金額」

　指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

「背景金額」

　背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

２　検査の概況

【会計検査院の概要】

会計検査院は、国の収入支出の決算等の検査を行うため憲法第90条の規定に基づいて設置されており、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する機関である。

会計検査院は、検査官会議と事務総局とで組織されている。

① 検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行う機関である。

② 事務総局は、検査官会議の指揮監督のもとに会計検査等の職務を行う機関として、事務総長官房と会計検査を行う5つの局とで構成されている。

職員数は1,250人（令和3年4月現在定員）であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として各検査課・上席調査官付（36の課等で検査事務を分担）に所属している。

【検査の基本方針】

会計検査院は、令和3年次の検査（検査実施期間：2年10月から3年9月まで）に当たって、2年9月、「令和3年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

令和3年次会計検査の基本方針（抄）

1　会計検査院の使命　（略）

2　社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況　（略）

3　会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

・社会保障　・教育及び科学技術　・公共事業　・防衛　・農林水産業
・環境及びエネルギー　・経済協力　・中小企業　・情報通信（ＩＴ）

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策及び新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症対策については、同対策を実施するために必要な経費の追加等を行うことなどを内容とする2年度補正予算が2次にわたり成立し、各事業等が実施されている中にあって、検査に当たっては、各事業等の実施に緊急性が求められていることに留意するとともに、政府の取組方針や動向等を注視しつつ、状況に応じて機動的・弾力的に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

ア　決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点

イ　会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

ウ　事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

エ　同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

オ　事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

カ　その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況の分析及び財政健全化に向けた取組についての評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽（けん）制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなど的確な検査に努める。また、国会における決算

審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上及び検査業務の効率化

社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなどして検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務におけるＩＴの一層の活用等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

４　的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。なお、新型コロナウイルス感染症による検査対象機関への影響等に適切に配慮する。

【検査の対象】

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等全ての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。令和3年次（2年10月から3年9月まで）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	211
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
③	国が資本金の一部を出資しているものの会計	8
④	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	15
⑤	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3
⑥	国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	6,024
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	160

【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁検査と実地検査に区分される。

(ｱ) 在庁検査は、次のような方法等により、在庁して常時行う検査である。

① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出さ(注)せてその内容を確認するなどの方法

② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりするなどの方法

(注) 会計検査院は、令和2年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体3741万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

(ｲ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

3年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,468か所についての実施率は18.5%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,635か所についての実施率は4.7%となっており、これらを合わせた計11,103か所についての実施率は10.2%となっている。

実地検査の対象箇所	左の箇所数 (A)	左のうち実地検査を実施した箇所数 (B)	実地検査実施率(%) (B／A)
①検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,468	828	18.5(24.3)
②上記に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等)	6,635	313	4.7(9.6)
計	11,103	1,141	10.2(15.5)

注(1) ( ) は、令和2年次。
注(2) ①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）は20,409か所のうち17か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は3.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた1,969の団体等について実地検査を実施した。

なお、2年次に引き続き、3年次の実地検査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応等として、同感染症による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定するなどして実施し、3年1月以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都を含む区域に発出されていた期間（3年1月8日から3月21日まで、4月25日から6月20日まで及び7月12日から9月30日まで）は、これを全て中止した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、1万余人日となっている。

３　決算の確認

会計検査院は、下記の令和2年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1　一般会計

	円
歳入	184,578,838,246,032
歳出	147,597,358,991,702

第2　特別会計

所管及び会計名	歳入	歳出
	円	円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	51,977,510,818,089	50,829,256,451,741
財務省		
地震再保険	119,829,664,376	3,992,036,495
国債整理基金	188,973,488,797,454	185,921,298,931,553
外国為替資金	3,132,746,354,860	233,937,004,271
財務省及び国土交通省		
財政投融資		
財政融資資金勘定	51,190,280,510,787	51,230,484,121,016
投資勘定	1,112,947,259,066	721,219,708,621
特定国有財産整備勘定	63,042,381,648	15,371,831,056
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,492,151,253,070	2,107,493,452,780
電源開発促進勘定	370,649,056,747	311,805,454,176
原子力損害賠償支援勘定	8,292,636,583,222	8,198,729,117,501
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,233,159,338,582	1,032,000,727,152
雇用勘定	6,654,150,809,767	5,804,814,073,974
徴収勘定	2,701,322,745,239	2,682,273,249,073
内閣府及び厚生労働省		
年金		
基礎年金勘定	26,362,958,818,723	24,510,632,898,108
国民年金勘定	3,764,038,718,228	3,662,906,814,827
厚生年金勘定	48,635,633,176,543	48,136,713,651,235
健康勘定	11,953,480,920,009	11,936,844,469,664
子ども・子育て支援勘定	3,414,980,647,462	3,149,404,758,449
業務勘定	459,674,743,327	407,866,440,418
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営安定勘定	277,481,636,245	206,145,900,833
食糧管理勘定	530,433,884,771	513,743,646,740
農業再保険勘定	64,089,247,618	55,410,386,062
漁船再保険勘定	10,354,909,066	5,407,949,948
漁業共済保険勘定	12,560,765,878	9,841,864,325

所管及び会計名	歳入	歳出
	円	円
業務勘定	8,504,522,140	8,504,522,140
国営土地改良事業勘定	23,041,701,562	21,923,076,869
国有林野事業債務管理	363,352,346,887	363,352,346,887
経済産業省		
特許	217,745,123,123	149,261,364,654
国土交通省		
自動車安全		
保障勘定	63,353,159,236	1,589,891,034
自動車検査登録勘定	55,426,172,850	36,575,829,412
自動車事故対策勘定	16,402,793,356	14,203,425,737
空港整備勘定	515,328,643,938	381,473,482,675
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	2,498,429,010,475	1,854,404,785,257

４　検査の結果

(1) 不当事項

～ 目　　次 ～

府省・団体名　　＜件　　名＞　　ページ

内閣府(内閣府本府)

・子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大 …… 25

・子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大 …… 26

・地方創生拠点整備交付金により整備した冷温水発生装置等の設計及び施工が不適切 …… 27

総務省

・公衆無線LAN環境整備支援事業により購入した無線アクセス装置等の親機等を設置する既設収容架の耐震対策が行われていなかったため、補助の目的不達成 …… 28

・特別交付税の交付が過大 …… 29

財務省

・租税の徴収額に不足 …… 30

文部科学省

・認定こども園施設整備交付金の交付が過大 …… 32

・私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業及びICT活用推進事業)の交付が過大 …… 33

・学校施設環境改善交付金の交付が過大 …… 35

・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付が過大 …… 36

・文化財多言語解説整備事業費補助金の交付が過大 …… 37

・義務教育費国庫負担金の交付が過大 …… 38

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

厚生労働省

・労働保険の保険料の徴収額が過不足 …… 40

・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足 …… 42

・農林業職場定着支援事業等の委託費の算定に当たり、架空の請求書を発行させるなどして実際には支払っていない印刷費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大 …… 44

・女性就業支援全国展開事業等の委託費の算定に当たり、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大 …… 45

・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正 …… 46

・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正 …… 47

・医療費に係る国の負担が不当 …… 48

・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大 …… 49

・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大 …… 51

・国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大 …… 53

・生活扶助費等負担金等の交付が過大 …… 57

・障害者自立支援給付費負担金の交付が過大 …… 59

・障害児入所給付費等負担金の交付が過大 …… 60

・介護給付費負担金の交付が過大 …… 61

・介護保険の財政調整交付金の交付が過大 …… 62

・労働者福祉対策事業費補助金の交付が過大 …… 64

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

厚生労働省

・介護給付費に係る国の負担が不当 …… 65

・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当 …… 67

・障害児通所給付費に係る国の負担が不当 …… 68

農林水産省

・農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農しなかったなどしていて補助対象外 …… 69

・農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など …… 70

・農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外 …… 71

・森林環境保全整備事業として実施した間伐等が補助対象外 …… 72

・護床工の設計が不適切 …… 73

・ガードレールの設計が不適切 …… 74

・事務所棟の設計が不適切 …… 75

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金により造成した基金を用いて実施した事業の補助対象事業費の一部が補助対象外 …… 76

・漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大 …… 77

・農業・食品産業強化対策整備交付金事業で整備した米の保管等を行う共同倉庫に、被災した既存の倉庫の機能が集約されておらず、流通コストが事業実施前を大きく上回るなどしていて補助の目的不達成 …… 78

・特定地域経営支援対策事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切 …… 79

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

経済産業省

・電源立地地域対策交付金により整備した消火栓配管の設計が不適切 ・・・・・ 80

国土交通省

・負担金債権の債権管理に当たり、債権を保全するための措置を執っていなかったため、時効により債権が消滅 ・・・・・ 81

・庁舎、舗装等の取壊し等の工事の実施に当たり、設計数量の算出を誤っていたり、契約額を減額する契約変更を行っていなかったりしていたため、契約額が割高 ・・・・・ 82

・根固工の設計が不適切 ・・・・・ 83

・擁壁の設計が不適切 ・・・・・ 84

・擁壁の設計が不適切 ・・・・・ 85

・空港場周柵の設計が不適切 ・・・・・ 86

・ガードレールの設計が不適切 ・・・・・ 87

・指定避難所に設置した分電盤等の設計が不適切 ・・・・・ 88

・落石防護柵の設計が不適切 ・・・・・ 89

・通信線、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切 ・・・・・ 90

・交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大 ・・・・・ 91

・受信制御機等の設計及び施工が不適切 ・・・・・ 92

・ダム管理用装置の設計及び施工が不適切 ・・・・・ 93

・動力センタ盤等の設置に係る施工が不適切 ・・・・・ 94

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

国土交通省

・地すべり防止工事に関する事業の実施に当たり、交付を受けていた国費率差額が交付対象外 …… 95

環境省

・循環型社会形成推進交付金事業等の設備等の整備等に要した費用が交付対象外など …… 96

・放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外 …… 97

・再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切 …… 98

防衛省

・不要電波を低減させることなどを目的として換装された新設タカン装置等について、換装計画に係る検討が十分でなかったため運用を開始することができない状況となっていて、所期の目的不達成 …… 99

・T-4中等練習機等で搭乗員が使用する個人携帯用救命無線機の調達に当たり、調達仕様書の基となる調達要求事項を作成する際の検討が十分でなかったことなどのため、個人携帯用救命無線機が使用されていない状況となっていて、所期の目的不達成 …… 100

・職員の不正行為 …… 101

独立行政法人日本スポーツ振興センター

・会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどしていて、契約手続が不適正 …… 102

・水道施設の移設等に当たり、消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大 …… 103

独立行政法人住宅金融支援機構

・独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反 …… 104

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

日本放送協会

・職員の不正行為　・・・・・　106

－内閣府(内閣府本府)－

子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大

１件　不当金額(支出)　８３９万円

1　交付金の概要

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」)は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものであり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

「子ども･子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

①　地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

②　①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

2　検査の結果

北海道網走市は、平成28年度から30年度までの間に、拠点事業に係る基本額を計5034万円として北海道に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計1678万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置しておらず実施要件を満たしていないのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、28年度から30年度までの間の適正な基本額を算定すると計2517万円となることから、前記の基本額5034万円との差額2517万円が過大になっており、これに係る交付金839万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額
				円	円	円	円
北海道	網走市	子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点)	平成28～30	5034万	1678万	2517万	839万

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

１件　不当金額(支出)　５６７万円

(前年度　３件　２０３３万円)

1　交付金の概要

(後掲140ページ参照)

2　検査の結果

兵庫県三木市は、平成27年度から29年度までの間に、27年度20支援単位、28年度23支援単位、29年度23支援単位において、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計3億4133万円として兵庫県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計1億1282万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、利用する児童が少数である土曜日に、放課後児童クラブ内の複数の支援単位について合同で健全育成事業を実施していたことから、これらの支援単位ごとにみた場合、支援員等が2人以上配置されておらず実施要件を満たしていない日もあったのに、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、これらの実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めるなどしていた。このため、当該支援単位に係る年間開所日数27年度計178日、28年度計450日、29年度計494日が過大に計上されていたことから、基本額が1985万円過大に算定されており、交付金567万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額
				円	円	円	円
兵庫県	三木市	子ども･子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	平成27～29	3億4133万	1億1282万	1985万	567万

地方創生拠点整備交付金により整備した冷温水発生装置等の設計及び施工が不適切

１件　不当金額(支出)　１５６９万円

1　交付金事業の概要

奈良県生駒郡安堵町は、平成29年度に、地方創生拠点整備交付金事業として、地域再生法、地方創生拠点整備交付金制度要綱等に基づき、地域の交流と消費活動を創出・促進するなどのために、トーク安堵カルチャーセンター(以下「センター」)において、食に関連した機能を新たに追加する事業を事業費6289万円(交付金交付額3100万円)で実施した。このうち、センター内の多目的ホールの空調設備に係る改修工事は、屋上に設置していた防振架台及びその上に設置する冷温水発生装置を更新するなどしたものである。

2　検査の結果

本件工事の設計図書によれば、冷温水発生装置等の設備機器の設置については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(以下「耐震設計指針」)によることとされている。そして、耐震設計指針によれば、設備機器を設置する基礎が建物に固定していない梁(はり)型の基礎(以下「梁型基礎」)の場合は、設備機器の重心高さが、設備機器を固定している両端のアンカーボルト間の長さ(以下「ボルトスパン」)の0.25倍以下となっているかなど、地震によって生ずる力に耐えるための条件を満たしているか検討することなどとされている。

また、設計図書の一部である納入仕様書によれば、防振架台は、径16㎜のアンカーボルトを用いて計6か所を梁型基礎に固定すること(この条件を「施工条件」)などとされている。

しかし、本件工事の設計業者は、梁型基礎の耐震性について耐震設計指針に基づく耐震設計計算を行っていなかった。また、同町においても、耐震設計指針に基づく耐震設計計算が行われているかを確認していなかった。

そこで、梁型基礎の設計について、耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、冷温水発生装置等の重心高さがボルトスパンの約0.56倍となっており、地震によって生ずる力に耐えるための条件である0.25倍以下となっておらず、耐震性が確保されていなかった。

また、本件工事の請負人は、防振架台の施工条件を確認せずに施工するなどしたため、防振架台は6か所のうち2か所は梁型基礎に固定されておらず、残りの4か所は施工条件で求められている径16㎜のアンカーボルトが使用されておらず、径12㎜のアンカーボルトが使用されていた。さらに、同町においても、施工条件を満たした施工となっていないことを看過していた。

したがって、本件工事で設置した冷温水発生装置等(工事費相当額計3186万円)は、設計及び施工が適切でなかったため耐震性が確保されておらず、地震時に転倒して破損するなどのおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額計1569万円が不当と認められる。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額
			平成	円	円	円	円
奈良県	生駒郡安堵町	地方創生拠点整備交付金	29	6289万	3100万	3186万	1569万

－総務省－

公衆無線LAN環境整備支援事業により購入した無線アクセス装置等の親機等を設置する既設収容架の耐震対策が行われていなかったため、補助の目的不達成

１件　不当金額(支出)　５１２万円

1　補助事業の概要

無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)は、要綱等に基づき、防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対して、その費用の一部を国が補助するものである。

島根県益田市は、平成30、令和元両年度に、公衆無線LAN環境整備支援事業として、公衆無線LANに係る無線アクセス装置、送受信機等(以下「無線アクセス装置等」)の購入、設置等を事業費1343万円(補助対象事業費768万円、国庫補助金交付額512万円)で実施した。

同市は、公衆無線LAN環境のネットワークを構築するために、無線アクセス装置等の親機等(以下「親機等」)を市役所本庁舎分館情報管理棟(以下「情報管理棟」)の既設の収容架(以下「既設収容架」)の中に設置し、同市内の指定避難場所等となっている総合支所等の7か所の施設にそれぞれ無線アクセス装置等の子機等(以下「子機等」)を設置している。

要綱等によれば、本件補助事業の実施に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針」(以下「耐震設計指針」)等を参照し、所定の方法に基づく耐震設計の実施等により、災害時に必要な設備機器等が利用できるよう対応する必要があるとされている。そして、耐震設計指針によれば、設備機器の耐震施工については、アンカーボルトを用いて鉄筋コンクリートの床等に固定することを原則とするとされている。

2　検査の結果

同市は、前記のとおり、情報管理棟内にある既設収容架に親機等を設置することにしていた。そして、同市は、既設収容架は実際には床に固定されていなかったのに、アンカーボルトにより床に固定され、また、これにより耐震性が確保されていると誤認していたため、親機等を既設収容架に設置するなどの業務の発注に当たって、請負業者に対して耐震対策に関する特段の指示を行わなかった。このため、請負業者は、既設収容架に親機等を収容するに当たって既設収容架をアンカーボルトを用いて鉄筋コンクリートの床に固定するなどの耐震対策を行っていなかった。その結果、親機等は、地震時に既設収容架が転倒するなどして損傷するおそれがあり、地震時において情報を伝達する機能が確保されず、親機等を経由してインターネット通信を行う子機等についても同様の機能が確保されない状態となっていた。

したがって、本件補助事業により整備された無線アクセス装置等(補助対象事業費768万円)については、親機等を設置する既設収容架の耐震対策が行われていなかったため、地震時において情報を伝達する機能が確保されていない状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金512万円が不当と認められる。

特別交付税の交付が過大

７件　不当金額(支出)　１億９４７０万円

（前年度　１件　１億１５２４万円）

1　特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(以下「省令」)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」)ごとに定められている。算定事項には、地域おこし協力隊員の設置等に要する経費(以下「地域おこし協力隊経費」)、空き家対策に要する経費(以下「空き家対策経費」)、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」)、地方創生の推進に要する経費、観光立国の推進に要する経費(以下「観光立国経費」)等がある。

地方交付税法等に基づき、都道府県は、当該都道府県に該当する算定事項ごとに、特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」)を作成して、同省に提出することとなっている。また、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って同省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から提出又は送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等によれば、特別交付税の額の算定は、都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている。そして、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、算定資料の記載に当たり、これを重複計上しないよう除外することとされている。

2　検査の結果

3県及び3県の4市町において、算定資料の作成に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたり、算定の対象とならない経費を含めていたりなどしたため、3県及び4市町に交付された特別交付税計283億1810万円のうち計1億9470万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘　要
福井県	勝山市	移住定住経費	平成29	円 9億6775万	円 275万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
和歌山県	和歌山県	同	30	31億5751万	2897万	同
同	田辺市	同	30	23億6340万	162万	同
同	西牟婁郡白浜町	観光立国経費	29	4億8429万	150万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
島根県	島根県	地域おこし協力隊経費	28、29	55億5489万	350万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの
		移住定住経費	30	32億7666万	4258万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
			小計	88億3156万	4608万	
徳島県	徳島県	空き家対策経費	28～令和元	110億3330万	1億1098万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
同	小松島市	移住定住経費	平成29、30	14億8027万	278万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
計				283億1810万	1億9470万	

－財務省－

租税の徴収額に不足

１件　不当金額(収入)　１億５４９２万円

（前年度　１件　１億７８３１万円）

1　租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

令和2年度に国が徴収決定した各税の総額は82兆4540億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の88.8％を占めている。

2　検査の結果

42税務署において、納税者52人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が52事項計1億5492万円(平成25年度～令和2年度)不足していて、不当と認められる。

これらの徴収不足額については、全て徴収決定の処置が執られた。

税　　目	事項数	徴収不足額
		円
申告所得税	14	4381万
法人税	21	5085万
相続税・贈与税	3	1389万
消費税	14	4636万
計	52	1億5492万

上記の申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1)　申告所得税

徴収不足になっていた14事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が6事項、不動産所得に関する事態が6事項及びその他に関する事態が2事項である。

(2)　法人税

徴収不足になっていた21事項の内訳は、交際費等の損金不算入に関する事態が8事項、受取配当等の益金不算入に関する事態が6事項及びその他に関する事態が7事項である。

＜事例＞受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入の対象としていた事態

Ａ信用金庫は、平成28年4月から31年3月までの3事業年度分の申告に当たり、その他株式等に係る受取配当等の額の50/100相当額と非支配目的株式等に係る受取配当等の額の20/100相当額との合計額29年3月期分9435万円、30年3月期分1億4569万円及び31年3月期分1億6558万円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、Ａ信用金庫の法人税の申告書の受取配当等に関する資料等によれば、上記非支配目的株式等に係る受取配当等の額には、受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金が含まれていたことから、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額29年3月期分165万円、30年3月期分350万円及び31年3月期分453万円、計970万円が徴収不足になっていた。

(3)　相続税・贈与税

徴収不足になっていた3事項の内訳は、相続税については、相続税額の加算に関する事態が1事項及びその他に関する事態が1事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項である。

(4) 消費税

徴収不足になっていた14事項は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態である。

国税局等	税務署数	申告所得税		法人税		相続税贈与税		消費税		計	
		事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足
			円		円		円		円		円
札幌国税局	2	−	−	1	155万	−	−	2	274万	3	429万
仙台国税局	2	−	−	2	764万	−	−	−	−	2	764万
関東信越国税局	5	2	333万	2	344万	1	962万	2	995万	7	2636万
東京国税局	17	8	3100万	9	1504万	2	426万	4	2054万	23	7086万
名古屋国税局	4	2	476万	1	970万	−	−	2	337万	5	1784万
大阪国税局	5	−	−	4	845万	−	−	1	186万	5	1031万
高松国税局	1	−	−	1	55万	−	−	−	−	1	55万
福岡国税局	2	2	469万	−	−	−	−	−	−	2	469万
熊本国税局	3	−	−	−	−	−	−	3	788万	3	788万
沖縄国税事務所	1	−	−	1	446万	−	−	−	−	1	446万
計	42	14	4381万	21	5085万	3	1389万	14	4636万	52	1億5492万

－文部科学省－

認定こども園施設整備交付金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１４１万円

（前年度　１件　２４７４万円）

1　交付金の概要

認定こども園施設整備交付金は、認定こども園施設整備交付金実施要領等に基づき、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業(以下「交付対象事業」)に係る経費に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付対象事業は、社会福祉法人等が設置する認定こども園の新設、修理、改造又は整備を行う事業となっている。

実施要領等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とすることとされている。そして、交付金の交付額は、交付対象事業の交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に補助率1/2を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとされている。

2　検査の結果

島根県江津市は、平成29年度に、同市内の社会福祉法人による幼保連携型認定こども園の新設に係る認定こども園の施設整備事業を実施して、交付金6435万円の交付を受けていた。

同市は、交付金の実績報告において、上記の社会福祉法人から報告された本体工事及び設計監理に係る設計額、契約額等に基づき、本体工事に係る交付対象経費及び設計監理に係る交付対象経費を算出し、交付対象経費の実支出額を1億2876万円と算定していた。

同市は、本体工事に係る交付対象経費の算出に当たって、契約額については交付対象経費と交付対象外経費の内訳がなかったことから、内訳が示されている設計額を用いて、契約額のうちの交付対象経費を算出する方法を採っていた。そして、その際、設計額における交付対象経費に、予定価格に対する契約額の割合(以下「落札率」)である99.2％を乗ずるなどしていた。

しかし、契約額のうちの交付対象経費を算出するに当たっては、設計額における交付対象経費に、落札率ではなく、設計額の総額に対する契約額の割合(以下「請負比率」)である96.1％を乗ずるなどすべきであった。また、同市は、設計監理に係る交付対象経費の算出において、交付対象外経費に係る分の設計監理費を交付対象経費に含めていた。

したがって、本体工事に係る設計額における交付対象経費に、請負比率96.1％を乗ずるなどして得た交付対象経費の実支出額1億2588万円により適正な交付金の交付額を算定すると6294万円となることから、前記の交付額6435万円との差額141万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘　要
文部科学本省	島根県	江津市	認定こども園整備	平成29	円 6435万	円 141万	誤って落札率を用いて交付対象経費の実支出額を算定していたなどのもの

私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業及びICT活用推進事業)の交付が過大

５件　不当金額(支出)　３８４６万円

1　補助金の概要

私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業及びICT活用推進事業)は、学校法人等に対して、防災機能等強化緊急特別推進事業、ICT活用推進事業等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、防災機能等強化緊急特別推進事業については、危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事、アスベスト対策のための施設工事、防災機能強化のための屋外防災施設等の整備等に要する経費、また、ICT活用推進事業については、既設のICT施設における冷房化工事等に要する経費(これらを「補助対象経費」)の1/2以内の額とすることとされている。

防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事において非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、非構造部材である外壁の耐震対策工事については、当該建物の延べ床面積に対する100㎡以上の室の床面積の割合相当分(以下「100㎡以上割合相当分」)の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることなどとされている。また、アスベスト対策工事については、石綿含有建材のうち、吹き付けられた石綿又は石綿を含む保温材、耐火被覆材若しくは断熱材で石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものに係るアスベスト対策のための除去、封じ込め又は囲い込み工事等に係る経費を補助の対象とすることとされている。さらに、学校施設防災機能強化事業については、再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分に要する経費や1学校当たりの補助対象経費が300万円未満の場合の当該経費は補助の対象とならないことなどとされている。

ICT活用推進事業のうち私立大学等改革総合支援事業(注)(以下「総合支援事業」)の対象として実施される施設の整備については、単なる更新等に係る経費は補助の対象とならないこととされている。

(注)　私立大学等改革総合支援事業　　教育の質的転換等の改革に取り組む私立大学等に経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する事業

2　検査の結果

4学校法人において、防災機能等強化緊急特別推進事業について、100㎡以上割合相当分の外壁等の耐震対策に係る経費のみが補助の対象とされているのに、補助の対象とならないそれ以外の外壁等の耐震対策に係る経費等を補助対象経費に含めていたり、補助の対象とならない石綿含有建材の除去に係る経費や再設置を伴わない既存れんが塀の撤去部分に要する経費を補助対象経費に含めていたりなどしていた。また、1学校法人において、総合支援事業の対象として行うICT活用推進事業について、単なる更新に係る経費は補助の対象とならないこととされているのに、老朽化した既存空調設備を同等性能の設備に更新するという単なる更新に係る経費を補助対象経費に含めていた。

これらの結果、国庫補助金計3846万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘　要
				円	円	円	円	
文部科学本省	学校法人白百合学園	学校施設耐震改修工事(2号館外壁等改修工事)	令和元	7243万	3621万	4308万	2154万	100㎡以上割合相当分の外壁等の耐震対策に係る経費以外の補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの(白百合女子大学)
同	学校法人椙山女学園	学校施設耐震改修工事(大学会館1階東側食堂天井耐震化工事)	平成27	3179万	1589万	314万	157万	非構造部材の耐震対策と関係のない補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの(椙山女学園大学)
同	学校法人武庫川学院	アスベスト対策工事(公江記念講堂アスベスト対策工事)	30	1205万	602万	1205万	602万	補助の対象とならない石綿含有建材の除去に係る経費を補助対象経費としていたもの(武庫川女子大学、武庫川女子大学短期大学部)
同	学校法人四国高松学園	ICT活用推進事業(総合支援事業対象)(本館1･2･3階アクティブラーニング教育基盤整備)	28	3294万	1646万	1518万	759万	老朽化した既存空調設備を同等性能の設備に更新するという補助の対象とならない単なる更新に係る経費を補助対象経費に含めていたもの(高松大学、高松短期大学)
同	学校法人活水学院	学校施設防災機能強化事業(活水学院煉瓦塀補修工事)	30	346万	173万	346万	173万	補助の対象とならない再設置を伴わない既存れんが塀の撤去部分に要する経費を除外すると補助対象経費が300万円未満となり補助の対象とならないもの(活水女子大学)
計	5事業主体			1億5268万	7634万	7693万	3846万	

学校施設環境改善交付金の交付が過大

７件　不当金額(支出)　７７６０万円

（前年度　３件　２０３４万円）

1　交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている。

交付対象事業のうち、小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業について、アスベスト除去工事のような、小学校、中学校等の施設を法令等に適合させるための施設整備工事の配分基礎額は、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。

また、交付対象事業のうち、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業及び教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるものの改築事業に併せて施設の解体及び撤去事業を実施する場合には、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。

2　検査の結果

5府県の7市において、適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したり、契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定したりするなどしていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計7760万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘　要
茨城県	古河市	危険改築事業	平成27	円 2億2619万	円 316万	施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
千葉県	千葉市	大規模改造(質的整備)事業	28～30	25億5265万	4012万	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの
同	木更津市	危険改築事業	28～30	9721万	316万	施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
愛知県	名古屋市	大規模改造(老朽)事業、大規模改造(質的整備)事業	26、27、29、30	11億7662万	2152万	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したり、法令適合化工事に要する経費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定したりしていたもの
三重県	四日市市	不適格改築事業、大規模改造(老朽)事業	28、29	1億5169万	166万	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したり、誤った単価を用いて配分基礎額を算定したりしていたもの
同	伊賀市	危険改築事業、不適格改築事業、大規模改造(質的整備)事業	28、29	8954万	421万	法令適合化工事に要する経費や施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
京都府	京都市	大規模改造(質的整備)事業	28、29	1億3850万	373万	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの
計	7事業主体			44億3240万	7760万	

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付が過大

２件　不当金額(支出)　６８８万円

1　交付金の概要

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は、地方公共団体が緊急的に整備を実施する、公立の小学校等の敷地内にある倒壊の危険性があるブロック塀等の安全対策(以下「ブロック塀等安全対策事業」)及び公立の小学校等の校舎等に行う児童生徒等の熱中症対策として必要な空調設置(以下「空調設置事業」)に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、ブロック塀等安全対策事業及び空調設置事業のそれぞれについて、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」)に算定割合を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額を選定して、上記により選定された交付対象事業の種別ごとの額を合わせた額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積等(以下「配分基礎面積等」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗じて算定することとなっている。そして、空調設置事業に係る配分基礎面積等は、空調設置事業の対象となる室等の床面積の計とすることとなっている。

交付額の算定は、交付金の交付申請時に行うこととなっているほか、実績報告時にも配分基礎額や交付対象工事費の変更を反映して再度行うこととなっている。そして、実績報告時においては、配分基礎面積等の変更に伴う配分基礎額及び交付対象工事費の変更を反映した額(以下「本来の交付決定額」)並びに配分基礎面積等の変更後における実際の契約金額を反映した額(以下「額の確定時の再算定額」)をそれぞれ算定して、交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額のうち、いずれか少ない額により交付金の交付額を確定することになっている。

2　検査の結果

福島県の2市において、交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額を比較せずに交付額を算定したり、配分基礎額の算定に当たり配分基礎面積等の算定を誤っていたりするなどしていたため、交付金計688万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘　要
福島県	福島市	ブロック塀等安全対策事業、空調設置事業	平成30、令和元	円 1億2040万	円 583万	交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額を比較せずに交付額を算定するなどしていたもの
同	相馬市	空調設置事業	平成30、令和元	3604万	105万	配分基礎面積等の算定を誤っていたもの
計	2事業主体			1億5644万	688万	

文化財多言語解説整備事業費補助金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１２６万円

1　補助金の概要

文化財多言語解説整備事業費補助金は、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、文化財多言語解説整備事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱等に基づき、文化財に関する先進的、高次元な多言語解説を整備し、訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることを目的として、補助事業を行う者に対して、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、補助事業の補助対象経費は、国指定等文化財に関する先進的、高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に係る経費とされている。

2　検査の結果

株式会社ハコスコは、平成30年度に「世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」多言語VRコンテンツ制作事業(注1)」を補助対象経費2954万円(国庫補助金交付額1713万円)で行った。そして、当該補助事業においては、補助対象経費に本件補助事業で外注したコンテンツ制作に係る消費税(地方消費税を含む。)額が含まれていた。

消費税の課税事業者である事業主体が補助の対象となるコンテンツ制作を外注することは課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該コンテンツ制作の外注に係る消費税額を仕入税額控除(注2)した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱において、事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

しかし、会社は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業に係る消費税額218万円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額126万円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

(注1)　VR　Virtual Realityの略。仮想現実

(注2)　仕入税額控除　課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘　要
長崎県	株式会社ハコスコ	文化財多言語解説整備	平成30	円 2954万	円 1713万	円 218万	円 126万	仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったもの

義務教育費国庫負担金の交付が過大

３件　不当金額(支出)　５６４８万円

（前年度　５件　６５５４万円）

1　負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県又は政令指定都市(平成28年度以前は都道府県。以下「都道府県等」)に交付するものである。その額は、都道府県等の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」)とのいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、上記の政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、教職員一人当たりの給料の月額及び諸手当の単価について、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(以下「限度規則」)等に基づき、都道府県等ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として算定することとなっている。そして、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」)等に基づき、標準学級数(注)等を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」)を算定し、更に地方公務員法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者(これらを「配偶者同行休業代替教職員」)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

(注)　標準学級数　　標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

2　検査の結果

2県1市において、算定総額の算定に当たり、基礎給料月額等の算定が過大となっていたり、算定基礎定数の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計5648万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア　基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの

基礎給料月額等のうち、基礎給料月額は、都道府県等の規則等で定めるところにより算定した教職員として在籍した年数(以下「経験年数」)に応じて、職種ごとに、限度規則で定められた月額単価に当該経験年数の教職員の実数を乗じて算定した額の合計額を、教職員の実数で除して得た額とすることとなっている。そして、栄養教諭のうち、学校栄養職員として在職し、引き続いて栄養教諭となった者に係る経験年数については、限度規則で定めるところにより、学校栄養職員としての経験年数をその年数に応ずる月額単価の直近上位の栄養教諭の月額単価に応ずる経験年数に置き換えて、当該置き換えた経験年数と栄養教諭としての経験年数を合算した年数を栄養教諭としての経験年数とみなすこととなっている。

1県において、小中学校の基礎給料月額等の算定に当たり、学校栄養職員として在職し、引き続いて栄養教諭となった者に係る経験年数の算定において、必要な経験年数の置き換えを行わずに栄養教諭としての経験年数に学校栄養職員としての経験年数をそのまま合算して経験年数を算定していたことにより、算定総額が過大に算定されていた。

イ　算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な小学校に係る標準学級数は、第1学年と引き続く学年の児童数がいずれも4人以下である場合は、第2学年に児童が在籍しないため引き続く学年が第2学年でない場合

であっても、当該二つの学年の児童を1学級に編制して算定することとなっている。また、学校教育法第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。

また、小中学校の事務職員の標準定数は、4学級以上の小中学校の数の合計数に1を乗じた数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で4学級から6学級までの小学校及び4学級又は5学級の中学校が500ｍの範囲内に存する場合には1校とみなすこととなっている。

さらに、小中学校の栄養教諭等の標準定数は、学校給食を実施するために必要な施設を置く小中学校(以下「単独実施校」)の数等を基礎として算定した数となっているが、この場合において、分校は1校とはみなさず、本校に含めることとなっている。

2県1市において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から④までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

① 小中学校の標準学級数の算定において、小学校第1学年の児童数と、第2学年に児童が在籍しないため引き続く学年となる第3学年の児童数とがいずれも4人以下であるのに当該二つの学年の児童を1学級に編制しなかったり、特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しなかったりして、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制して算定していた事態　2県1市

② 小中学校の事務職員の標準定数の算定において、同一の設置者が設置する6学級の小学校と4学級の中学校とが500ｍの範囲内に存するのに1校とみなさずに2校として算定していた事態　1県1市

③ 小中学校の教員の配偶者同行休業代替教職員の実数の算定において、配偶者同行休業代替教職員に該当しない者を含めて算定していた事態　1県

④ 小中学校の栄養教諭等の標準定数の算定において、分校を本校に含めずに1校とみなすなどして単独実施校の数を算定していた事態　1県

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	算定総額	左に対する負担金交付額	不当と認める算定総額	不当と認める負担金交付額	摘　要
			円	円	円	円	
文部科学本省	熊本市	平成29、30	498億6246万	166億2082万	6736万	2245万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ②の事態)
岩手県	岩手県	28～30	1866億9864万	622億3274万	5982万	1994万	同(イ①、イ②及びイ③の事態)
福島県	福島県	29、30	1692億6030万	564億2010万	4227万	1409万	基礎給料月額等の算定が過大となっていたなどのもの(ア、イ①及びイ④の事態)
計	3事業主体		4058億2142万	1352億7367万	1億6946万	5648万	

－厚生労働省－

労働保険の保険料の徴収額が過不足

１件　不当金額(収入)　５６９２万円

（前年度　１件　１億９３５８万円）

1　保険の概要

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」)及び雇用保険を総称するものである。保険料の算定に当たっては、事業主が実際に支払った賃金総額に基づいて算定することが原則となっているが、特例として、労災保険分の保険料の算定に当たり、請負による建設の事業等であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、工事の請負金額に労務費率(注1)を乗じて賃金総額を算定することとなっている。また、請負金額の算定に当たっては、工事開始日が平成27年4月1日以降の工事については、消費税等相当額を除くこととなっている。

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業等のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」)については、二つ以上の有期事業の事業主が同一人であり、それぞれの事業が一定規模以下であることなどの要件に該当する場合には、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととなっている(一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」)。

そして、一括有期事業に係る労災保険分の保険料の確定保険料申告書を提出する際には、一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を併せて提出することとなっている。さらに、一括有期事業に該当する工事のうち請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定するものについては、工事ごとの請負金額等を一括有期事業報告書に記載することとなっている。

(注1)　労務費率　　工事の請負金額に占める賃金総額の割合として、事業の種類ごとに定められており、工事開始日が27年4月1日から30年3月31日までのものは最低18/100から最高40/100まで、30年4月1日から令和3年3月31日までのものは最低17/100から最高38/100までとなっている。

2　検査の結果

9労働局(注2)管内の742事業主を検査したところ、事業主が一括有期事業に係る労災保険分の保険料を算定するに当たり、一括有期事業に該当する工事の一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定したり、消費税等相当額を除いた請負金額を一括有期事業報告書に記載すべきところ、消費税等相当額を含めた請負金額を一括有期事業報告書に記載して、この額に基づいて労災保険分の保険料を算定したりなどしている事態が見受けられた。

このため、742事業主のうち、9労働局管内の87事業主について労災保険分の保険料の徴収額が3998万円不足していたり、9労働局管内の43事業主について労災保険分の保険料の徴収額が1694万円過大になっていたりしていて、不当と認められる。

(注2)　9労働局　　北海道、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡各労働局

＜事例＞

神奈川労働局は、建設業を営む事業主Ａから、元年度の労災保険分の保険料について、4工事(請負金額計2億8296万円)が元年度に終了した一括有期事業であるとして、4工事の請負金額により算出された賃金総額に基づいて労災保険分の保険料を88万円と算定した確定保険料申告書、一括有期事業報告書等の提出を受けて、これに基づき当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Ａは、上記4工事のほかに一括有期事業に該当する6工事(請負金額計4億1480万円)が元年度に終了していたのに、これら6工事の請負金額を一括有期事業報告書に記載しておらず、これら6工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定するなどしていた。このため、労災保険分の保険料157万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労　働　局　名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額（△）
			円
北　海　道	95	6	191万
		3	△　444万
埼　玉	57	8	551万
		4	△　46万
千　葉	60	13	721万
		5	△　196万
神　奈　川	84	11	551万
		4	△　194万
静　岡	71	4	148万
		1	△　12万
愛　知	88	7	113万
		3	△　37万
大　阪	94	18	893万
		17	△　554万
兵　庫	96	12	397万
		3	△　55万
福　岡	97	8	429万
		3	△　153万
計　9 労働局	742	87	3998万
		43	△　1694万

健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足

１件　不当金額(収入)　９億５２４０万円

（前年度　１件　７億５６８１万円）

1　保険等の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、子ども・子育て拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2　検査の結果

機構の11地域部(注)の管轄区域内に所在する107年金事務所が管轄する817事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が9億5240万円(健康保険保険料4億1970万円、厚生年金保険保険料5億2304万円、拠出金966万円)不足していて、不当と認められる。

(注)　11地域部　北海道、東北第一、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国の各地域部

＜事例＞

A会社は、サービス業の業務に従事する従業員118人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち102人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の102人について調査したところ、同会社はこのうち14人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料653万円、厚生年金保険保険料852万円、拠出金15万円、計1522万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	子ども・子育て拠出金	計
				円	円	円	円
北海道	札幌東等7	105	47	1528万	1318万	24万	2870万
東北第一	仙台東等4	80	46	2465万	2991万	55万	5511万
北関東・信越第一	浦和等8	88	40	1238万	1014万	17万	2270万
北関東・信越第二	新潟西等7	102	43	2622万	4048万	68万	6738万
南関東第一	新宿等18	360	146	8213万	1億0655万	197万	1億9067万
南関東第二	千葉等6	120	49	2121万	2477万	46万	4645万
中部第一	富山等19	340	152	7528万	9183万	171万	1億6883万
中部第二	浜松東等11	170	82	4203万	5762万	105万	1億0072万
近畿第一	天満等18	360	142	9655万	1億2248万	229万	2億2134万
近畿第二	福井等3	45	24	557万	678万	12万	1248万
中国	広島東等6	120	46	1835万	1925万	36万	3797万
計	107か所	1,890	817	4億1970万	5億2304万	966万	9億5240万

農林業職場定着支援事業等の委託費の算定に当たり、架空の請求書を発行させるなどして実際には支払っていない印刷費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大

１件　不当金額(支出)　３５０１万円

1　農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業)等の概要

厚生労働本省は、農業生産法人等の事業主、労務担当者等を対象とした農業の雇用管理改善の促進のための研修等を実施する農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業)(以下「定着事業」)及び中学校、高等学校等の生徒等に対して過労死等の労働問題や労働条件の改善等についての理解が深まるように啓発を行う「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」(以下「啓発事業」。「定着事業」と「啓発事業」を合わせて「委託事業」)をそれぞれ委託して実施している。委託費の対象とすることができる経費は、委託事業の実施に要する経費であり、①委託事業に従事する者の人件費、②講師謝金、講師旅費、印刷製本費等の事業費等となっている。

同本省は、一般競争入札により株式会社日本旅行との間で、平成29年4月及び30年4月に委託契約(29年度定着事業に係る契約金額9936万円、30年度定着事業に係る契約金額7776万円、29年度啓発事業に係る契約金額1782万円)をそれぞれ締結して、委託費として計1億5916万円(29年度定着事業7959万円、30年度定着事業6791万円、29年度啓発事業1164万円)を30年4月及び31年4月に会社に支払っている。

2　検査の結果

(1) 人件費に関する事態

会社は、業務日誌に基づき、職員12名が定着事業に従事したとして、29、30両年度に人件費計7063万円を精算報告書に計上していた。しかし、人件費の算定根拠である業務日誌の記載内容を確認したところ、定着事業に従事していたとする日時には、一部の職員が休暇を取得したり、他の事業に従事したりするなど定着事業に従事していなかった日時が含まれていた。そして、業務日誌を作成した会社の統括管理者に対して、業務日誌の作成状況を確認したところ、業務日誌は、定着事業への実際の従事状況に基づくことなく作成されていたことが判明した。

そこで、委託事業に従事した職員に対して定着事業への従事状況を確認したところ、多くの職員は、定着事業以外の事業に主として従事するなどしていて、定着事業への実際の従事時間は、業務日誌に記載された時間数を下回っているとしていた。したがって、上記の確認結果に基づくなどして人件費を算定すると計4872万円となり、人件費計2190万円が精算報告書に過大に計上されていた。

(2) 印刷費に関する事態

会社は、委託事業の実施に必要な講義資料等の印刷を印刷業者Ａへ発注して印刷物の納品を受けたとして、29、30両年度に印刷費計1997万円を印刷業者Ａに支払ったとして精算報告書に同額を計上していた。しかし、会社は、上記講義資料等のうち相当部分について、印刷物の納品を受けた事実はなく、実際に支払った印刷費は上記1997万円のうち計259万円であった。このため、会社は印刷業者Ａに架空の請求書を発行させたり、請求書の印刷部数を水増しさせたりなどして、実際に支払った上記の印刷費に、実際に支払っていない印刷費計1738万円を加えた額を精算報告書に計上していた。

(1)、(2)のほか、会社は、29、30両年度に委託費の対象とすることができない懇親会に係る経費等計19万円を精算報告書に計上していた。

したがって、これらの経費等を除くなどして適正な委託費の額を算定すると、それぞれ29年度定着事業は6130万円、30年度定着事業は5148万円、29年度啓発事業は1135万円となり、委託費の支払額との差額1829万円、1643万円、29万円、計3501万円が過大に支払われていて、不当と認められる。

女性就業支援全国展開事業等の委託費の算定に当たり、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大

１件　不当金額(支出)　４５０１万円

1　女性就業支援全国展開事業等の概要

厚生労働本省は、平成27年度から令和元年度までの各年度に女性就業支援全国展開事業及び母性健康管理推進支援事業を、また、平成29年度から令和元年度までの各年度に中小企業のための女性活躍推進事業を、それぞれ総合評価落札方式による一般競争契約により、一般財団法人女性労働協会に委託して実施している。

女性就業支援全国展開事業は、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実を図ることなどを目的として、女性関連施設や労使団体へ講師を派遣したり、働く女性の健康保持や女性が働く上で役に立つ情報を発信したりなどするものである。母性健康管理推進支援事業は、働く女性の妊娠中及び出産後の母性健康管理の推進を図ることを目的として、母性健康管理専用サイトを運営することなどにより事業主等に対して情報提供を行ったり、研修を行ったりするものである。

また、中小企業のための女性活躍推進事業は、中小企業における女性の活躍推進の取組の加速化を図ることを目的として、女性の活躍推進に係る説明会を開催したり、個別企業訪問による中小企業の女性活躍の取組の支援を行ったりなどするものである。

各委託事業の委託契約によれば、同本省は、委託事業が終了して、協会から精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査することとされている。そして、その内容を適正と認めたときは、委託事業に要した経費の実支出額と委託契約に規定する委託費の限度額とのいずれか低い額を委託費の額として確定することとされている。

そして、同本省は、協会との間で、これらの委託事業に係る計13件の委託契約(委託契約に規定する委託費の限度額計11億8068万円)を締結して、委託費として計9億6011万円を協会に支払っている。

2　検査の結果

協会は、委託事業に従事した職員のうち一部の職員に係る人件費について、これらの職員に対して実際に支給した給与等の額に基づくことなく算定した額を委託事業に要した経費の実支出額に含めて精算報告書に計上していた。具体的には、協会は、平成23年度に協会が定めた「受託事業における当協会職員の「業務従事者謝金」の基準について」に基づき毎年度、職種ごとに1日当たりの単価(以下「日額単価」)を決定していたが、日額単価は、協会が職員に対して実際に支給した給与等の額に基づくものとはなっていなかった。そして、協会は、日額単価にそれぞれの職員が委託事業に従事した日数を乗じた額をこれらの職員に係る人件費として精算報告書に計上していた(委託事業に従事した職員のうち協会が定めた基準に基づき人件費が算定されていた職員を「従事者」)。

そこで、協会が従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づいて、改めて従事者が委託事業に従事した日数に係る人件費を算定したところ、計2億4660万円となり、前記13契約の精算報告書に計上されていた従事者に係る人件費計2億8917万円は、協会が従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づいて算定した額を計4256万円上回っていた。

したがって、上記の実際に支給した給与等の額に基づき算定した人件費により前記の13契約に係る委託事業に要した経費の実支出額を算定すると、適正な委託費の額は計9億1510万円となり、前記委託費の支払額9億6011万円との差額4501万円が過大に支払われていて、不当と認められる。

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

１件　不当金額(支出)　４７７万円

（前年度　１件　２２７９万円）

1　保険給付の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ(注)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」)の内容等が記載された訓練計画届を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施することなどとなっており、同コースの支給対象経費は、訓練に係る経費のうち支給申請日までに支払が終了しているものに限られている。

(注)　キャリアアップ　　職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2　検査の結果

神奈川労働局管内において、28、29両年度に助成金の支給を受けた2事業主は、人材育成コースにおいて、訓練に係る経費を支給申請日までに支払っていなかったり、訓練の実施状況を適切に管理していなかったため訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとしていたりして、助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する助成金の支給額計559万円のうち計477万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

＜事例＞

神奈川労働局は、事業主Ａから、27年9月1日から32年8月31日までを計画期間とするキャリアアップ計画書について27年7月に、また、人材育成コースに係る訓練計画届について同年8月にそれぞれ提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。そして、事業主Ａから、当該訓練計画に基づき27年9月から同年11月までの間に訓練受講者4人に対して訓練を実施したとして、28年1月に支給申請書、訓練に係る経費の領収書、実施状況報告書等の添付書類の提出を受けて、同労働局は、これらの書類に基づき、同年7月に助成金200万円の支給決定を行っていた。

しかし、事業主Ａが支給申請日までに訓練に係る経費を支払った事実はなく、事業主Ａは、支給申請に当たって事実と異なる領収書を提出していた。また、提出された実施状況報告書には、訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとする内容が含まれていた。これらのことから、事業主Ａに対する助成金の支給額200万円のうち118万円は支給の要件を満たしておらず、支給すべき額を超えて支払われていた。

なお、これらの点について事業主Ａは、支給申請手続を第三者に委ねていたので、自らは提出書類を確認しておらず、その内容を承知していなかったとしている。

なお、これらの不適正な支給額については、全て返還の処置が執られた。

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

１件　不当金額(支出)　５３５６万円

（前年度　１件　３５５８万円）

1　保険給付の概要

厚生年金保険(前掲42ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となったときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

2　検査の結果

機構の10地域部(注)の管轄区域内に所在する48年金事務所が管轄する72事業所等の80人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計5356万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

（注）　10地域部　　北海道、東北第一、北関東・信越第一、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国の各地域部

＜事例＞

受給権者Ａは、29年12月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、30年1月分から令和2年9月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、ＡはＢ事業所に平成30年10月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、Ｂ事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、ＡがＢ事業所に常用的に使用された後の同年11月分から令和2年9月分までの基本年金額の一部計313万円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	円	円
北海道	新さっぽろ等5	28	10	1614万	1157万
東北第一	仙台東等4	70	8	1359万	565万
北関東･信越第一	熊谷等4	42	6	477万	125万
南関東第一	江東等5	45	10	1596万	760万
南関東第二	千葉等3	8	4	805万	489万
中部第一	富山等9	60	14	988万	265万
中部第二	浜松西等5	158	9	1114万	726万
近畿第一	天満等8	79	12	1253万	544万
近畿第二	武生等2	75	2	468万	374万
中国	広島東等3	37	5	620万	346万
計	48か所	602	80	1億0299万	5356万

医療費に係る国の負担が不当

１件　不当金額(支出)　１億５２３８万円

（前年度　１件　１億５３０５万円）

1　医療給付の概要

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により各種の医療給付が行われている。

これらの医療給付において、被保険者等に対して診療を行うなどした医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数に単価を乗ずるなどして算定し、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬(以下「医療費」)を医療給付の実施主体である保険者等に請求することとなっている。このうち、保険者等に対する医療費の請求は、診療報酬請求書に費用の明細を明らかにした診療報酬明細書を添付して行い、これらの請求を受けた保険者等及び審査支払機関は、その請求内容について審査点検した上で保険者等が審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払うこととなっている。そして、国は保険者等が支払う医療費の一部について医療保障制度ごとに定められている割合などにより負担している。

2　検査の結果

平成27年度から令和2年度までの間に274実施主体が13都道府県の76医療機関に対して行った医療費の支払が3億8461万円過大となっていて、これに対する国の負担額1億5238万円が不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

①　入院基本料　77実施主体　(26医療機関) 不当と認める国の負担額　8896万円

療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していた。

②　リハビリテーション料　143実施主体　(39医療機関) 不当と認める国の負担額　5214万円

180日を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていた。

③　初診料・再診料等　122実施主体　(11医療機関) 不当と認める国の負担額　1128万円

配置医師でない医師が、特別養護老人ホーム等の入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に訪問して診療する場合は、その医師は配置医師とみなされ、初診料及び再診料は算定できないこととされているのに、初診料や再診料を算定するなどしていた。

都道府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘　要
		件	円	円	
北海道	36市町等(4)	5,060	795万	301万	②③
福島県	40市町村等(8)	3,572	4083万	1518万	①②③
埼玉県	45市区町等(10)	2,856	9113万	3508万	①②
千葉県	30市区町村等(6)	3,523	4689万	1812万	①②
東京都	71市区町村等(10)	4,641	2841万	1110万	①②③
神奈川県	4市町等(2)	1,438	770万	265万	②③
愛知県	11市町等(5)	2,039	1924万	734万	①②
大阪府	30市町等(7)	4,877	4291万	1973万	①②③
兵庫県	21市町等(9)	2,622	4130万	1574万	①②③
愛媛県	3市等(1)	300	159万	58万	②
福岡県	21市町等(9)	2,945	2849万	1233万	②
長崎県	10市町等(4)	867	1264万	506万	①②
鹿児島県	3市等(1)	235	1547万	638万	①
計	274実施主体(76)	34,975	3億8461万	1億5238万	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から③までは、本文の診療報酬項目の別に対応している。

労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大

１件　不当金額(支出)　３８５５万円

（前年度　１件　４７９０万円）

1　保険給付の概要

労働者災害補償保険法等に基づく保険給付のうち、療養の給付は、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関(以下「指定医療機関」)等において、診察、処置、手術等(以下「診療」)を行うもので、指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」)に診療に要した費用を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。また、療養の給付をすることが困難な場合等には、療養の費用を支給することができることとなっており、傷病労働者は、労働基準監督署(以下「監督署」)に対して、療養に要した費用を請求することとなっており、監督署で請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。そして、厚生労働本省において、これらの診療に要した費用及び療養に要した費用(これらを「労災診療費」)を支払うこととなっている。労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(以下「算定基準」)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、①健康保険法等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」)等により算定した診療報酬点数に原則として12円を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2　検査の結果

平成24年度から令和2年度までの間における8労働局(注)及び6労働局管内の24監督署の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、149指定医療機関等が行った診療等に係るリハビリテーション料、手術料等計3855万円が過大に支払われていて、不当と認められる。

その主な事態を示すと次のとおりである。

(1)　リハビリテーション料(39指定医療機関等、計1745万円)

リハビリテーション料のうち運動器リハビリテーション料等については、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合等に算定することとなっており、運動器リハビリテーション等の実施に当たっては、医師は定期的な機能検査等を基に、その効果判定を行い、リハビリテーション実施計画を作成する必要があるとなっている。そして、リハビリテーションは適切な計画の下に行われることとなっていて、リハビリテーションの開始時に、患者に対して当該リハビリテーション実施計画の内容を説明することなどとなっている。しかし、実施に当たり、リハビリテーション実施計画を作成していなかったり、リハビリテーションの開始時に、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明していなかったりなどしていたのに、運動器リハビリテーション料等の所定点数を算定するなどしていた。

(2)　手術料(66指定医療機関等、計1380万円)

手術料のうち、難治性骨折超音波治療法料については、四肢(手足を含む。)の遷延治癒骨折や偽関節であって、観血的手術等他の療法を行っても治癒しない難治性骨折に対して行った場合に限り算定することとなっている。そして、算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した上で、当該指導が適切に行われていることを確認するために、当該指導内容を診療報酬明細書(労災診療費の請求にあっては診療費請求内訳書)の摘要欄に記載することとなっている。しかし、当該治療の実施予定期間及び頻度についての患者に対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載することなく同治療法料を算定するなどしていた。

(注)　8労働局　　北海道、埼玉、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡、長崎各労働局

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
		件	円
北海道	21 (10)	53 (29)	193万 (102万)
埼玉	9 (3)	38 (3)	198万 (12万)
静岡	17 (2)	78 (3)	444万 (38万)
愛知	4	5	96万
大阪	12 (10)	79 (37)	108万 (99万)
兵庫	6	225	271万
福岡	64 (11)	343 (12)	2087万 (97万)
長崎	16 (3)	40 (3)	454万 (14万)
計	149 (39)	861 (87)	3855万 (364万)

（注）北海道、埼玉、静岡、大阪、福岡、長崎各労働局については、それぞれの管内の札幌中央、浦河、札幌東、苫小牧、室蘭、さいたま、所沢、川口、沼津、三島、大阪中央、大阪南、西野田、東大阪、岸和田、泉大津、茨木、福岡中央、北九州西、福岡東、久留米、北九州東、長崎、諫早各監督署の審査に係る分を含む(（　）内の数値は監督署の審査に係る分であり、内数である。)。

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

３件　不当金額(支出)　７０７万円

(前年度　１１件　１億１４１７万円)

1　保険給付の概要

国民健康保険は、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。そして、国民健康保険[注1]には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)とともに保険者となって行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」)と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者[注2]及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」)とされ、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化)を図るために、都道府県(29年度以前は市町村)に対し療養給付費負担金が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

負担金の交付の対象は、退職被保険者等を除く一般被保険者に係る医療費となっている。そして、負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)。

$$\text{交付額} = \underbrace{\left(\text{一般被保険者に係る医療給付費} - \text{保険基盤安定繰入金}^{(注3)}\text{の}1/2 + \text{前期高齢者納付金等}^{(注4)}\right)}_{\text{国庫負担対象費用額}} \times \text{国の負担割合}^{(注5)}$$

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、退職被保険者等となったときの市町村への届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注1)　29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

(注2)　退職被保険者　被用者保険の被保険者であった者で、26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

(注3)　保険基盤安定繰入金　市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4)　前期高齢者納付金等　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

（注5）　国の負担割合　　18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

2　検査の結果

2県の3市町村において、負担金の算定において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」)に係る医療給付費の一部が反映されていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、負担金計707万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘　要
			円	円	円	円	
神奈川県	中郡二宮町	平成29	9億8148万	3億1407万	896万	286万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
長野県	安曇野市	29	32億9154万	10億5628万	注(1) 67万	320万	計算を誤って負担金を過大に算定していたものなど
同	上伊那郡宮田村	29	1億9492万	6344万	注(2) －	100万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
計	3事業主体		44億6795万	14億3380万	964万	707万	

注(1) 安曇野市は、遡及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算出するとともに、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していた。

注(2) 上伊那郡宮田村は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

２４件　不当金額(支出)　４億２８２３万円

(前年度　２４件　７億９９３８万円)

1　交付金の概要

国民健康保険(前掲51ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため)に交付されるもの(注1)で、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」)に満たない都道府県(29年度以前は市町村)に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」)、後期高齢者支援金等(注2)に係るもの(以下「後期分」)及び介護納付金(注3)に係るもの(以下「介護分」)の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)の特別の事情を考慮して都道府県(29年度以前は当該市町村)に対して交付されるもので、結核・精神病特別交付金(注4)、被扶養者減免特別交付金(注5)、非自発的失業軽減特別交付金(注6)、非自発的失業財政負担増特別交付金(注7)、原子爆弾被爆者特別交付金(注8)、離職者減免特別交付金(注9)、未就学児被保険者財政負担増特別交付金(注10)、財政負担増影響額等特別交付金(注11)等がある。そして、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村に対して交付している。

(注1)　国は、29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

(注2)　後期高齢者支援金　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3)　介護納付金　介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

(注4)　結核・精神病特別交付金　結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

(注5)　被扶養者減免特別交付金　被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料(保険税を含む。)の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用(30年度以前は保険料の減免措置に要した費用)がある場合に交付される交付金

(注6)　非自発的失業軽減特別交付金　保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7)　非自発的失業財政負担増特別交付金　保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注8)　原子爆弾被爆者特別交付金　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、援護の対象となる被爆者に係る医療給付費等が多額になっている場合に交付される交付金

(注9)　離職者減免特別交付金　一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料の減免を実施した場合に交付される交付金

(注10)　未就学児被保険者財政負担増特別交付金　被保険者の未就学児に係る医療給付費が多額になって

いることによる財政への影響がある場合に交付される交付金

（注11） 財政負担増影響額等特別交付金　　前年度の財政調整交付金の交付額を過小に申請していたことなどにより国民健康保険の財政負担となる影響額等がある場合に交付される交付金

2　検査の結果

14都道府県の23市区町(注12)において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計4億2823万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである（上記23市区町のうち6市町については事態の態様が重複している。）。

（注12） 14都道府県の23市区町　　30年度の財政調整交付金が過大に交付されていた2県の2市及び26年度から29年度までの間に財政調整交付金が過大に交付されていた13都道府県の22市区町の純計

ア　普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち介護分の調整対象需要額は、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金から国庫補助金等を控除した額となっている。

また、医療分の調整対象需要額は、一般被保険者に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっており、このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

4府県の7市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金、一般被保険者に係る医療給付費等を過大に算定したり、国庫補助金等を過小に算定したりしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計1億5305万円が過大に交付されていた。

イ　特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾病及び精神病に係る額（以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」）の占める割合（以下「結核・精神病負担額割合」）が14/100（29年度以前は15/100）を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾病又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾病又は精神病が主要疾病であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、29年度以前の結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を差し引いて得た割合を乗じ、これにより得た額の8/10以内の額とすることとなっている。30年度以降の結核・精神病特別交付金の額は、結核・精神病負担額割合に応じて次の①又は②により算定した額とすることとなっている。

①　結核・精神病負担額割合が14/100を超え15/100以下である場合は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から14/100を差し引いて得た割合を乗じ、これにより得た額に補助率（30年度は8/10）を乗じて得た額以内の額

②　結核・精神病負担額割合が15/100を超える場合は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に1/100を乗じ、これにより得た額に補助率（30年度は8/10）を乗じて得た額以内の額と、上記29年度以前の結核・精神病特別交付金の算出方法により算出した額との合算額

3県の3市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計1億3317万円が過大に交付されていた。

上記のほか、10都道府県の17市区町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料の減免額や保険料調定総額を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金5152万円、非自発的失業軽減特別交付金3140万円、非自発的失業財政負担増特別交付金2338万円、原子爆弾被爆者特別交付金1781万円、離職者減免特別交付金1345万円、未就学児被保険者財政負担増特別交付金262万円、財政負担増影響額等特別交付金179万円、計1億4200万円が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘　要
				平成	円	円	
厚生労働本省	茨城県	守谷市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	30	516万	262万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	石川県	小松市（事業主体）	特別調整交付金（結核・精神病特別交付金等）	30	8878万	385万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
北海道	恵庭市（事業主体）	－	特別調整交付金（離職者減免特別交付金）	26～29	1345万	1345万	離職を原因とする保険料減免世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
同	河東郡上士幌町（事業主体）	－	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金等）	26～29	363万	285万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
茨城県	守谷市（事業主体）	－	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	27～29	1371万	789万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
東京都	中野区（事業主体）	－	同	28、29	3190万	1174万	同
同	杉並区（事業主体）	－	同	29	4266万	1447万	同
新潟県	南魚沼市（事業主体）	－	普通調整交付金	29	3億0903万	4841万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
富山県	高岡市（事業主体）	－	同	28、29	14億2455万	2860万	同
同	砺波市（事業主体）	－	同	29	1億1938万	1933万	同
愛知県	春日井市（事業主体）	－	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	26～29	6150万	948万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	東海市（事業主体）	－	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金等）	28、29	669万	394万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
京都府	綴喜郡宇治田原町（事業主体）	－	特別調整交付金（未就学児被保険者財政負担増特別交付金）	28	5349万	262万	一般被保険者の未就学児の数を過大に算定していたもの

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
					円	円	
大阪府	吹田市 (事業主体)	－	普通調整交付金	平成 27～29	44億1886万	394万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
兵庫県	尼崎市 (事業主体)	－	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	29	2793万	2793万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
奈良県	橿原市 (事業主体)	－	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	27～29	1588万	367万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
広島県	尾道市 (事業主体)	－	普通調整交付金	28	8億9811万	696万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	安芸郡 府中町 (事業主体)	－	普通調整交付金、特別調整交付金(原子爆弾被爆者特別交付金)	27	3億1951万	4764万	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
同	山県郡 北広島町 (事業主体)	－	普通調整交付金、特別調整交付金(原子爆弾被爆者特別交付金等)	27	1億3298万	1749万	同
福岡県	福岡市 (事業主体)	－	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	27、29	8074万	1565万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	大野城市 (事業主体)	－	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	26	539万	160万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
同	太宰府市 (事業主体)	－	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	28、29	772万	163万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	古賀市 (事業主体)	－	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	26、27	642万	280万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
長崎県	諫早市 (事業主体)	－	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	26、27	30億0810万	1億2957万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
計	23事業主体				110億9568万	4億2823万	

生活扶助費等負担金等の交付が過大

７件　不当金額(支出)　４５７６万円

（前年度　４件　７４７万円）

1　負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \underbrace{\left(\boxed{\text{費用の額①}} - \boxed{\text{返還金等の調定額②}} + \boxed{\text{不納欠損額}}\right)}_{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}}$$

①　費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額の合計額

②　返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法に基づき調定した額

2　検査の結果

1県の1事業主体において、返還金等の調定額の算出に当たり、地方自治法等に基づく調定が適切に行われていなかったことなどから、生活扶助費等負担金の算定が適切でなかった。また、5都県の6事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定するなどしていた。このため、負担金計4576万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認める国庫負担 対象事業費	不当と認める国庫負担 金交付額	摘　要
			円	円	円	円	
茨城県	水戸市	平成27～ 令和元	2537万	1903万	176万	132万	障害者加算の認定を誤っていたもの
同	日立市	平成27～ 令和2	2140万	1605万	283万	212万	同
群馬県	伊勢崎市	平成27～ 29	1923万	1442万	184万	138万	同
千葉県	市原市	27～ 令和元	217億5128万	163億1424万	4684万	3513万	返還金等の調定額の算出が適切でなかったもの
東京都	町田市	平成26～ 29	3494万	2620万	154万	116万	障害者加算の認定を誤っていたもの
静岡県	焼津市	27～ 令和2	1344万	1008万	440万	330万	年金受給権の調査が十分でなかったもの
兵庫県	神戸市	平成26～ 30	1061万	796万	179万	134万	障害者加算の認定を誤っていたもの
計	7事業主体		218億7630万	164億0801万	6102万	4576万	

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１３５万円

(前年度　１件　１４７２万円)

1　負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、補装具費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

①　所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

②　①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2　検査の結果

東京都中央区は、令和元年度の補装具費に係る基準額等の算定に当たり、誤って、適正な金額とは異なる根拠が不明な金額を用いて算定していた。この結果、国庫負担対象事業費12億1127万円(国庫負担金交付額6億0563万円)のうち、270万円が過大に算定されており、これに係る国庫負担金135万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
東京都	中央区	令和元	円 12億1127万	円 6億0563万	円 270万	円 135万	基準額等を過大に算定していたもの

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１４４万円

（前年度　１件　１５８７万円）

1　負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児通所給付費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」等に基づき、次のように算定することとなっている。

①　厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等を控除する。

②　①から障害児通所給付費の支給に要した費用のための寄附金その他の収入額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率1/2を乗ずることにより算定する。

2　検査の結果

東京都日野市は、令和元年度の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、要綱に定める負担金の対象外の東京都独自の事業に係る費用を計上するなどしていた。この結果、国庫負担対象事業費6億1042万円(国庫負担金交付額3億0521万円)のうち、289万円が過大に算定されており、これに係る負担金144万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘　要
東京都	日野市	令和元	円 6億1042万	円 3億0521万	円 289万	円 144万	対象外経費を計上していたものなど

介護給付費負担金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　６４５万円

（前年度　１２件　８１６７万円）

1　負担金の概要

介護保険(後掲65ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金が交付されている。

負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

交付額	＝	介護給付及び予防給付に要する費用の額（介護給付費等）	×	国の負担割合 〔施設等分　15/100 その他分　20/100〕

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ｱ) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100

(ｲ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

2　検査の結果

高知県高岡郡津野町は、平成28年度から30年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費について、国の負担割合が低い「施設等分」が28年度4701万円、29年度4671万円、30年度4233万円、国の負担割合が高い「その他分」が28年度304万円、29年度203万円、30年度317万円であったのに、施設等分の金額とその他分の金額とを取り違えて計上するなどしていた。

また、同町は、令和元年度の負担金の交付額の算定に当たり、指定施設サービスに係る特定入所者介護サービス費について基礎資料からの計数の転記を誤ったため、施設等分の金額を少なく集計し、これを介護給付費等の全体額から差し引いてその他分の金額を過大に算出していた。

このため、平成28年度から令和元年度までに交付された負担金交付額計4億6349万円のうち計645万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者（事業主体）	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘　要
高知県	高岡郡津野町	平成28～令和元	円 4億6349万	円 645万	施設等分及びその他分の区分を誤っていたものなど

介護保険の財政調整交付金の交付が過大

５件　不当金額(支出)　１億１０６０万円

(前年度　１３件　２億０３３２万円)

1　交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲65ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」。また、第1号被保険者の総数に占める85歳以上の者の割合を「85歳以上後期高齢者加入割合」、第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の者の割合を「85歳未満後期高齢者加入割合」)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、次により算定することとなっている。

普通調整交付金の額　＝　調整基準標準給付費額　×　普通調整交付金交付割合　×　調整率

そして、調整基準標準給付費額は、介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用の合計額から収入額を控除した額、また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合となっている。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数(平成29年度までは、後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数)である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

2　検査の結果

5県の5市は、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計1億1060万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘　要
青森県	弘前市	平成27～令和元	円 63億7121万	円 8128万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
茨城県	水戸市	平成28、29	18億8420万	196万	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
静岡県	伊東市	28、29、令和元	11億2207万	1004万	同
愛知県	あま市	元	1億2565万	210万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
和歌山県	海南市	元	4億8229万	1521万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
計	5事業主体		99億8544万	1億1060万	

労働者福祉対策事業費補助金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　６７９万円

1　補助金の概要等

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法(以下「共済法」)に基づき、中小企業者である事業主が、独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年9月30日以前は勤労者退職金共済機構)と中小企業退職金共済契約(以下「共済契約」)を締結して(共済契約を締結した事業主を「共済契約者」)、その雇用する従業員を被共済者(従業員が共済契約に基づく被共済者となることを「共済加入」)として、被共済者ごとに掛金月額を定めて機構に納付するものである。そして、被共済者が退職した場合には、当該被共済者等に機構が退職金を支給することとなっている。なお、現に共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな共済契約を締結できないこととなっている。

厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省)は、機構が中小企業者による共済契約の新たな申込みを促進するなどのために共済法等に基づき実施する、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置(以下「掛金負担軽減措置」)に対する助成等を行うための労働者福祉対策事業費補助金(以下「国庫補助金」)を機構に交付している。国庫補助金の額は、掛金負担軽減措置が行われた期間における掛金月額を補助対象経費として、この額に1/2を乗ずることなどにより算定することとなっている。

機構は、26年12月に、日本生命保険相互会社の従業員Ａが中小企業者に対する共済契約の申込みを勧奨するなどの契約取次業務に関与した共済契約について不正が判明したとして、調査の結果を公表した。さらに、機構は、令和2年7月に、従業員Ａによる不正に関連して、更なる不正が判明したとして追加調査の結果を公表した。

2　検査の結果

機構は、会社が契約取次業務を行った共済契約の一部について、掛金負担軽減措置により減額した掛金の額を含む掛金の総額に相当する額が退職金として支払われるようになる掛金納付月数(24か月)に達してから間もない時期に、退職金の請求が集中しているなどの特異な兆候が見受けられているにもかかわらず、上記の2回にわたる調査の際に適切な調査を実施していなかった。このため、本院は、機構に対して、これらの共済契約及びこれらの共済契約の契約取次業務に関与した会社の従業員Ｂが関与するなどした他の共済契約について調査を行うよう求めた。

調査の結果、共済契約者が事業を営んでいないにもかかわらず、事業を営んでいるとして共済契約を締結していたり、共済契約者が雇用していない者を雇用しているとして共済加入させていたり、共済契約者が既に被共済者である者を重ねて共済加入させていたり、被共済者が退職していないにもかかわらず、退職したとして機構に退職金を請求していたりしていた事態が見受けられた。このため、これらの事態に係る掛金負担軽減措置については、いずれも共済法に反して共済契約の締結、共済加入又は退職金の請求が行われていたものであり、適正を欠いていると認められる。

したがって、平成12年度から22年度までの各年度及び24年度に機構に対して交付された国庫補助金826億0337万円のうち、上記の掛金負担軽減措置に対する助成として交付された国庫補助金計679万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金 交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘　要
厚生労働本省	独立行政法人勤労者退職金共済機構	平成 12～22、24	円 826億0337万	円 679万	適正を欠く掛金負担軽減措置が行われていたもの

介護給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額(支出)　１４９５万円

（前年度　１件　２３５３万円）

1　介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2　検査の結果

16事業者に対して15都道府県の53市区町等の実施主体が行った平成25年度から30年度までの間における介護給付費の支払が計5285万円過大となっていて、これに対する国の負担額1495万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア　通所介護

9事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算したりしていた。このため、介護給付費の支払が28市区町等で計2922万円過大となっていて、これに対する国の負担額874万円は負担の必要がなかった。

イ　介護療養施設サービス

3事業者は、介護療養施設サービスを提供する病院に医師の員数の特例が適用され、医師の員数が3未満となっていたのに、介護報酬の算定に当たり、1日につき12単位を所定単位数から減算していなかった。このため、介護給付費の支払が10市町で計1090万円過大となっていて、これに対する国の負担額270万円は負担の必要がなかった。

ウ　その他の介護サービス

ア及びイのほか、訪問介護及び介護福祉施設サービスの2介護サービスについて、4事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が16市区町で計1272万円過大となっていて、これに対する国の負担額350万円は負担の必要がなかった。

都道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘　要
		平成	件	円	円	
北 海 道	1町(1)	29	507	611万	150万	ウ
秋 田 県	1市(1)	29、30	170	166万	48万	ウ
秋 田 市	1市(1)	25～30	2,908	386万	117万	ア
茨 城 県	13市区町(2)	26～29	1,094	427万	123万	イ、ウ
東 京 都	9市区(2)	25～30	4,168	410万	122万	ア
名古屋市	4市(1)	26～30	4,322	689万	205万	ア
東三河広域連合	注(2) 1広域連合(1)	28～30	1,769	197万	57万	ア
京 都 市	1市(1)	25～29	1,790	166万	51万	ア
兵 庫 県	3市(1)	27～29	1,095	612万	183万	ア
岡 山 県	1市(1)	28～30	508	161万	39万	イ
倉 敷 市	3市町(1)	30	536	191万	54万	ア
高 松 市	9市町(2)	25～30	2,603	995万	259万	イ、ウ
松 山 市	6市町(1)	30	543	267万	82万	ア
計	53実施主体(16)		22,013	5285万	1495万	

注(1) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。
注(2) 30年3月31日以前は1市

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額(支出)　６６万円

（前年度　１件　３６６万円）

1　自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援Ａ型(注)等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労継続支援Ａ型に要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス事業所において、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月未満の月については70/100を、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、適正な指定障害福祉サービスの提供を確保するために、サービス管理責任者による指揮の下、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた就労継続支援Ａ型計画を作成することなどの要件(以下「計画作成要件」)を満たしていない場合には、計画作成要件を満たしていない月から計画作成要件を満たすことになった月の前月まで、就労継続支援Ａ型計画未作成減算として、基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から3月未満の月については70/100を、3月以上の月については50/100(29年度以前は95/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

（注）　就労継続支援Ａ型　　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

2　検査の結果

福井県に所在する1事業者は、就労継続支援Ａ型に係る訓練等給付費について、サービス管理責任者を配置していなかったなどしていたのに、一部の期間についてサービス管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したり、就労継続支援Ａ型計画未作成減算として基本報酬の単位数に95/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、29、30両年度に、上記の1事業者に対して5市町が行った訓練等給付費の支払が計138件、計132万円過大となっていて、これに対する国の負担額計66万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額(支出)　９１１万円

(前年度　１件　１００７万円)

1　障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を事業所に専任で配置している場合には、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(以下「管理責任者専任加算」)の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。(注)また、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」)として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月未満の月については70/100を、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注)　30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、管理責任者専任加算は、改定後の基本報酬に組み込まれることとなり、29年度をもって廃止された。

2　検査の結果

4県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。

このため、28年度から令和元年度までの間に、上記の4事業者に対して12市町が行った障害児通所給付費の支払が計837件、計1823万円過大となっていて、これに対する国の負担額911万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県　名	実施主体 (事業者数)	年　度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘　要
			件	円	円	
埼 玉 県	2市(1)	平成28	134	298万	149万	放課後等デイサービス
岐 阜 県	2市(1)	令和元	22	293万	146万	同
三 重 県	2市(1)	平成30	447	519万	259万	児童発達支援、放課後等デイサービス
沖 縄 県	6市町(1)	28～30	234	713万	356万	放課後等デイサービス
計	12市町(4)		837	1823万	911万	

－農林水産省－

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農しなかったなどしていて補助対象外

４件　不当金額(支出)　８１２万円

1　補助事業の概要

農業次世代人材投資(平成28年度は青年就農給付金)事業は、4事業主体が、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者等への資金の交付等を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図るなどするために、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」)に原則として年間150万円の農業次世代人材投資資金を交付する事業に要した経費について、国庫補助金を交付したものである。

実施要綱等によれば、資金の交付を受けた研修生は、研修終了後1年以内に就農する必要があり、就農しなかった場合は、資金の全額を返還しなければならないこととされている。ただし、やむを得ない理由により研修終了後1年以内の就農が困難であるとして事業主体に就農遅延届を提出し、事業主体がこれを承認した場合には、就農を遅延することができるが、その遅延期間は研修終了後から1年経過後原則1年以内とされている。また、資金の交付を受けた研修生は、資金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間(以下「全額返還対象期間」)において毎年7月末及び1月末の期限までにその直前の6か月間の就農状況報告を事業主体に提出しなかった場合又は全額返還対象期間にわたり就農を継続しなかった場合には、資金の全額を返還しなければならないこととされている。

2　検査の結果

兵庫県は、研修生2名について、研修終了後1年以内に就農できなかったことから遅延期間を1年間とする就農遅延届の提出を受けて、これを承認していたが、両名が遅延期間を経過しても就農しておらず、就農報告も提出していなかったのに、両名が就農したかを十分に確認しておらず、両名に交付した資金を返還させていなかった。また、一般社団法人高知県農業会議(以下「高知県農業会議」。高知県から29年4月1日に業務の移管を受け、同県が実施していた本件事業の事業主体としての業務のほか、同県が28年度以前に資金を交付するなどした者に関して29年度以降に発生する業務について、同県から移管を受けている。)は、研修生1名(同人は28年度は高知県から、29年度は高知県農業会議から、それぞれ資金の交付を受けていた。)について、全額返還対象期間において二度にわたり上記の期限までに就農状況報告を提出しておらず、さらに、期限到来後の督促にも応じずに就農状況報告を提出していなかったのに、同人に交付した資金を返還させていなかった。そして、熊本県は、研修生1名について、全額返還対象期間にわたり就農を継続しておらず、就農状況報告も提出していなかったのに、同人が就農を継続しているかを十分に確認しておらず、同人に交付した資金を返還させていなかった。

したがって、4事業主体が上記の4名に交付した資金計812万円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計812万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					円	円	円	円
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	兵庫県 (事業主体)	農業次世代人材投資	平成 29	3637万 (3637万)	3637万	300万 (300万)	300万
同	同	高知県 (事業主体)	青年就農給付金	28	7212万 (7212万)	7212万	150万 (150万)	150万
同	同	同 一般社団法人高知県農業会議 (事業主体)	農業次世代人材投資	29	6287万 (6287万)	6287万	137万 (137万)	137万
同	同	熊本県 (事業主体)	青年就農給付金等	28、29	2億6650万 (2億6650万)	2億6650万	225万 (225万)	225万
計		4事業主体			4億3787万 (4億3787万)	4億3787万	812万 (812万)	812万

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など

１件　不当金額(支出)　５億００６５万円

1　交付金事業の概要

京都府京都市は、平成28年度から30年度までの間に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、京都市中央卸売市場第一市場内の立体駐車場の建設、水産棟の改修等を実施した。

「強い農業づくり交付金実施要領」、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」等(これらを「実施要領等」)によれば、事業主体は、事業完了後に実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告することとされ、都道府県知事等は、当該報告を受けた後に交付対象事業が適正に完了したことを確認することとされている。そして、農林水産省は、実績報告書に記載することとされている交付金事業の成果は事業実施年度末時点における工事の出来高であるとしている。

また、実施要領等によれば、既存施設の撤去に係る費用は交付の対象外とされており、交付金の交付率については、施設区分ごとに設定されていて、売場施設区分は4/10、駐車施設区分等は1/3とされている。

2　検査の結果

同市は、28年度事業(29年度に繰越し)及び29年度事業(30年度に繰越し)を事業費計45億0233万円(交付対象事業費同額)で実施したとする実績報告書を京都府に提出して、交付金計15億7955万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記の交付対象事業費45億0233万円に、請負業者に支払った翌年度の工事に係る前払金計10億7900万円を含めており、実際の工事の出来高は、29年度末時点14億7395万円、30年度末時点19億4937万円、計34億2333万円となっていた。したがって、実績報告書の交付対象事業費45億0233万円のうち上記の10億7900万円は、実績報告書に記載することとされている事業実施年度末時点における工事の出来高ではなく、交付の対象とならないものであった。また、同市は、駐車施設等の建設用地上にあった既存施設の撤去に係る費用は交付の対象とならないのに、その費用計2億4478万円を交付対象事業費に含めていたり、水産棟の改修として整備した施設のうち、屋外駐車場のスロープ等に係る交付対象事業費計8350万円は、駐車施設区分等に該当するため、交付率を1/3とすべきなのに、交付率4/10を適用していたりしていた。

したがって、前記の事業実施年度末時点における工事の出来高に該当しない額及び既存施設の撤去に係る費用を交付対象事業費から除外し、駐車施設区分等に該当する施設等に係る交付対象事業費に交付率1/3を適用して、適正な交付金の額を算定すると計10億7890万円となり、前記の交付金交付額15億7955万円との差額5億0065万円が過大となっていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					円	円	円	円
近畿農政局	京都府	京都市 (事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成 28～30	45億0233万 (45億0233万)	15億7955万	14億0729万 (14億0729万)	5億0065万

農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

１件　不当金額(支出)　１５５万円

1　補助事業の概要

東そのぎ上地区活性化協議会は、平成30年度(29年度から繰越し)に、農林水産物・食品輸出促進対策事業として、輸出相手国における日本茶のプロモーション活動等を実施した。

茶輸出特別支援事業実施要領によれば、補助対象事業費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業に係る経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類により金額等が確認できるものとされている。

2　検査の結果

協議会は、本件補助事業の実施に当たり、30年8月から31年2月にかけて、九州農政局から国庫補助金計1127万円の交付を概算払により受けていた。そして、協議会は、31年4月に同事業を事業費1127万円(補助対象事業費同額)で実施したとする実績報告書を同農政局に提出し、同月に同額で国庫補助金の額の確定を受けていた。

しかし、協議会から同農政局に提出された書類を確認したところ、上記の事業費に含まれていた調査旅費、会場借料等の経費計155万円は、領収書等の証拠書類により金額が確認できないなどとなっており、補助の対象とならないものであった。

したがって、上記の経費155万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額155万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
九州農政局	東そのぎ上地区活性化協議会 (事業主体)	農林水産物・食品輸出促進対策	平成 29、30	1127万 (1127万)	1127万	155万 (155万)	155万

森林環境保全整備事業として実施した間伐等が補助対象外

１件　不当金額(支出)　１２７万円

（前年度　１件　１０５３万円）

1　補助事業の概要

鳥取県中部森林組合は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林環境保全整備事業(以下「整備事業」)として、間伐及びこれと一体となった森林作業道整備を実施した。

実施要領等によれば、整備事業の対象となる間伐は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づいて行うこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。また、上記の要件については、特例として、現に認定を受けている森林経営計画(以下「現計画」)において森林経営計画の継続性があることが確認できる場合は、現計画と旧森林経営計画(以下「旧計画」)の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行われた間伐の施行地については、当該施行地の面積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができることとされている。そして、整備事業の対象となる森林作業道整備は、整備事業の対象となる間伐と一体的に実施することなどとされていることから、当該間伐が上記の要件を満たさない場合は整備事業の対象としないことになっている。

2　検査の結果

組合は、琴浦町長の認定を受けた森林経営計画に基づき、平成29、30両年度に施行地の面積計5.13haの間伐を実施したとして、また、29年度に当該間伐と一体的に延長63ｍの森林作業道整備を実施したとして、30年度に、これらをまとめて鳥取県に整備事業に係る補助金の交付申請書を提出し、事業費計426万円に対して、国庫補助金計127万円の交付を受けていた。そして、上記5.13haの間伐の施行地は、1.70haの施行地と3.43haの施行地からなっていた。このうち、1.70haの施行地における間伐は、計画期間が30年3月28日から令和5年3月27日までとする現計画に基づくものであり、3.43haの施行地における間伐は、計画期間が平成25年3月28日から30年3月27日までとする旧計画に基づくものであった。そのため、組合は、現計画と旧計画は計画期間が連続していることから、両計画には継続性が認められ上記の特例に該当するとして、3.43haにおける間伐についても現計画に基づくものとして取り扱うことができると認識して上記の交付申請等を行っていた。

しかし、3.43haの施行地における間伐は、旧計画に基づき29年12月から30年2月までの間に実施したものであるのに対して、1.70haの施行地における間伐は、現計画に基づき30年4月に実施したものであった。すなわち、3.43haの施行地の間伐は、現計画において計画されておらず、上記のように旧計画の計画期間内に完了していて、両計画の計画期間にまたがって実施されてはいないことから、その面積を現計画に基づくものとして取り扱うことはできないものであった。この結果、いずれの施行地における間伐についても、その面積の合計が森林経営計画ごとに5ha以上という要件を満たしていなかった。そして、上記3.43haの間伐と一体的に実施した延長63ｍの森林作業道整備については、当該間伐が要件を満たしていないことから、整備事業の対象とならないものとなっていた。

したがって、本件整備事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金127万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 （国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 （国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
林野庁	鳥取県 鳥取県中部森林組合 （事業主体）	森林環境保全整備	平成30	円 426万 （426万）	円 127万	円 426万 （426万）	円 127万

護床工の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　１７１８万円

（前年度　１件　９５５万円）

1　補助事業の概要

兵庫県養父市は、平成30年度に、農業用施設災害復旧事業として、養父市大屋町中地内において、29年9月の台風第18号により被災した頭首工の固定堰(ぜき)のエプロンと護床工として設置されていた護床ブロック(延長47.0m。以下「ブロック」)の一部等を復旧する工事を事業費1933万円(国庫補助金等交付額1718万円)で実施した。上記の工事は、河床の洗掘された箇所(最大2.6m。以下「被災後の河床」)を割栗石を用いて被災前の河床高さまで埋め戻して新たに河床を築造し、この河床の上に、エプロンを築造したり、ブロック57個を製作して鉄筋等で連結して設置したりなどしたものである。

同市は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」(以下「標準工法」)に基づくなどして行っており、標準工法によれば、各事業主体は現場状況等を調査し、妥当な工法で実施することとされている。そして、標準工法に示された工法を用いることが不適当と判断される場合は、土地改良事業計画設計基準(以下「設計基準」)等に基づくこととされている。また、護床工としてブロックを設置する場合には、流水による河床土砂の吸出しを防止するために適切な工法(以下「吸出し防止策」)を選択することなどとされており、設計基準においても、標準工法と同様に、現場の状況を的確に把握した上で適切な吸出し防止策を選択することとなっている。

2　検査の結果

同市は、本件護床工の設計に当たり、被災前の護床工は吸出し防止策が未施工ではあるものの、供用開始から約40年間にわたり河床土砂の吸出し防止の機能を有していたと考えていたこと、被災後の河床を目視により確認したところ玉石等を中心に構成されていて、土砂が吸い出されることはないと認識していたことなどから、標準工法で示された吸出し防止策を講じなくても、被災前における機能の回復ができると判断して、これにより設計し、施工していた。

しかし、前記のとおり、ブロックを設置する河床は、本件工事で新たに築造したものであるため、被災後の河床に割栗石の隙間よりも粒径の小さい土砂が存在する場合には、この隙間から土砂が吸い出されることとなり、被災前における機能は回復できないものとなっている。そして、前記のとおり、標準工法等において、護床工の設計に当たっては、現場の状況を的確に把握した上で適切な吸出し防止策を選択することとなっているのに、同市は、被災後の河床の状況を目視により確認したのみであって、被災後の河床の状況を的確に把握しないまま、単に河床にブロックを設置しており、吸出し防止策を講じていなかった。このため、本件護床工は、流水の作用により埋め戻した割栗石の隙間を通って被災後の河床から土砂が吸い出されることによって、被災後の河床に洗掘が生ずるおそれのある構造となっていた。現に、本件現場を確認したところ、被災後の河床からの土砂の吸出しにより、本件工事で設置したブロック57個のうち26個のブロックの設置面の河床が最大で22.0cm沈下している状況となっていた。

したがって、本件工事(工事費1933万円)は、護床工の設計が適切でなかったため、被災後の河床から土砂が吸い出されて被災後の河床の洗掘が進行することなどにより固定堰に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金1718万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
近畿農政局	兵庫県	養父市 (事業主体)	農業用施設災害復旧	平成 30	円 1933万 (1769万)	円 1718万	円 1933万 (1769万)	円 1718万

ガードレールの設計が不適切

１件　不当金額(支出)　１０８０万円

1　交付金事業の概要

神奈川県は、平成27、28両年度に、農山漁村地域整備交付金事業として、伊勢原市上平間地内等大城地区において、老朽化している農業用水路の機能を回復するために、既存の農業用水路及び当該農業用水路に並行する県道44号線に設置されている既存のガードレールを撤去して、それぞれの位置に新たにプレキャストコンクリート製のＵ型水路(内空断面の幅1.0ｍ又は1.1ｍ、高さ0.7ｍ、延長計155.7ｍ。以下「Ｕ型水路」)及び支柱を土中に埋め込む構造のガードレール(延長計139ｍ。以下「本件ガードレール」)の設置等を事業費5633万円(交付金交付額2816万円)で実施した。

2　検査の結果

同県は、Ｕ型水路の設計について、「土地改良事業計画設計基準　設計「水路工」」等に基づき行うこととしており、Ｕ型水路の部材の応力計算に当たり、Ｕ型水路に接する道路側の土圧、及び道路を走行する車両の自動車荷重を考慮してＵ型水路の道路側の側壁の鉄筋に作用する引張応力度(注)を29.65N/㎟と算定し、許容引張応力度(注)157N/㎟を下回ることから応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。また、同県は、ガードレールの設計について、「車両用防護柵標準仕様・同解説」(以下「防護柵設計標準」)等に基づき行うこととしており、防護柵設計標準によれば、車両がガードレールに衝突する際の荷重(以下「衝突荷重」)に対する支柱の支持力は、支柱1本が関与する背面土の質量(以下「背面土質量」)を算出するなどして評価することとされている。そして、本件ガードレールの構造等における支柱の支持力については、背面土質量が0.82ｔ以上必要とされている。

しかし、同県は、本件ガードレールについて、構造等に応じた支柱の支持力についての検討を行うことなく施工していた。

そこで、本件ガードレールの支柱の支持力について防護柵設計標準に基づき評価を行ったところ、延長139ｍ全体において、支柱がＵ型水路の道路側の側壁に近接していたことなどから、背面土質量が、必要とされる0.82ｔに対して、0.03ｔから0.07ｔと大幅に下回っていて、本件ガードレールの支柱は背面土質量による所要の支持力が得られていなかった。また、本件ガードレールの支柱が所要の支持力を得られていなかったことから、本件ガードレールに車両が衝突した場合、Ｕ型水路のうち本件ガードレールに近接している延長計134ｍの区間については衝突荷重が作用することになる。そこで、この区間について改めて衝突荷重を考慮して応力計算を行ったところ、Ｕ型水路の道路側の側壁の鉄筋に作用する引張応力度は723.40N/㎟となり、許容引張応力度259.05N/㎟(衝突時)を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件ガードレールの全体、Ｕ型水路のうち上記延長134ｍの区間等(工事費相当額計2160万円)は、本件ガードレールの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計1080万円が不当と認められる。

(注)　引張応力度・許容引張応力度　「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
農林水産本省	神奈川県(事業主体)	農山漁村地域整備交付金	平成27、28	円 5633万 (5633万)	円 2816万	円 2160万 (2160万)	円 1080万

事務所棟の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　５２３万円

1　交付金事業の概要

及川冷蔵株式会社(以下「会社」)は、平成26、27両年度に、東日本大震災復興交付金(水産業共同利用施設復興整備)事業として、岩手県大船渡市において、水産物加工処理施設の衛生管理体制の向上等を目的として、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により、木造平屋建ての現場事務所棟1棟(以下「事務所棟」)の新築等を事業費1億6918万円(交付対象事業費1億5665万円、交付金交付額1億0769万円)で実施した。

木造建築物は、建築基準法等に基づき、地震や風により生ずる全ての方向の水平力に対して安全であるように、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を釣合い良く配置しなければならないなどとされている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(はり)」等に基づき、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、梁、土台、基礎コンクリート等(以下「土台等」)と接合することとなっている。

2　検査の結果

会社が事務所棟の設計及び施工を請け負わせた建設会社は、柱と柱との間に筋交いを設置した耐力壁を張り間方向(注1)に6か所及び桁行方向(注1)に4か所それぞれ配置すれば安全であるとして設計し、これにより施工することとしていた。

しかし、設計図面には、柱頭又は柱脚と土台等とを接合する金物等を使用する箇所やその種類が示されていなかった。そこで、事務所棟における実際の柱頭又は柱脚と土台等との接合状況について確認したところ、耐力壁を構成する16本の柱のうち4本の出隅の柱(注2)を含む計5本の柱の計10か所の接合箇所において、必要な引抜耐力を有する金物等が使用されていなかった。

このため、事務所棟は、土台等との接合方法が適切でない上記5本の柱で構成された壁が耐力壁として機能しない状態となっており、桁行方向については耐力壁が全く設置されていない状態となっていた。

したがって、事務所棟は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額523万円が不当と認められる。

(注1)　張り間方向・桁行方向　　一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注2)　出隅の柱　　建物の外側の隅の柱

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					円	円	円	円
水産庁	大船渡市	及川冷蔵株式会社(事業主体)	東日本大震災復興交付金(水産業共同利用施設復興整備)	平成26、27	1億6918万 (1億5665万)	1億0769万	822万 (761万)	523万

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金により造成した基金を用いて実施した事業の補助対象事業費の一部が補助対象外

２件　不当金額(支出)　１１３９万円

1　基金事業の概要

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、交付要綱等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を実施する畜産クラスター協議会(注)に対して、この基金を取り崩して、都道府県を通じて補助金(以下「基金補助金」)を交付している。

実施要領によれば、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等の施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備等に要する経費とされている。そして、補助の対象となる施設とは、家畜の種類ごとに定められた繁殖雌牛用牛舎等の家畜飼養管理施設等であり、施設と一体的に整備する設備とは、当該施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、当該施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

(注)　畜産クラスター協議会　　地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合等の関係者が参画し設立する協議会

2　検査の結果

2協議会のそれぞれの構成員である2事業主体は、事業費計9億5828万円(補助対象事業費計8億6596万円)で家畜飼養管理施設等の施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備を実施したとして2協議会に報告していた。そして、2協議会は、報告を受けた上記の事業費に基づいてそれぞれ補助対象事業費を算定した上で、新潟県に対して実績報告書を提出し、同県を通じて基金補助金計4億3298万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けて、同額を2事業主体に交付していた。

しかし、上記の事業費には、構内道路のアスファルト舗装等の整備に要する経費が含まれており、これらは、家畜飼養管理施設等の施設ではないことから、補助の対象となる施設に該当せず、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものではないことなどから、施設と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。

したがって、上記構内道路のアスファルト舗装等の整備に要する経費計2278万円は補助の対象とはならず、取り崩された基金計1139万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					円	円	円	円
農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	新潟県 十日町妻有ポーク振興協議会 有限会社姿農場 (事業主体)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策	平成 28、29	4億7660万 (4億4130万)	2億2065万	570万 (570万)	285万
同	同	新潟県 世界農業遺産の島“佐渡”畜産推進協議会 佐渡農業協同組合 (事業主体)	同	29、30	4億8168万 (4億2466万)	2億1233万	1708万 (1708万)	854万
計		2事業主体			9億5828万 (8億6596万)	4億3298万	2278万 (2278万)	1139万

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１５２万円

(前年度　２件　２３６万円)

1　基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐え得る操業体制を確立するための漁業用機器(以下「機器」)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に対して、導入する機器等の本体価格の1/2以内の金額を助成することとされている。そして、導入する機器等の本体価格は、代替される既設の機器(以下「被代替機器」)等の下取価額を控除し、消費税相当額を除いたものとされている。また、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2　検査の結果

事業主体Ａは、平成28年度に、機器等導入事業として、被代替機器と比較して生産性の向上に資する漁船の機器(いか釣り機)の導入を事業費1274万円で実施したとして、助成対象経費を機器の本体価格1180万円とする実績報告書等を機構に提出し、助成金590万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記機器の購入代金の支払状況等を確認したところ、Ａは、販売業者から被代替機器に係る下取価額305万円の支払を受けていたにもかかわらず、当該下取価額を控除しないまま上記機器の本体価格を実績報告書に計上していた。このため、実際に要した費用は実績報告書に計上された本体価格よりも低額となっていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると874万円となり、これに対する適正な助成金の額は437万円となることから、前記の助成金590万円との差額152万円が過大に交付されており、取り崩された基金152万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	Ａ (事業主体)	競争力強化型機器等導入緊急対策	平成 28	円 1274万 (1180万)	円 590万	円 305万 (305万)	円 152万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

農業・食品産業強化対策整備交付金事業で整備した米の保管等を行う共同倉庫に、被災した既存の倉庫の機能が集約されておらず、流通コストが事業実施前を大きく上回るなどしていて補助の目的不達成

１件　不当金額(支出)　５億２５４４万円

1　交付金事業の概要

熊本県経済農業協同組合連合会(以下「経済連」)は、平成28、29両年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、平成28年熊本地震の影響により共同利用施設等が被災した地域において農業生産基盤の回復等を図るために、品質向上物流合理化施設(以下「共同倉庫」)を整備した。

平成28年熊本地震被災施設整備等対策実施要領等によれば、同事業の対象は、被災した集出荷貯蔵施設等の再取得等とされ、これに係る費用について支援することとされている。また、同事業は、被災前に比べて農畜産物の単位面積当たりの流通コストを1%以上低減することなどの成果目標の達成に資するものとして行うこととされている。

事業主体である経済連が策定し熊本県が承認した事業実施計画等によれば、被災した既存の米の保管等を行う倉庫計15か所(以下「既存倉庫」)を個別に修理等するのではなく、共同倉庫1棟を新設して米の保管等を行う倉庫の機能を集約すること、及び共同倉庫にフレキシブルコンテナによる保管機械施設等を導入して、物流の合理化を図り流通コストを低減することを目的としていた。また、成果目標については、事業実施計画において、受益面積10ａ当たりの流通コスト(以下「10ａ当たりの流通コスト」)を27年度の2,543円から1.1%低減させて、目標年度である30年度に2,514円にするとしていた。

2　検査の結果

共同倉庫の低調な利用が続いていたことから、既存倉庫について、現地を確認するなどしたところ、既存倉庫のうち7か所の倉庫(以下「7倉庫」)で保管等を行っている米については、紙袋による包装形態で流通しているため、フレキシブルコンテナの利用が前提とされた共同倉庫に持ち込むことができていなかった。このため、7倉庫は共同倉庫の供用開始以降も引き続き米の倉庫として使用されていて、米の保管等を行う倉庫の機能が集約されていなかった。

また、経済連が同県に提出した実施状況報告によると、30年度の10ａ当たりの流通コストは1,874円となっていて、成果目標の2,514円を達成したとしていたが、これは共同倉庫に係る光熱費、荷役料等の経費のみを基に算出されたものであり、7倉庫に係る光熱費、荷役料等の経費は考慮されていなかった。そして、7倉庫に係る経費を含めて30年度の10ａ当たりの流通コストを算出すると3,161円となり、事業実施前の27年度の10ａ当たりの流通コスト2,543円をも大きく上回っており、集約することにより物流を合理化して流通コストを低減するという目的は達成されていなかった。

したがって、米の保管等を行う倉庫の機能を集約するために共同倉庫を新設したにもかかわらず、共同倉庫に計画どおり米の保管等の機能が集約されておらず、物流の合理化により低減するとしていた流通コストは事業実施前を大きく上回るなど、本件交付金事業により整備された共同倉庫(事業費11億3496万円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額5億2544万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
九州農政局	熊本県	熊本県経済農業協同組合連合会(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成28、29	円 11億3496万 (11億3496万)	円 5億2544万	円 11億3496万 (11億3496万)	円 5億2544万

特定地域経営支援対策事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切

１件　不当金額(支出)　１７５８万円

1　補助事業の概要

沖縄県農業協同組合は、平成26、27両年度に、特定地域経営支援対策事業として、農家所得の向上と消費者に向けた安心かつ安全で安価な農産物の供給による地産地消の促進を図るために、南風原町内において、産地形成促進施設である農畜産物直売所の整備を事業費3億1625万円(補助対象事業費2億8955万円)で実施した。

特定地域経営支援対策事業実施要綱等によれば、産地形成促進施設の補助の対象となる施設等は、販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等で、必要最小限のものとするとされており、産地形成促進施設の規模は延べ床面積1,000㎡を上限として(上限となる施設の規模を「上限規模」)、上限規模を超えた部分は補助の対象外とされている。

また、農林水産省の通知によれば、本事業の実施に当たり、建築基準法等に基づく確認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該確認等を得るものとすることとされている。そして、同省は、上限規模と比較する延べ床面積の算定に当たっては、建築確認申請における延べ面積(建築物の各階の床面積の合計)と一致させるべきであるとしている。

2　検査の結果

農畜産物直売所は、売場、作業場、事務所等を有する建屋のほか、建屋の前面及び側面には店舗の出店等が可能な広さを確保したポーチがあり、また、建屋の背面には商品の搬入に使用する荷さばき場(ポーチ及び荷さばき場を「ポーチ等」)がある構造となっている。一方、組合は、事業実施計画において、延べ床面積について、建屋のみの981.5㎡とし、27年4月に、上記の延べ床面積で整備したとする実績報告書を南風原町に提出し、国庫補助金1億9303万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記の事業実施計画において、建屋のほか、ポーチ等についても本件補助事業で整備する施設として、その整備費を補助対象事業費に含めていた。また、組合は、26年7月に行った建築確認申請において、建屋の延べ床面積981.5㎡のほか、出入口等を除いたポーチの一部及び荷さばき場の面積を含めた計1,498.7㎡を農畜産物直売所の延べ面積として申請し、27年4月に、沖縄県知事が指定した指定確認検査機関から同面積を延べ面積とする検査済証の交付を受けていた。

現に、組合は、ポーチにおいては、出入口として使用するほか、27年4月の開店時から、店舗、店舗の陳列棚、椅子、飲食スペース等を設置して販売等の作業を行うなどしており、荷さばき場においても、物品の保管等を行うなどしていて、いずれの施設も建屋内と同様な用途で使用していた。

これらのことから、組合は、本件補助事業の延べ床面積の算定に当たって、建屋の延べ床面積のほかポーチの一部及び荷さばき場の面積を含めて1,498.7㎡と算定すべきであったと認められた。

したがって、農畜産物直売所の延べ床面積を1,498.7㎡とし、上限規模の延べ床面積1,000㎡を超えた498.7㎡の部分に係るポーチ等の施設の整備費を除いて適正な補助対象事業費を算定すると2億6316万円となり、前記の補助対象事業費2億8955万円との差額2638万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額1758万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					円	円	円	円
沖縄総合事務局	沖縄県	島尻郡南風原町 沖縄県農業協同組合 (事業主体)	特定地域経営支援対策	平成 26、27	3億1625万 (2億8955万)	1億9303万	2638万 (2638万)	1758万

－経済産業省－

電源立地地域対策交付金により整備した消火栓配管の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　３５１万円

1　交付金事業の概要

福井県大飯郡高浜町は、令和元年度に、電源立地地域対策交付金事業として、高浜町立和田小学校において、災害時における消火栓の機能を確保することを目的として、老朽化した消火栓配管を改修する工事を工事費707万円(全額交付金交付対象。交付金交付額600万円)で実施した。同町は、本件工事の設計に当たり、建築基準法、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(以下「標準仕様書」)等に基づいて設計図書を作成していた。

建築基準法等に基づく告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(以下「告示」)によれば、建築物に設ける配管設備は、地震等に対して安全上支障のない構造とすること、管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手等を設けるなど有効な損傷防止のための措置を講ずることなどとされている。

そして、告示で定める地震等に対して安全上支障のない配管設備の構造として、標準仕様書等において、横走り配管については、その呼び径に応じて、吊(つ)り金物による吊り及び形鋼振れ止め支持を行うこととなっている。また、建築物が構造的に切り離された接合部分における配管については、フレキシブルジョイント(注)等による変位吸収措置を管軸方向及び管軸直角方向の2方向に対して行うことなどとなっている。

また、本件工事の契約書によれば、設計図書の表示が明確でないときなどには、請負人は同町が定めた監督職員に直ちにその旨を通知し、その確認を請求しなければならないこと、監督職員は契約の履行について請負人に指示し、協議し、又は承諾を与えるなどすることとされている。

(注)　フレキシブルジョイント　　配管の変位、伸縮、振動等を吸収できる可撓(とう)性のある管継手

2　検査の結果

同町は、本件工事の設計に当たり、横走り配管(延長計110.55m)の形鋼振れ止め支持については、建築物の壁面に固定する三角ブラケットを用いることとしていたが、これを用いることができない場合の支持方法を設計図書に明示していなかった。そして、上記横走り配管のうち2か所の配管(延長計18.3m)については、壁面から離れた所に位置するなどしていて三角ブラケットを用いることができないため、本件工事の請負人は、吊り金物による吊りだけを行うこととして、監督職員に確認を請求し、監督職員は請求どおり承諾を与えたため、形鋼振れ止め支持が行われていなかった。

また、同町は、建築物が構造的に切り離された接合部分3か所の消火栓配管について、フレキシブルジョイントによる変位吸収措置を、誤って1方向にだけ行うこととする設計図面等を作成しており、本件工事はこれに基づき施工されていた。

このため、本件消火栓配管のうち計5か所の配管については、標準仕様書等で定められた要件を満たしておらず、告示で定められた地震等に対して安全上支障のない構造となっていなかった。

したがって、上記5か所の消火栓配管の設計が適切でなかったため、本件消火栓配管の一部(上記の5か所を含む配管延長計102.25m、工事費相当額414万円)は、地震等の災害時に消火栓配管が損傷して、消火栓に消防用水を供給できなくなるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計351万円が不当と認められる。

－国土交通省－

負担金債権の債権管理に当たり、債権を保全するための措置を執っていなかったため、時効により債権が消滅

１件　不当金額(収入)　３７０万円

1　負担金債権の概要等

中国地方整備局鳥取河川国道事務所は、平成23年に発生した交通事故(以下「本件交通事故」)によりトンネル内の照明配線等が損傷したため、復旧工事を工事費357万円で行っている。道路管理者である中国地方整備局長は、道路法等に基づき、本件交通事故の当事者のうち上記の損傷を与えた者の承継者(以下「債務者」)に対して、当該工事費の全額に事務費13万円を加えた計370万円を負担させる負担命令を行うとともに、分任歳入徴収官である事務所長に対して、負担金を徴収する権利(以下「負担金債権」)が発生したことを通知した。そして、事務所長は、国の債権の管理等に関する法律(以下「債権管理法」)等に基づき、債務者に対して、負担金370万円の納付期限を24年4月13日とする納入の告知を行った。

債権管理法等(注)によれば、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、納付期限を過ぎてもなお履行されていない場合には、債務者に対して、原則として督促状によりその履行を督促しなければならないこととされている。また、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置を執らなければならないこととされている。

そして、道路法(注)によれば、負担金債権は、5年間行使しない場合においては、時効により消滅することとされている。

(注)　関係法令は、負担金債権が発生してから時効により消滅するまでの期間に適用されていた法令に基づき記述している。

2　検査の結果

事務所は、債務者から、任意保険の保険会社に対して負担金の支払を請求するよう依頼があったため、保険会社と連絡等を行っていた。事務所は、保険会社から、本件交通事故の過失割合に関して債務者ともう一方の当事者との間で合意が成立するまでは負担金に充当するための保険金を支払うことができないとの説明を受けていたが、その一方で、過失割合が決まれば保険金を支払うことができるとの説明も受けていたことから、保険会社には保険金を支払う意思があると判断していた。

その後、26年8月に当事者間で民事訴訟が提起されたことから、事務所は、保険会社を通じて裁判の進捗等を確認していた。事務所は、上記の経緯等により、債務者にも支払う意思があると判断して、納付期限を過ぎても債務の履行がなかったものの、債務者に対して督促状による督促を行っていなかった。

そして、事務所は、29年2月に、保険会社から、上記訴訟の判決が確定したことから同年3月末までに保険金を支払うか否かの判断を行う旨の説明を受けていたが、同月末になっても保険会社から連絡等がなかった。

しかし、事務所は、同月末の時点で、納付期限の翌日から5年が経過して消滅時効が完成する日である29年4月13日が2週間後に迫っていることを認識していたものの、引き続き保険会社からの連絡を待つこととし、債務者に対して督促状による督促を行うなどの本件負担金債権を保全するための措置を執っていなかった。このため、本件負担金債権は、29年4月13日に消滅時効の完成により消滅した。

このように、保険金を支払うか否かの判断が保険会社に委ねられていて、保険金の支払が確約されていない中、事務所において、本件負担金債権370万円について、債権管理法等に基づき債務者に対して督促状による督促を行うなどの債権を保全するための措置を執ることなく消滅させていた事態は適切ではなく、不当と認められる。

庁舎、舗装等の取壊し等の工事の実施に当たり、設計数量の算出を誤っていたり、契約額を減額する契約変更を行っていなかったりしていたため、契約額が割高

１件　不当金額(支出)　１１９９万円

1　工事の概要

中国地方整備局は、令和元、2両年度に、官公庁施設の建設等に関する法律の規定に基づき法務省からの委任を受けて、島根県松江市において、松江法務合同庁舎の庁舎(鉄筋コンクリート造4階建て)、舗装等の取壊し等の工事を工事費1億9358万円で実施している。

本件工事は、庁舎、舗装等の取壊しを行うとともに、庁舎等の取壊しに伴って生じたコンクリートブロック、アスベストを含有する石こうボード等(これらを「コンクリートブロック等」)並びに舗装の取壊しに伴って生じた砕石及びアスファルト(これらを「砕石等」)の運搬、処分等(運搬、処分等を「処理」)を行うなどするものである。

整備局は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託して、積算数量算出書等の成果品の提出を受けており、この成果品に基づくなどして、本件工事の予定価格の算定に係る設計数量を算出するなどしている。

また、本件工事の契約書によれば、受注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないなどの事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知して、その確認を請求しなければならないこととされている。また、発注者は、当該事実が確認された場合において必要があると認められるときは、設計図書の変更等を行わなければならず、設計図書の変更等が行われた場合において必要があると認められるときは、契約額の変更等を行わなければならないこととされている。

2　検査の結果

ア　整備局は、庁舎のうち一部の居室の取壊しに伴って生じたコンクリートブロック等の処理に係る設計数量について、前記の成果品を基に404.5㎥と算出していた。しかし、この設計数量は、前記の設計コンサルタントが、算出に用いた表計算ソフトに、箇所数として1を入力すべきであるのに、誤って88と入力するなどして算出していたものであった。このため、コンクリートブロック等の処理に係る設計数量が適正な設計数量である5.4㎥に対して399.1㎥過大となっていた。また、庁舎のうち一部の居室の天井ボードの取壊し等に係る設計数量についても、同様の誤りにより1,708.0㎡過大となっていた。

イ　整備局は、建設当時に作成された図面の舗装厚450㎜を基に、舗装の取壊し及び取壊しに伴って生じた砕石等の処理に係る設計数量を393.0㎥及び393.7㎥と算出していた。そして、整備局は、工事期間中に、請負人から実際の工事現場の舗装厚が300㎜である旨の通知を受けて、これを了とする旨回答し、請負人はこれにより施工していた。しかし、上記のとおり、実際の工事現場の舗装厚が設計図書等に示されたものより薄くなっていたことから、施工数量はその割合に応じて減少することとなるのに、整備局は、必要な設計図書の変更を行った上で契約額を減額する契約変更を行っていなかった。このため、舗装の取壊し及び取壊しに伴って生じた砕石等の処理に係る設計数量が舗装厚を300㎜として算出した適正な設計数量である262.0㎥及び262.7㎥に対して、それぞれ131.0㎥過大となっていた。

ア及びイのほか、舗装の取壊し後の埋戻しを全て取りやめることにしていたのに、変更契約においては、誤って、上記埋戻しのうち一部のみを取りやめることとして設計数量を算出していたため、埋戻しに係る設計数量が393.0㎥過大となっていた。

したがって、適正な設計数量に基づくなどして、本件工事費を修正計算すると、1億8159万円となることから、本件契約額1億9358万円はこれに比べて1199万円割高となっていて不当と認められる。

根固工の設計が不適切

３件　不当金額(支出)　６５８３万円

1　補助事業の概要

栃木、広島両県は、平成27、28両年度及び30年度から令和3年度までの間に、河川等災害復旧事業として、那須塩原市金沢地内の一級河川箒川、尾道市西藤町地内の二級河川藤井川及び福山市本郷町地内の二級河川本郷川において、豪雨により被災した護岸等を復旧するために、護岸の築造、根固工の敷設等を実施した。このうち、根固工は、護岸の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック(以下「根固ブロック」)を基礎前面の河床に敷設したものである。

2県は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(以下「技術基準」)等に基づき行っている。

技術基準等によれば、護岸の破壊は、基礎部の洗掘を契機として生ずることが多いとされ、根固工は、その地点の流勢を減じて、更に河床を直接覆うことで急激な洗掘を緩和する目的で設置されるものとされている。そして、根固工は、護岸の基礎前面に洗掘を生じさせない敷設量とすることなどとされており、そのために必要となる根固ブロックの敷設幅(以下「必要敷設幅」)は、根固ブロック1列分又は2.0m程度以上の平坦幅に、その前面で河床が低下した場合に、根固ブロック敷設高から低下した河床部分に向けて生ずる斜面の長さ(勾配を30度と見込むため河床が低下した場合の深さの2倍となる。)に相当する幅(以下「斜面長相当幅」)を加えた幅を確保することとされている。

2　検査の結果

根固ブロックの敷設幅の設計に当たり、栃木県は、前記の豪雨で被災しなかった既設の根固ブロックと同様に敷設することとして、技術基準等によることなく、敷設幅を決定していた。また、広島県は、根固ブロック敷設高を変更していたのに敷設幅を見直していなかったり、根固ブロック敷設高から低下する河床の深さを誤って斜面長相当幅を算出していたりなどしていた。そして、いずれもこれにより施工していた。

このため、本件根固工は、いずれも必要敷設幅を満たしていないことから、河床の洗掘が進行すると護岸に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件護岸、根固工等は、工事の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額計6583万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
栃木県	栃木県	河川等災害復旧	平成27、28	1億2236万 (1億2236万)	8161万	7171万 (7171万)	4783万
広島県	広島県	同	28	2015万 (1732万)	1155万	1605万 (1605万)	1070万
同	同	同	平成30～令和3	2億9978万 (2億3036万)	1億5365万	1093万 (1093万)	729万
計	2事業主体			4億4230万 (3億7005万)	2億4682万	9870万 (9870万)	6583万

擁壁の設計が不適切

２件　不当金額(支出)　７７８万円

1　交付金事業の概要

青森県は、平成27、29両年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、道路を拡幅したり、交差点を改良したりするなどのために、擁壁の築造、歩道を含む道路の改築等を実施した。このうち、擁壁は、道路盛土を支えるために、道路と、沿道の民地又は道路沿いに敷設された水路との高低差に合わせて、プレキャスト鉄筋コンクリート製のＬ型擁壁(以下「Ｌ型擁壁」)を設置するものである。

同県は、擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」、「コンクリート標準示方書」等(これらを「指針等」)に基づき行うこととしている。

指針等によれば、コンクリート構造物内部の鉄筋が腐食すると構造物の耐久性は著しく低下するとされており、鉄筋の腐食は、酸素と水の両方が同時に存在する環境下で生じ、大気中に位置し雨水等の水が作用する箇所で促進されるとされている。また、コンクリートの中性化(注)が、鉄筋コンクリート中の鉄筋の位置まで達すると鉄筋の腐食が生じやすくなり、一旦腐食が始まると、コンクリートにひび割れや剥離を引き起こし、鉄筋の腐食が一層進むなどとされている。そのため、鉄筋の腐食を防ぐなどするためには、鉄筋をコンクリートで十分に覆う必要があるとされている。

(注)　コンクリートの中性化　　コンクリート表面から内部に侵入した大気中の二酸化炭素がコンクリートの主成分である水酸化カルシウムと反応して炭酸カルシウムが生じ、これがコンクリートのアルカリ度を弱めて中性化させることをいう。中性化したコンクリートは、鉄筋を腐食から守る機能が低下する。

2　検査の結果

同県は、本件2工事の設計に当たり、Ｌ型擁壁については、道路と、道路より低い位置にある民地又は水路との高低差より数㎝以上高くなる規格の製品を設置し、Ｌ型擁壁が道路から突出する部分については、外観に配慮するなどのために、道路の縦断勾配に応じて全延長にわたり斜めに切断することとし、これにより施工していた。

しかし、同県は、上記いずれの設計に当たっても、Ｌ型擁壁を切断することとした場合に、鉄筋の腐食により、鉄筋コンクリート構造物としての耐久性が損なわれることがないか検討していなかった。

そこで、現地の状況を確認したところ、本件Ｌ型擁壁は、いずれも全延長にわたり切断されて、切断面に鉄筋が露出したり、鉄筋を覆う十分なコンクリートがなかったりしていた。このため、鉄筋表面に酸素や雨水等が直接作用する状況となっていたり、コンクリートの中性化が鉄筋コンクリート中の鉄筋にまで達しやすい状況となっていたりしていて、現に、切断面に露出した鉄筋が腐食していた。

したがって、本件擁壁は、設計が適切でなかったため、鉄筋コンクリート構造物としての耐久性が著しく低い状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計778万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
青森県	青森県	防災・安全交付金(道路)	平成27	円 2388万 (1073万)	円 697万	円 908万 (408万)	円 265万
同	同	同	29	8026万 (8025万)	5216万	788万 (788万)	512万
計	1事業主体			1億0415万 (9098万)	5914万	1697万 (1197万)	778万

擁壁の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　１７７１万円

1　補助事業の概要

岡山市は、令和元、2両年度に、河川等災害復旧事業として、岡山市北区中牧地内において、平成30年7月豪雨により被災した一級河川旭川に近接している一般県道玉柏野々口線内の道路の一部を復旧するために、もたれ式コンクリート擁壁(高さ9m及び7m、延長計18.5m)等を事業費9266万円(国庫補助対象事業費3330万円、国庫補助金等交付額2221万円)で築造するなどした。

同市は、本件擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」(以下「指針」)に基づいて行っている。指針によれば、安定計算等に用いる擁壁に作用する水圧については、地盤条件や水位の変動等を考慮して適切に設定することとされている。そして、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生ずる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(以下「残留水圧」)を考慮する必要があるとされている。

2　検査の結果

同市は、本件擁壁の前後で生ずる水位差について、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を参考にするなどして、擁壁底版下面から計画高水流量(注)が河道を流下するときの最高水位(以下「計画高水位」)までの高さの1/2としていた。

しかし、上記の基準は、港湾区域において潮位差を考慮するなどして構造物を設計する際に適用するものであり、本件擁壁のように港湾区域から離れていて潮位差の影響がない河川の水際に設置される擁壁の前後で生ずる水位差について、上記の基準を参考に擁壁底版下面から計画高水位までの高さの1/2としたことは適切でない。そして、本件擁壁については、指針に基づき、地盤条件や水位の変動等を考慮して、残留水圧の算定に用いる擁壁前後の水位差を決定する必要があり、地盤条件が擁壁の背後に浸透する水が滞留しやすい地盤となっていたこと、擁壁前面の河川における水位の上昇が計画高水位まで見込まれていたことなどから、本件擁壁の前後で生ずる水位差は、擁壁底版下面から計画高水位までの高さとすべきであった。

そこで、本件擁壁のうち高さ9mの擁壁(延長13.5m)について、指針に基づき、上記の適切な水位差により算定された残留水圧を用いるなどして改めて安定計算を行ったところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

①　滑動に対する安定については、安全率が0.315となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。

②　転倒に対する安定については、擁壁に作用する水平荷重及び鉛直荷重の合力の作用位置が、擁壁底版(幅3.35m)中央の位置より河川側に3.382mの位置となり、転倒に対して安全であるとされる範囲(擁壁底版中央の位置より擁壁背後側)を大幅に逸脱していた。

また、高さ7mの擁壁(延長5.0m)についても、滑動に対する安定について安全率が0.375となり、許容値である1.5を大幅に下回るなどしていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件擁壁(工事費相当額2656万円、国庫補助対象事業費2655万円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額1771万円が不当と認められる。

(注)　計画高水流量　　過去の主要な洪水、水害実績、流域の人口、資産の集積、今後発生すると見込まれる豪雨等を勘案し、基準地点等で河道を流下する計画上の最大流量

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
岡山県	岡山市	河川等災害復旧	令和元、2	9266万(3330万)	2221万	2656万(2655万)	1771万

空港場周柵の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　４９３万円

1　補助事業の概要

鹿児島県は、平成26、27両年度に、空港整備事業として、沖永良部空港において、外部から空港内の立入禁止区域への立入りを防止するために空港の外周に設置されていた空港場周柵が老朽化していたため、これを撤去するなどして、新たに、空港場周柵を設置するなどの工事を事業費6084万円(補助対象事業費同額、補助金等交付額4867万円)で実施した。

同県は、本件工事の設計を「空港土木施設構造設計要領及び設計例」(以下「設計要領」)等に基づいて行っている。設計要領によれば、空港場周柵の転倒に対する安定性に関しては、主たる作用が風荷重である状態において、基礎に作用する自重による抵抗モーメントと側圧抵抗モーメント(注1)の和を転倒モーメント(注2)で除して求められる安全率が1.0以上である場合には、求められる性能を満足するとみなすことができるとされている。また、空港場周柵が設置される地盤が平たんでなく、法肩又は法面の途中に設置される場合においては、転倒に対する検討について十分注意する必要があるとされている。

(注1)　側圧抵抗モーメント　基礎の前面に作用する土圧により発生する転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ

(注2)　転倒モーメント　転倒させようとする力の大きさ

2　検査の結果

同県は、本件工事の設計に当たり、空港場周柵を設置する区間の地盤が全て平たんであるとして、主たる作用が風荷重である状態において、基礎の前面に作用する土圧を基に側圧抵抗モーメントを算出して、転倒に対する安定計算を行っていた。その結果、安全率はいずれも1.0以上であることから、設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、空港場周柵が設置されている区間の地盤は全てが平たんなものとはなっておらず、一部の区間における空港場周柵は法肩や法面の途中に設置されていて、平たんな場所に設置する場合と比べて、基礎の前面の土量が少なくなることにより基礎の前面に作用する土圧が減少するのに、これを考慮した転倒に対する安定計算を行っていなかった。

そこで、改めて、法肩や法面の途中に設置されている空港場周柵について、現地の状況を踏まえて基礎ごとに前面に作用する土圧の減少を考慮して側圧抵抗モーメントを算出するなどして転倒に対する安定計算を行ったところ、延長計127.0mについては、安全率が0.46から0.98となっていて許容値である1.0を下回っており、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件工事で設置した空港場周柵のうち延長127.0m(工事費相当額計616万円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、転倒するおそれがある状態になっていて、これらに係る国庫補助金相当額493万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
国土交通本省	鹿児島県	空港整備	平成26、27	円 6084万 (6084万)	円 4867万	円 616万 (616万)	円 493万

ガードレールの設計が不適切

１件　不当金額(支出)　３５２万円

1　補助事業の概要

広島県は、平成30年度に、河川等災害復旧事業として、30年7月に発生した豪雨により被災した一般県道牧油木線の道路路肩部分及び法面を復旧するために、石・ブロック積(張)工、防護柵工等を事業費2592万円(補助対象事業費2528万円、国庫補助金交付額1686万円)で実施した。このうち石・ブロック積(張)工は、法面を保護するために、ブロック積擁壁(高さ5.0m、延長計13.7m)を築造するものであり、防護柵工は、車両が道路路肩部分から法面へ転落するのを防止するために、支柱を土中に埋め込む構造のガードレールをブロック積擁壁に近接して延長36.0mにわたって設置するものである。

同県は、ブロック積擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」(以下「指針」)等に基づいて行うこととしており、同県は、指針に示された擁壁の直高と法面勾配等の関係表等に基づき、ブロック積擁壁の安全性の検討を行ったところ、擁壁の直高等が安全とされる範囲内に収まっていたことなどから、設計上安全であるとし、これにより施工していた。

また、同県は、ガードレールの設計について「防護柵の設置基準・同解説」(以下「設置基準」)に基づいて行うこととしており、設置基準によれば、現地の地盤等があらかじめ設計で見込んだ支持力を有するか否かを照査する必要があるとされている。

そして、ガードレールの設計に当たっては、一般的に設置基準と併せて「車両用防護柵標準仕様・同解説」(以下「防護柵設計標準」)が用いられている。防護柵設計標準によれば、車両がガードレールに衝突する際の荷重(以下「衝突荷重」)に対する支柱の支持力は、支柱の背面土が反力として抵抗するため、その背面土の質量と密接な関係にあるとされ、このことから支柱1本が関与する背面土の質量(以下「背面土質量」)を算出するなどして支柱の支持力を評価することとされている。

2　検査の結果

同県は、ガードレールの支柱の支持力についての検討を行うことなくガードレールの設計を行い、これにより施工していた。

そこで、実際の施工状況に基づいて、施工されたガードレールの支柱の支持力について、背面土質量により評価するなどして確認したところ、延長36.0mのうち8.0mの区間において、同支柱がブロック積擁壁に近接した位置に設置されていたことから、同支柱の背面土質量は、必要とされる背面土質量0.82ｔを大幅に下回る0.288ｔから0.376ｔとなっていて、同支柱は所要の支持力が得られていなかった。このため、上記延長8.0mの区間のガードレールに車両が衝突した場合、ブロック積擁壁には、設計時に想定していなかった衝突荷重が作用することになることから、衝突荷重を考慮して滑動に対する安定計算を行ったところ、安全率は0.85及び0.87となり、いずれも許容値である1.2を大幅に下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、延長8.0m区間に係るガードレール、ブロック積擁壁等(工事費相当額528万円)は、ガードレールの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額352万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
広島県	広島県	河川等災害復旧	平成30	2592万(2528万)	1686万	528万(528万)	352万

指定避難所に設置した分電盤等の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　１９７万円

1　交付金事業の概要

岡山県玉野市は、平成28年度に、防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生)事業として、市立図書館及び中央公民館(これらを「図書館等」)の建物が老朽化したことから、玉野市宇野一丁目地内の既存の商業施設(地上4階建て)に図書館等を移転するために、当該商業施設の2階の一部を同市の指定避難所として指定することを前提として図書館等に改修するとともに、図書館等内に電気を供給するための分電盤等の設備機器7面を新たに設置し、これらをそれぞれアンカーボルトで床面等に固定する工事等を事業費4億3848万円(交付対象事業費3億9615万円、交付金交付額1億3205万円)で実施した。そして、災害対策基本法に基づき、災害発生時に被災者の受入れ等を行うために、図書館等を、その開館日である29年4月1日付けで、指定避難所として指定し、これを公示している。

同市は、分電盤等の設備機器の耐震設計計算について、「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(以下「指針」)等に基づいて行うこととしている。指針等によれば、設備機器を固定するアンカーボルトの設計に当たっては、地震時に作用する引抜力(注)が許容引抜力(注)を上回らないようにすることとされており、設備機器を設置する施設の種類、設備機器の重要度等に応じて分類されている耐震クラスＳ、Ａ又はＢの中から適切な耐震クラスを適用し、設備機器を設置する施設の階数に応じて耐震クラスごとに定められている設計用標準震度を用いるなどして引抜力を算出することとされている。

(注)　引抜力・許容引抜力　「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

2　検査の結果

同市は、請負人に耐震設計計算等を行わせることとしていたが、特記仕様書において、分電盤等を設置する施設の種類について記載していなかった。そして、請負人は、耐震クラスＡを適用することとし、このクラスの設計用標準震度1.0などを用いて分電盤等を固定するアンカーボルトの耐震設計計算を行った結果、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力はいずれも許容引抜力を上回らないため、耐震設計計算上安全であるとして、作成した耐震設計計算書等を同市へ提出していた。そして、同市は、これらを審査するなどした上で承諾し、これらにより請負人に施工させていた。

しかし、防災拠点となる避難所の施設等において、本件分電盤等のような防災拠点としての機能の確保を図るために重要な設備機器を設置する場合には、指針等に基づき、設備機器を固定するアンカーボルトの耐震設計計算に当たり耐震クラスＳを適用してこのクラスの設計用標準震度1.5などを用いる必要があった。

そこで、改めて耐震設計計算を行ったところ、分電盤等2面を固定しているアンカーボルト(径12㎜、1面当たり6本又は4本)は、地震時に作用する引抜力が8.22kN/本又は8.67kN/本となり、許容引抜力6.70kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、上記の分電盤等2面(工事費相当額649万円)は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る交付金相当額197万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
岡山県	玉野市	防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生)	平成28	4億3848万(3億9615万)	1億3205万	649万(591万)	197万

落石防護柵の設計が不適切

１件　不当金額(支出)　１２８万円

(前年度　１件　２５９万円)

1　交付金事業の概要

広島県は、平成30、令和元両年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、尾道市因島三庄地内等において、県道西浦三庄田熊線等の防災対策とするために、落石防護柵を設置するなどの工事を事業費9519万円(交付対象事業費8809万円、交付金交付額4714万円)で実施した。このうち、西浦三庄田熊線の落石防護柵は、既設の重力式コンクリート擁壁(高さ2.0m、天端幅0.5m)の上部に設置されていた既設の落石防護柵(延長45.0m、高さ1.5m)を更新したものであり、延長45.0mにわたり、高さ1.5mの支柱を2.25m又は3.0m間隔で設置し、各支柱間にワイヤロープ及び金網を取り付けた構造となっている。

同県は、落石防護柵の設計を「落石対策便覧」(以下「便覧」)に基づき行うこととしている。そして、便覧によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、落石の跳躍高は一般的に斜面から直角に測った高さ2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされている。さらに、落石防護柵の背面に平場がある場合、平場の幅が狭いほど落石が落石防護柵に衝突する高さが高くなるなど、その幅によって落石が落石防護柵に衝突する高さが変わることから、平場の幅を考慮するなどして最低柵高を設定することとされている。

2　検査の結果

同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、既設の落石防護柵の高さが1.5mであったことから、最低柵高を設定しないまま、本件落石防護柵の高さを全延長45.0mにわたって一律に1.5mとして設計し、これにより施工していた。

そこで、便覧に基づき、現地における平場の幅等を考慮して、本件落石防護柵の最低柵高を支柱間ごとに算出すると、全延長45.0mのうち延長37.5mの区間において1.73m(平場の幅0.9m)から2.41m(同0.55m)となり、本件落石防護柵の高さは0.23mから0.91m不足することとなっていた。

したがって、本件落石防護柵のうち延長37.5m(工事費相当額239万円)は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額128万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
広島県	広島県	防災・安全交付金(道路)	平成30、令和元	9519万 (8809万)	4714万	239万 (239万)	128万

通信線、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切

７件　不当金額(支出)　３６３０万円

1　交付金事業の概要

防災・安全交付金(河川)事業等は、河川、砂防又は下水道の各事業において、事業を行う上で支障となる通信線、ガス管等の所有者である電気通信事業者又はガス事業者に対して、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」)、既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益等を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

2　検査の結果

4府県及び3市において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設の材料費を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益の一部を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計7684万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計3630万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘　要
				円	円	円	円	
茨城県	茨城県	社会資本整備総合交付金(河川)	平成30	623万 (623万)	311万	308万 (308万)	154万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
同	ひたちなか市	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	28	515万 (515万)	257万	273万 (273万)	136万	減価相当額を誤るなどしていたもの(通信線等)
富山県	富山県	社会資本整備総合交付金(下水道)、防災・安全交付金(河川)、(砂防)、(その他総合的な治水)	27～30	4317万 (4317万)	2158万	2206万 (2206万)	1103万	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの(通信線等)
同	富山市	社会資本整備総合交付金(下水道)、防災・安全交付金(同)	27～30	8303万 (7464万)	3732万	1571万 (1538万)	769万	減価相当額を誤っていたもの(ガス管等)
京都府	京都府	河川改修費補助、防災・安全交付金(その他総合的な治水)	27、30	4524万 (4524万)	2262万	1014万 (1014万)	507万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
同	京都市	防災・安全交付金(河川)	29、30	9742万 (9742万)	3247万	1172万 (1172万)	390万	同
奈良県	奈良県	同	29、30	9296万 (9296万)	4648万	1137万 (1137万)	568万	同
計	7事業主体			3億7322万 (3億6483万)	1億6618万	7684万 (7650万)	3630万	

交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

１件　不当金額(支出)　１６８万円

1　交付金事業の概要

山形県は、平成27年度に、防災・安全交付金(港湾改修)事業として、重要港湾の酒田港の本港地区において、臨港交通施設である大浜陸橋の耐震化及び延命化のために、落橋防止装置工、橋りょう塗装工等を事業費7143万円(交付対象事業費同額)で実施した。

社会資本整備総合交付金の交付要綱によれば、重要港湾における臨港交通施設に係る港湾改修事業の国の負担割合は、原則として、交付対象事業費の5/10以内とすることとされている。ただし、既存施設の延命化のための改良を行うものについては、交付対象事業費の1/3以内とすることとされている。

同県は、本件の交付対象事業費の全てについて国の負担割合を5/10として交付金の額を3571万円と算定し、完了実績報告書を提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

2　検査の結果

本件事業には、既存施設の延命化のための改良を目的とした橋りょう塗装工等が含まれており、これらに係る交付対象事業費について国の負担割合を5/10としたのは誤りであって、正しくは1/3以内であった。

したがって、交付要綱に基づき、上記の橋りょう塗装工等に係る交付対象事業費1008万円について国の負担割合を1/3として適正な交付金の額を算定すると3403万円となり、前記の交付を受けていた交付金3571万円との差額168万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
東北地方整備局	山形県	防災・安全交付金(港湾改修)	平成27	7143万 (7143万)	3571万	1008万 (1008万)	168万

受信制御機等の設計及び施工が不適切

２件　不当金額(支出)　５３６万円

1　交付金事業の概要

長野県は、平成28年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、北信建設事務所飯山事務所において、一般国道292号有尾トンネル内から発信された事故等の発生情報を飯山事務所が受信するための受信制御機を更新したり、大町建設事務所において、停電の場合でも一般県道槍ヶ岳線七倉トンネルの遠隔監視を行うための無停電電源装置を更新したりするなどの電気通信設備工事を実施した。

同県は、電気通信設備工事共通仕様書(以下「共通仕様書」)等に基づき、本件両工事の設計、施工等を請負人に行わせることとしていた。共通仕様書によれば、設備の据付けに当たっては、地震時における転倒等の事故を防止できるよう、共通仕様書に規定する耐震据付設計基準(以下「設計基準」)を満たした適切な耐震施工を施さなければならないことなどとされており、設備の据付けに使用するアンカーボルトの選定に当たっては、設備に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なものを選定しなければならないこととされている。また、設備をフリーアクセス床(注)に固定する場合は、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に専用架台を設けてボルトで固定することなどとされている。

そして、監督職員は、設備の据付けが行われる前に、請負人から設計基準を満たした設計となっていることを示した強度検討書を提出させて、これを確認した上で、請負人に適切に施工させることになっている。

(注)　フリーアクセス床　　電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、コンクリート床の上に支持脚を建て込み、床パネルを支える構造にした床

2　検査の結果

受信制御機の更新において、強度検討書の作成及び確認が行われておらず、適切なアンカーボルトが使用されていなかったり、無停電電源装置の更新において、強度検討書の作成及び確認が行われておらず、フリーアクセス床の床パネルに取付ボルトで固定されているのみであったりしていて、設計基準等を満たした適切な耐震施工が行われていない事態が見受けられた。

したがって、受信制御機及び無停電電源装置は、設計及び施工が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして損傷し、地震時における所定の機能が維持できないおそれがある状態となっていて、これらに係る交付金相当額計536万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
長野県	長野県	防災・安全交付金(道路)	平成28	3686万 (3686万)	1843万	767万 (767万)	383万
同	同	同	28	6974万 (6974万)	3836万	278万 (278万)	152万
計		1事業主体		1億0660万 (1億0660万)	5679万	1045万 (1045万)	536万

ダム管理用装置の設計及び施工が不適切

１件　不当金額(支出)　１３１７万円

1　交付金事業の概要

新潟県は、平成26、27両年度に、防災・安全交付金(河川)事業として、久知川ダムにおいて、ダムの放流操作装置、遠方手動操作器(これらを「放流操作装置等」)、テレメータ設備等を更新したり、大野川ダムにおいて、ダムの表示用端末装置及び操作端末装置(これらを「表示用端末装置等」といい、放流操作装置等と合わせて「ダム管理用装置」)を更新したりするなどの電気通信設備工事を事業費1億8019万円(交付対象事業費1億5641万円、交付金交付額6256万円)で実施した。

久知川ダムの放流操作装置等は、洪水調節等を行うことを目的として、久知川ダムの流入量、放流量等を算出したり(流入量、放流量等を「ダム諸量」)、放流設備を監視制御したりするなどのものである。また、大野川ダムの表示用端末装置等は、職員が常駐している大野川ダム管理所において、久知川ダムのダム諸量をディスプレイに表示したり、放流警報設備を監視制御したりすることにより、久知川ダムからの放流量が増大し下流の河川水位の上昇が予見される際に、大野川ダム管理所から住民等に避難を促す警報を発することができるようにするものである。

同県は、電気通信設備工事共通仕様書(以下「共通仕様書」)等に基づき、本件工事の設計、製作、据付調整等を請負人に行わせることとしていた。共通仕様書によれば、設備の据付けに当たっては、地震時における転倒等の事故を防止できるよう、共通仕様書に規定する耐震据付設計基準(以下「設計基準」)を満たした適切な耐震施工を施さなければならないことなどとされている。そして、設備をフリーアクセス床(注)に固定する場合は、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に専用架台を設けてボルトで固定することなどとされている。また、パソコン等の卓上装置を卓上に設置する場合は、移動又は転倒等を防止するために、卓上装置を卓に耐震用品等で固定し、卓の脚をコンクリート床に固定することとされている。そして、監督職員は、設備の据付けが行われる前に、請負人から設計基準を満たした設計となっていることを示した強度検討書を提出させて、これを確認した上で、請負人に適切に施工させることになっている。

(注)　フリーアクセス床　　電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、コンクリート床の上に支持脚を建て込み、床パネルを支える構造にした床

2　検査の結果

同県の監督職員は、請負人がダム管理用装置を据え付けるに当たり、請負人に強度検討書の提出を求めておらず、据付けが設計基準等を満たしているか確認していなかった。そして、請負人は、放流操作装置等及び表示用端末装置については、設計に当たり強度検討書を作成することなく、フリーアクセス床の床パネルに取付金具で固定したのみで、設計基準等を満たした適切な耐震施工を行っていなかった。また、操作端末装置については、卓上装置であるのに、卓上に据え置いたのみで耐震用品等で固定していなかったり、卓を床パネル上に据え置いたのみで卓の脚をコンクリート床に固定していなかったりしていて、設計基準等を満たした適切な耐震施工を行っていなかった。

したがって、本件工事で更新したダム管理用装置(工事費相当額3294万円)は、設計及び施工が適切でなかったため、地震時における所定の機能が維持できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額1317万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
新潟県	新潟県	防災・安全交付金(河川)	平成26、27	1億8019万(1億5641万)	6256万	3294万(3294万)	1317万

動力センタ盤等の設置に係る施工が不適切

1件　不当金額(支出)　３０５１万円

1　交付金事業の概要

大阪府箕面市は、平成30、令和元両年度に、防災・安全交付金(下水道)事業として、箕面市稲地内の萱野汚水中継ポンプ場において、電気室に設置されている動力コントロールセンタ、電灯配電盤及び補助リレー盤(これらを「動力センタ盤等」)の老朽化に伴い、動力センタ盤等を新たに製作して電気室に設置するなどの2件の電気設備工事を事業費計7776万円(交付対象事業費計7236万円、交付金交付額計3618万円)で実施した。

同市は、仕様書において、動力センタ盤等を設置する際は動力センタ盤等の底面と同一寸法の鋼製の架台を使用し、架台の上に動力センタ盤等を固定することとして、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(以下「耐震設計指針」)等に基づいて、アンカーボルトを用いて架台をコンクリート床に緊結することとしている。そして、仕様書によれば、請負人が動力センタ盤等を固定する架台(以下「据付架台」)のコンクリート床への緊結に係る耐震設計計算を行い、これに基づき耐震強度計算書及び施工図(以下「耐震強度計算書等」)を作成した上で施工することとされている。

本件両工事の請負人は、据付架台の底面前側をおねじ形のあと施工アンカーボルト(注1)(径12㎜のもの計19本。以下「おねじ形ボルト」)を使用してコンクリート床に緊結すれば、おねじ形ボルトに地震時に作用する引抜力(注2)が許容引抜力(注2)6.70kN/本を下回ることから安全であるとする耐震強度計算書等を作成して同市に提出し、同市は、これらを承諾して施工させていた。

(注1)　あと施工アンカーボルト　　アンカーボルトのうち、既存のコンクリート等にドリル等で所定の穴を開け、その中にボルトを定着させる方式のものをいう。

(注2)　引抜力・許容引抜力　　「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

2　検査の結果

本件両工事の請負人は、耐震強度計算書等でおねじ形ボルトを使用することとしていたにもかかわらず、めねじ形のあと施工アンカーボルト(径12㎜のもの計19本。以下「めねじ形ボルト」)を使用して据付架台の底面前側をコンクリート床に緊結していた。このめねじ形ボルトの許容引抜力は、耐震設計指針によれば0.75kN/本となっていて、前記おねじ形ボルトの許容引抜力6.70kN/本を大幅に下回っているものである。

そして、上記のめねじ形ボルトに地震時に作用する引抜力は、動力コントロールセンタでは6.58kN/本、電灯配電盤では6.17kN/本、補助リレー盤では3.58kN/本となっていることから、いずれもめねじ形ボルトの許容引抜力0.75kN/本を大幅に上回っており、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件両工事で設置した動力センタ盤等(工事費相当額計6579万円)は、設置に係る施工が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されておらず、据付架台の底面前側をコンクリート床に緊結しているアンカーボルトが地震時に引き抜かれるなどして、動力センタ盤等が転倒して破損するおそれがあり、動力センタ盤等の機能の維持が確保されていない状態となっていて、これらに係る交付金相当額計3051万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
大阪府	箕面市	防災・安全交付金(下水道)	平成30、令和元	7776万 (7236万)	3618万	6579万 (6103万)	3051万

地すべり防止工事に関する事業の実施に当たり、交付を受けていた国費率差額が交付対象外

１件　不当金額(支出)　３４７万円

1　交付金事業の概要

和歌山県は、平成29、30両年度に、防災・安全交付金(その他総合的な治水)事業として、日高郡由良町吹井地内において、地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事に関する事業として地すべり防止施設の新設等2事業を、事業費計4468万円(交付対象事業費計4339万円、交付金交付額計2516万円)で実施した。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(以下「負担特例法」)によれば、財政力指数(注1)が0.46に満たない都道府県(以下「適用団体」)が、国の補助金等の交付を受けて、負担特例法に定める事業のうち「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(以下「政令」)で定める事業(以下「開発指定事業」)を実施する場合には、開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合(以下「通常国費率」)が引き上げられることなどとされている(通常国費率が引き上げられる割合を「引上率」、通常国費率が引き上げられることに伴う国の負担の増加額を「国費率差額」)。そして、政令によれば、開発指定事業とは、地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事(注2)に関する事業については、河川法に規定する一級河川及び二級河川の水系(注2)に属する河川の流域におけるものとされている。

また、社会資本整備総合交付金交付申請等要領等によれば、国費率差額の交付申請は、通常国費率による交付金の交付申請の翌年度に別途行うこととされている。国費率差額の申請額は、通常国費率を超える部分の額であり、既に交付した交付金の精算額(以下「交付金精算額」)に総務大臣から通知される引上率を乗じて得た額から、交付金精算額を減じた額に相当する額とされている。

(注1)　財政力指数　　地方公共団体の財政力を示す指数。地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を、同法の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注2)　水系・流域　　「流域」とは降雨や降雪がその河川に流入する範囲のことをいい、同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼を総称して「水系」という。

2　検査の結果

同県は29年度において適用団体に該当していた。そして、同県は2事業が開発指定事業に該当するとして、2事業に係る通常国費率による29年度の交付金精算額計2169万円に引上率1.16を乗じて得た額から上記の交付金精算額を控除した額計347万円について、30年度に国費率差額として交付申請を行い、同額の交付を受けていた。

しかし、同県が作成した河川流域図によれば、2事業の実施箇所は一級河川及び二級河川の水系に属する河川の流域外にあることから、2事業は開発指定事業に該当するものではなかった。

したがって、2事業は、国費率差額の交付の対象とは認められず、これらに係る交付金347万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
和歌山県	和歌山県	防災・安全交付金(その他総合的な治水)	平成29、30	4468万(4339万)	2516万	347万(347万)	347万

－環境省－

循環型社会形成推進交付金事業等の設備等の整備等に要した費用が交付対象外など

４件　不当金額(支出)　３億００１４万円

(前年度　４件　５４３５万円)

1　交付金事業の概要

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領(これらを「取扱要領」)によれば、最終処分場等を整備する事業やごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。そして、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、合成樹脂製品等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(以下「特殊製品費」)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の1/2に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とすることなどとされている。

2　検査の結果

交付対象事業費の算定に当たり、3事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、2事業主体(金沢市及び白山野々市広域事務組合)は、本工事費のうち現場管理費等について、純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出したりしていた。

したがって、構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると110億9130万円となることから、本件交付対象事業費119億7868万円は、これに比べて8億8738万円過大となっており、これに係る交付金相当額3億0014万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
石川県	金沢市	循環型社会形成推進交付金	平成21～令和2	82億2505万(80億0025万)	27億5076万	8億0996万(8億0996万)	2億6998万
同	同	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金等	平成26～29	12億8700万(4億5723万)	2億0809万	3622万(3622万)	1642万
同	羽咋郡市広域圏事務組合	循環型社会形成推進交付金	26～28	18億5574万(15億7147万)	5億2382万	2459万(2459万)	819万
同	白山野々市広域事務組合	同	27～30	21億9661万(19億4972万)	6億4990万	1659万(1659万)	553万
計	3事業主体			135億6441万(119億7868万)	41億3259万	8億8738万(8億8738万)	3億0014万

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

１件　不当金額(支出)　４４４万円

1　補助事業の概要

栃木県大田原市は、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康等に及ぼす影響を減少させるために行う除染作業の実施に先立ち、平成25年度に、放射線量低減対策特別緊急事業として、除染作業の対象とする住宅を特定することなどを目的として、空間線量率の測定、除染対象物の状況等の把握、除染作業発注資料案の作成等の業務(以下「詳細測定等業務」)を業者に請け負わせて実施した。

「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」等によれば、補助金の交付対象となる事業は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」)に基づき市町村等が定める除染実施計画に位置付けられている除染等の措置等に係る事業等とされている。

同市は、特措法等に基づき、24年3月に大田原市除染実施計画を定めて、同計画を定めるなどの際に調査測定した空間線量率の平均値(以下「平均空間線量率」)が0.23μSv/h(注)以上となった区域を同計画における除染等の措置等の対象となる区域(以下「除染実施区域」)とし、一方、平均空間線量率が0.23μSv/h未満となった区域を除染実施区域外としている。

同市は、住民から空間線量率の測定等の申込みがあった住宅684戸を詳細測定等業務の対象として、作業に要する日数に作業に従事する技師等の人数及び1日当たりの人件費単価を乗ずるなどして業務委託料を5885万円と算定して、契約を締結している。そして、同市は、業者に対して業務委託料5885万円を支払い、その全額を補助対象事業費とする実績報告書を環境本省へ提出して、国庫補助金5885万円の交付を受けていた。

(注)　Sv/h(シーベルト毎時)　1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量(人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ)を受けるかを表す線量率の単位

2　検査の結果

詳細測定等業務が実施された684戸の立地場所を確認したところ、このうち61戸は除染実施区域外に立地していて、この61戸に係る詳細測定等業務は同計画に位置付けられている除染等の措置等に係る事業等に該当せず、補助金の交付対象とならないものであった。

したがって、上記の61戸に係る詳細測定等業務に要した費用を補助対象事業費から除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると、過小に算定されていた除染作業発注資料案の作成に要する費用等を考慮しても5441万円となり、本件補助対象事業費5885万円はこれに比べて444万円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額444万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				円	円	円	円
環境本省	栃木県大田原市	放射線量低減対策特別緊急	平成25	5885万(5885万)	5885万	444万(444万)	444万

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切

３件　不当金額(支出)　６０９１万円

（前年度　３件　３３０５万円）

1　基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」)に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金(都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」)を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2　検査の結果

3事業主体において、太陽光発電設備又は蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等により商用電力が遮断された際に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量又は電力が確保されていないなどしていたり、蓄電池設備の基礎の設計が適切でなかったため、地震時における安全性が確保されていない状態となっていたりしていた。したがって、取り崩された基金計6091万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

＜事例＞

広島県尾道市は、災害時に避難所として利用するスポーツセンターの屋上等に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費4369万円(基金補助金4369万円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。同市は、蓄電池設備等の設計に当たり、屋上にコンクリート造りの設備基礎を築造することとし、設備基礎と主要構造躯体が一体化しており、設備基礎と蓄電池設備を固定すれば地震時における蓄電池設備の安全性が確保されるとして、施工していた。

しかし、設備基礎は屋上に据え置かれているだけの状態になっており、設備基礎と主要構造躯体とは一体化していなかった。このため、水平地震力を主要構造躯体に伝達する方法は、設備基礎底面の摩擦のみとなっていた。そして、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」によれば、この方法が適用できるのは設計用水平震度が1.0以下の場合のみであるのに、同市は、この確認を行っていなかった。

そこで、この方法を適用できるか確認したところ、設計用水平震度は1.8となり、1.0を上回っていた。このため、この方法を適用できず、地震時における蓄電池設備等の安全性が確保されていなかった。

したがって、太陽光発電設備等のうち、設備基礎、蓄電池設備等(工事費相当額2933万円、国庫補助金相当額2933万円)は、設備基礎の設計が適切でなかったため、地震時における安全性が確保されていない状態となっていた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
環境本省	石川県	珠洲市	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	円 5630万	円 5630万	円 1144万	円 1144万
同	同	羽咋市	同	28	4245万	4245万	2013万	2013万
同	広島県	尾道市	同	28	4369万	4369万	2933万	2933万
計		3事業主体			1億4244万	1億4244万	6091万	6091万

－防衛省－

不要電波を低減させることなどを目的として換装された新設タカン装置等について、換装計画に係る検討が十分でなかったため運用を開始することができない状況となっていて、所期の目的不達成

１件　不当金額(支出)　３億４３８８万円

1　契約等の概要

海上幕僚監部(以下「海幕」)は、戦術航法装置(以下「タカン装置」)から発射される不要電波を低減させることなどを目的として、硫黄島飛行場の既設タカン装置を新設タカン装置に換装する計画(以下「換装計画」)を定め、海幕等は、換装計画に基づいてタカン装置の換装等を実施している。そして、海幕が換装計画の管理等を、海上自衛隊硫黄島航空基地隊(以下「基地隊」)が換装等に係る作業工程(以下「作業工程」)の調整等を、それぞれ行うなどしている。

既設タカン装置のうち空中線装置(以下「既設空中線」)は通信鉄塔(高さ9.4m。以下「既設鉄塔」)の上に設置されている。換装計画では、新設タカン装置のうち空中線装置(以下「新設空中線」)を既設鉄塔から9.7mの位置に新たに建設する通信鉄塔(高さ4.0m。以下「新設鉄塔」、新設タカン装置と合わせて「新設タカン装置等」)の上に設置することとなっている。そして、北関東防衛局等は、換装計画に基づき、平成29年度から令和元年度までの間に、新設鉄塔を建設する契約を契約額1億7496万円で、新設タカン装置の送受信装置等を製造するなどの契約を契約額2億9376万円で、新設タカン装置を設置するなどの契約を契約額2205万円で締結して、計4億9077万円を支払っている。

タカン装置については、タカン装置の取扱説明書等(以下「設置基準等」)において、空中線装置から半径300m以内に空中線装置の電波放射部の下部以上の高さの障害物が存在しないことなどとなっており、また、航空保安無線施設等飛行点検実施規則等において、タカン装置を新設した場合は、航空自衛隊が実施する初度飛行点検を受け合格又は条件付合格と判定された場合でなければタカン装置の運用を開始してはならないことなどとなっている。

2　検査の結果

換装計画では、元年10月に新設タカン装置等の運用を開始することとなっていたが、新設タカン装置等は、同年9月に設置が完了していたものの、初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定されたことから、運用が開始されていなかった。そして、上記電波障害の原因は、新設空中線から発射された電波が既設空中線及び既設鉄塔に当たって反射してしまうことなどであり、その対策としては、既設空中線及び既設鉄塔を撤去することなどが必要であると判明した。

そこで、換装計画は適切なものとなっていたかなどについて確認したところ、新設空中線の設置位置については、基地隊において、地形的な制限等の諸条件を満たす場所は限定されるとして、前記の位置に新設空中線を設置することに決定していた。一方、作業工程については、海幕において、既設タカン装置の運用を継続しつつ換装を進めるなどの方針を決定し、その方針に基づいて、基地隊が、新設タカン装置等を設置して初度飛行点検を受けた後に既設タカン装置及び既設鉄塔を撤去するという順序の工程を決定していた。そして、上記の新設空中線の設置位置と作業工程の両方が換装計画に反映された結果、既設空中線及び既設鉄塔の上部までの高さ12.4mに対して新設空中線の電波放射部の下部の高さは5.0mとなり、初度飛行点検を受ける時点において、設置基準等に照らして既設空中線及び既設鉄塔が新設空中線の障害物となる形で存在する状況となっていた。

しかし、タカン装置の換装等に当たっては、上記の状況とならないよう、訓練等の時期を踏まえて調整するなどして航空機の継続的な任務遂行態勢の確保に留意しつつ既設空中線及び既設鉄塔を初度飛行点検を受けるより前に撤去することとするなど作業工程等を十分に検討する必要があった。

したがって、新設タカン装置等は、換装計画に係る検討が十分でなかったため運用を開始することができない状況となっていたことから、所期の目的を達しておらず、前記の3契約に係る支払額のうち新設タカン装置等に係る支払額計3億4388万円が不当と認められる。

T-4中等練習機等で搭乗員が使用する個人携帯用救命無線機の調達に当たり、調達仕様書の基となる調達要求事項を作成する際の検討が十分でなかったことなどのため、個人携帯用救命無線機が使用されていない状況となっていて、所期の目的不達成

１件　不当金額(支出)　１億４７５７万円

1　契約等の概要

航空自衛隊は、航空機に搭乗する搭乗員等が遭難した場合に、救難信号を発信して自分の位置を知らせるとともに、捜索機と無線による送受信をするための個人携帯用救命無線機(以下「個人用無線機」)を座席の下にあるサバイバル・キット、救命浮舟等に収納するなどして運用している。

そして、航空自衛隊は、航空法が平成20年に改正されて遭難位置の特定が容易な406MHz発信が義務化されたことにより、これに対応していない既存の個人用無線機を更新するため、個人携帯用救命無線機(練習機等用)(以下「新無線機」)を調達して、T-4中等練習機(以下「T-4」)、T-7初等練習機(以下「T-7」)、U-125飛行点検機(以下「U-125」)等で使用することとしていた。

新無線機については、航空幕僚監部が、新無線機に要求される寸法、重量、機能、性能等を指定した調達要求事項を航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」)に通知し、これを基に補給本部が調達仕様書を作成している。そして、防衛装備庁は、補給本部から調達仕様書の送付を受け、コーンズテクノロジー株式会社との間で売買契約を締結し、これにより29年度260個、30年度255個、計515個を調達して、それぞれ契約金額7869万円、7452万円、計1億5322万円を支払っている。

2　検査の結果

T-4には、個人用無線機を含む装備品等がサバイバル・キットに収納されている。そして、搭乗員が緊急時に脱出し着水した場合に、個人用無線機のアンテナが水面下に沈下して送受信できなくなることを防止するために、アンテナを水面上で常時直立に保つための浮袋が個人用無線機に装備されている。新無線機の浮袋については、航空幕僚監部が調達要求事項にT-4で支障なく機能する作動方式等を明示するなどしていなかったため、補給本部が作成した調達仕様書には作動方式等が明記されていなかった。そこで、実際に納品された新無線機をみたところ、収納されていた袋から空中で展開するものとなっており、この展開に伴って浮袋が膨張する作動方式となっていた。しかし、航空幕僚監部によると、上記作動方式の場合、空中で新無線機の係留ひもと他の装備品等が絡まることにより着水後にアンテナが水面上に出ないことなどにより、正常に送受信ができない可能性があることなどから、新無線機は、T-4において使用できないものとなっているとしている。

新無線機の寸法については、既存の個人用無線機の調達仕様書における最大寸法を考慮するなどしており、実際に納品された新無線機の寸法は、調達仕様書の最大寸法と同じ寸法となっていた。しかし、既存の個人用無線機の実際の寸法は、調達仕様書における最大寸法より小さいものであった。そして、新無線機の調達に当たっては、既存の個人用無線機の調達仕様書における最大寸法を考慮するなどしていたことから、新無線機は既存の個人用無線機より大きいものとなっていて、T-4、T-7及びU-125においてサバイバル・キット等に適切な形で収納することができないものとなっていた。

新無線機515個の使用状況をみたところ、T-4、T-7及びU-125で使用することとして調達した496個については、前記のとおり、運用に支障が生ずるおそれがあることが判明したとして部隊において使用できない状況となっており、納品された日以降、496個全てが使用されていなかった。なお、航空幕僚監部では、新無線機の使用に向けて、着水時に浮袋が膨張する作動方式とするための改修等についての検討を行っているものの、具体的な使用開始時期は明確になっていない。

したがって、新無線機のうちT-4、T-7及びU-125において使用することとして調達した496個に係る支払額相当額1億4757万円は、調達の目的を達しておらず、不当と認められる。

職員の不正行為

１件　不当金額(支出)　７９２万円

海上自衛隊横須賀造修補給所において、資材部資材第2科員であった自衛官2名が、艦艇の補給科員であった自衛官3名と共謀し又は単独で、糧食の調達事務に従事中、艦艇に納入する糧食を請求する際に品目や数量を水増しして請求するなどし、平成24年12月から30年9月までの間に、共謀した納入業者の銀行口座に水増し分の代金計792万円を含む糧食の代金を振り込ませ、同納入業者から水増し分の代金の一部を現金等で受領して上記の自衛官計5名で領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和2年7月までに全額が上記の資材部資材第2科員であった自衛官2名及び同納入業者から返納されている。

－独立行政法人日本スポーツ振興センター－

会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどしていて、契約手続が不適正

１件　不当金額(支出)　３億８１２３万円

1　賃貸借契約の概要等

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、センターが設置するスポーツ施設及び附属施設を運営するなどのために会計規則等に基づいて契約を締結している。会計規則等によれば、貸借の契約をする場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないことなどとされている。そして、一般競争入札に付し、落札者と契約するときは、公告で示した仕様書の内容によって締結しなければならないことになっている。また、仕様書の内容で落札者が契約を結ばない場合は、仕様書の内容を変更した上で改めて公告して一般競争入札に付するなどする必要がある。

センターは、国立霞ヶ丘競技場陸上競技場の解体に伴い、同競技場に設置されていた秩父宮記念スポーツ博物館・図書館を再設置するまでの間、日本のスポーツ史に関する資料等の博物館資料約6万件及び歴代オリンピック大会報告書等の図書館資料約16万冊(これらを「収蔵品」)を仮保管する必要が生じたため、平成26年2月に、同年4月1日から令和2年3月31日まで東京都足立区綾瀬所在の倉庫(倉庫棟の2階及び3階並びに事務所棟の1階及び2階。以下「綾瀬倉庫」)を賃借する契約(以下「当初契約」)を賃貸借料3億0176万円(消費税等抜き)で一般競争契約により日本通運株式会社と締結していた。また、センターは、収蔵品の仮保管期間を延長するため、2年3月に、同年4月1日から3年3月31日まで綾瀬倉庫を引き続き賃借する契約(以下「延長契約」)を賃貸借料5029万円(消費税等抜き)で随意契約により締結していた。

2　検査の結果

センターは、当初契約について、賃貸借物件の立地条件を東京23区内とし、国立代々木競技場を基点として半径5km以内にあること、洪水ハザードエリア外に立地していることなどを仕様書で示して平成25年9月に公告した。そして、同年11月に一般競争入札を実施し、会社が落札した。その後、センターは同月に会社から上記条件に適合する倉庫の貸出しができなくなった旨の連絡を受け、代替案として綾瀬倉庫に変更し、倉庫の空調工事等について会社が費用を負担して実施することを提案された。この提案について、センターは、綾瀬倉庫が仕様書における立地条件を満たしていないものの、東京23区内であり人と収蔵品の移動に支障はなく、倉庫棟は2階と3階であるため業務上水害の影響はないと考えた。その上で、賃貸借料とは別に発生することを見込んでいた倉庫の空調工事等に係る費用が不要となることを考慮すれば、条件的に良いものであると判断した。そして、賃貸借物件を綾瀬倉庫として落札額で当初契約を締結し、その後、延長契約を締結していた。

しかし、センターは、仕様書に保管場所の立地条件を示していたことから、立地条件を満たしていない物件でも良いとするのであれば、入札の公正性を期するとともに、競争性を確保して経済性を追求するために、会社と契約を締結せず、仕様書の内容を変更した上で改めて公告して一般競争入札に付する必要があった。また、想定される洪水が発生した場合、事務所棟の1階及び2階並びに倉庫棟の1階共用部分が浸水するのに加えて、高圧キャビネット内の開閉器等が水没して商用電源が途絶し、空調設備等が停止し倉庫内の湿度が上昇して収蔵品が汚損するなどのおそれがある状況となっていた。さらに、綾瀬倉庫の見積書を提出させるなどして綾瀬倉庫の賃貸借料を精査することなく、落札額で当初契約を締結していた。

したがって、センターが、改めて一般競争入札に付することなく公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結していたこと、当該物件を賃借する契約を1年間延長していたこと、想定される洪水が発生した場合に収蔵品が汚損するおそれがある状況となっていたことなどは適切でなく、前記2契約の賃貸借料3億8123万円(消費税等込み)は不当と認められる。

水道施設の移設等に当たり、消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大

１件　不当金額(支出)　２億３９５１万円

1　補償の概要等

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、新国立競技場整備事業の施行に当たって、東京都の所有する水道施設が同整備事業の支障となることから、平成27年4月8日に、当該施設の移設等の工事(以下「水道移設等工事」)に係る計画、費用負担等を定めた協定を東京都との間で締結するなどし、27年度から令和元年度までの間に、水道移設等工事を東京都に依頼して実施している。

協定等によれば、東京都は、水道移設等工事のしゅん工後、水道移設等工事に要した費用(以下「工事費」)を精算し、精算額を速やかにセンターに通知すること、水道移設等工事により設置された水道施設は東京都に帰属すること、工事費をセンターが全額負担する(センターが負担する金額を「移設等補償費」)ことなどとされている。

そして、センターは、移設等補償費として、東京都から提出された精算に係る通知書(以下「精算額通知書」)に示された計32億6900万円(平成27、28、30、令和元各年度)を精算額として東京都に支払っていた。

消費税法等によれば、消費税(地方消費税を含む。)は、国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡等に課すこととされている。

なお、消費税は、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みが採られているが、事業者の課税売上高等によっては、課税仕入れに係る消費税額のうち控除することができない額(以下「控除対象外消費税額等」)が生ずることがある。

2　検査の結果

センターは、移設等補償費は消費税法上の資産の譲渡等の対価に該当するなどとして、東京都から提出された精算額通知書のとおり、工事費(消費税抜き)に、消費税率8%を乗じて算定した消費税相当額を加算するなどして算定した32億6900万円を移設等補償費として東京都に支払っていた。

しかし、前記のとおり水道移設等工事により設置された水道施設は東京都に帰属することから、移設等補償費は消費税法上の資産の譲渡等の対価に該当しない。このため、移設等補償費は消費税の課税対象外となり、東京都は消費税を負担しないことから、センターは、移設等補償費の算定に当たり、工事費(消費税抜き)に消費税相当額を加算すべきではなかった。

一方、東京都水道局(水道事業会計)の消費税の確定申告書によれば、東京都において負担することとなる控除対象外消費税額等が生ずることから、センターは、工事費(消費税抜き)に、水道移設等工事に係る控除対象外消費税額等を加算すべきであった。

したがって、上記によるなどしてセンターが負担すべき適正な移設等補償費を算定すると、計30億2948万円となり、前記の移設等補償費支払額32億6900万円との差額2億3951万円が過大となっていて不当と認められる。

－独立行政法人住宅金融支援機構－

独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反

１７件　不当金額(収入支出以外)　１２億９０７９万円

（前年度　２２件　１６億６５０７万円）

1　賃貸住宅融資の概要

独立行政法人住宅金融支援機構は、平成19年4月、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、住宅金融公庫(以下「旧公庫」)の権利及び義務を承継して設立された。旧公庫は、同年3月まで住宅金融公庫法に基づき、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金で一般の金融機関で対応が困難なものを融通することなどを目的として、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して35年等の長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅融資」)を行っていた。

賃貸住宅融資については、賃借人の保護を図ることなどの目的から、借受者は、賃貸住宅融資により建設された賃貸住宅(以下「賃貸住宅」)の賃貸に当たって、家賃の3か月分等を超えない額の敷金を除き、賃借人から礼金、更新料等を受領することを賃貸の条件としてはならないこととされていた。また、借受者は、解約申入れ期限を1か月よりも前とした取決めをするなど、賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならないこととされていた。

本院が21年次に上記賃貸条件の制限について検査したところ、借受者等において賃貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、機構において、賃貸住宅の実態調査(以下「実態調査」)について本店から支店へ明確な指示をしていなかったりなどしたため、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。そこで、機構において、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、機構に対して21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

機構は、上記本院の指摘を受けて、賃貸条件の制限に関する周知については、21年11月以降、機構のホームページに掲載するなどし、毎年の実態調査の実施については、23年3月に実態調査の実施方法等を定めた調査要領を策定の上、同年4月から実態調査を開始し、毎年確実に実施することとした。

その後、本院は、令和2年次の検査において、賃貸住宅融資に係る賃貸条件の制限が本院の指摘を受けて適切に遵守されているかなどに着眼して検査したところ、検査した賃貸住宅融資25件のうち22件について、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。また、賃貸条件の制限に関する周知については、ホームページに掲載していたものの、平成27年度以降は賃借人や借受者等が容易に確認できる状況となっていないなど、本院の指摘の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていなかったり、毎年の実態調査の実施については、28年度以降は全く実施していなかったりしていた。そして、担当部署が実態調査を終了したことについて、機構内の経営に関する会議等に対して報告されないなど、機構内部において、実態調査に係る統制が十分に機能していなかったことから、本院の指摘を受けて講じた処置の一部が履行されなくなっていた。そこで、本院は、これらの事態について令和元年度決算検査報告に不当事項として掲記した。

2　検査の結果

2年次の検査において把握した賃貸条件が入居募集広告に掲載されていて賃貸条件の制限に違反している可能性があり、2年次までに検査を完了するに至らなかった賃貸住宅融資のうち、機構本店首都圏広域事業本部及び6支店(注1)の各管内の賃貸住宅融資17件(元年度末貸付金残高計12億9079万円)において、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受け

られた。そして、この17件の違反内容についてみると、敷金を過大に受領していたものが4件(同計4億6423万円)、礼金を受領していたものが12件(同計9億9651万円)、更新料を受領する取決めをしていたものが4件(同計2億2005万円)、敷引き(注2)を設定していたものが3件(同計1億7050万円)、退去月の家賃について、日割計算を行わない取決めをしているなど賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としていたものが8件(同計6億6212万円)となっていた(一つの物件で複数の賃貸条件の制限に違反しているものがあるため、件数及び貸付金残高の計は一致しない。)。

したがって、本院が是正改善の処置を求め、機構において、これを受けて実態調査を毎年確実に実施することとするなどの処置を講じたにもかかわらず、その一部が履行されなくなるなどしていたため、賃貸住宅融資について賃貸条件の制限に違反していた事態が生じていたことは適切とは認められず、賃貸住宅融資17件に係る貸付金残高12億9079万円が不当と認められる。

(注1)　6支店　　北海道、東北、東海、近畿、中国、九州各支店

(注2)　敷引き　　賃貸借契約書において、あらかじめ敷金の一定額を退出時に返還しないと定めること

部 局 等	貸 付 先	貸付年月	当初貸付金額	令和元年度末 貸付金残高	不当と認める 貸付金残高
		平成	円	円	円
本　　店	賃貸住宅事業を行う個人	7.12	2億6290万	1億1950万	1億1950万
同	同	13. 4	6060万	1297万	1297万
同	同	14. 3	5億4180万	1億7603万	1億7603万
同	同	17. 5	2億7420万	1億1305万	1億1305万
北海道支店	同	15. 9	5500万	3465万	3465万
東北支店	同	11.11	8290万	1772万	1772万
東海支店	同	7. 4	1億5140万	6407万	6407万
同	同	14. 9	9120万	5671万	5671万
近畿支店	同	11. 2	9480万	3748万	3748万
同	賃貸住宅事業を行う法人	13. 4	7040万	4099万	4099万
中国支店	同	12. 2	1億5560万	8041万	8041万
同	同	12. 7	2億5670万	1億4180万	1億4180万
同	賃貸住宅事業を行う個人	13.10	4700万	1976万	1976万
同	賃貸住宅事業を行う法人	14. 4	3億9050万	2億3830万	2億3830万
九州支店	賃貸住宅事業を行う個人	9. 6	1億4920万	4971万	4971万
同	同	11.10	7440万	2908万	2908万
同	同	12.12	1億2830万	5847万	5847万
計	17貸付先		28億8690万	12億9079万	12億9079万

－日本放送協会－

職員の不正行為

１件　不当金額(支出)　５２９万円

日本放送協会本部において、報道局総務部職員であった岡崎某が、取材用物品の管理・整備等の業務に従事中、令和2年9月から10月までの間に、正規の調達を装い、取引先3社に対してノートパソコン、ハードディスク等計35点(購入価格相当額計529万円)を権限がないのに発注するなどして領得したものである。そして、協会は取引先3社には上記の発注が正規の発注と信じるだけの理由があるとして、購入価格相当額の全額を同年12月及び3年1月に支払ったものであり、協会に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

なお、この損害額については、3年9月末現在で119万円が同人から返納されるなどしている。

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

～ 目　　次 ～

府省・団体名　　＜件　　名＞　　ページ

内閣府(内閣府本府)

34条処置要求

・企業主導型保育事業の運営費に係る助成金交付額の算定について(内閣総理大臣宛て) ・・・・・ 109

36条処置要求

・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金のうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定について(内閣総理大臣宛て) ・・・・・ 112

財務省

36条処置要求

・所得税の申告における倒産防止共済特例の適用に伴う返戻金額の収入計上に係る審査体制の整備等について(国税庁長官宛て) ・・・・・ 114

厚生労働省

34条処置要求

・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働大臣宛て) ・・・・・ 116

34条処置要求

・障害児通所支援事業所の定員超過利用における障害児通所給付費の算定について(厚生労働大臣宛て) ・・・・・ 118

34条処置要求、36条処置要求

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について(厚生労働大臣宛て) ・・・・・ 120

農林水産省

34条処置要求、36条処置要求

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施について(農林水産大臣宛て) ・・・・・ 123

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

農林水産省

36条意見表示、36条処置要求
・農地情報公開システム整備事業等の実施について（農林水産大臣宛て）　・・・・・　125

36条処置要求
・丸太のトラック運搬に係る経費の積算について（林野庁長官宛て）　・・・・・　128

36条処置要求
・農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について（農林水産大臣宛て）　・・・・・　130

36条処置要求
・政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について（農林水産大臣宛て）　・・・・・　132

経済産業省

34条処置要求、36条意見表示、36条処置要求
・石油製品安定供給確保支援事業等の実施及び災害時情報収集システムの運用について（資源エネルギー庁長官宛て）　・・・・・　135

国土交通省

36条処置要求
・航空保安施設等の予備電源設備として整備している可搬形電源設備の保管方法について（国土交通大臣宛て）　・・・・・　138

内閣府（内閣府本府）、厚生労働省

34条処置要求
・放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について（内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て）　・・・・・　140

日本年金機構

34条処置要求、36条処置要求
・可搬型端末の調達等について（日本年金機構理事長宛て）　・・・・・　142

－内閣府(内閣府本府)－

企業主導型保育事業の運営費に係る助成金交付額の算定について(内閣総理大臣宛て)

指摘の背景となった利用児童の区分が適正であるか確認することができない定期利用児童の基本分に係る国庫補助金相当額(支出)　６５６７万円

過大に算定されていると認められた運営費に係る国庫補助金相当額(支出)　３６０１万円

1　企業主導型保育事業の概要等

内閣府は、子ども・子育て支援法等に基づき、企業主導型保育事業に対する国庫補助を実施している。企業主導型保育事業は、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等(以下「一般事業主」)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児である児童の保育等を行うものである。同府は、企業主導型保育事業費補助金(以下「国庫補助金」)の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28年度から30年度までにおいて公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定するなどし、協会に対して国庫補助金を交付している。

協会は、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行う施設(以下「企業主導型保育施設」)における保育の実施に要する経費(以下「運営費」)及び企業主導型保育施設の整備に要する費用の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している(運営費の助成のために交付する助成金を「助成金」、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設における保育を実施する一般事業主等を「事業主体」)。協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けて協会は、「企業主導型保育事業助成要領」(以下「助成要領」)等を制定している。

助成要領等によれば、企業主導型保育施設の利用児童は、1月当たりの利用日数が16日以上となるなどの条件を満たしている利用児童(以下「定期利用児童」)と、1月当たりの利用日数が15日以下となる利用児童(以下「不定期利用児童」)に区分することとされている。また、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となる場合は、不定期利用児童として区分することとされている。そして、助成金交付額は、定められた定員別単価に利用児童の数を乗ずるなどして算出した額の基本分(以下「基本分」)に、各種加算分を加えた合計額である基準額等の金額であって、不定期利用児童1人当たりの定員別単価は、定期利用児童1人当たりの定員別単価に、1月当たりの所定の開所日数に対するその月の利用日数に応じた割合を乗ずるなどして算出することとされていることから、定期利用児童1人当たりの定員別単価より低額となる。

2　本院の検査結果

不定期利用児童1人当たりの定員別単価が実際の1月当たりの利用日数に基づいて算出されることに変更された30年度において、協会が助成金の交付対象とした16都道府県(注)に所在する41事業主体の42施設(運営費計24億6751万円、助成金交付額計19億2558万円(国庫補助金相当額同額))を対象として、同府及び41事業主体において、会計実地検査を行った。

(注)　16都道府県　東京都、北海道、大阪府、山形、神奈川、富山、愛知、三重、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(1)　事業主体における月次報告等による助成金の交付申請の状況

ア　欠席理由を記録するなどして出欠管理を行っておらず、1月当たりの利用日数が15日以下となっている利用児童について病気以外を理由とした欠席日数を確認することなく定期利用児童としていた事態

8事業主体の8施設(基本分に係る助成金交付額計2億3293万円(国庫補助金相当額同額))は、定期利用児童等の氏名、利用日数等の報告や、助成金の交付申請等をするための様式(以下「月次報告等」)において、1月当たりの利用日数が15日以下となっている利用児童の全部又は一部を定期利用児童として報告していたが、出欠管理簿等において利用児童の欠席理由を記録するなど

していなかった。前記のとおり、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となる場合は、不定期利用児童として区分することとされているが、これら8事業主体の8施設は、病気以外を理由とした欠席日数を確認することなく、当該利用児童を定期利用児童としていた(利用児童の区分が適正であるか確認することができない定期利用児童の当該月における基本分に係る助成金交付額計6567万円(国庫補助金相当額同額))。

イ　欠席理由を記録するなどして出欠管理を行っていたものの利用児童の区分が適切でない事態

16事業主体の16施設(運営費計11億3405万円、助成金交付額計8億6958万円(国庫補助金相当額同額))は、出欠管理簿等により欠席理由を記録するなどして利用児童の出欠管理を行っていたものの、月次報告等で定期利用児童として報告していた利用児童の中には、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となっていた利用児童が見受けられたことから、当該利用児童については、月次報告等において定期利用児童ではなく不定期利用児童として報告する必要があった。16事業主体の16施設について、当該利用児童を適正な利用児童の区分に修正して助成金交付額を算定すると、2事業主体の2施設を除いた14事業主体の14施設における助成金交付額計3601万円(国庫補助金相当額同額)が過大に算定されていると認められた。

(2) 助成金の交付に当たっての協会の事業主体に対する利用児童の出欠管理の方法等の周知、月次報告等に係る審査等の状況

(1)の各事態が見受けられたことから、協会が、事業主体に対して、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法等について、どのような周知を行っていたかなどについて確認したところ、次のとおりとなっていた。

協会は、30年度から不定期利用児童1人当たりの定員別単価が利用日数に基づいて算出されることについて、協会のホームページに助成要領等を掲載するなどの方法で示していたものの、実際の1月当たりの利用日数を用いて算出される方法に変更した箇所については、助成金交付額を算定する上で重要な項目であるのに、改正内容が明確に分かるような方法で示していなかった。

また、利用児童の区分を適切に行うためには、事業主体において欠席理由を把握する必要があり、区分するための根拠となる資料についても一定期間保存する必要がある。しかし、協会は、助成要領等を制定するに当たり同府と協議を行っているものの、両者において、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類の保存については、具体的な検討を行っていなかった。このため、協会は、上記利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法等を助成要領等に明記しておらず、十分に周知していなかった。

さらに、協会は、事業主体から提出された月次報告等の審査において各企業主導型保育施設が作成している出欠管理簿等を提出させて欠席理由を確認することは困難であるとして、欠席理由を確認していなかった。また、助成金交付額の算定について、原則として年1回全ての企業主導型保育施設を対象に行われている指導・監査においてもその監査する事項の中に利用児童の区分が適切に行われているかなどを確認する項目を設けておらず、欠席理由を確認していなかった。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同府において、助成金交付額の算定等が適切に行われるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア　補助事業者を通じるなどして、過大に算定されていると認められた14事業主体の14施設に係る助成金交付額について、当該事業主体に対して返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ　補助事業者に対して、不定期利用児童1人当たりの定員別単価の算出方法、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法及び定期利用児童と不定期利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類の保存について、事業主体に十分に周知させること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ　補助事業者に対して、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかにつ

いて確認する仕組みを整備させること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

【当局が講じた処置】

同府は次のような処置を講じていた。

ア　令和2年12月に、補助事業者に対して事務連絡を発出して、これに基づき、3年2月までに、過大に算定されていると認められた14事業主体の14施設に係る助成金交付額計3601万円について、14事業主体から補助事業者に返還させた。

イ　アの事務連絡に基づき、補助事業者に対して、3年4月に、不定期利用児童1人当たりの定員別単価の算出方法及び欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法に関する具体的な事例を示すとともに、定期利用児童と不定期利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類を5年間保存することを明記した「企業主導型保育事業における児童の出欠席等に関する確認事項(令和3年度版)」を定めさせた。そして、同確認事項を事業主体に送付させたり、補助事業者のホームページに掲載させたりして事業主体に十分に周知させた。

ウ　アの事務連絡に基づき、補助事業者に対して、3年6月に、企業主導型保育事業指導・監査等基準を改正させて、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかを確認することができるよう、同基準に基づく指導・監査評価基準に必要な項目を設けて、原則として年1回全ての企業主導型保育施設を対象に行われている指導・監査において確認する仕組みを整備させた。

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金のうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定について（内閣総理大臣宛て）

事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いていなかった8事業主体に係る交付金交付額と、8事業主体について事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて算定した交付金相当額との開差額（支出）　３５７８万円

1　交付金の概要等

(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の概要

内閣府は、原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等の周辺地域の住民の安全確保のためにあらかじめ講じられる措置に要する費用に充てるため、都道府県等に対して、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業等の実施に要する費用について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「交付金」）を交付している。このうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業は、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」）の整備又は維持に係る事業を行うものとされている。

(2) オフサイトセンターの概要

オフサイトセンターは、原子力緊急事態(注1)発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者等の原子力防災に係る関係者が集合して現地の応急対策等を講ずるための拠点となる施設であり、原子力事業者が原子炉の運転を行う施設や核燃料物質の加工等を行う事業所等（以下「原子力事業所」）が所在する道府県内に設置されている。そして、令和元年度末時点におけるオフサイトセンターの数は23か所となっている。

（注1）　原子力緊急事態　　原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

(3) 原子力規制事務所の概要

原子力規制委員会は、13道府県及び2町村が地方自治法に定める行政財産として管理している20か所のオフサイトセンター内に原子力規制事務所を設置している。13道府県及び2町村は、原子力規制委員会に対して地方自治法に基づく行政財産の使用の許可（以下「使用許可」）を行って、各オフサイトセンターの一部を原子力規制事務所の事務室等として使用させている。

地方自治法によれば、普通地方公共団体は、使用許可を受けた者から使用料を徴収することができるとされている。そして、行政財産の使用料（以下「行政財産使用料」）については、その行政財産の維持管理費等に充てられるべきものと解されている。各地方公共団体は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、オフサイトセンター内に設置された原子力規制事務所の使用に係る行政財産使用料（以下「事務所使用料」）について、徴収の要否を決定している。

また、各地方公共団体は、オフサイトセンターに係る光熱水費等のうち原子力規制事務所が使用している分に相当する額について、実費負担として原子力規制委員会から徴収する場合がある。

(4) 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定

「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引き」（以下「手引」）によれば、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金（以下「オフサイトセンターに係る交付金」）の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」）は、オフサイトセンターの電気設備、空調設備等の保守点検、建物清掃、修繕等の維持管理費、光熱水費、設備費等（これらを「維持管理等経費」）とされている。また、原子力規制委員会から上記光熱水費等の実費負担に相当する額を徴収している場合（原子力規制委員会から徴収している光熱水費等の実費負担に相当する額を「分担金」）は、分担金とオフサイトセンターに係る交付金が重複して維持管理等経費に充当されることにならないように、維持管理等経費から分担金の徴収額を差し引いた額を交付対象経費とすることとなっている。

2　本院の検査結果

同府が平成30、令和元両年度に、前記の13道府県及び2町村に交付（2町村分は県を介して間接交

付)したオフサイトセンターに係る交付金計13億0788万円を対象として検査した。

オフサイトセンター内に原子力規制事務所が設置されている前記の13道府県及び2町村は、手引に基づき、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たり、分担金を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定していた。

また、10府県及び1村(注2)(年度別にみると、平成30年度は10府県及び1村、令和元年度は9県及び1村)は、分担金とは別に、当該地方公共団体の条例を適用して原子力規制委員会から事務所使用料を徴収していた。そして、これら10府県及び1村のオフサイトセンターに係る交付金の算定における事務所使用料の取扱いの状況についてみたところ、5府県及び1村(年度別にみると、平成30年度は2府県及び1村、令和元年度は4県及び1村)では、事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定している一方で、8県(注3)(同平成30年度8県、令和元年度5県)では、事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引くことなく交付対象経費を算定しており、その取扱いが区々となっていた。

このように事務所使用料の取扱いが区々となっていたのは、上記の事務所使用料も分担金と同じように原子力規制委員会から徴収するものであり、地方公共団体の収入となるものであるのに、同府が、手引において、オフサイトセンターに係る交付金を算定する際の事務所使用料の取扱い及び分担金との違いについて示していなかったことなどによると認められる。

しかし、行政財産使用料は、前記のとおり、その行政財産の維持管理費等に充てられるべきものと解されていることから、前記の10府県及び1村が原子力規制委員会から徴収した事務所使用料についても、使用許可の対象となったオフサイトセンターの維持管理等に要する経費の財源に充てるべき性格のものであり、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たっては、これを考慮する必要があると認められる。

そこで、原子力規制委員会から徴収した事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引くことなく交付対象経費を算定していた前記8県の平成30、令和元両年度におけるオフサイトセンターに係る交付金計4億1818万円について、原子力規制委員会から徴収した事務所使用料に相当する額計3578万円を維持管理等経費から差し引いたものとして算定すると、計3億8240万円となり、3578万円の開差を生ずることとなる。

なお、同府は、前記のとおり、事務所使用料の取扱いについて手引では示していなかったが、2年1月に、全事業主体に対して、原子力規制委員会から事務所使用料を徴収した場合はこれを維持管理等経費から差し引くこととする旨の指示を行っていた。一方、同府は、3年4月に手引を改正して、3年度のオフサイトセンターに係る交付金の算定における事務所使用料の取扱いに関して、原子力規制委員会から徴収している分担金に事務所使用料は含まないものとするとともに、上記手引の改正に先立ち3年2月に開催した原子力事業所が所在する道府県等を対象とした会議において、原子力規制委員会から徴収している事務所使用料については、これを維持管理等経費から差し引く必要がない旨を周知していた。

(注2)　10府県及び1村　大阪府、福島、茨城、神奈川、新潟、石川、静岡、島根、愛媛、佐賀各県、下北郡東通村

(注3)　8県　福島、茨城、神奈川、石川、静岡、島根、愛媛、佐賀各県

3　本院が要求する改善の処置

同府において、オフサイトセンターに係る交付金の算定が適切なものとなるよう、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から事務所使用料を徴収している場合には、事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定する必要があることを手引に明示するなどして事業主体に周知するよう改善の処置を要求する。

－財務省－

所得税の申告における倒産防止共済特例の適用に伴う返戻金額の収入計上に係る審査体制の整備等について（国税庁長官宛て）

指摘の背景となった適用の意思表示が明確でないのに倒産防止共済特例を適用していると思料される納税者に係る掛金納付額（収入）　５億９４５７万円

指摘の背景となった返戻金額の収入計上が適切に行われていないなどの疑義が認められる状況となっていた納税者に係る返戻金額（収入）　３億２６４０万円

1　倒産防止共済特例の概要等

(1) 倒産防止共済特例の概要等

租税特別措置法（以下「措置法」）による租税特別措置の一つに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業倒産防止共済法等に基づき実施する中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第2条第2項に規定する共済契約（以下「共済契約」）に係る掛金を支出した場合の特例（措置法第28条第1項第2号及び第66条の11第1項第2号。以下「倒産防止共済特例」）がある。

所得税法及び法人税法に基づく取扱いでは、共済契約に係る掛金納付額を必要経費又は損金の額に算入すること（以下「経費計上」）は認められていない。ただし、倒産防止共済特例を適用した場合には、個人又は法人がそれぞれ各年又は各事業年度において支出した共済契約に係る掛金納付額を、それぞれその支出した日の属する年分の事業所得又は事業年度の所得の金額の計算において経費計上を認めることとなっている。

措置法第28条第2項及び第66条の11第2項の規定によれば、確定申告書等に措置法第28条第1項及び第66条の11第1項に規定する金額の経費計上に関する明細書の添付がない場合には、原則として倒産防止共済特例を適用しないこととされている。これは、租税特別措置の適用は、税負担の軽減等に見合う政策効果が期待できる場合に限定する必要があるという租税特別措置の意義等を踏まえて、申告時における納税者の意思表示が必要であるという趣旨によるものとなっている。

(2) 共済解約時の返戻金の概要等

共済契約を解約した場合には、解約者に対して解約手当金（以下「返戻金」）が支給されることとなっている。そして、倒産防止共済特例を適用した場合には、返戻金の額を総収入金額又は益金の額に算入すること（以下「収入計上」）となっている。

(3) 納税者の申告手続及び税務署の審査手続

国税庁は、所得税の申告に当たり、「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」に基づき、法令解釈通達により確定申告書の様式を定めている。これに基づき、納税者は適切に申告することとなっている。そして、所得税の申告において必要となる租税特別措置に係る明細書の様式も同通達に定められているが、倒産防止共済特例の適用に関する納税者の意思表示に必要な記載項目を示した明細書の様式は、同通達や他の法令等で定められていない。一方、法人税の申告においては、明細書の様式が法人税法施行規則により定められている。

また、確定申告書等について、税務署において書面審査を行うなどの際に必要となる資料を関係機関等から収集するための制度として、所得税法等に基づく各種支払調書や、国税通則法第74条の12第1項に基づき官公署等に対して協力要請等を行う資料情報制度がある。税務署は、確定申告書や同制度により収集した資料等に基づき、書面審査を行い、その結果、税務上の処理に疑義があるなど必要がある場合には、行政指導や税務調査による事実確認等を行うことになっている。

2　本院の検査結果

34税務署が所轄する平成30年の個人の掛金納付者1,669者（掛金納付額計13億4089万円）及び28年から30年までの間の個人の任意解約者（返戻金を受け取った者。）464者（返戻金額計12億1840万円）を対象に、27税務署において会計実地検査を行うとともに、7税務署から書類の写しの提出を受けて検査

したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 適用の意思表示の状況等

同庁は、確定申告書及び確定申告書の添付書類において、①倒産防止共済特例に係る基金への拠出の事実が客観的に分かる記載及び②倒産防止共済特例に係る基金への負担金の額が他の必要経費科目に係る金額と明確に区分できる記載(以下「特例適用額の記載」)がある場合、明細書の添付と同様の適用の意思表示に必要な記載があるものとし、これを適用の意思表示として認めていた。

しかし、同庁は、上記適用の意思表示に係る考え方について納税者等に対して周知するなど、個人の納税者の適切な申告を担保するための措置を執っていなかった。

そこで、前記の掛金納付者1,669者から、確定申告書及び確定申告書の添付書類において関連する必要経費科目がないなどのため倒産防止共済特例を適用していないと思料される102者を除いた1,567者(掛金納付額計12億7414万円)について、上記の書類における特例適用額の記載の有無等を確認したところ、適用の意思表示が明確でないのに倒産防止共済特例を適用していると思料されるものが906者(同計5億9457万円)見受けられた。このような倒産防止共済特例の適用は、申告時における納税者の意思表示を必要としている措置法の趣旨に照らして適切なものとなっていないと認められた。

(2) 返戻金額の収入計上の状況等

任意解約者の中には、倒産防止共済特例を適用していない者が含まれている可能性があるものの、掛金を納付した年分の申告において倒産防止共済特例を適用した場合、掛金納付額の経費計上を行うことができることから、掛金納付者の相当数が倒産防止共済特例を適用していると思料される。そして、前記のとおり、倒産防止共済特例を適用した場合には、返戻金額の収入計上を行うこととなっているが、同庁は、これを納税者等に対して具体的に周知していなかった。

そこで、前記の任意解約者464者(返戻金額計12億1840万円)について、返戻金額の収入計上の有無等を確認したところ、464者のうち40.7%である189者(同計3億2640万円)について、相当数の任意解約者の返戻金額の収入計上が適切に行われていないなどの疑義が認められる状況となっていた。

また、書面審査の状況についてみたところ、同庁は、資料情報制度を活用した資料の収集等の検討を行うなど、返戻金額の収入計上に係る審査体制を整備していなかった。このため、税務署は、納税者が共済契約の解約者であることなどを判断するために必要となる情報を利用することができず、返戻金額の収入計上に係る審査を適切に行うことができない状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同庁は、本院の指摘を受けて、個人の納税者の適切な申告を担保するために必要となる措置として、令和3年6月に法令解釈通達を改正し、納税者の意思表示に必要な記載項目を示した明細書の様式を定めるとともに、定めた様式等を同庁のウェブサイトに掲載して納税者等に周知した。

ついては、同庁において、上記に加えて、今後、返戻金額の収入計上が適切に行われていない申告の発生を可能な限り防止するとともに、税務署の書面審査において納税者が共済契約の解約者であるかどうかなどを確認した上で、返戻金額が適切に収入計上されているかなどの審査を行うことができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 返戻金額の収入計上を行う必要があることについて手引等を作成するなどして納税者等に周知すること

イ 返戻金額の収入計上について、書面審査において納税者が共済契約の解約者であることなどを判断するために必要となる情報を入手するための資料情報制度を活用した資料の収集等の検討を行ったり、返戻金額の収入計上に係る取扱いについて各税務署に示したりするなど、返戻金額の収入計上に係る審査体制を整備すること

－厚生労働省－

国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について（厚生労働大臣宛て）

過大となっていた負担金の交付額（支出）　１４０９万円

指摘の背景となった適正な負担金の交付額を算定することができない

交付額（支出）　５０６億８１３２万円

1　国民健康保険の保険基盤安定負担金等の概要

(1) 国民健康保険の概要等

国民健康保険の保険者である市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料（保険税を含む。）を徴収しなければならないこととなっている。

また、一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者）に係る保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者について算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額（以下「均等割額」）の合算額と、当該世帯について算定した世帯別平等割額（以下「平等割額」）との合計額とするなどとなっている。

(2) 保険基盤安定負担金等の概要

国民健康保険法の規定によれば、市町村は、当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者に係る保険料の総額（以下「保険料算定額」）を一般被保険者の数で除して算定した一般被保険者の一人当たり平均保険料算定額に、保険料の軽減割合ごとに区分して集計した世帯に属する一般被保険者の数及び所定の割合をそれぞれ乗じて得た額を合算して算定した額を、一般会計から当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない（これにより繰り入れる金額を「繰入金額」）とされており、国は、繰入金額の1/2に相当する額を保険基盤安定負担金として負担することとされている。そして、算定に用いる世帯数、一般被保険者数及び保険料算定額等は、当該年度の10月20日までの間に把握した保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在の状況に基づくこととなっている。

負担金の交付額は、国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知別紙の作成要領等に基づき、保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（以下「算出基礎表」）に、世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を入力し、算定することとなっており、市町村は、独自に導入するなどしたシステムにおいて、抽出するデータの時点等の抽出条件を設定した上で、算出基礎表を作成するために必要なデータ（以下「算定用データ」）を抽出し、集計するなどして算出した世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を算出基礎表に入力して算定している。また、交付要綱によれば、負担金の交付決定には、証拠書類を整理し、保管しておかなければならないことなどの条件が付されることとされている。

2　本院の検査結果

平成28年度から令和元年度までの間に21都道府県(注)の250市区町村に対して交付された負担金計1803億9747万円を対象として検査した。

（注）　21都道府県　　東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、栃木、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、和歌山、鳥取、広島、愛媛、高知、福岡、大分、沖縄各県

(1) 算定用データの抽出条件を誤るなどして繰入金額及び負担金の交付額が適正に算定されていない事態

保険料算定額のうち、一般被保険者について算定した均等割額の総額（以下「均等割総額」）は一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と、世帯について算定した平等割額の総額（以下「平等割総額」）は世帯数に平等割額を乗じて得られる額とそれぞれ一致するものであることから、少なくともいずれかが一致しない場合は、繰入金額及び負担金の交付額が適正に算定されていない

こととなる。

そこで、前記の250市区町村の算出基礎表を確認したところ、19道府県の111市町村において、均等割総額又は平等割総額の少なくともいずれかが一致していなかった。したがって、上記の111市町村における繰入金額及びこれに係る負担金の交付額計637億0764万円は、適正に算定されていないと認められる。この原因について確認したところ、16道府県の78市町村において、当該年度の10月20日までの間に把握した賦課期日現在の状況に基づく世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を算出基礎表に入力することとなっているのに、これらのうちいずれかを10月20日現在の状況に基づいて算出して入力していたり、当該年度の保険料賦課額を算定した期日までの間に把握した賦課期日現在の状況に基づく保険料算定額を算出して入力していたりしていた。また、他の13道府県の33市町村は、集計や算出基礎表への転記を誤ったなどとしていた。そして、上記の111市町村から負担金の事業実績報告書の提出を受けた19道府県は、負担金の事業実績報告書の審査に当たり、算出基礎表において、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているか、また、平等割総額が世帯数に平等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどについて確認していなかった。

(2) 負担金の交付額が過大となっていたり、適正な繰入金額及び負担金の交付額を算定できなかったりしている事態

前記の111市町村について、改めてシステムから算定用データを適正に抽出して繰入金額及び負担金の適正な交付額を算定しようとしたところ、算定することができたのは12道府県の30市町村であった。このうち12市町については、平成28年度から令和元年度までのいずれかの年度で負担金の交付額が過大となっており、その額は計1409万円と認められた。なお、上記の算定できた30市町村のうち22市町村については、平成28年度から令和元年度までのいずれかの年度で過小となっていた。

また、19道府県の84市町村における506億8132万円については、システムに保存されている各種データが随時又は定期的に上書きされていたり、システムが更新された際にデータが適切に引き継がれず廃棄されていたりなどしていて、過年度分の算定用データをシステムから抽出することができず、適正に算定することができない状況となっていた。この理由を市町村に確認したところ、負担金の交付額の確定後に、再度、負担金の交付額を算定する必要が生ずることを想定しておらず、交付要綱等においても、過年度分の算定用データを抽出することまで求められていないためなどとしている。また、厚生労働省は、交付の決定に際して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となるデータを保管しておくことについて、交付要綱等において明示したり、市町村に対して指導したりすることを行っていなかった。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、12市町に対して過大に交付されていた負担金について速やかに返還を求めるよう、また、適正な負担金の交付額を算定できなかった84市町村に対して、市町村が現在保有している各種資料に基づき適切に負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった場合には、速やかに返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、繰入金額及び負担金の交付額の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求める。

ア　都道府県を通じて市町村に対して、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件について周知徹底すること

イ　都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの確認方法により、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて周知すること

ウ　都道府県を通じて市町村に対して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となるデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて周知すること

障害児通所支援事業所の定員超過利用における障害児通所給付費の算定について（厚生労働大臣宛て）

減算が必要な定員超過利用となっているのに定員超過利用減算を適用せずに障害児通所給付費を過大に算定していた8事業者に係る国の負担額（支出）　５７９４万円

1　障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、障害児に対して児童発達支援(注1)、放課後等デイサービス(注2)等を行うものであり、市町村（特別区を含む。）は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

都道府県又は政令指定都市等（以下「都道府県等」）の長（以下「都道府県知事等」）の指定を受けた指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」）が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（以下「算定基準」）等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算等の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、算定基準等によれば、前記の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定に当たっては、事業所が過度に障害児を受け入れることを未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、利用定員を上回る障害児に利用させている場合であって、定員超過利用の程度が一定の範囲を超える場合に定員超過利用減算を適用することとされている。具体的には、次の場合等に定員超過利用減算として、所定の単位数に70/100を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

①　利用定員が11人以下の事業所において、直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

②　利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125/100を乗じて得た数を超える場合

市町村は、通所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」）が事業所から障害児通所支援の提供を受けたときは、毎月、通所給付決定保護者ごとに障害児通所給付費を審査した上で事業者に支払うこととなっている。

そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

（注1）　児童発達支援　　障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

（注2）　放課後等デイサービス　　学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

2　本院の検査結果

21都道府県及び26市(注3)において、都道府県知事等の指定を受けて児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施していた6,913事業所のうち、利用定員と比較して利用者が多いなどの条件により348事業者の474事業所を抽出して、当該事業所に係る平成26年度から令和元年度までの間の定員超過利用の状況等について事業者から提出された調書等を確認するなどして検査したところ、次のような事態が見受けられた。

（注3）　21都道府県及び26市　　東京都、北海道、京都府、茨城、群馬、千葉、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、兵庫、奈良、和歌山、島根、香川、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県、前橋、高崎、千葉、船橋、柏、八王子、金沢、福井、甲府、岐阜、静岡、浜松、京都、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、奈良、和歌山、松江、高松、佐世保、宮崎、鹿児島、那覇各市

(1)　定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていたのに定員超過利用減算を適用していなかった事態

前記348事業者の474事業所のうち271事業者の369事業所において、直近の過去3月間の障害児の

延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。そして、このうち、11事業者の14事業所において、当該月の中で直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記11事業者の14事業所のうち、6道県及び2市(注4)の8事業者の11事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に70/100を乗ずることなく算定していたため、平成26年度から令和元年度までの間に、上記の8事業者に対して41市町村が行った障害児通所給付費の支払が計1億1589万円過大となっていて、これに対する国の負担額計5794万円は負担の必要がなかった。

(注4)　6道県及び2市　　北海道、千葉、石川、奈良、鹿児島、沖縄各県、浜松、京都両市

(2) 定員超過利用減算を適用していなかった理由

(1)の事態が見受けられたことから、前記8事業者の11事業所が定員超過利用減算を適用していなかった理由について6道県及び2市を通じて確認した。その結果、①直近の過去3月間ではなく直近の過去1月間の利用者数等により計算すればよいとするなど定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったためとした事業所が9事業所、②定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったためとした事業所が1事業所、③定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったためとした事業所が1事業所となっていた。

(3) 定員超過利用減算の適用誤りを防止するための確認の方法の周知状況

前記のとおり、直近の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の適用が必要になるかについては、各月の利用定員、障害児の延べ数及び開所日数の三つの情報に基づき計算して確認する必要がある。そして、これらのうち障害児の延べ数及び開所日数については、通常は事業者でなければ把握していない情報であることから、障害児通所給付費の算定に当たっては、事業者が定員超過利用減算の要否について容易に確認ができるようにする必要がある。

そこで、(2)の理由のとおり、事業者において定員超過利用減算の制度についての理解が十分でなかったり、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったりなどしていたことから、これらにより生ずる定員超過利用減算の適用誤りを防止することができるよう、厚生労働省において、都道府県等を通じるなどして、事業者に対して、定員超過利用減算が必要な定員超過をしているかを確認できるような様式等を使用した容易かつ効果的な確認の方法(以下「確認様式等」)を示しているかをみたところ、このような確認様式等を示していなかった。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア　8事業者の11事業所のうち返還手続が未済の事業所に対して、6道県及び2市を通じるなどして、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ　事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ　事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の要否を確認するように周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について(厚生労働大臣宛て)

指摘の背景となった新型コロナウイルス接触確認アプリの開発・保守等に係る業務に係る支払額(支出)　３億８０８８万円

1　COCOAの概要等

(1) COCOAの概要

厚生労働省は、令和2年4月にパーソルプロセス＆テクノロジー株式会社(以下「パーソル社」)と締結した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」(以下「HER-SYS」)の開発・保守等に関する契約を同年5月に変更して、新たにスマートフォン向けの新型コロナウイルス接触確認アプリ(以下「COCOA」)の開発・保守等に係る業務(以下「COCOA業務」)を追加することとした。COCOAは、新型コロナウイルス感染症の陽性判断が確定した者(以下「陽性者」)の同意のもとで、陽性者と一定期間内におおむね1m以内の距離で継続して15分以上の近接状態が続いたCOCOAの利用者(この接触状態を「陽性者近接状態」、これに該当する利用者を「接触確認者」)に対して、当該事実について通知を行うことを主要な機能としている。

(2) 公表されたCOCOAの不具合等

同省は、3年2月に、COCOAを特定の端末で使用した場合に、陽性者近接状態に該当した場合であっても、接触確認者に通知が行われていない事態(以下「本件不具合」)が判明したことや、本件不具合は2年9月のバージョンアップに伴って生じたものであることなどを公表した。

2　本院の検査結果

HER-SYSの開発・保守等に関する契約に対する支払額17億0642万円のうち、主としてCOCOA業務に係る分3億8088万円を対象として検査した。

(1) COCOAの主要な機能についてのテストが適切に実施されていなかった事態

ア　テストの実施状況

パーソル社は、COCOAのバージョンアップに先立ちテストを行っていたが、テストの実施対象項目は、バージョンアップの際の修正箇所に係る項目についてのみとしていた。

一方、COCOAについては、2年9月のバージョンアップの際に陽性者近接状態に該当した場合に接触確認者に通知を行う機能(以下「接触確認機能」)について修正を行ったが、テストを実施するためのソフトウェアの動作環境等が整わず、接触確認機能についてのテストを実施できなかったとしていた。また、2年11月及び12月の計3回のバージョンアップにおいては接触確認機能についての修正が行われていなかったことから、パーソル社では、その後も接触確認機能についてのテストを実施していなかった。

イ　テストの実施に関する厚生労働省の対応

同省は、テストに関する事項について、仕様書に「短時間開発であることから、開発者のテストに加え、ベータ版(注1)でのテストも検討する。」と記載しているのみで、受注者に適切にテストを実施させるためにあらかじめ定めておく必要があるテストの実施対象項目、実施目的、実施内容等のテストの実施に当たっての具体的な事項を一切定めていなかった。

また、同省は、実際にも、3年2月に本件不具合の解消について指示を行うまで、テストの実施に当たっての具体的な事項についてパーソル社に対して指示等を行っていなかった。

さらに、実際のテストの実施状況をどのように確認していたかみたところ、同省は、パーソル社からバージョンアップに先立ち実施したテストの後に提出されるテストの実施結果を記載した書類等により適宜確認したとしているが、当該書類には、テスト名、利用者の操作内容、当該利用者の操作に応じて期待されるアプリの動作等が箇条書きにされているだけであり、各テストの実施目的、実施した内容等について記載されていないことなどから、COCOAの主要な機

能である接触確認機能に係るテストの実施状況について十分に把握していなかった。

(注1)　ベータ版　ソフトウェアの正式版を公開する前に、試用のために利用者に提供されるサンプルのソフトウェア

(2) 本件不具合の発生を長期間にわたり認識できなかった事態

同省は、COCOAのソースコード(注2)をインターネット上のソフトウェア開発のためのウェブサイト(以下「開発サイト」)に公開している。

一方、同省は、2年9月頃のパーソル社との打合せにおいて、開発サイトに、外部からCOCOAに係る意見、提案等が掲載された場合には、当該意見、提案等の内容等を定期的に一覧表に取りまとめるなどの管理をパーソル社に依頼していた。

しかし、同省は、意見、提案等のうち緊急度の高い指摘等が掲載された場合には、可能な限り速やかに同省に報告するなどするよう口頭で伝えてはいたものの、具体的な業務内容、緊急度が高いとされる指摘の例、報告手順等について明確に指示していなかった。そして、上記の管理に係る業務内容について、仕様書に記載するなどの対応を執っていなかった。

このため、パーソル社は、2年11月に、外部から開発サイトに本件不具合に係る指摘が掲載された際に、当該指摘は緊急度が高いとの認識を持たず、同省に報告していなかった。

このように、同省は、パーソル社に対して、開発サイトに外部からCOCOAに係る意見、提案等が掲載された場合の管理の方法等について明確な指示を行っていなかったことなどにより、パーソル社から本件不具合の存在について報告を受けた3年1月までの長期間にわたり、本件不具合の発生を認識できなかった。

(注2)　ソースコード　プログラミング言語で書かれたコンピュータプログラムを表現する文字列

(3) 厚生労働省が受注者からの請求額に本件不具合に係る修理費用が含まれていないことを適切な資料に基づいて検証していない事態

同省は、2年9月に、納品されたバージョンアップしたCOCOAについて納品検査を行い、合格としていたが、その後、前記のとおり3年1月にパーソル社からCOCOAに本件不具合が発生した旨の報告を受けて、COCOAが契約の内容に適合していないことを把握した。

そこで、同省が契約条項に基づき、パーソル社に対して、パーソル社の責任と費用負担により適切に修理等を行うか、又は代金の減額を行うかのいずれかを選択して請求しているか確認したところ、同省は、契約上の信義則から、パーソル社の費用負担により修理が行われていると認識しているので、契約条項に基づく請求は行っていないとしていた。そして、同省は、本件不具合に係る修理費用を同省が負担していないことについては、パーソル社から毎月提出される請求書等により確認したとしていた。

しかし、当該請求書の内訳書には、費用の額が「通知サーバー」、「プロジェクト管理」等の包括的な業務内容や、「開発要員」、「サーバー保守要員」等の要員ごとに記載されているのみであり、本件不具合に係る修理費用が同省に請求されていないことを確認できるものとはなっておらず、同省は、請求額の妥当性について適切な資料に基づいて検証していなかった。

そこで、本件不具合に係る修理費用が同省に請求されていないか確認したところ、パーソル社は、2年8月から3年3月までの間、COCOA業務のうち運用保守業務、利用者サポート業務等を事業者に再委託しており(再委託を受けた事業者を「再委託業者」)、再委託業者は、3年1月及び2月に、本件不具合の修理を、再委託を受けた運用保守業務の一環として行っていた。再委託業者は、パーソル社に3年1月及び2月分の運用保守業務に係る費用計1606万円に利用者サポート業務等に係る費用を合わせた再委託費計3257万円を請求しており、パーソル社は再委託業者に支払った再委託費全額を同省に請求し、同省は、3年4月にこの請求額を支払っていた。

そして、パーソル社及び再委託業者は、上記の再委託費3257万円は当初の再委託契約に基づく運用保守業務、利用者サポート業務等に係る請求であり、本件不具合に係る修理費用については同省に請求していないとしていた。

しかし、再委託業者がパーソル社に提出した作業報告書等には、作業内容について、プロジェクトマネージャー、プログラマー等の要員別に稼働実績が人月単位で記載されているのみであり、再委託契約に基づく運用保守業務と本件不具合の修理作業とで明確に区分して記載されていなかった。また、再委託業者は、要員別に日々の業務従事時間数、業務内容等を記録した作業日報等の本件不具合の修理に要した時間数、作業内容等を確認できる資料を作成していなかった。

このため、本件不具合の修理は、再委託を受けた運用保守業務の一環として行われているにもかかわらず、修理に要した時間数、作業内容等を客観的に検証できないものとなっていた。

このように、同省は、本来、パーソル社から、本件不具合に係る修理費用等を明確に区分するなどした適切な資料を提出させて、パーソル社からの請求額に本件不具合に係る修理費用が含まれていないことを当該資料に基づいて検証すべきであるのに、検証することなくパーソル社の費用負担により修理が行われていると判断していた。

3　本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

同省において、COCOA等の各種システムの開発・保守等に係る業務が適切に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア　各種システムの主要な機能についてのテストが適切に実施されるよう、仕様書に定めるべきテストの実施対象項目、実施目的、実施内容等のテストの実施に当たっての具体的な事項を明確に定めたり、テストの実施状況を十分に把握するために受注者から報告を受けるべき内容を明確に定めたりするとともに、これらの定めた事項を今後のシステムの開発・保守等に係る業務の契約内容に反映できるよう、マニュアルの作成等により関係職員に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ　不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理し、これを業務に生かす方法について検討し、その方法を今後の各種システムの開発・保守等に係る業務の契約内容に反映できるよう、マニュアルの作成等により関係職員に周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ　納品物が契約の内容に適合していない事態が発生した場合に、不具合に係る修理費用等の負担者を明確に確認するために、受注者に、当該不具合に係る修理費用等を明確に区分するなどした適切な資料を提出させて、請求額に修理費用等が含まれていないことを検証することについて、事務連絡を発出するなどして関係職員に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

－農林水産省－

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（産地基幹施設等支援タイプ）の実施について（農林水産大臣宛て）

指摘の背景となった都道府県が地方農政局等と成果目標の妥当性について協議する際、過去事業における成果目標の達成状況等を報告することとしていないなどの事業費に係る交付金交付額（支出）　２６億９６７２万円

出荷量等の実績値が目標値を下回っているのに、その後の出荷量等の実績値の状況の把握をしておらず、それを踏まえた改善指導を行っていない事業費に係る交付金交付額（支出）　３３億６０９８万円

1　強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（産地基幹施設等支援タイプ）の概要等

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（産地基幹施設等支援タイプ）の概要

農林水産省は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」に基づき、産地の基幹施設の整備等を支援することとし、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等を実施している。この事業では、産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体等による産地の基幹施設の導入を支援する産地基幹施設等支援タイプに係る事業（以下「整備事業」）等を実施している。

(2) 成果目標の設定

事業実施主体は、成果目標の目標年度（以下「目標年度」）における成果目標を設定するなどして、その成果目標の妥当性等を記載した事業実施計画を都道府県に提出することとされており、都道府県は、その内容について必要な審査及び指導を行うこととされている。そして、都道府県は上記事業実施計画を踏まえて都道府県事業実施計画を作成して地方農政局等に提出し、その成果目標の妥当性について地方農政局等と協議を行うこととされている。

(3) 成果目標の達成状況の評価

本院は、平成27年10月に同省に対して、農業・食品産業強化対策整備交付金事業（強い農業づくり交付金事業を含んだ事業）における成果目標の達成状況の評価等に関して成果目標の実質的な評価が行われていないなどしている事態について改善の処置を要求し、その後、同省は、本院の要求に対して手引を作成するなどの処置を講じた。そして、手引により、都道府県は、点検評価を実施する際に、成果目標を達成した場合においても、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の実績値が目標値を下回るなどの状況になっている場合は、出荷量等の実績値が目標値に達するまでの間、状況の把握を行うとともに、事業実施主体に対して改善に向けた指導等を行うこととされた。

2　本院の検査結果

26年度から令和元年度までの間に23道県で実施された417事業（成果目標件数831件、事業費計1298億3502万円、交付金交付額計580億7111万円）を対象として検査した。

(1) 都道府県が地方農政局等と成果目標の妥当性について協議する際、過去事業における成果目標の達成状況等を報告することとしていないなどの事態

23道県において、整備事業を実施する年度以前の10か年度の間に、新たな整備事業（以下「新事業」）と同一の事業実施主体が過去に同一の品目及び地域を対象とした整備事業（以下「過去事業」）を実施しているかどうか確認したところ、平成26年度から令和元年度までの間に実施された12道県における33事業（事業費計112億5322万円、交付金交付額計49億9663万円）において、過去事業が実施されていた。

ア　過去事業における成果目標の達成状況や過去事業において成果目標を達成していない状況となった要因等を報告することとしていないなどの事態

過去事業における成果目標の達成状況等について確認したところ、新事業の実施時点におい

て過去事業における成果目標が達成されていない事業が、6道県における計14事業(事業費計45億7450万円、交付金交付額計21億1475万円)あった。このうち、新事業の目標年度が元年度までとなっている9事業についてみたところ、5道県における7事業については、新事業において元年度までに新事業の成果目標が達成されていなかった。

このように、新事業を実施する時点において過去事業における成果目標が達成されていない場合、新事業においても同様に成果目標が達成されないなどするおそれがあることから、6道県は、成果目標の妥当性の協議において、過去事業における成果目標の達成状況や過去事業において成果目標を達成していない状況となった要因等について、報告する必要があったと考えられるが、6道県は、要綱等に規定されていないことから報告することとしていなかったり、協議時の状況を確認することができず報告したかどうか不明であるとしていたりしていた。

イ　過去事業において設定した成果目標を下回る成果目標を設定していた場合に、その旨やその理由等を報告することとしていないなどの事態

過去事業の成果目標を下回る成果目標を新事業において設定することは、過去事業着手後の天候や市場の変化等の外的要因の影響等を考慮したことによるものではない場合、成果目標が合理的な理由もなく低くなっているおそれがある。そこで、過去事業の成果目標について確認したところ、過去事業の成果目標を下回る成果目標を設定している新事業が4県における計4事業(事業費計15億5913万円、交付金交付額計7億1484万円)あった。

しかし、4県は、成果目標の妥当性の協議において、過去事業における成果目標を下回っていることやその理由等について報告する必要があったと考えられるが、4県は、要綱等に規定されていないことからそれらを報告することとしていなかったり、協議時の状況を確認することができず報告したかどうか不明であるとしていたりしていた。

ア及びイの事態の事業について重複を控除すると、これらの事態に係る整備事業は7道県における計15事業(事業費計58億3174万円、交付金交付額計26億9672万円)となる。

(2) 出荷量等の実績値が目標値を下回っているのに、その後の出荷量等の実績値の状況の把握をしておらず、それを踏まえた改善指導を行っていない事態

平成26年度から30年度までの間に整備事業が実施された23道県において、元年度までに目標達成と評価した402件(当該成果目標に係る事業数(以下「事業数」)計254事業)の成果目標のうち、18道県における131件は出荷量等の実績値が目標値を下回っていた。しかし、このうち、10県における52件(事業数計37事業、事業費計75億8300万円、交付金交付額計33億6098万円)については、10県は評価報告書等の提出を受けた後、出荷量等の実績値を把握しておらず、それを踏まえた改善指導を行っていなかった。

3　本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

同省において、整備事業の成果目標の妥当性の協議及び出荷量等の実績値の状況の把握が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア　地方農政局等と都道府県における成果目標の妥当性の協議において、都道府県が地方農政局等に対して、過去事業における成果目標の達成状況や成果目標を達成していない場合の要因等を報告するとともに、新事業の成果目標が過去事業において設定した成果目標を下回る場合にその旨やその理由等を報告するなどの仕組みを導入すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ　都道府県に対して、成果目標を達成していても出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は当該目標値に達するまで出荷量等の実績値の状況を確実に把握した上で改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

農地情報公開システム整備事業等の実施について（農林水産大臣宛て）

農地情報等が適時に更新されておらず、最新の農地情報等が公表されていないなどしていたシステムの設計・開発に要した経費等に係る国庫補助金相当額（支出）　１３７億５８８６万円

1　農地情報公開システム整備事業等の概要等

(1) 農地情報公開システム整備事業等の概要

農林水産省は、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくため、農地中間管理機構を設立し、機構による担い手への農地集積と集約化の支援等を行うなどの農地集積・集約化対策事業を実施している。

そして、平成25年12月に農地法が改正され、同法により、農業委員会（農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。これらを「農業委員会等」）は、農地台帳を作成すること並びに同法で定められた農地台帳に記録される農地情報及び農地の地図情報（これらを「農地情報等」）をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

これらを受けて、同省は、25年度補正予算により、農業委員会等が農地情報等のインターネットを通じた公表等を行うためのシステム（以下「農地情報公開システム」）の開発等を実施する農地情報公開システム整備事業を、農地集積・集約化対策事業費補助金により、一般社団法人全国農業会議所を事業実施主体として実施している。農地情報公開システムは、農地情報等の一元化を図るものであり、会議所は、次の2段階に分けてシステム開発を行っている。

すなわち、フェーズ1においては、新たに農業への参入を志向する者等（以下「一般利用者等」）に対して全国の農業委員会等が保有する農地情報等をインターネットを通じて公表等するためのシステム（以下「全国農地ナビ」）の設計・開発が行われた。また、各農業委員会等が整備するシステム（以下「農地台帳システム」）に登録された農地情報等について、農地台帳システムから農地情報公開システムへの初度のデータ変換・移行が行われた。会議所によると、全国農地ナビは、一般利用者等にとって必要な農地情報等について、各農業委員会等に赴いて農地台帳を閲覧することなく、インターネットで確認できるようにすることなどを目的としたものであるとしている。

また、フェーズ2においては、農地情報等の一元管理・利用等が可能なシステムを構築するために必要な機能を有する複数のシステムが開発されている。そして、農業委員会等は、フェーズ2に参加することにより、農地情報公開システムに移行された農地情報等のデータを逐次更新することなどができる。

そして、フェーズ2において開発されたシステムのうち主なシステムは、次のとおりである。

①　各農業委員会等利用システム

各農業委員会等利用システム（以下「農委システム」）は、各農業委員会等が、個々に保有していた農地情報等を一元的に管理、利用等を行うためのシステムで、農地情報等のデータは、農業委員会等が農委システムに逐次入力等することにより適時に更新され、全国農地ナビと連携することによって一般利用者等に公表され利用されることになる。

会議所によると、農地情報等が適時に更新されるためには、農業委員会等が農委システムを日常業務で利用することが必要であるとしている。

②　格納システム

格納システムは、都道府県農業会議及び機構が、管内の市町村の農地台帳及び農地地図の検索、閲覧等を行うことなどができるシステムである。

格納システムにおいては、農地の区画ごとに、全国農地ナビよりも詳細で多くの農地情報等が登録されており、都道府県農業会議及び機構は、農地の所有者別や担い手の有無等で色分け表示することなどができる。

会議所によると、都道府県農業会議及び機構は、格納システムの上記の機能を用いることにより、農地集積シミュレーション等必要な分析が可能となるなど、従来の紙媒体の農地地図等

を用いるよりも業務効率の向上が図られるとしている。

さらに、同省は、平成28年度補正予算により、農地台帳システムに登録された農地情報等の農地情報公開システムへの再度のデータ変換・移行を支援する農地情報公開システム本格稼働加速化事業(以下「加速化事業」)に要する経費について会議所に補助金を交付している。

また、同省は、農地情報公開システムの保守・運用等を行う農地情報公開システム管理事業に要する経費について、会議所に補助金を交付している。

(2) 農地情報公開システムの利用促進に向けた取組

農地情報公開システムは28年4月に整備が完了し、稼働を開始したが、農地の地図情報の表示速度や挙動等に問題が生じていた。

これらの農委システムの利用上の問題が要因となり、会議所の調査によれば、31年4月から令和元年7月までの間における農業委員会等による農委システムの利用率は、平均して約30%という低い水準になっていた。

会議所は、上記の問題に対処するため、必要な農委システムの改修を数度にわたり実施するなどしている。

2　本院の検査結果

平成25年度から令和2年度までの間に、農地情報公開システム整備事業等を実施するために交付された137億5886万円(補助対象事業費同額)を対象として17道県(注1)管内の793農業委員会等、17道県農業会議、17機構から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注1)　17道県　北海道、岩手、山形、福島、茨城、群馬、千葉、新潟、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、長崎、熊本、宮崎各県

(1) 農委システムにおける農地情報等が更新されていない事態

ア　農地情報が更新されていない事態

2年度における農委システムの農地情報の更新の状況についてみたところ、フェーズ2に参加している783農業委員会等のうち、農地台帳に記載されている農地情報の内容に変更が生じた都度農委システムの農地情報を更新しているのは187農業委員会等(23.8%)にすぎず、343農業委員会等(43.8%)は加速化事業等におけるデータ移行から一度も更新していないなどしていた。

イ　農地の地図情報が更新されていない事態

2年度における農委システムの地図情報の更新の状況についてみたところ、783農業委員会等のうち、地図データに変更が生じた都度更新しているのは56農業委員会等(7.1%)にすぎず、301農業委員会等(38.4%)は初度のデータ移行から一度も更新していないなどしていた。

ウ　農委システムが日常業務に利用されていない事態

783農業委員会等について、農委システムの日常業務における利用状況を確認したところ、①農委システムのみを利用しているのは131農業委員会等(16.7%)にすぎず、②251農業委員会等(32.0%)は既存の農地台帳システムを主として利用し、公表データを更新する際等に限って農委システムを利用しているとし、③369農業委員会等(47.1%)は既存の農地台帳システムのみを利用しているとしていて、②及び③の計620農業委員会等(79.1%)は農委システムを日常業務で利用していなかった。

農委システムを日常業務で利用していない理由について確認したところ、「既存の農地台帳システムに台帳管理に必要な機能が備わっており、農地台帳情報等の公表事務を除いて利用する必要性がないため」(573農業委員会等)、「農地の貸借・転用等の履歴情報を管理できないため」(470農業委員会等)、「画面表示や操作性が悪く使用に耐えないため」(355農業委員会等)などとなっていた。

以上のとおり、大半の農業委員会等は、農委システムを日常業務で利用していなかった。そして、農委システムにおける農地情報等が適時に更新されておらず、最新の農地情報等が公表されていない状況となっており、必要な農地情報等について一般利用者等がインターネットで確認で

きることなどを目的として整備した農地情報公開システムは、その役割を果たしていないものとなっている。

(2) 格納システムの機能が都道府県農業会議及び機構において十分に利用されていない事態

格納システムの利用状況を確認したところ、同システムを日常的に利用しているのは1道農業会議及び3機構のみであり、16県農業会議及び14機構は利用していなかった。

格納システムを利用していない理由について確認したところ、「多くの農業委員会等において登録されているデータが更新されておらず活用できないため」(11県農業会議及び13機構)が最も多く挙げられており、このほか「業務上特に利用する必要がないため」(10県農業会議及び7機構)などとなっていた。このように、格納システムが多くの都道府県農業会議等において日常的に利用されていないのは、(1)のとおり農委システムにおける農地情報等が適時に更新されていないことによるほか、格納システムに備えられた業務効率の向上のための機能を必ずしも認識していないことなどによると思料された。

(3) 農地法等でインターネットの利用その他の方法により公表することとされている項目が農委システムに登録されていない事態

783農業委員会等について、農委システム上に設定された項目(注2)の登録状況についてみたところ、350農業委員会等において農地の利用状況調査に係る項目等計延べ6,679項目が農委システムに登録されていなかった。そして、このうち農地法等でインターネットの利用その他の方法により公表することとされた計延べ5,167項目は全国農地ナビで公表されていなかった。

(注2) 農委システム上に設定された項目　農地法等で農地台帳に記録することとされている項目に基づき、会議所において農委システム用に整理・区分した項目

3 本院が表示する意見及び要求する改善の処置

同省において、農地情報公開システムの整備の目的が十分に達成されるよう、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

ア 会議所に対して、農業委員会等が農委システムの操作性が悪いなどとしていることに対してその内容を十分に把握するとともに、その結果、更なる改修等が必要であると判断される場合には、その実施による効果も考慮しつつ必要な改修を検討するなどの対応を更に行うよう指導すること、また、担い手への農地の集積・集約化を目的として実施された農地情報公開システム整備事業において、農委システムを利用して農地情報等を適時に更新することが法定化された農地情報等の一般利用者等への公表等の役割を果たすことになること、及び農委システムの利用上の問題に対して会議所がこれまで実施した支援措置の内容等を農業委員会等に十分に周知するよう指導すること(会計検査院法第36条の規定により意見を表示するもの)

イ 会議所に対して、都道府県農業会議及び機構において格納システムを利用していない要因を分析して必要な改善を図るとともに、格納システムが有する農地集積に必要な分析ができることなど、業務効率の向上のための機能を都道府県農業会議及び機構に十分に周知するよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 会議所に対して、農委システムにおける農地情報等の登録状況を把握した上で、未登録項目がある農業委員会等に農地法等で農地台帳に記録することとされている項目の農委システムへの登録を速やかに行わせるよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 農地情報公開システムに係る運営状況について、定期的に利用率等を会議所から報告させるなどしてその状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じた指導ができる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

丸太のトラック運搬に係る経費の積算について（林野庁長官宛て）

低減できた積算額（支出）　６６３０万円

低額となっていた積算額（収入）　６２８０万円

1　事業の概要

(1) 立木販売等の概要

林野庁は、国有林野の林産物等の売払いを行っており、このうち木材の販売は、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒等して丸太にして木材市場等で販売する委託販売及び買受者と国有林材の販売に関する相互協定に基づき木材市場等を介さずに販売するシステム販売がある。

各森林管理局は、同庁が制定した「立木販売予定価格評定公式の改訂について」（以下「評定公式」）に基づき、立木等の販売予定価格評定要領等（以下「積算基準」）をそれぞれ制定して、積算基準に基づき各森林管理署等は立木販売の売買契約に係る予定価格を算定している。また、立木の伐倒、造材、集材、トラック運搬の作業を行うなどの丸太を生産する事業等（以下「製品生産事業等」）の請負契約における経費の予定価格や、システム販売における販売の予定価格は、各森林管理局が定めた製品生産事業等又はシステム販売の取扱いに係る要領等において積算基準に準ずるなどして算定することとされている。

丸太のトラック運搬に係る経費については、立木販売の場合は売買契約において、委託販売の場合は製品生産事業等の請負契約において、システム販売の場合は製品生産事業等の請負契約及び売買契約においてそれぞれ積算されている。

(2) 丸太のトラック運搬に係る距離制運賃と時間制運賃

各地方運輸局が公示している一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金表には、運搬距離ごとに1回当たりの運賃が掲載された表（以下「距離制運賃表」）と8時間又は4時間を基準とする基準時間当たりの運賃が掲載された表（以下「時間制運賃表」）がある（距離制運賃表に基づいて算定した運賃を「距離制運賃」、時間制運賃表に基づいて算定した運賃を「時間制運賃」）。

一方、評定公式によれば、丸太のトラック運搬に係る経費については、原則として距離制運賃表を適用するなどして定めることとされており、時間制運賃については定められていない。

2　本院の検査結果

令和元、2両年度の5森林管理局(注1)管内の30森林管理署等(注2)における請負契約98件、契約金額計87億6420万円及び売買契約195件、契約金額計23億7187万円（立木販売の売買契約79件、契約金額計12億5746万円、システム販売の売買契約116件、契約金額計11億1440万円）を対象として検査した。

検査に当たっては、5森林管理局及び30森林管理署等のうち3森林管理局(注3)及び21森林管理署等(注4)において、積算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の30森林管理署等については、同庁から調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局（以下「4森林管理局」）は、評定公式において、時間制運賃表の適用については定められていないことなどから、立木販売の売買契約における丸太のトラック運搬に係る経費について原則として距離制運賃表を適用するなどの積算基準を定めていた。また、4森林管理局は、製品生産事業等の請負契約及びシステム販売の売買契約における丸太のトラック運搬に係る経費についても同様の作業内容であることから、積算基準に準ずるものとして、それぞれ、原則として距離制運賃表を適用するなどの要領等を定めていた。そして、4森林管理局管内の森林管理署等は、積算基準等に基づき、いずれも、丸太のトラック運搬に係る経費については、距離制運賃を適用していた。

しかし、中部、近畿中国両森林管理局において、製品生産事業等の請負契約及び立木販売の売買契約について、運搬する距離が短いことから、生産現場等と木材市場等との間を1日に複数回反復して運搬している状況が見受けられた。そこで、近畿中国森林管理局において、生産現場等から木材市場等までの距離が短い場合には、10ｔ車を用いて1日に3回以上反復して運搬を行っている状況も

見受けられたことに基づき、8時間において3回反復して運搬できたと仮定して比較したところ、近畿運輸局の距離制運賃表において、10ｔ車の最小区分である20kmまでの運賃14,830円に運搬回数(3回)を乗じた運賃44,490円よりも、近畿運輸局の時間制運賃表において、10ｔ車の8時間の運賃31,500円の方が安価となることが確認できた。上記のことから、丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、短距離を反復して運搬できる場合は、丸太のトラック運搬に係る安全性や林道の特殊性等の各森林管理局の実情を加味した上で距離制運賃に加え時間制運賃の適用も考慮する必要があると認められる。

同庁は、上記についての本院の指摘を踏まえて、3年4月に評定公式を一部改正し、丸太のトラック運搬に係る経費の算定の方法について、複数回反復して運搬することが可能な場合には距離制運賃又は時間制運賃のうち安価な運賃を適用することとし、各森林管理局に対して、同年度中に各森林管理局が積算基準等を改正して時間制運賃の算定方法を定めるために、トラックの速度、生産現場等における丸太の積込時間、積込みの付帯時間、木材市場等における丸太の積卸時間、積卸しの付帯時間(これらを「サイクルタイム」)の実態調査を実施するよう指示した。

そこで、時間制運賃の適用を考慮していた関東森林管理局を除いた4森林管理局において、製品生産事業等の請負契約並びに立木販売及びシステム販売の売買契約について、距離制運賃表を適用した積算額と、4森林管理局における実態調査の結果(暫定値(注5))を基に算出したサイクルタイムを用いて時間制運賃表を適用して試算した積算額とを比較すると、次のとおりとなっていた。

(注1)　5森林管理局　　関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2)　30森林管理署等　　日光、利根沼田、吾妻、天竜、伊豆、富山、北信、中信、東信、南信、木曽、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、安芸、四万十、福岡、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、白河、南木曽、都城各森林管理署支署、奈良、香川両森林管理事務所

(注3)　3森林管理局　　関東、中部、近畿中国各森林管理局

(注4)　21森林管理署等　　日光、利根沼田、吾妻、天竜、伊豆、富山、北信、中信、東信、南信、木曽、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島各森林管理署、白河、南木曽両森林管理署支署、奈良森林管理事務所

(注5)　実態調査の結果(暫定値)　　今回検査対象とした森林管理署等を中心に、3年7月15日現在で得られた調査結果を取りまとめたものである。

①　製品生産事業等の請負契約における時間制運賃の適用を考慮した試算

製品生産事業等の請負契約において、19森林管理署等(注6)の製品生産事業等の請負契約42件の積算額は計1億9742万円となり、19森林管理署等が積算していた積算額計2億6376万円と比べて計約6630万円低減できたと認められた。

(注6)　19森林管理署等　　富山、北信、中信、東信、木曽、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、四万十、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、南木曽、都城両森林管理署支署、香川森林管理事務所

②　立木販売及びシステム販売の売買契約における時間制運賃の適用を考慮した試算

立木販売及びシステム販売の売買契約において、22森林管理署等(注7)の売買契約104件については、立木販売及びシステム販売の販売予定価格の積算額は計6億1012万円となり、22森林管理署等が積算していた販売予定価格の積算額計5億4727万円と比べて計約6280万円低額になっていたと認められた。

(注7)　22森林管理署等　　北信、中信、東信、南信、木曽、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、安芸、四万十、福岡、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、都城森林管理署支署、奈良、香川両森林管理事務所

3　本院が要求する改善の処置

同庁において、森林管理局に対して、丸太のトラック運搬に係る経費の積算について、評定公式の考え方及びサイクルタイムの実態調査の結果等が森林管理局の積算基準等に確実に反映されるよう指導することなどにより、複数回反復して運搬することが可能な場合に、時間制運賃の適用も考慮して適切な積算を行うこととするよう改善の処置を要求する。

農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について（農林水産大臣宛て）

事業主体が促進計画を適切に作成しておらず農地集積目標の達成状況を把握できていない地区に係る交付金交付額(1)（支出）　２億５８４８万円

農地集積目標の達成状況が低調となっているなどの地区に係る交付金交付額(2)（支出）　１４億５１７３万円

(1)及び(2)の計（支出）　１７億１０２２万円

1　農地耕作条件改善事業の概要

農林水産省は、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進することなどにより、我が国の農業競争力を強化するために、農地耕作条件改善事業実施要綱（以下「実施要綱」）等に基づき、農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等の事業主体が実施する事業（以下「条件改善事業」）に対して農地耕作条件改善事業交付金等を交付している。

条件改善事業のうち、きめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援することにより農地集積を推進する地域内農地集積型事業（以下「集積型事業」）を実施しようとする事業主体は、農地集積に係る目標（以下「農地集積目標」）等を記載した地域内農地集積促進計画（以下「促進計画」）等を作成することとなっている。農地集積目標には、地区内における事業実施前後の担い手の集積面積をそれぞれ記載することとなっており、これらの差引面積が集積型事業の実施により集積が見込まれる農地（以下「集積見込農地」）の面積（以下「集積見込面積」）になる。そして、事業主体は、事業完了後、農地集積目標の達成状況等について事業達成状況報告書（以下「達成報告書」）に取りまとめることとなっている。

同省は、集積型事業について、きめ細かな基盤整備を短期間で機動的に実施することにより、農地集積に当たり課題となっている農地の耕作条件を改善する事業であることから、事業実施後においては、農地集積目標が相当程度達成されていることが見込まれるものであるとしている。

2　本院の検査結果

平成28年度から令和元年度までの間に事業採択を受け、会計実地検査時点において地方農政局等に達成報告書を提出してから1年以上が経過している12道県(注1)に所在する330地区において事業を実施した159事業主体（事業費計138億9202万円、交付金交付額計102億7978万円）を対象として、農林水産本省及び11道県(注2)の60事業主体において会計実地検査を行うとともに、上記の159事業主体から調書の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査した。

（注1）　12道県　　北海道（上川総合振興局）、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、和歌山、愛媛、佐賀各県

（注2）　11道県　　北海道（上川総合振興局）、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、和歌山、愛媛各県

(1)　事業主体が、促進計画を適切に作成しておらず、農地集積目標の達成状況を把握できていない事態

上記330地区の159事業主体のうち、9地区の7事業主体（事業費計3億8678万円、交付金交付額計2億5848万円）は、促進計画の作成に当たり、事業実施前後の担い手の集積面積は記載していたものの、その差引面積の内訳となる個々の集積見込農地について特定していないなどしていた。このため、どの農地が集積見込農地として位置付けられていたかを確認することができず、促進計画で定めた農地集積目標は具体性のないものとなっており、促進計画を適切に作成していない状況となっていた。

そして、これらの7事業主体は、達成報告書の作成に当たっても、事業実施後の担い手の集積面積として、促進計画に対応した農地集積の実績値を記載することができず、実績に基づかない値を記載しており、促進計画で定めた農地集積目標の達成状況を把握できていなかった。

上記の7事業主体に対して、このような促進計画及び達成報告書を作成していた理由を確認したところ、実施要綱等に促進計画及び達成報告書の具体的な作成方法が明記されていなかったため、促進計画を作成する際に必ずしも集積見込農地を特定する必要まではないと認識していたことや、達成報告書が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の状況を報告するものであるとの認識が欠けていたことなどによるものとなっていた。

(2) 農地集積目標の達成状況が低調となっているなどの事態

ア　促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分に行わなかったことなどのため、農地集積目標の達成状況が低調となっている事態

前記330地区(159事業主体)のうち281地区(137事業主体)について、事業主体から提出を受けた調書に基づいて、促進計画において定めた集積見込農地に係る実際の集積面積(以下「集積済面積」)を地区ごとに確認したところ、約6割に当たる164地区(93事業主体)では集積見込面積に対する集積済面積の割合(以下「目標達成率」)が100%となっていたのに、約2割に当たる56地区(41事業主体、事業費計21億4144万円、交付金交付額計14億5173万円)では目標達成率が50%未満と低調になっていた。

上記の41事業主体に対して、目標達成率が低調となっている理由を確認したところ、促進計画を作成する際に、農地集積の当事者となる農地の出し手又は受け手に対して事業実施後に農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについての意思の確認を十分に行わないまま集積見込農地として位置付けていて、実効性のある促進計画になっていなかったことなどによるものとなっていた。

イ　農地集積目標が達成できていないにもかかわらず、事業主体が事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っていない事態

目標達成率が50%未満と低調になっていた前記56地区の41事業主体において、事業主体が事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っているかについて確認したところ、32地区の23事業主体(事業費計12億6036万円、交付金交付額計8億5604万円)では、農地集積を促進させるための継続的かつ個別的な働きかけを行っていなかった。

上記の23事業主体に対して、事業実施後に農地集積を促進させるための継続的かつ個別的な働きかけを行わなかった理由を確認したところ、事業実施後の農地集積を促進させるための取組を行うことについて実施要綱等に明記されていないこと、農地集積は農地の出し手と受け手との間の契約により行われるものであり、事業主体が事業実施後の農地集積を促進させるための取組まで行う必要はなく、当事者間の調整に任せておけばよいと認識していたことなどによるものとなっていた。

(1)及び(2)の事態が見受けられた地区及び事業主体は、重複分を除くと、9県(注3)に所在する65地区、47事業主体(事業費計25億2823万円、交付金交付額計17億1022万円)となる。

(注3)　9県　　青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、佐賀各県

3　本院が要求する改善の処置

同省において、集積型事業の事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　促進計画の作成に当たっては、事業主体が集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載するとともに、達成報告書の作成に当たっては、事業主体が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載するよう、実施要綱等に明記すること

イ　事業主体に対して、促進計画を作成する際に、事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて、農地集積の当事者となる農地の出し手及び受け手の意思の確認を十分に行うよう、都道府県を通じるなどして指導すること

ウ　事業主体に対して、事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、農地集積目標の達成に向けた取組を行うよう、都道府県を通じるなどして指導すること

政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について（農林水産大臣宛て）

メッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法により
節減できた委託費相当額（支出）　１億５６０３万円

1　政府所有米穀の販売等業務委託契約等の概要

(1) 政府所有米穀の概要

農林水産省は、国内産米穀（以下「国内米」）の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために、100万ｔ程度の国内米を備蓄することとしており、原則として、毎年20万ｔ程度の国内米の買入れを行って、5年間程度備蓄した後、飼料用として販売している。また、毎年度一定量（約77万ｔ）の外国産米穀（以下「MA米」）を輸入して、一部を除き、保管した後、加工用や飼料用として販売している（これらの国内米及びMA米を「政府所有米穀」）。

(2) 政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約等の概要

ア　政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約の概要

同省は、包括的に民間の事業体に政府所有米穀の販売等業務を委託しており（民間の事業体に委託している販売等業務を「委託業務」、委託先である民間の事業体を「受託事業体」）、委託業務について、各年度、3受託事業体と原則として契約期間を5年半程度とする政府所有米穀の販売等業務委託契約を締結している。

イ　カビ確認に係る業務の概要

委託業務の内容は、政府所有米穀の販売、保管、運送、販売等に伴うカビ確認等の業務とされており、このうち販売等に伴うカビ確認に係る業務は、販売前に、販売予定の政府所有米穀が包装されているフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」）等を全て解袋し、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ監視担当者が1袋ごとにカビ状異物がないことを目視等で確認（このカビ確認を「メッシュチェック荷役」）するなどとなっている。そして、受託事業体は、これらのカビ確認に係る業務を複数の倉庫業者に再委託して実施させている。

ウ　メッシュチェック荷役経費の概要

受託事業体への委託費のうち、メッシュチェック荷役経費については、同省が、包装別（フレコン（容量1ｔ）等）、地域別（五大港地域、五大港地域以外）及び用途別（加工用、飼料用）に設定された単価に、メッシュチェック荷役を行った政府所有米穀の数量を乗じた額を支払うこととされている。同省は、令和元年度のメッシュチェック荷役経費の単価設定に当たり、延べ150倉庫業者が平成30年7月から11月までに実施したメッシュチェック荷役について調査（以下「30年調査」）を行い、作業人員、作業時間等を確認し、その結果に基づいて単価を設定している。

2　本院の検査結果

同省が委託費として令和元、2両年度に支払ったメッシュチェック荷役経費のうち多くを占めているMA米に係るメッシュチェック荷役経費51億4038万円を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 多くの作業人員により処理していて処理時間が短い倉庫業者や少ない作業人員により処理していて処理時間が長い倉庫業者がいるのに、要素ごとの平均により単価を算定していた事態

包装形態がフレコンとなっている場合に適用されるMA米に係るメッシュチェック荷役経費の単価（1ｔ当たり）の設定についてみたところ、同省は、30年調査で確認した延べ123倉庫業者の作業人員、1ｔ当たりの処理時間（以下「処理時間/ｔ」）等の合計をそれぞれ倉庫業者総数（123）で除して単純平均することにより、作業人員の平均を4.39人、処理時間/ｔの平均を10.18分等と算出し、この作業人員の平均に人件費単価を乗ずるなどして算出した1日当たりの経費を、1日当たりの処理数量（処理時間/ｔの平均から算出）で除するなどして単価を算定していた（次式参照）。

1ｔ当たりのメッシュチェック荷役経費の単価	＝	(1日当たりの人件費(延べ123倉庫業者の作業人員の平均×人件費単価)	＋	1日当たりのその他経費(車両費等))	÷	1日当たりの処理数量(1日の作業時間(60分×7時間)÷延べ123倉庫業者の処理時間/ｔの平均)

そして、その単価のうち、その大部分を占める人件費部分は、次式のとおり、作業人員の平均に処理時間/ｔの平均を乗じた値に応じて算出されるものとなっている。

1ｔ当たりのメッシュチェック荷役経費の単価のうち人件費部分	＝	1日当たりの人件費	÷	1日当たりの処理数量	＝	延べ123倉庫業者の作業人員の平均×人件費単価	×	延べ123倉庫業者の処理時間/ｔの平均	÷	420(1日の作業時間(分))

同省は、前記のとおり、人件費部分について、延べ123倉庫業者の作業人員と処理時間/ｔを、それぞれの要素ごとに合計して平均値を算出し、算出された作業人員の平均に処理時間/ｔの平均を乗ずるなどして算定している(この算定方法を「要素ごとの算定方法」)。

しかし、本来、各倉庫業者の1ｔ当たりの人件費部分は、作業人員に処理時間/ｔを乗じた1ｔ当たりの処理に要する作業人員・時間(以下「作業人・分/ｔ」)に応じて算出されるものであり、人数と時間が連動しているものであることから、要素ごとの算定方法より、倉庫業者ごとの作業人・分/ｔを算出し、それを平均するなどして算定する方法(この算定方法を「倉庫業者ごとの算定方法」)により単価を算定する方が実態に見合ったものになっている。そして、多くの作業人員により処理していて処理時間/ｔが短い倉庫業者や少ない作業人員により処理していて処理時間/ｔが長い倉庫業者がいる場合、要素ごとの算定方法では、多くの作業人員や長い処理時間/ｔの値は、単にそれぞれの合計を大きく引き上げ、その平均値も大きく引き上げることとなるため、倉庫業者ごとの算定方法による人件費単価よりも、計算上割高になる。そこで、30年調査結果に基づき要素ごとの算定方法で算出した123倉庫業者の作業人・分/ｔの平均は44.7人・分/ｔとなっていた一方で、より作業実態に見合った倉庫業者ごとの算定方法で算出すると、123倉庫業者の作業人・分/ｔの平均は40.8人・分/ｔとなっており、前者の方法で算出した値の方が大きく、計算上割高になっている。

(2) 米穀の種類等により作業効率が大きく異なっているのに、区分ごとの処理数量を考慮せずに単価を算定していた事態

前記延べ123倉庫業者のうちカビ確認作業台(以下「作業台」)の形状が落下式及び滑り台式となっている延べ118倉庫業者について、米穀の種類(中粒種、長粒種)及び作業台の形状(落下式、滑り台式)ごとに、作業人員及び処理時間/ｔを用いて作業人・分/ｔの平均値を算出したところ、表1のとおり、処理時間/ｔについて、米穀の種類別では中粒種より長粒種の方が、作業台の形状では滑り台式より落下式の方が処理時間数が多くなっているなど、米穀の種類及び作業台の形状ごとに作業効率が大きく異なっている状況となっていた。

表1　米穀の種類及び作業台の形状別の作業人・分/ｔ

米穀の種類	作業台の形状	作業人員	処理時間/ｔ	作業人・分/ｔ
中粒種	落下式	4.4人　(2人～10人)	10.0分　(2.4分～34.0分)	41.0　(14.9～ 93.0)
	滑り台式	4.7人　(2人～ 7人)	5.7分　(3.0分～15.7分)	25.3　(10.3～ 63.0)
長粒種	落下式	4.4人　(2人～ 7人)	12.6分　(3.2分～43.5分)	51.1　(18.7～135.1)
	滑り台式	4.2人　(2人～ 8人)	8.4分　(3.4分～21.4分)	31.9　(9.9～ 63.6)

(注) (　)内は(最小値～最大値)

そして、上記の延べ118倉庫業者について、表1と同様に米穀の種類及び作業台の形状別に倉庫業者数をみたところ、表2のとおり、作業効率が高い中粒種・滑り台式は7倉庫業者(延べ118倉庫業者に占める割合5.9%)となっており、また、作業効率が低い長粒種・落下式は38倉庫業者(同32.2%)となっていた。一方、作業台の種類が落下式又は滑り台式と判明している倉庫業者の令和

元、2両年度に実施したメッシュチェック荷役の処理数量についてみたところ、作業効率の高い中粒種・滑り台式は112,165ｔ(全体の処理数量に占める割合20.5%)となっていて、倉庫業者数に占める割合(5.9%)より大きな割合となっていたが、作業効率の低い長粒種・落下式は155,551ｔ(全体の処理数量に占める割合28.5%)となっていて、倉庫業者数に占める割合(32.2%)より小さな割合となっていた。

表2　米穀の種類及び作業台の形状別の倉庫業者数及び令和元、2両年度メッシュチェック荷役処理数量

米穀の種類	作業台の形状	30年調査における倉庫業者数(延べ118倉庫業者に占める割合)	令和元、2両年度メッシュチェック荷役処理数量(全体の処理数量に占める割合)
中粒種	落下式	42 (35.5%)	192,556ｔ (35.2%)
中粒種	滑り台式	7 (5.9%)	112,165ｔ (20.5%)
長粒種	落下式	38 (32.2%)	155,551ｔ (28.5%)
長粒種	滑り台式	31 (26.2%)	85,473ｔ (15.6%)
計		118	545,747ｔ

(注) 処理数量及び割合は、端数処理のため数値を集計しても計と一致しない。

以上のことから、米穀の種類及び作業台の形状別に区分した場合、30年調査の各区分の倉庫業者数の割合は、各区分ごとの処理数量の割合とは異なっていたため、作業効率が低い区分(長粒種・落下式)が、単価を処理数量の割合以上に引き上げているなどの状況が見受けられた。

(3) 本院によるメッシュチェック荷役単価の試算

(1)及び(2)の事態を踏まえて、本院において、以下の方法により、作業実態に見合ったメッシュチェック荷役の単価を試算することとした。

① 前記延べ118倉庫業者の倉庫業者ごとの作業人員に処理時間/ｔを乗じて当該倉庫業者の作業人・分/ｔを算出する。

② ①で算出した作業人・分/ｔを用いて、米穀の種類(中粒種、長粒種)、作業台の形状別(落下式、滑り台式)に、4区分ごとの作業人・分/ｔをそれぞれ平均して算出する。

③ ②で算出した作業人・分/ｔを元、2両年度における4区分ごとの各倉庫業者の処理量に応じて加重平均するなどして地域別(五大港地域、五大港地域以外)、用途別(加工用、飼料用)に単価を算定する。

以上の方法によりメッシュチェック荷役経費の単価を試算したところ、表3のとおり、いずれも同省が設定した単価よりも低くなった。

表3　本院において試算した単価(1ｔ当たり)

	農林水産省設定単価(A)		本院試算単価(B)		差　額(A)-(B)	
	五大港地域	五大港地域以外	五大港地域	五大港地域以外	五大港地域	五大港地域以外
加工用	4,501円	3,995円	4,167円	3,719円	334円	276円
飼料用	4,464円	3,958円	4,130円	3,682円	334円	276円

そして、元、2両年度のMA米に係るメッシュチェック荷役経費51億4038万円のうち、作業台の形状が落下式又は滑り台式と判明している倉庫業者に係るメッシュチェック荷役経費22億2621万円について、表3の単価を用いて試算すると計20億7018万円となり、1億5603万円の開差が生じていた。

3　本院が要求する改善の処置

同省において、政府所有米穀の品質及び作業安全性の確保に配慮しつつ、メッシュチェック荷役経費の単価について、同省が実施した最新の調査結果の値を用いて算定する際に、要素ごとの算定方法によるのではなく、倉庫業者ごとの算定方法等を用いて米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均した上で、必要な調整を行うなどしてメッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図るよう改善の処置を要求する。

－経済産業省－

石油製品安定供給確保支援事業等の実施及び災害時情報収集システムの運用について（資源エネルギー庁長官宛て）

災害による大規模な停電時に自家発電設備が速やかに活用されていない住民拠点SS14か所の国庫補助金交付額(1)（支出）　３１８８万円

財産処分手続が適正にとられていない住民拠点SS46か所を運営する25事業主体の自家発電設備の財産処分時点における残存簿価相当額に係る国庫補助金相当額(2)（支出）　７７５１万円

災害時情報収集システムの整備及び運用に係る契約の支払額(3)（支出）　４５４８万円

(1)、(2)及び(3)の計（支出）　１億５４８７万円

1　石油製品安定供給確保支援事業等及び災害時情報収集システムの概要

(1) 石油製品安定供給確保支援事業等の概要

資源エネルギー庁は、災害時におけるガソリン、軽油等の石油製品の安定供給の確保を目的として、地域の燃料供給拠点となる自家発電設備を備えた給油所である住民拠点サービスステーション（以下「住民拠点SS」）を全国に整備するため、揮発油販売業者等の自家発電設備等の設置費用を補助する石油製品安定供給確保支援事業等を実施している。そして、同庁は、交付要綱に基づき、自家発電設備等を設置して住民拠点SSを運営する揮発油販売業者等（以下「事業主体」）に対して、一般社団法人全国石油協会を通じて、国庫補助金（当該国庫補助金により事業主体が実施する事業を「補助事業」）を交付している。

(2) 災害時情報収集システムの概要

同庁は、石油製品安定供給確保支援事業等の実施に併せて、災害時における住民拠点SSの営業状況等を迅速かつ効率的に把握して公表できるようにするためのシステムである災害時情報収集システム（以下「災害情報システム」）の整備及び運用を行っている。また、交付要綱等によれば、事業主体は、国庫補助金の交付を受けるに当たって、当該事業主体が運営する住民拠点SSとしての基礎情報（運営会社、給油所名、電話番号、住所等）を災害情報システムに登録し、当該基礎情報の一覧を平時から同庁において公表（災害情報システム上における住民拠点SSの基礎情報を「マスタデータ」、住民拠点SSの基礎情報の一覧を「住民拠点SS一覧」）することに同意するとともに、災害時には災害情報システムにより速やかに営業状況等の報告を同庁に対して行うこととされている。

2　本院の検査結果

1(1)の補助事業については、平成29年度から令和元年度までの間に補助事業により整備された住民拠点SS6,906か所（事業費計162億5070万円、国庫補助金交付額計147億5343万円）を対象として、1(2)の災害情報システムについては、平成29年度から令和2年度までの整備及び運用に係る経費計4548万円を対象として、検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 自家発電設備の活用及び管理の状況

ア　災害による大規模な停電時に自家発電設備が速やかに活用されていない事態

大規模な停電を伴う大規模自然災害(注1)（以下「対象災害」）が発生した時点で自家発電設備が設置されていた11道府県の住民拠点SS1,179か所(注2)のうち半日以上の長時間の停電があった住民拠点SS345か所を対象に停電発生後速やかに自家発電設備が活用されているか確認したところ、14か所（事業費計3472万円、国庫補助金交付額計3188万円）は、台風が接近する前から臨時休業を判断するなどして、その後、事業継続が困難となるような給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく、台風が通過して暴風警報が解除されるなどして給油できる環境が整っていて自家発電設備を速やかに活用して営業を再開等することが可能であったのに、営業を再開等しておらず、

住民拠点SSを整備した効果がほとんど発現していなかったと認められる。

(注1)　大規模な停電を伴う大規模自然災害　　平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年台風第24号、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和2年台風第10号

(注2)　11道府県　　北海道、大阪府、千葉、神奈川、長野、静岡、和歌山、兵庫、長崎、鹿児島、沖縄各県

イ　住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合に、財産処分手続が適正にとられていない事態

交付要綱等によれば、事業主体は、処分制限期間内に処分制限財産に該当する自家発電設備等の使用を中止しようとするときなどには、協会による財産処分に係る承認を得なければならないこととされている。しかし、住民拠点SS46か所(財産処分時点における自家発電設備の残存簿価相当額計7751万円(国庫補助金相当額同額))を運営する25事業主体は、補助事業により設置した自家発電設備が処分制限期間(8年間)内であったにもかかわらず、住民拠点SSの運営を中止したり他の揮発油販売業者に承継したりするなどして、当該自家発電設備について協会の承認を得ないまま無断でその使用を中止するなどの財産処分を行っていた。

(2) 災害情報システムの運用の状況

交付要綱等によれば、事業主体は、当該事業主体が運営する住民拠点SSとしての基礎情報を災害情報システムに登録することとされている。しかし、住民拠点SSの基礎情報が事業主体の廃止、事業譲渡、合併等により変更されているにもかかわらず、21事業主体の34か所については半年以上1年未満、20事業主体の31か所については1年以上、マスタデータが更新されていない状況となっていた。このため、正確な情報が反映されないまま住民拠点SS一覧が公表されていた。

また、対象災害のうち台風の際における災害情報システムを活用した情報収集及び公表の状況を確認したところ、同庁は、平成30年台風第21号の際には、情報収集が必要であると判断し、災害情報システムを活用して事業主体等から住民拠点SSの営業状況等の情報収集を行っていたものの、その後、複数の対象災害が発生した際には、どのような場合に災害情報システムを活用するかという判断基準を設けていなかったこともあり、災害情報システムを活用した情報収集を行っていなかった。また、いずれの場合も、地域住民に対して災害情報システムを活用した住民拠点SSの営業状況等の公表を行っていなかった。しかし、いずれの対象災害においても大規模な停電が長時間にわたって発生していたことから、同庁において、災害情報システムの活用を検討するなどして住民拠点SSの営業状況等の情報収集や公表を行う必要があると認められる。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

同庁において、自家発電設備が事業主体により適切に管理され、災害時に住民拠点SSが速やかに地域の燃料供給拠点として機能するよう、また、災害時に住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　事業主体に対して、災害による停電時に住民拠点SSが地域の燃料供給拠点として機能するよう、住民拠点SSの役割を踏まえて、給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく給油できる環境が整った場合には、速やかに自家発電設備を活用して営業を再開等することの重要性について、改めて協会を通じて通知するなどして周知徹底を図ること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ　協会に対して、25事業主体の自家発電設備について、速やかに所要の財産処分手続をとらせるとともに、このうち9事業主体については財産処分時点における自家発電設備の残存簿価相当額の協会を通じての国庫への納付を行わせるよう求めること(同法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

また、揮発油販売業者から揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく届出がされた場合に、当該給油所が住民拠点SSであるかどうか照合するなど適時に協会と情報共有を行い、必要に応じ

て財産処分手続を行わせるとともに、事業主体に対して、住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合であっても、自家発電設備の処分制限期間を経過するまでは財産処分手続の必要がある場合に該当することについて、改めて協会を通じて通知するなどして周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ　住民拠点SSに関する情報について、適時にマスタデータを更新して速やかに住民拠点SS一覧に反映することとするとともに、台風等の災害の場合に災害情報システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を設けるなどして、住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

－国土交通省－

航空保安施設等の予備電源設備として整備している可搬形電源設備の保管方法について（国土交通大臣宛て）

地震等に十分耐え得る状態で保管されていなかった可搬形電源設備の物品管理簿価格（収入支出以外）　８億６０４８万円

1　可搬形電源設備の概要等

国土交通省は、全国の空港等において、航空保安施設等を整備している。そして、地震等の自然災害発生時に商用電源が停止した場合等における航空保安施設等の安定した稼働等のために、空港等において航空保安施設等への電力の供給が途切れないように予備電源設備を整備している。

予備電源設備には、各空港等に常設している非常用発電設備等のほかに、可搬形の発電装置、燃料タンク、配電盤、変圧器盤及びそれらの付属品により構成された電源設備（これらを「可搬形電源設備」）があり、非常時に全国各地の必要とする空港等へ運搬して使用することを想定して、迅速かつ柔軟な対応が行えるように、運搬の拠点となる空港等において保管されている（可搬形電源設備を保管している空港等を管理している空港事務所等を「保管官署」）。

同省が制定している運用業務マニュアル等によれば、可搬形電源設備は、地震等による空港や航空保安施設等の商用電源の停止又は異常時に、更に非常用発電設備が被災して故障等が発生した場合等において、航空保安施設等への電力の供給が途切れないようにして、航空保安業務等への影響を最小限にとどめるために使用することとされている。そして、可搬形電源設備は、上記のとおり非常用発電設備の代替として航空保安施設等に電力を供給するために使用される重要な精密機器であることなどから、非常時に備えて常に良好な状態で保管すること、地震等に十分耐え得る状態で保管することなどとされ、保管官署は、保管に関する詳細事項については可搬形電源設備管理等細則で定めることとされている。

2　本院の検査結果

令和2年度末に保管官署である全8空港事務所等(注1)に保管されている可搬形電源設備計98台（物品管理簿価格計27億5510万円）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

可搬形電源設備98台の保管状況をみたところ、4空港事務所等(注2)に保管されている6台については、電源局舎発電機室等に保管されており、平時に稼働している配電盤や常設の非常用発電設備に近接していることなどから、地震による浮き上がり、転倒、水平移動等によってこれら配電盤や非常用発電設備の稼働等に影響が生ずることがないように、アンカーボルト等により固定することとしていた。そして、4空港事務所等は、「建築設備耐震設計・施工指針」（以下「建築設備耐震指針」）において特に重要な設備に対して採用するなどと規定されている耐震クラスＳを適用した設計用標準震度を用いて耐震性が確保されるように耐震設計に係る計算を行っていた。その結果、上記の6台は地震等に十分耐え得る状態で保管されていた。

一方、7空港事務所(注3)に保管されている残りの92台については、可搬形電源設備格納庫等に保管されており、7空港事務所は、稼働している他の設備に近接していないことなどから地震時においても他の設備の稼働に影響が生ずることはないなどとして、耐震設計に係る計算を行わずに、可搬形電源設備を床面等に置くだけとしていた。

前記のとおり、可搬形電源設備は重要な設備であるため、保管に当たっては、他の設備が近接しているかどうかにかかわらず、地震等による浮き上がり、転倒、水平移動等のために床面、壁面等に衝突して損傷し電力を供給する機能が失われないよう、耐震設計に係る計算を行うことが必要である。そして、計算の結果、耐震性が確保されていない場合には、可搬形電源設備の形状や、保管場所の面積、他の設備の配置状況のほか、搬出時の可搬性等も考慮した設置方法の検討を行い、地震等に十分耐え得る状態で保管する必要がある。

しかし、国土交通本省は、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行っていなかった。また、8空港事務所等が定めていた細則の全てにおいて、運用業務マニュアルにおいて保管官署が定めることとされている保管に関する詳細事項については規定されていなかった。

そこで、本院において、前記の可搬形電源設備92台について、地震等に十分耐え得る状態で保管されているかを確認するために、次の①から③までを踏まえて、建築設備耐震指針を準用することとして耐震設計に係る試算を行った。

① 「発電設備工事設計要領」によれば、非常用発電設備は、想定される大地震に耐えるものとし、建築設備耐震指針に規定されている耐震クラスＳを適用した設計用標準震度を用いて耐震設計に係る計算を行うこととされていること

② 可搬形電源設備と目的、用途等が類似している移動式受配電設備(注4)について、同省は、地震等の非常時に有効に使用できるように、建築設備耐震指針に規定されている耐震クラスＳを適用した設計用標準震度を用いて耐震設計に係る計算を行っていること

③ 可搬形電源設備は、建築設備には該当しないものの、建物内に保管される設備機器であり、非常用発電設備の代替として地震時において使用される重要な精密機器等であること

そして、可搬形電源設備が水平移動することにより衝突して損傷する危険性は、保管場所の面積、他の設備の配置状況等によって異なることなどから、保管場所の面積、他の設備の配置状況等にかかわらず可搬形電源設備の損傷の原因となり得る浮き上がり、転倒に対する検討を行うこととし、建築設備耐震指針に規定されている耐震クラスＳの設計用標準震度からアンカーボルト等により固定されていない場合の設計用標準震度を算出して、床面等に置くだけとなっている可搬形電源設備92台について、重心の位置や重量等を基に、転倒モーメント(注5)及び抵抗モーメント(注6)を算定した。その結果、4空港事務所(注7)の39台(物品管理簿価格計8億6048万円)については、転倒モーメントが抵抗モーメントを上回っていて、設備の片側が浮き上がったり、転倒したりすることにより床面や壁面に衝突するなどして損傷するおそれがあり、地震等に十分耐え得る状態で保管されていないと認められた。

(注1) 8空港事務所等　新千歳、仙台、東京、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、性能評価センター

(注2) 4空港事務所等　東京、福岡、那覇各空港事務所、性能評価センター

(注3) 7空港事務所　新千歳、仙台、東京、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所

(注4) 移動式受配電設備　地震等の非常時に航空保安無線施設に配電を行う配電設備が被災した場合に備えて整備している航空保安無線施設に配電を行うための設備機器

(注5) 転倒モーメント　転倒させようとする力の大きさ

(注6) 抵抗モーメント　転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ

(注7) 4空港事務所　新千歳、仙台、東京、大阪各空港事務所

3　本院が要求する改善の処置

同省において、搬出時の可搬性等も考慮しつつ、可搬形電源設備が地震等に十分耐え得る状態で保管され、浮き上がり、転倒、水平移動等による床面、壁面等との衝突により損傷して電力を供給する機能を失うことなく適切に保管されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　国土交通本省において、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行い、その結果を保管官署に対して示すこと

イ　保管官署において、アで示された事項に基づいて、現地の状況を踏まえて、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる設置方法の詳細事項について細則に定めること

ウ　保管官署において、イで定めた細則に基づき、可搬形電源設備が地震等に十分耐え得る状態で保管されるよう必要な措置を講ずること

－内閣府(内閣府本府)、厚生労働省－

放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て)

過大に交付されていた交付金額(支出)　１億００６０万円

1　放課後児童健全育成事業の概要等

(1) 放課後児童健全育成事業の概要及び健全育成事業の開所の要件

放課後児童健全育成事業(同事業には複数の事業の種類があり、同事業と同じ名称であるものを「健全育成事業」)は、厚生労働省が定めた「「放課後児童健全育成事業」の実施について」(以下「実施要綱」)等に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。

実施要綱等によれば、健全育成事業を行う場所ごとに、開所している時間帯を通じて、一の支援の単位(この単位を「支援単位」)ごとに、一定の研修を修了した放課後児童支援員(以下「支援員」)を2人以上とすることなどとされ、開所する時間数については1日8時間以上等とされている(これらを「開所の要件」)。また、開所する日数は、一の支援単位当たり原則として年間250日以上開所することなどとされており、利用する児童が少数である土曜日等に複数の支援単位が一の支援単位として合同で健全育成事業を実施する場合、その日を複数の支援単位それぞれの開所日として取り扱うためには、支援単位ごとに支援員を2人以上とすることなどとされている。

(2) 子ども・子育て支援交付金の概要、交付額の算定及び実績報告等

内閣府が定めた「子ども・子育て支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等によれば、実施要綱に定める放課後児童健全育成事業等(以下「交付金事業」)が子ども・子育て支援交付金(以下「支援交付金」)の対象とされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、一の支援単位当たりの年額等を合算して算定することとなっている。支援交付金の交付額は、交付要綱に基づき、交付金事業の区分ごとに、次のとおり算定した額の合計額を交付額とすることなどとなっている。

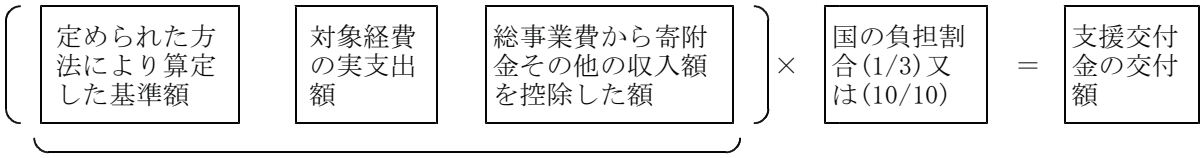

これらのうちいずれか少ない額(基本額)

健全育成事業に係る一の支援単位当たりの年額等は、年間開所日数250日以上と年間開所日数200日から249日までとで算定方法が異なっていて、年間開所日数200日から249日までの場合は、一の支援単位当たりの年額の単価が、年間開所日数250日以上の場合よりも低額等となっている。

交付要綱によれば、支援交付金の事業実績の報告について、市町村長は、子ども・子育て支援交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」)を都道府県知事に提出することとされている。都道府県知事は、市町村から実績報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、内閣総理大臣に提出することなどとされている。

2　本院の検査結果

平成30、令和元両年度に放課後児童健全育成事業に係る支援交付金(以下「交付金」)が交付された12都府県の47市町村(放課後児童健全育成事業の基本額計118億0095万円、交付金の交付額計40億7847万円)を対象として、同府、同省及び12都府県の47市町村において会計実地検査を行うなどした。

(1) 開所の要件を満たしていなかったことなどにより交付金が過大に交付されていた事態

47市町村のうち、18市町村(放課後児童健全育成事業の基本額計31億7237万円、交付金の交付額計10億9164万円)において、放課後児童クラブを利用する児童が少数である土曜日等について開所

の要件を満たしていなかったことなどにより、交付要綱等に基づく交付金の算定が適正に行われていなかった事態が見受けられた。これにより、交付金計1億0060万円が過大に交付されていた。

(2) 利用する児童が少数である土曜日等について開所の要件を満たしていなかった原因

13市町村は、複数の支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解しているなどしていて、利用する児童が少数である土曜日等における開所の要件の理解が十分でなかった。一方、残りの5市町は、開所の要件を理解していたものの、放課後児童クラブから報告を受けた開所日及び開所時間について、交付金の対象となる開所の要件を満たしているかの確認を十分に行うことなく、開所の要件を満たさない開所日及び開所時間を交付金の算定に用いていた。

(3) 厚生労働省における実施要綱等の周知の状況等

同省は、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A」等(以下「Q&A」)を作成しており、新たな質問及び回答を追加する場合は、その都度、当該追加部分のみを新たに取りまとめて整理し、同省のウェブサイトに掲載して周知していた。一方、上記13市町村のQ&Aの確認状況をみたところ、Q&Aの内容を確認していなかったのが4市町、Q&Aの内容を確認したとしていたのが9市村となっていた。当該9市村については、Q&Aの内容を確認したとしていたにもかかわらず、開所の要件の理解が十分でなかったことになる。前記のとおり、健全育成事業に係る一の支援単位当たりの年額等が年間開所日数250日以上と年間開所日数200日から249日までとで算定方法が異なっていることから、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であると交付額に影響する場合がある。したがって、Q&Aの各所に分散して掲載されている開所の要件に関連する項目の説明を集約して示すなどの方法により開所の要件を周知徹底する必要がある。

(4) 市町村における開所日等の確認方法及び都府県における実績報告書の審査方法等

前記の18市町村のうち、13市村は、利用する児童が少数である土曜日等について、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかを支援員等の出勤状況等の分かる根拠資料を用いて確認していなかった。また、同府は、この確認の方法等について、具体的に示していなかった。

そして、12都府県は、実績報告書の様式の不備や記載漏れがないかなどの形式面の審査は行っていたが、開所の要件を満たしているかの審査は行っていなかった。一方、実績報告書の審査を行う際に、都府県が全ての開所日等が開所の要件を満たしているかの根拠資料を市町村に提出させて審査を行うのは難しいと思料されることから、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかを確認するなどして効率的・効果的に審査を行う必要がある。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同府及び同省において、交付金の算定等が適切に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 同府において、交付金が過大に交付されていた18市町村に対して、過大に交付された交付金について返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 同省において、市町村に対して、Q&Aにある開所の要件の説明を理解しやすいように集約して示すなどの方法により、利用する児童が少数である土曜日等に健全育成事業を実施する場合の開所の要件を周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 同府において、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であったり、利用する児童が少数である土曜日等に合同で健全育成事業を実施した複数の支援単位で年間開所日数等が同じであったりするなどの交付額に影響しやすい場合に、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかについて市町村が根拠資料を用いて確認するようにしたり、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかについて都道府県が必要な審査を行うようにしたりするための方策を講ずること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

－日本年金機構－

可搬型端末の調達等について（日本年金機構理事長宛て）

指摘の背景となった可搬型端末の更改の要否等を検討することなく調達数量を算定していた
257台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額（支出）　３６２５万円
他の契約で既に調達されているため調達する必要がなかった
471台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(1)（支出）　６３０９万円
指摘の背景となった希望調査に未回答の市町村に一律に貸与するとして調達数量を算定していた
220台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額（支出）　２９４７万円
貸与を希望する市町村に貸与されていない
165台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(2)（支出）　２２１０万円
貸与先の市町村において長期間にわたって使用されていない
209台の可搬型端末のリース料及び保守費の支払金額相当額(3)（支出）　２８５８万円
(1)から(3)までの計（支出）　１億１３７７万円

1　可搬型端末等の概要

(1)　可搬型端末の導入の経緯等

日本年金機構は、社会保険オンラインシステムを利用して被保険者等からの年金記録に関する相談等に対応する業務等を実施しており、市町村（特別区を含む。）は、国民年金に係る被保険者資格の取得等に関する届出の受理等の事務等を実施している。そして、機構は、これらの業務等を実施するために、当該システムに接続して年金個人情報を閲覧できるノート型のパソコン等（以下「可搬型端末」）を導入して、年金事務所等に配布したり、市町村に無償で貸与したりしている。

(2)　可搬型端末の調達等

ア　可搬型端末の契約の概要

機構は、機器の更改を行うこととなったことから、平成30年4月に、可搬型端末のリース、保守等を含む委託契約（変更後の契約金額64億6420万円、このうち可搬型端末に係る契約金額相当額20億8513万円。以下「30年契約」）を締結して可搬型端末1,216台を調達している。また、インターネット回線を利用して市町村の職員が年金個人情報を確認できるシステム（以下「市町村用ねんきんネット」）の廃止に伴い、令和元年度に新たに可搬型端末の調達を行うこととなったことから、機構は、元年6月に、可搬型端末のリース、保守等に係る委託契約（変更後の契約金額26億3217万円。以下「元年契約」）を締結して可搬型端末2,010台を調達しており、希望する市町村に対して、2年1月から無償で貸与を開始している。

イ　市町村に対する可搬型端末の貸与等に関する調査

厚生労働省により、平成30年2月に市町村に対して可搬型端末の貸与等に関する意向調査（以下「厚労省調査」）が行われており、機構は、その結果に基づくなどして元年契約における可搬型端末の調達数量の算定を行っている。また、貸与の開始が厚労省調査から約2年後となることなどから、機構は、令和元年5月に、具体的な貸与先や貸与台数を決定するための調査（以下「機構調査」）を行い、その結果に基づいて可搬型端末を貸与している。

2　本院の検査結果

30年契約及び元年契約で調達した可搬型端末計3,226台（可搬型端末に係る契約金額相当額計47億1731万円、2年度末までの支払金額相当額計24億1716万円）を対象として、厚生労働本省、機構本部及び47年金事務所において会計実地検査を行ったところ、2年度末時点において、1,003台が配布又は貸与をされておらず、本部等において保有されている状況となっていた。また、配布又は貸与を受けてからの期間（緊急事態宣言の実施期間が含まれる月数を除く。）が12か月以上となっている420台及び1,201台の使用実績についてみると、111台及び209台、計320台が全く使用されていない状況

となっていた。

そこで、更に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 可搬型端末の調達に当たり、調達数量の算定が適切に行われていない事態

機構は、国民年金法等の改正に伴う一時的な相談件数の増加を見込んだ当面の取扱いとして、平成29年4月から年金事務所に可搬型端末257台を追加配布しており、30年契約における可搬型端末の調達に当たり、当該257台を含めた配布台数に基づいて調達数量を算定していた。しかし、継続的に同等の需要が生じることは見込まれないことなどから、相談件数等の変化を想定して、更改の要否等を十分に検討した上で調達数量を算定する必要があるのに、機構は、一律に当該257台(令和2年度末時点の支払金額相当額3625万円)を更改していた。

また、全1,741市町村を対象として行われた厚労省調査には、1,521市町村から回答があり、厚労省調査によれば、調査時点で既貸与台数は449台、747市町村から1,224台の新規の貸与希望があり、貸与を希望しなかった市町村は721市町村と半数程度を占めている状況であった。しかし、機構が厚労省調査に基づいて元年契約における可搬型端末の調達数量を算定する際、30年契約で更改していた既貸与台数に予備機分を見込んだ471台(2年度末までの支払金額相当額6309万円)を調達数量に含めていたり、厚労省調査に回答しなかった220市町村に対して、一律に1台ずつ貸与するとして調達数量を220台(2年度末までの支払金額相当額2947万円)と算定したりしていた。

(2) 元年契約において調達された可搬型端末が貸与を希望している市町村に貸与されていない事態

機構は、全1,741市町村のうち、市町村用ねんきんネットを利用するなどしていた1,321市町村のみを対象にして機構調査を行っていた。しかし、対象外となった420市町村の中には、厚労省調査で貸与を希望していた106市町村が見受けられた。機構は、厚労省調査の結果に基づいて、当該106市町村の貸与希望分165台(2年度末までの支払金額相当額2210万円)も含めて新規貸与用の可搬型端末を調達しているが、当該106市町村には、2年度末時点においても、元年契約で調達した可搬型端末は1台も貸与されていない状況であった。

(3) 市町村において長期間にわたって使用されていないのに、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性を検討していない事態

本院の求めに応じて、機構が、前記の209台(2年度末までの支払金額相当額2858万円)について、市町村において使用されていない理由を確認したところ、貸与を継続する必要性について疑問があると考えられる回答が多く見受けられた一方、使用の意向はあるものの使用できていないと考えられる回答も見受けられた。しかし、機構は、長期間にわたって使用されていない理由をこれまで把握しておらず、貸与を継続する必要性を検討していなかった。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

機構において、今後、可搬型端末の調達、貸与等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 相談件数等の変化を想定して更改の要否等を十分に検討したり、他の契約において調達される可搬型端末との関係について十分に確認したり、市町村における需要の状況を考慮したりして調達数量を算定するよう関係部署に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 貸与先の決定に当たり、貸与を希望している市町村に可搬型端末が適切に貸与されるよう、希望調査の対象範囲を十分に検討するよう関係部署に周知徹底するとともに、機構調査の対象外となっていた市町村に対して希望調査を行い、その結果に基づいて可搬型端末を貸与すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 市町村に貸与している可搬型端末について、長期間にわたって使用されていない場合に、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性を検討したり、当該理由に応じた対策を講じたりするための体制を整備して、貸与を継続する必要がないものが生じた場合には、他用途も含めた利活用について検討するようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

～ 目　　次 ～

府省・団体名　＜件　　名＞　ページ

内閣府(内閣府本府)

・企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について(内閣総理大臣宛て) ・・・・・ 149
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

外務省

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て) ・・・・・ 149
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

厚生労働省

・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て) ・・・・・ 150
(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項)

・年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て) ・・・・・ 150
(令和元年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項)

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について(厚生労働大臣宛て) ・・・・・ 151
(令和元年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項・36条　意見表示事項)

農林水産省

・独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て) ・・・・・ 151
(平成30年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

農林水産省

・保育間伐の実施について(林野庁長官宛て)　・・・・・ 151
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

・林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について(林野庁長官宛て)　・・・・・ 152
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示及び処置要求事項)

・経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について(農林水産大臣宛て)　・・・・・ 152
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

経済産業省

・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施状況について(資源エネルギー庁長官宛て)　・・・・・ 153
(令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項)

・石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について(資源エネルギー庁長官宛て)　・・・・・ 154
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)　・・・・・ 154
(平成29年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)　・・・・・ 154
(平成30年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項)

・地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)　・・・・・ 155
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)　・・・・・　156
(平成23年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

内閣府(内閣府本府)、総務省

・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)　・・・・・　156
(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項)

日本年金機構

・年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)　・・・・・　(150ページ参照)
(令和元年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

・国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)　・・・・・　157
(令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項)

独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)　・・・・・　(149ページ参照)
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項)

独立行政法人労働者健康安全機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て)　・・・・・　157
(令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

独立行政法人国立病院機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について（独立行政法人国立病院機構理事長宛て）　・・・・・　158
（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

独立行政法人地域医療機能推進機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について（独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て）　・・・・・　158
（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

○内閣府（内閣府本府）

・企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について（内閣総理大臣宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア　令和2年12月に事務連絡を発出して、補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を詳細に示した資料を配布させることにより、各事業類型の実施要件等を企業主導型保育事業を実施する一般事業主等（以下「事業主体」）に十分に周知させた。また、上記の事務連絡に基づき、補助事業者に、企業主導型保育事業助成要領等を改正させて、事業主体から提出させた、保育を必要とする乳児又は幼児（以下「乳幼児」）等であって疾病にかかっているものについて企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」）において保育を行う事業のうち病児対応型若しくは病後児対応型、又は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について企業主導型保育施設において一時的に預かり必要な保護を行う事業のうち、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりのための保育室（以下「一時預かり室」）を設置するなどすることとなっている一時預かり（これらを「病児保育等」）の実施体制等に係る計画及びチェックシートの内容を評価する審査を適切に行うことができる体制を整備させた。

イ　3年6月に事務連絡を発出して、補助事業者に対して、企業主導型保育施設における病児保育等の運営の状況を確認させるなどして、企業主導型保育施設内に整備した専用スペース又は専用施設又は一時預かり室（以下「病児保育室等」）を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等の整備の目的に合わせた病児保育等の実施体制等に係る計画を新たに提出させるなどして、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させた。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項）

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア　学校拡充計画について、同省は、令和3年5月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施するに当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして、適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うこととした。

イ　防災ラジオ放送網改善計画について、機構は、事業実施機関に対して、国家災害管理局等における中継機等の再設置及び所在不明となっている機材について代替機材の調達をするなどして防災連絡システムが利用可能な状態となるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関等において中継機等が再設置されたり、代替機材が調達されたりなどした。また、機構は、3年6月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力により防災連絡システムを整備する事業を実施する場合、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行うこととした。あわせて、機構は、上記の通知において、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合、事業実施機関及び関係機関に対して機材を利用可能な状態にするための働きかけを文書の送付、面談等により行い、その対応状況を確認した上で必要に応じて働きかけを継続的に行うこととした。

○厚生労働省

・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について（厚生労働大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項）

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア　厚生労働本省及び都道府県労働局（以下「労働局」）において、令和2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底した。

イ　同本省において、労働局における統計調査について、次のとおり、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えるなどしていた。

(ｱ) 賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」）については、郵送調査を基本とした調査方法とするなどの調査計画の変更を行うとともに、2年度の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算するなどした。また、2年6月に労働局に対して事務連絡を発出して、各年度の賃金センサス終了後に賃金センサスに係る予算の執行実績について労働局から報告させることなどにより、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、賃金センサスの実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。

(ｲ) 賃金センサス以外の統計調査が2件あり、これらの実施に係る予算の執行実績を把握した結果、調査計画で定められた調査員調査ではなく郵送調査等の調査方法により実施されていたり、非常勤職員を雇用することとして予算の積算が行われていたのに、実際には一部の労働局を除いて非常勤職員が雇用されていなかったりしていたため、これらの執行実績と予算の積算との間にかい離が生じていた。このため、調査計画と異なる調査方法により実施されていた統計調査については、適切な調査方法に基づき次回調査時までに調査計画の変更を行うこととした上で、次回調査の際の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算することとした。また、2年12月及び3年2月に労働局に対して通知を発出して、2件の統計調査のそれぞれについて、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、当該統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。

○厚生労働省、日本年金機構

・年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について（厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項）

厚生労働省及び日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア　機構本部（以下「本部」）は、令和3年3月に年金事務所等に対して指示文書を発出するなどして、年金給付に係る事務において機構が入力を誤るなどした事務処理誤りによる裁定等に伴う過払いが判明してから納入告知等までの事務処理（以下「返還請求に係る事務処理」）を、「誤裁定に係る再裁定及び返納勧奨に関する事務処理要領」に基づいて実施するよう周知徹底した。

イ　本部は、3年4月に事務処理要領を改正して、本部において、毎月、年金事務所等が作成した進捗管理簿等により返還請求に係る事務処理の進捗状況を確認した上で、事務処理に遅延が生じている場合には、年金事務所等に対して遅延理由を確認するとともに、解決に向けた必要な指示を具体的な期日を設定した上で行うこととした。

ウ　同省は、機構がア及びイの処置を適切に行うよう、3年3月に機構に対して文書を発出して、返還請求に係る事務処理を事務処理要領に基づいて実施することや、本部における進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すことなどを指示するとともに、適宜、機構と事務処理要領の改正内容に係る協議を行うなどして、機構に対して必要な指導監督を行った。

○厚生労働省

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について（厚生労働大臣宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項・36条　意見表示事項）

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア　令和3年2月に都道府県に通知を発し、同年5月までに都道府県を通じて市町村に対して、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定に当たり、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱に定める基準額を算定する際に集計した実施人員数の根拠としたデータ、資料等を、交付決定の条件に従って、適切に整理し、保管することについて周知徹底した。

イ　基本的な健診項目と詳細な健診項目を実施した場合の単価（以下「基本・詳細単価」）を定めるための方策について市町村の事務負担等も考慮して検討した結果、同省が特定健康診査及び特定保健指導の効果について分析を行うことなどを目的として構築したシステムを活用し、同システムに保存されているデータから詳細な健診項目ごとの実施人員数を抽出してその実施状況を把握することとした。そして、3年4月に、当該実施人員数により詳細な健診項目ごとの単価を加重平均するなどして算定した単価を基本・詳細単価として新たに定めた。

○農林水産省

・独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて（水産庁長官宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」）が国の出資金等を財源として各漁業信用基金協会に貸し付ける長期の資金（以下「本件貸付金」）が有効に使用されるように、協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直して、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金は、令和2年3月に、過大となる本件貸付金に相当する国の出資金を2年度及び3年度に国庫に納付することとする中期計画の変更について、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、2年10月に50億0617万円、3年9月に38億6329万円を国庫に納付する処置を講じていた。また、同庁は、3年6月に、本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどに係る要領を定め、これを信用基金に通知するなどして、当該見直しなどを適時適切に実施するための体制を整備する処置を講じていた。

・保育間伐の実施について（林野庁長官宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項）

林野庁は、令和3年7月に通知を改正し、森林管理署等に対して、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、造林木の一部を伐採する間伐（保育間伐）のうち林分の密度を調整するとともに資源の有効活用を図る活用型（以下「活用型」）の実施に当たり、傾斜が急であるなどの災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、活用型で発生する造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費（以下「活用型で発生する経費」）が収入見込額を上回らないようにするという経済的合理性を勘案する際の考え方を示した。そして、経済的合理性を勘案する具体的な方法として、活用型で発生する経費のうち間伐材等の運搬に係る直接経費（以下「運搬経費」）が、活用型で発生する経費に対する相関関係が高いことなどから、活用型で発生する経費が収入見込額を上回ることが予測される運搬経費の収入見込額に対する割合の基準値を定めて、運搬経費の収入見込額に対する割合がその基準値以下になる場合に限り活用型による契約を締結できることとして、4年4月以降に締結する契約から適用する処置を講じていた。

・林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について（林野庁長官宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示及び処置要求事項）

林野庁は、次のような処置を講じていた。

ア　令和2年10月に森林管理局及び森林管理署等に対して、「治山施設及び林道施設の長寿命化計画（個別施設計画）作成要領」に代わるものとして新たに通知を発して、平成27年3月に個別施設計画に記載すべき事項等について示した「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」等に基づく長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行うよう指示した。また、同月に森林管理局に対して事務連絡を発して、既に策定された個別施設計画に、林道台帳等の既存の資料を活用することにより設置年度等の諸元を記載して修正するとともに、今後、個別施設計画の策定について業務委託を行う場合は、仕様書等に既存の資料を受注者に提供することなどを記載するよう指示した。

イ　令和3年7月に同庁と市町村等が協定を締結して併用林道として設定した区間（以下「併用区間」）の取扱いについて定めた既存の通知を改正するなどして、森林管理局及び森林管理署等に対して、併用区間に設置されている橋りょう、トンネル及び各管理者が定めるその他の重要な施設（これらを「林道施設」）の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定については、原則として道路からの受益の割合を基にして道路の区間や費用に係る負担区分等を定めることとする考え方を示した。そして、森林管理局等に対して、上記の考え方を基にして市町村等の協定先と協議の上、個別施設計画の策定を行う者を定めて協定書等に記載させる方策を講じた。また、アの事務連絡により、併用区間に設置されている林道施設について、当該協定書等により、森林管理局等が個別施設計画の策定を行うこととなった場合には、速やかに個別施設計画を策定するよう指示した。

・経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について（農林水産大臣宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

農林水産省は、配分基準ポイントを算出する際の留意事項や算出を誤った事例を作成するとともに、地方農政局等に事務連絡を発して上記の留意事項や事例を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等の取組内容等を客観的に確認できる資料（以下「客観資料」）により確認して、客観資料を事業終了年度の翌年度から5年間保存することを令和3年1月及び2月に都道府県を通じて市町村に対して周知する処置を講じていた。また、3年1月及び4月に事業の実施要綱を改正して客観資料の確認や保存を明記する処置を講じていた。

○経済産業省

・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施状況について（資源エネルギー庁長官宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項）

資源エネルギー庁は、令和3年5月までに、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業（以下「合理化事業」）の補助事業者及び同事業の後継事業として3年度から実施している先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に対して指導を行い、次のような処置を講じていた。

ア　合理化事業の補助事業者に、3事業主体に対して合理化事業を実施した後の1年間に達成される省エネルギー量の計画値（以下「計画量」）を達成するよう省エネルギーに取り組ませて合理化事業の実施により達成された省エネルギー量の実績値（以下「実績量」）の再計測期間を定めた上で適切な実績量を再計測して報告させるとともに、計画量を達成できない場合は合理化補助金の返還を求めることも検討させた。

イ　合理化事業の補助事業者に、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者（以下「エネマネ事業者」）を対象とした連絡会を開催させるなどして、事業主体及びエネマネ事業者に対して、実績量の計算を適切に行うよう周知させた。

ウ　先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に、公募要領等において、交付申請時の裕度(注)設定の理由及び成果報告時の補正計算の適用可否の対応関係について明記するなどして、裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないよう、実績量を計算する際に裕度を加味した理由と同様の理由で補正を行う場合の取扱いについて定めさせるとともに、交付申請書、成果報告書等について、裕度を加味したり補正を行ったりしている内容が適切か確実に審査を行えるような記載内容とさせた。

（注）　裕度　　合理化事業において、省エネルギー効果の高い設備の実際の性能を製品カタログに記載されている性能と比較した場合の相違や気温の上昇等の様々な要因により、エネルギー使用の実態とのかい離が生ずることを想定して、計画量を計算する際に加味するもの

エ　先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に、公募要領等において、エネマネ事業者と契約期間を3年間以上とするエネルギー管理支援サービス契約を締結して実施する、より効果的な省エネルギー対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示させるとともに、運用改善の実施内容について事業主体から報告させることを定めさせた。

なお、合理化事業の補助事業者は、3事業主体から改めて実績量の報告を受けるなどした結果、計画量を達成できない1事業主体に合理化補助金を返還させて、これに係る国庫補助金相当額を3年7月に国庫に返還した。

・石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について（資源エネルギー庁長官宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項）

資源エネルギー庁は、令和2年12月に補助事業者に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア　石油会社に対して、今後、設備等の耐震性能等の評価を行う際は、最新の地震データを用いるとともに、内閣府から地震データを入手することができるケースが複数ある場合には、各製油所の所在場所の地表面の加速度等を推定して比較するなどした上で、最も条件の厳しいケースを採用することとし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、被災した製油所が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷することが困難となった際のバックアップ供給(注)等に係る体制を整備して系列BCPにその内容を盛り込むなど、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策についても合わせて検討するよう補助事業者を通じるなどして指導した。また、今後新たに事業を実施する石油会社についても、補助事業者が上記の事務連絡に基づいて指導することとした。

（注）　バックアップ供給　　被災地以外の製油所においてガソリン等の石油製品を増産して被災地に供給するなどすること

イ　石油会社に対して、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない12製油所について、アと同様に耐震性能等の評価を行い、過去に耐震化対策等を実施したのに耐震性能等が確保されていないと認められる設備等については、改めて耐震化対策等を実施することにより耐震性能等の確保に取り組むこととし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、アと同様に、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策について検討するよう補助事業者を通じるなどして指導した。

その結果、3年7月末現在で、操業を停止することになった1製油所を除く11製油所を運営する5石油会社は、当該11製油所について耐震性能等の評価に向けた調査を行うなどしており、こうした調査の実施によるなどして大規模地震等に備えた石油を持続的に安定供給し得る体制の整備が図られているかについて、同庁はフォローアップを行うとしている。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について（国土交通大臣宛て）

（平成29年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項）

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等（以下「占用企業者」）等からの意見等を参考に、引き続き、占用企業者等と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について（国土交通大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：34条　処置要求事項）

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア　令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可（使用許可を行う者を「使用許可者」）において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ　不動産鑑定評価会社（以下「鑑定会社」）等に使用料に関する調査（以下「使用料調査」）を委託する

際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ　旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ　東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により事業者は引き続き極めて厳しい経営状況にあることなどから、引き続き同感染症の感染拡大等の状況を見極めつつ、今後、事業者の経営状況について一定程度の改善があったと判断した場合には、でき得る限り速やかに、ウの検討の結果に基づく算出方法を明記した仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際にウの検討の結果に基づく算出方法を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

・地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア　令和2年10月に通知を発して、都道府県を通じて市町村等に対して、国土調査事業事務取扱要領では土地所有者等が実際に地籍図原図及び地籍簿案(これらを「原図等案」)を閲覧したことを確認することまでは求めていないことを明確に示すとともに、調査実施地区の成果に認証されていない隣接する他の調査実施地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知し、また、市町村等の担当者に対して研修を実施することなどにより、上記の内容について3年6月までに周知徹底を図った。

イ　地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を3か月以内と定めた上で、アの通知により、都道府県を通じて市町村等に対して、地籍調査の目的及び重要性を踏まえて、原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供して、その後は遅滞なく地籍図等を作成するとともに、地籍図等を作成した場合は上記の標準的な期間内に認証請求を行うことについて周知した。

ウ　市町村等における認証請求の状況を定期的に把握することとし、2年12月に都道府県に対して認証の状況等に関する調査を依頼し、当該調査の結果を踏まえて、都道府県を通じて市町村等に対して、認証請求の可否を確認するとともに、認証請求が可能なものについては遅滞なく認証請求を行うよう、技術的助言を行った。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について（防衛大臣宛て）

（平成23年度決算検査報告掲記：36条　意見表示事項）

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害（以下「テレビ聴取障害」）の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち補助対象とする区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件（以下「指定基準」）の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業（以下「放送受信事業」）の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、3年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

○内閣府（内閣府本府）、総務省

・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項）

内閣府及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア　同省は、令和2年12月までに、都道府県及び市町村に対して事務連絡を発して、中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象とした特別交付税（以下「中活ソフト特別交付税」）が過大に交付されている事態について、地方交付税法の規定により当該年度の特別交付税の額から総務大臣が調査した額の控除（以下「減額調整」）の対象外となる平成26年度交付分を除いて報告を求めた上で、同省が事業ごとに交付額が過大となった経緯等を勘案するなどして減額調整を行わないとしたものを除き、令和元年度特別交付税及び2年度特別交付税の算定において、報告された過大交付額に係る減額調整を行った。

イ　同府は、元年10月までに、①市町村に対して事務連絡を発して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底し、②市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう、同省と連携して「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を見直すなどした。また、同省は、2年8月までに、算定資料の様式について、記載要領を充実させたり、チェック欄を設けたりするなどして、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を

適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう、それぞれ事務連絡を発して周知徹底した。

ウ　同省は、元年度特別交付税12月分について、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費の報告を求めて把握し、当該報告に基づき減額調整を行う必要性について検討していた。

エ　同省は、2年8月までに、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領を定めるなどした。

○国立研究開発法人産業技術総合研究所

・国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について（国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条　処置要求事項）

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、次のような処置を講じていた。

ア　九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地について、令和2年12月までに、賃借しないこととする土地を確定するとともに、同県と協議して、当該土地を同県に返還するよう、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定した。

イ　北海道センターにおいて有効に利用されていない土地について、2年12月までに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要かどうかを検討した上で、必要がないと認められる土地については国庫納付に向けた具体的な処分計画を策定するとともに、雪よけ地等として必要があると認められる土地についてはこれに係る具体的な利用計画を策定した。

ウ　2年12月に、土地の利用等に関する規程を改正して、各地域センターにおける土地等の適切かつ効率的な利用を促進するとともに、利用状況を把握し、利用率が低いと認める場合は、活用又は処分のための必要な措置を講ずることとするなどの体制を整備した。

○独立行政法人労働者健康安全機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について（独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

独立行政法人労働者健康安全機構は、次のような処置を講じていた。

ア　3災害拠点病院のうち2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水対策を講ずるまでの応急的な対処方法として土のうを設置することとして、土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を令和3年7月までに行った。そして、自家発電機等用の建屋の新築や病院の建物の次期建替整備の際に最大浸水深以上の高さの場所に自家発電機等を設置する計画を同年4月までに策定した。また、1災害拠点病院は、機構本部と連携して、応急的な対処方法を経ずに、浸水対策として止水板を設置する計画を2年9月に策定し、同月に止水板設置工事を完了した。

イ　機構本部は、3年6月に3災害拠点病院に対して事務連絡を発して、止水板設置、自家発電機等用の建屋の新築等に係る工事の実施状況、計画策定後の事情変更により前倒しで実施できる浸水対策の有無等について定期的に又は浸水対策が完了した際に報告を求めることとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

○独立行政法人国立病院機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について（独立行政法人国立病院機構理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

独立行政法人国立病院機構は、次のような処置を講じていた。

ア　2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水対策を講ずるまでの応急的な対処方法として土のうを設置することとして、土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を令和3年7月までに行った。そして、病院の建物の次期建替整備の際に最大浸水深以上の高さの場所に自家発電機等を設置する計画を同年6月に策定した。

イ　機構本部は、3年6月に2災害拠点病院に対して事務連絡を発して、計画策定後の事情変更により前倒しで実施できる浸水対策の有無等について定期的に報告を求めることとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

○独立行政法人地域医療機能推進機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について（独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て）

（令和元年度決算検査報告掲記：36条　処置要求事項）

独立行政法人地域医療機能推進機構は、次のような処置を講じていた。

ア　東京山手メディカルセンター（以下「センター」）は、機構本部と連携して、応急的な対処方法を経ずに、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように土のうを設置する(注)計画を令和2年9月に策定し、同年10月までに土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を行う浸水対策を実施した。

（注）「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」によれば、建築物の出入口等における浸水対策については、個々の対象建築物の状況に応じて、防水扉や止水板の設置、土のうの設置等の対策を講ずることとされている。センターは、自家発電機等が設置されている建築物が立地している区域で想定される浸水深を考慮するなどして土のうを設置することにしている。

イ　機構本部は、3年6月にセンターに対して事務連絡を発して、土のうの調達状況等についての報告を求めることとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

～ 目　　次 ～

府省・団体名　　＜件　　名＞　　ページ

内閣府(警察庁)

・水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたもの　…… 163

総務省

・東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となった原発関係特別交付税及び原発関係震災復興特別交付税について、担当部局間で賠償金の支払状況等の情報共有を図るなどして適切に報告することを都道府県及び市町村に対して周知徹底することなどにより、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう改善させたもの　…… 165

財務省

・貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの　…… 167

文部科学省

・国立大学法人における国費外国人留学生の教育費に係る会計処理について統一的な取扱いを明らかにしてその旨を周知することにより、国立大学法人間における会計情報の比較可能性の確保が図られるよう改善させたもの　…… 169

厚生労働省

・離職者等再就職訓練事業の託児サービス経費について、月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底することなどにより、委託費の精算を適正に行うこととするよう改善させたもの　…… 171

農林水産省

・公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、大口・多頻度割引制度等を利用することにより、高速道路利用料の支払額の節減を図るよう改善させたもの　…… 173

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

農林水産省

・中山間地域等直接支払交付金事業について、所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とするに当たり、中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう適切に指定される仕組みを構築したり、共同取組活動に係る交付金は個人助成に使用できないことを要領等に明記して周知したりすることなどにより、交付金の交付対象や交付金の使用が適切なものとなるよう改善させたもの …… 175

・合板・製材生産性強化対策事業等における間伐材生産事業の実施に当たり、搬出材積の実績を把握するなどして事業の実態を反映した標準搬出材積により定額単価を設定するよう実施要領に明記することなどにより、定額単価が適切に設定されるよう改善させたもの …… 177

・競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、KPI等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、KPI等の達成状況の把握やKPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの …… 179

経済産業省

・海外SC拠出金等について、信託報酬の支払が生じない資金管理方法とすることにより海外SC事業に係る管理費を節減し、より多額の資金が事業費である補助金の交付に充てられるよう改善させたもの …… 181

国土交通省

・河川管理施設に設置された機械設備の維持管理に当たり、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で機械維持管理計画の策定又は見直しを行ったり、機器等の取替え・更新の実施を健全度の評価等に基づいて判断したりすることで予防保全型維持管理を適切に実施するとともに、機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について速やかに緊急保全を行うことにより、機械設備の信頼性を確保しつつ、更新等に係る費用の縮減及び平準化が図られるなどするよう改善させたもの …… 185

防衛省

・工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの …… 188

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

防衛省

・海外での訓練に使用するソノブイの受領検査について、仕様書を変更して、ソノブイを投下して作動を確認する方法から製造会社が発行した品質の証明書によりソノブイ全数の品質を確認する方法に見直すことなどにより、ソノブイの調達額の節減を図るよう改善させたもの …… 190

・特別借受宿舎の買取りについて、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮した上で買い取る特別借受宿舎を選定することを周知することにより、将来の支払利息額をより節減できる適切なものとするよう改善させたもの …… 192

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

・委託事業で取得した研究開発等資産について、取得価額の算定に当たっての不課税費用等に係る消費税額の取扱いを定めるなどして、委託事業終了後における有償譲渡に係る譲渡価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの …… 194

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

・トンネル工事における濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清水と濁水の分離処理の実施を検討することなどにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの …… 196

独立行政法人住宅金融支援機構

・政府からの出資金を財源として設置されている金利変動準備基金について、必要額を超えていると認められる額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、近年の金利リスクへの対応状況等を踏まえて基金の規模を毎年度検証するよう改善させたもの …… 198

日本放送協会

・複写機の調達に当たり、複写機本体等の台数及び使用枚数の調達予定数量を算出した上で、これらの必要事項を記載した適切な仕様書等を提示して、一般競争入札を実施することにより、透明性及び競争性を確保し、経済的な価格により契約を締結するよう改善させたもの …… 200

府省・団体名　＜件　名＞　ページ

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

・電柱の維持管理に当たり、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を適切に実施したり、不良ランクを適切に判定して、不良ランクに応じた措置を適時適切に講じたりすることにより、電柱の安全性を十分に確保するよう改善させたもの　・・・・・　202

－内閣府(警察庁)－

水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたもの

指摘の背景となった浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性がある218施設のうち国庫により支弁された4施設の令和2年度末国有財産台帳価格(収入支出以外)　２４億２５０３万円

指摘の背景となった浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性がある218施設のうち国がその一部を補助している214施設の令和2年度末資産価額に対する国庫補助金相当額(収入支出以外)　１８６億９９３９万円

指摘の背景となった浸水により損傷する可能性がある46施設に係る通信機器の令和2年度末物品管理簿価格(収入支出以外)　２億１１９０万円

1　警察施設における災害対策の概要

(1) 警察施設における災害対策

警察庁は、その業務に係る防災に関して国家公安委員会・警察庁防災業務計画を作成しており、同庁、都道府県警察本部及び管内警察署等の警察施設は、災害時に災害警備本部等を設置するなど、災害応急対策の拠点として機能することが求められているとともに、災害発生時の電源確保のために、非常用電源設備の整備に努めることとされている。

(2) 非常用発電設備等及び通信機器の概要

非常用発電設備は、商用電源が途絶えた場合でも警察施設の機能を維持するために電力を安定して供給することが想定されている。

商用電源が途絶えた場合でも電力を安定して供給し続けるためには、非常用発電設備のほかに、非常用発電設備に燃料を供給する燃料ポンプ、受変電設備及び分電盤(これらを「非常用発電設備等」)の全てが水害時の浸水等により損傷しない状態を保つ必要がある。

また、同庁は、都道府県警察本部を中心に通信を行うことができるシステムを全国で運用しており、警察施設に無線機を設置している。この無線機に加え、警察施設間で有線の回線を使用して通信を行うための電子交換機が設置されている(警察施設内に固定して設置されている無線機及び電子交換機を合わせて「通信機器」)。

(3) 非常用発電設備等及び通信機器の浸水対策

同庁は、これまでに警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉え、非常用発電設備等及び通信機器の警察施設上層階への設置、移転等の浸水対策を推進するよう指導してきている。

(4) 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン

洪水等の発生時においても建築物の機能継続を確保するため、建築物の電気設備の浸水対策を講ずる際の参考となるよう「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」)がまとめられている。

2　検査の結果

51都道府県警察等の警察施設のうち、地方公共団体が公表しているハザードマップ上において、洪水等の水害により浸水するおそれのある区域に所在し、非常用発電設備等が設置されている588施設及び、このうち通信機器が設置されている572施設の通信機器を検査した。

(1) 都道府県警察等における浸水対策の取組状況等

51都道府県警察等における浸水対策の取組状況をみると、9都県警察では、既存の警察施設に対して、ガイドラインの考え方を踏まえ、直ちにハザードマップを前提とした浸水対策が困難な場合でも、より高い頻度で発生し得る洪水等に対応するために止水板を設置するなど、建替えなどによらない浸水対策の計画を策定して、対策を効率的に実施していく取組が行われていた。

一方、残る42道府県警察等(注)では、同庁の都道府県警察等に対する前記の指導が警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉えた浸水対策にとどまっていたことから、ハザードマップによる想定浸水深への対応として、警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉えて浸水対策を実施又は検討しているものの、既存の警察施設について浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施していくなどの取組は行われていなかった。

(注)　42道府県警察等　　北海道警察本部、函館、旭川、釧路、北見各方面本部、京都、大阪両府警察、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県警察

(2) 浸水した場合の影響

上記の42道府県警察等における警察施設の浸水対策の実施状況及び水害によりハザードマップの想定浸水深まで浸水した場合の具体的な影響についてみると、40道府県警察等の218施設において、非常用発電設備等について効果的な浸水対策が実施されていないため、浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性がある状況となっていた(非常用発電設備等を含む警察施設のうち、国庫により支弁された4施設の令和2年度末国有財産台帳価格計24億2503万円、警察署等の国がその一部を補助している214施設の令和2年度末資産価額に対する国庫補助金相当額計186億9939万円)。また、23道府県警察等の46施設において、通信機器の浸水対策が実施されていないため、浸水により通信機器が損傷する可能性がある状況となっていた(通信機器の令和2年度末物品管理簿価格計2億1190万円)。なお、非常用発電設備等が損傷する可能性がある218施設と通信機器が損傷する可能性がある46施設は一部重複する(純計228施設)。

このように、道府県警察等において、既存の警察施設の浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施していく取組が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　警察庁が講じた改善の処置

同庁は、3年9月に、都道府県警察に対して通達を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア　既存の警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等の的確な調査等を実施して、その結果を踏まえ、ガイドラインを参照して非常用発電設備等及び通信機器に対して講ずべき対策を検討し、浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施するとともに、これらの計画を最新の情報に応じて見直していくように指導した。

イ　アの指導により都道府県警察が策定した浸水対策の計画等を継続的に確認するなどして適切に指導することとした。

－総務省－

東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となった原発関係特別交付税及び原発関係震災復興特別交付税について、担当部局間で賠償金の支払状況等の情報共有を図るなどして適切に報告することを都道府県及び市町村に対して周知徹底することなどにより、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう改善させたもの

減額調査期間中に東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になったのに減額調整が行われていなかった原発関係特別交付税の過大交付額(1)(支出)　３億１９１７万円

東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になったのに過大過少算定が行われていなかった原発関係震災復興特別交付税の過大交付額(2)(支出)　３１３０万円

(1)及び(2)の計(支出)　３億５０４７万円

1　原発関係事業に要する経費を対象とした特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(以下「交付税法」)等に基づき、地方団体(注1)に対して、特別交付税及び震災復興特別交付税を交付しており、特別交付税及び震災復興特別交付税のうち、事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除染、風評被害対策、周辺地域対策、子どもの教育環境の整備等(これらを「原発関係事業」)を対象とするもの(原発関係事業を対象とする特別交付税を「原発関係特別交付税」、同震災復興特別交付税を「原発関係震災復興特別交付税」。これらを「両特別交付税」)の算定額について、特別交付税の額の算定に用いる資料その他同省の定める資料(以下「算定資料等」。このうち原発関係震災復興特別交付税に係るものを「震災特交算定資料等」)の提出を受けて地方団体の負担額を調査し、これに基づき決定している。算定資料等は、両特別交付税の算定対象となる事業を実施する年度における事業の進捗状況等に応じて、実績又は予算額等に基づく見込みにより地方団体の負担額を記載するもので、地方団体は同年度中に同省に提出することとなっている。

特別交付税に関する省令によれば、総務大臣は、前年度以前の特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が調査した額を当該年度の特別交付税の額の算定額から控除(以下「減額調整」)することとされている。そして、同省は、地方団体から「特別交付税の額の算定に用いた資料の誤りに関する調」(以下「算定誤り調」)により過大に算定された額を報告させて、減額調整を行っている。なお、同省は、算定誤り調による減額調整の対象となる期間(以下「減額調査期間」)について、算定年度を含む5か年度以内としている。

また、交付税法等によれば、総務大臣は、前年度以前の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を当該年度の交付額から減額又は当該額に加算(以下「過大過少算定」)するなどとされている。そして、同省は、地方団体から震災特交算定資料等により前年度以前の算定額に係る過大又は過少に算定された額を報告させて、過大過少算定を行っている。

(注1)　地方団体　　交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

2　検査の結果

11県(注2)及び12都県(注3)管内の397市町村に係る平成23年度から30年度までの間に交付された原発関係特別交付税68億3831万円及び原発関係震災復興特別交付税444億9724万円、計513億3556万円を対象として、令和元年度までの減額調整及び過大過少算定の状況について検査したところ、原発関係特別交付税については、3県(注4)及び7都県(注5)管内の53市町村(平成23年度から30年度までの各年度に算定した原発関係特別交付税交付額計3億5459万円)において、また、原発関係震災復興特別交付税については、2県(注6)及び5県(注7)管内の12市町(23年度から30年度までの各年度に算定した原発関係震災復興特別交付税交付額計3088万円)において、減額調査期間中又は原発関係震災復興特別交付税の交付後に東京電力株式会社(28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」)から賠償金の支払を受けたことにより、算定額がそれぞれ過大になっていた。しかし、これらの県及び市町村

が、これを算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告していなかったため減額調整又は過大過少算定が行われておらず、原発関係特別交付税計3億1917万円、原発関係震災復興特別交付税計3130万円の交付が過大となっていた。

そして、上記の各県及び各市町村は、次の理由等により、減額調査期間中又は震災復興特別交付税の交付後に東京電力から賠償金の支払を受けたことにより両特別交付税の算定額が過大になったことを、算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告していなかったとしていた。

① 両特別交付税の算定対象となった原発関係事業のうち東京電力に対する賠償請求を行ったものに係る賠償金の支払状況等について、両特別交付税に関する算定資料等の作成を担当する部局(以下「交付税担当部局」)と原発関係事業の実施等を担当する複数の部局(以下「事業担当部局」)との間で適切に情報共有がなされていなかったこと

② 東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になった場合に、算定誤り調又は震災特交算定資料等により同省に報告する必要があるとは認識していなかったこと

このように、各県及び各市町村が東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になっていたのに減額調整又は過大過少算定を行っておらず、両特別交付税の交付が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 11県　岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟各県

(注3) 12都県　東京都、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟各県

(注4) 3県　山形、群馬、神奈川各県

(注5) 53市町村　一関、山形、酒田、天童、尾花沢、南陽、太田、富岡、さいたま、鴻巣、戸田、館山、茂原、市原、鎌ケ谷、君津、富津、袖ケ浦、八王子、立川、武蔵野、三鷹、青梅、府中、昭島、調布、町田、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、国立、福生、狛江、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山、多摩、稲城、羽村、西東京、阿賀野、南魚沼各市、最上郡最上、東置賜郡高畠、東田川郡庄内、大里郡寄居、西多摩郡瑞穂、東蒲原郡阿賀各町、最上郡大蔵、戸沢両村

(注6) 2県　岩手、新潟両県

(注7) 12市町　遠野、一関、陸前高田、気仙沼、角田、南相馬、本宮、矢板、銚子各市、紫波郡紫波、二戸郡一戸、加美郡加美各町

3 総務省が講じた改善の処置

同省は、次のような処置を講じた。

ア 東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となっている原発関係特別交付税(減額調査期間中のものに限る。)及び原発関係震災復興特別交付税について、令和2年度に県及び市町村から報告を受けて2384万円の減額調整及び2796万円の過大過少算定を同年度中に行うとともに、3年9月に都道府県に対して通知を発し、両特別交付税の算定に向け3年度中に報告を受けて減額調整又は過大過少算定を行う残りの額を県及び市町村との間で確認した。

イ 3年9月に都道府県に対して通知を発するなどして、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより両特別交付税の算定額が過大になった場合に、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう、次のことなどについて都道府県及び市町村に周知徹底した。

(ｱ) 原発関係特別交付税について、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより算定額が過大になった場合には算定誤り調により報告を行う必要があること

(ｲ) 両特別交付税について、算定対象となった原発関係事業のうち東京電力に対する賠償請求を行ったものに係る賠償金の支払状況等について交付税担当部局と事業担当部局との間で情報共有を図るとともに、新たに算定資料等の書式に設けた点検項目欄を活用するなどして、東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大になった算定額を適切に報告すること

－財務省－

貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの

記念貨幣の製造材料として使用する見込みがないのに売り払うなどの活用が図られていなかった金地金の帳簿価額(収入支出以外)　１６０１億９７７６万円

1　貨幣回収準備資金等の概要

(1) 貨幣回収準備資金の概要

貨幣回収準備資金(以下「資金」)は、貨幣回収準備資金に関する法律(以下「資金法」)に基づき、政府による貨幣の発行、引換え及び回収(注)(引換え及び回収を「回収」)の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として設置されている。

資金法によれば、資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が管理することとされ、その受払いは歳入歳出外とすることとされている。また、回収した貨幣は、地金の時価で資金に編入して保有することとされている。そして、資金の増減及び現在額計算書によると、令和元年度末の資金に属する地金(以下「資金地金」)の額は2791億9464万円となっている。

(注)　引換え及び回収　　引換えとは、市中から持ち込まれた磨損その他の事由により流通に不適当となった貨幣を流通に適当な貨幣と引き換えることであり、回収とは、必ずしも流通不適当とはいえないが、偽造防止対策等の政策的な理由により特定の貨幣を市中から引き揚げることである。

(2) 資金地金の売払いと一般会計への繰入れ

資金法等によれば、資金地金は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができることとされている。また、資金に属する現金に不足が生じた場合やその他必要がある場合には、資金地金を売り払うことができることとされ、資金地金を売り払った場合、売払代金を資金に受け入れるなどすることとされている。そして、その他必要がある場合とは、財務省によれば、資金地金の効率的な管理の観点から、貨幣の製造材料として使用する見込みがないなど資金地金を売り払うことが適当な場合としている。

また、資金法によれば、毎会計年度末における資金の額が貨幣回収準備資金に関する法律施行令(以下「政令」)で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を一般会計に繰り入れることとされている。そして、政令で定める額は、毎会計年度末における、貨幣の流通額の5/100に相当する金額、日本銀行の保管に係る貨幣の額面額に相当する金額及び資金地金の価額に相当する金額の合計額とすることとされている。

したがって、資金地金を売り払った結果、年度末における資金の額が政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額が一般会計へ繰り入れられることとなる。

(3) 金地金の保有状況等

資金において保有している金地金は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律等に基づき、国家的な記念事業として発行される貨幣(以下「記念貨幣」)の製造材料として使用されている。

そして、物品管理簿等には、資金地金の種類ごとに、回収量、交付量及び保有量並びにそれぞれの価格(物品管理簿等に記録された価格を「帳簿価額」)等が計上されていて、元年度末の資金における金地金の保有量は129.49ｔ、帳簿価額は2567億0889万円となっている。

また、同省によれば、貨幣の製造材料として使用する資金地金のうち、アルミニウム、青銅等の地金は、貨幣の製造材料として使用する見込みがないなど資金地金を売り払うことが適当な場合において市中に売り払っているものの、金地金は、売り払った実績は確認できないとしている。

2　検査の結果

元年度末時点の資金における金地金の保有量129.49ｔ、帳簿価額2567億0889万円を対象に検査した。

同省では、これまでの金地金の保有量等について、過去の記念貨幣の発行状況等から勘案して、

極端に過大なものであるとは考えていないとしていた。

また、同省によると、これまでに金地金の売払いの可否について検討した結果、①市中への売払いについては、市場関係者にヒアリングした結果に基づいて、市場における金取引価格に影響を与えるおそれがあること、②市中以外への売払いについては、外貨準備として金地金を保有している外国為替資金特別会計(以下「外為特会」)への売払いの可否を外為特会を管理する同省国際局に問い合わせた結果、外為特会が政府短期証券の発行を通じて調達する円資金は外国為替平衡操作等を行うためのものであり、金地金の購入といった平時の運用を目的とした円資金の調達のために政府短期証券を発行することはできないなどとしていることなどから売払いは困難であるとしていた。

しかし、金地金の回収量、交付量及び保有量について、物品管理簿等で把握可能な平成26年度から令和元年度までの6年間の状況を確認したところ、回収量は最小で1.25ｔ(元年度)、最大で1.95ｔ(平成26年度)となっていて毎年度回収しているのに対して、交付量は0.70ｔ(26年度)、1.78ｔ(30年度)及び1.62ｔ(令和元年度)となっていて交付していない年度もあり、その結果、元年度末の保有量は、平成26年度当初の124.95ｔから4.54ｔ増加し、129.49ｔとなっていた。そして、交付量は6年間のうち30年度の1.78ｔが最多となっていて、令和元年度末保有量129.49ｔは、同交付量の72.7倍と相当程度多くなっていた。

また、金地金を製造材料として使用する記念貨幣が初めて発行された昭和61年から令和2年までの間の金地金の使用量等について、同省のウェブサイト等で確認したところ、金地金の使用量(計算値)は、昭和61年に200ｔを使用した以降平成5年までに年間数十ｔを超える年もあったものの、9年以降の記念貨幣の発行は、額面価格と同額で引換えを行う方法から、額面価格を超える価格で販売される方法に変更されているなどしていて、5年以前と比べて少なくなっていた。

以上のように、資金における金地金の令和元年度末保有量129.49ｔは、6年間の回収量、交付量等と比べると相当程度多くなっていること、金地金の使用量(計算値)は、平成9年以降は5年以前と比べて少なくなっていたことなどから、令和元年度末保有量の中には記念貨幣の製造材料として使用する見込みがない金地金が含まれると認められるのに、このような金地金を保有し続けていた事態は適切ではなく、引き続き売払いなどの活用の検討に努めるなど、改善の必要があると認められた。

3　財務省が講じた改善の処置

同省は、資金における金地金の元年度末保有量129.49ｔについて、売り払う余地があるとして、2年7月以降、市場関係者、同省国際局等へ問い合わせるなどして改めて活用を検討した。そして、同省は、市中の金取引価格に不測の影響を与えず、政府が保有する金を海外に流出させないとの考え方の下、外為特会において円資金の手当てが可能な状況となったことを確認し、今後の記念貨幣の製造に必要となる金地金の保有量を見極めた上で次のような処置を講じた。

ア　記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認めるなどした金地金の数量80.76ｔ、帳簿価額1601億9776万円について、3年3月に、外為特会に売り払って売払代金5420億3148万円を資金に受け入れ、同額を一般会計に繰り入れた。

イ　資金における金地金の保有量については、これまでの経緯を踏まえ、必要量の随時見直しを図り、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがない金地金が生ずると判断した場合には、改めて、売払いを検討するなどして活用を図ることとした。

－文部科学省－

国立大学法人における国費外国人留学生の教育費に係る会計処理について統一的な取扱いを明らかにしてその旨を周知することにより、国立大学法人間における会計情報の比較可能性の確保が図られるよう改善させたもの

指摘の背景となった会計情報の比較可能性が損なわれていた13国立大学法人における国費外国人留学生の授業料相当額(収入支出以外)　４４億９２４３万円

1　国費外国人留学生制度等の概要

(1) 国費外国人留学生の教育費の概要

文部科学省は、我が国において研究を行うことを通じて、我が国と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することなどを目的として、国費外国人留学生制度を昭和29年に創設している。そして、日本の国費による外国人留学生(以下「国費外国人留学生」)の受入れに必要な事項を定めた国費外国人留学生制度実施要項を制定している。要項によれば、国費外国人留学生が、国立大学に入学する場合には授業料、入学料、検定料等(これらを「教育費」)を徴収しないとされている。

(2) 国立大学法人における損益計算書等の作成と会計基準等の概要

国立大学法人等は、国立大学法人法によれば、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成して、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。国立大学法人法施行規則によれば、国立大学法人等の会計については、国立大学法人会計基準に従うこととされている。また、国立大学法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定める「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」によれば、国立大学法人等は教育研究に係る国の業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である国民に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにして、適切に情報開示を行うことが要請されるなどとされている。

また、会計基準注解によれば、国立大学法人等は、多数の法人が同種の業務を行うため、国立大学法人等の間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除されるとされている。そして、会計基準注解に関して、実務上の留意点を質疑応答形式で記述した「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」によれば、上記の「会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される」ことに関する具体的な説明として、教育・研究の基礎を形成する事項を含めた国立大学法人等の「基本構造に関する原則」については選択適用は認められないとされており、また、「教育・研究の基礎を形成する事項」として、授業料債務(注1)や図書の計上等が挙げられている。

(注1)　授業料債務　　国立大学法人等が当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として整理することとされ、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものなどとされている。

2　検査の結果

13国立大学法人(注2)の平成30年度及び令和元年度の損益計算書等を対象として、文部科学本省及び13国立大学法人において、国費外国人留学生の教育費に係る会計処理を関係書類等により確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、国費外国人留学生の教育費のうち授業料を除く入学料、検定料等に係る会計処理については13国立大学法人全てで収益及び費用のどちらにも計上しないこととしていたが、授業料に係る会計処理(注3)については、次のとおりとなっていた。

10国立大学法人の国費外国人留学生の在籍者数(各年の5月1日現在)は、平成30年度3,849人、令

和元年度3,819人となっていた。そして、10国立大学法人は、要項において、国費外国人留学生の授業料は徴収しないとなっていることから、授業料に係る債権は発生しないとして、国費外国人留学生の授業料相当額を損益計算書の収益及び費用のどちらにも計上しないこととしていた。すなわち、国費外国人留学生の授業料相当額、平成30年度は19億3728万円、令和元年度は19億4632万円、計38億8361万円を、それぞれ平成30年度及び令和元年度の損益計算書の収益及び費用に計上していなかった。

一方、3国立大学法人(注4)の国費外国人留学生の在籍者数は、平成30年度597人、令和元年度597人となっていた。そして、3国立大学法人は、国費外国人留学生の授業料は徴収する必要はないものの、国費外国人留学生に対しても一般の学生と同様に教育サービスを提供する義務を負うことから授業料債務等を計上する必要があるなどとして、実務指針に記載されている一般の学生の授業料免除に係る会計処理に準じて、損益計算書の収益及び費用の両方に授業料相当額を計上することとしていた。すなわち、国費外国人留学生の授業料相当額、平成30年度は3億0902万円、令和元年度は2億9979万円、計6億0882万円を、それぞれ平成30年度及び令和元年度の損益計算書の収益に授業料収益として、同額を奨学費として費用に計上していた。

したがって、実務指針において「基本構造に関する原則」について選択適用は認められないとされているのに、前記の10国立大学法人と上記の3国立大学法人とでは、「基本構造に関する原則」に含まれる「教育・研究の基礎を形成する事項」に該当する授業料に係る会計処理が異なっていて統一的に取り扱われていなかった。

このように、13国立大学法人における国費外国人留学生の授業料相当額、平成30年度は22億4630万円、令和元年度は22億4612万円、計44億9243万円について、国立大学法人間における会計情報の比較可能性が損なわれている状況となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2)　13国立大学法人　北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、横浜国立大学、名古屋大学(2年4月1日以降は東海国立大学機構)、京都大学、大阪大学、岡山大学、山口大学、愛媛大学、九州大学、熊本大学の各国立大学法人

(注3)　10国立大学法人　北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、横浜国立大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、山口大学、愛媛大学の各国立大学法人

(注4)　3国立大学法人　岡山大学、九州大学、熊本大学の各国立大学法人

3　文部科学省が講じた改善の処置

同省は、各国立大学法人に対して、国立大学法人間における会計情報の比較可能性の確保が図られるよう、国費外国人留学生の教育費に係る会計処理について3年9月に事務連絡を発し、国費外国人留学生の教育費については、債権が発生しないと考えられるため、収益と費用のどちらにも計上しない統一的な取扱いとすることを明らかにしてその旨を周知する処置を講じた。

－厚生労働省－

離職者等再就職訓練事業の託児サービス経費について、月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底することなどにより、委託費の精算を適正に行うこととするよう改善させたもの

一般利用単価を用いて月額単価等を算定していなかった事態に係る契約について
過大となっていた委託費の支払額(支出)　２０８７万円

1　職業訓練の概要

(1) 職業訓練の概要

厚生労働省は、職業能力開発促進法等に基づき、職業に必要な労働者の能力を開発することなどを目的として、労働者を対象とした職業訓練を実施している。

(2) 委託訓練の実施

同省は、離職者等の就職促進に資する多様な教育訓練機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的として、離職者等再就職訓練事業(以下「離職者事業」)を都道府県及び横浜市(以下「都道府県等」)に委託し実施している。そして、同省は、離職者等再就職訓練事業委託要綱、委託訓練実施要領等(これらを「要領等」)を定めていて、要領等によれば、都道府県等は、離職者事業の実施を専修学校等の民間教育訓練機関等(以下「委託機関」)に委託することができるとされている。

(3) 離職者事業に係る委託費

ア　厚生労働本省が都道府県等に支払う委託費

同本省は、要領等に基づき、離職者事業の実施に関する委託契約を都道府県等との間で締結しており、当該委託契約に基づいて、委託訓練事業費等の離職者事業に要した経費を委託費として都道府県等に支払っている。このうち委託訓練事業費は、都道府県等が委託機関に支払った委託費を合計したものであり、託児サービス経費を含んでいる。

要領によれば、託児サービスの利用対象者は、就学前の児童の保護者が職業訓練を受講することによって当該児童を保育することができないなどの者で、かつ、国等が設置する職業能力開発校等の施設の長又は都道府県知事等から当該訓練受講に際し託児サービスの利用が必要であると認められた者であるとされている。そして、託児サービス経費は、これらの利用対象者が託児サービス提供機関を利用した場合に、委託機関が託児サービス提供機関に支払うなどのものであるとされている。

イ　都道府県等が委託機関に支払う託児サービス経費

要領等によれば、都道府県等が委託機関に支払う委託費のうち託児サービス経費については、託児児童1人当たりの月額単価(以下「月額単価」、月額単価と利用期間が1か月間に満たない場合における日額単価を合わせて「月額単価等」)に、託児児童数及び利用月数を乗ずることなどにより算定することとされている。

平成29年度以前の要領によれば、月額単価等は、個々の積上げによる実費(以下「積上額」)とされ、児童1人1月当たりの上限単価は66,000円とされていた。その後、30年3月に要領が改正されて同年4月以降の委託契約から適用されている。

そして、改正後の要領によれば、月額単価等は、委託機関自らが受講者のみに対して託児サービスを提供する場合を除き、託児サービス提供機関における一般利用者の利用単価(以下「一般利用単価」)と同額とされ、児童1人1月当たりの上限単価は66,000円とされている。

2　検査の結果

30年度から令和2年度までの間に同本省と都道府県等との間で締結された離職者事業の実施に関する委託契約のうち44道府県との間で締結された託児サービスの提供を含む計191契約(契約金額計56

0億1868万円)を対象として、岩手、長崎両県において、会計実地検査を行うとともに、同本省及び残りの42道府県から関係書類の提出を受けるなどして検査を行った。

14道県(注)は、平成30年度から令和2年度までの計42契約において、委託機関に支払う委託費の算定に当たり、託児サービス経費について、積上額に基づいて月額単価等を算定して、これにより託児サービス経費の額が計9812万円であると算定していた。そして、14道県は、上記のように算定した託児サービス経費を含めて、委託事業に要した額が計134億8593万円であるとする委託費精算報告書を作成して同本省に提出し、同本省は、それらの内容を審査して委託費の額を確定し、同額を14道県に支払っていた。

しかし、前記のとおり、平成30年4月以降の委託契約から改正後の要領が適用されていて、託児サービス経費の月額単価等は、積上額に基づいて算定するのではなく、一般利用単価を用いて算定することとされているのに、14道県は、要領の改正内容を十分に確認しておらず、上記の42契約について、一般利用単価を用いることなく、29年度以前と同様の方法により託児サービス経費の月額単価等を算定していた。

そこで、改正後の要領に基づき改めて月額単価等を算定して、これにより託児サービス経費の額を算定したところ、前記の42契約については、積上額に基づいて算定した月額単価が5,846円から66,000円までなどとなっていたのに対して、一般利用単価を用いて算定した月額単価は3,600円から66,000円までなどとなっていて、一般利用単価を用いて算定した月額単価を最大で54,148円上回っていた。

したがって、一般利用単価を用いて算定した月額単価等により託児サービス経費を算定するなどして適正な委託費の額を算定すると計134億6505万円となり、前記委託費の支払額134億8593万円との差額2087万円が過大に支払われていた。

(注) 14道県　北海道、岩手、秋田、山形、福島、新潟、兵庫、鳥取、山口、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島各県

＜事例＞

厚生労働本省は、30年度に、岩手県との間で離職者事業の実施に関する委託契約(委託契約で定める委託費の限度額7414万円)を締結していた。そして、同県は、委託契約に基づき離職者事業を実施して、このうち託児サービス経費の算定に当たり、要領の改正内容を十分に確認しておらず、29年度以前と同様に、公的統計から得られる賃金額や託児サービス提供場所の平均的な利用料金を用いるなどして積上額を算定して、その額が上限単価66,000円と同額であるとして、66,000円を月額単価としていた。その結果、同年度における託児サービス経費は計96万円であったとするなどの委託費精算報告書を同本省に提出していた。そして、同本省は、委託費精算報告書等を審査して委託費の額を確定し、委託費計5129万円を支払っていた。

しかし、本件委託契約は30年4月に締結されたものであり、改正後の要領が適用されることから、託児サービス経費の月額単価については、積上額ではなく、一般利用単価を用いて算定する必要がある。このため、改正後の要領に基づいて、一般利用単価を用いて月額単価を改めて算定したところ、その額は36,852円から49,000円までとなっていた。したがって、これらの月額単価により託児サービス経費を算定するなどして適正な委託費の額を算定すると計5093万円となり、上記の委託費との差額36万円が過大に支払われていた。

このように、同本省が離職者事業を委託している14道県において、託児サービス経費の算定に当たり、要領で定められた一般利用単価を用いて月額単価等を算定しておらず、委託費が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、14道県に対して過大に支払われていた委託費の返還を求めるとともに、令和3年9月に都道府県等に通知を発して、平成30年3月に要領を改正して託児サービス経費の月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底するなどの処置を講じた。

－農林水産省－

公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、大口・多頻度割引制度等を利用することにより、高速道路利用料の支払額の節減を図るよう改善させたもの

大口・多頻度割引制度を利用することにより節減できた支払額(1)(支出)　４７３万円

ETCマイレージサービスを利用することにより節減できた支払額(2)(支出)　２５４万円

(1)及び(2)の計(支出)　７２８万円

1　高速道路利用料の割引制度の概要等

農林水産省は、農林水産本省、植物防疫所、動物検疫所、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、漁業調整事務所等(これらを「各機関」)を設置しているが、各機関では、所轄区域が県境を越えるなど広範囲であり、職員等が公用車を使用して業務連絡、調査等により用務先に赴く際に、高速自動車国道等(注1)を利用するなどしている。そして、同省の各機関は、ETCカードを取得し、ETC車載器が取り付けられている公用車により高速自動車国道等を利用しており、毎月、高速自動車国道等の利用料金(以下「高速道路利用料」)を支払っている。

高速自動車国道等の利用に当たっては、各種の割引制度があるが、そのうち広く適用できる主な割引制度としては、高速自動車国道等の大口・多頻度利用者を対象とした割引制度(取扱手数料617円(年額。令和元年10月1日以降は629円)。以下「大口・多頻度割引制度」)及びマイレージ登録(登録料無料)をすると、1か月の高速道路利用料に応じたポイントが加算され、貯まったポイントを還元額に交換できるサービス(以下「ETCマイレージサービス」)がある(割引率等については表1、表2参照)。

表1　大口・多頻度割引制度(車両単位割引)の割引率(東日本、中日本、西日本、首都、阪神各高速道路株式会社の例)

車両1台ごとの1か月の高速道路利用料	割　引　率	
	東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社	首都、阪神両高速道路株式会社
5,000円を超え10,000円までの部分	10%　(20%)	10%
10,000円を超え30,000円までの部分	20%　(30%)	15%
30,000円を超える部分	30%　(40%)	20%

(注)　(　)内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率である。

表2　ETCマイレージサービスのポイントの付き方及び交換単位等(東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社の例)

ポイントの付き方	ポイントの交換単位	還元率
高速道路利用料10円につき1ポイント	1,000ポイントにつき　500円分 3,000ポイントにつき2,500円分 5,000ポイントにつき5,000円分	4.76% 7.69% 9.09%

また、大口・多頻度割引制度とETCマイレージサービスは重複して受けることはできないこととなっている。

(注1)　高速自動車国道等　高速自動車国道、一般有料道路、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路及び公社道路

2　検査の結果

平成30、令和元両年度末において、同省全113機関が所有する公用車延べ9,713台のうち、ETC車載器が装着されている公用車延べ5,743台に係る高速道路利用料平成30年度2億3010万円、令和元年度2億1747万円、計4億4758万円について、広く適用できる大口・多頻度割引制度及びETCマイレージサービスの利用状況について確認したところ、次のように、大口・多頻度割引制度等を利用していなかった。

(1)　大口・多頻度割引制度を利用していなかった事態

上記延べ5,743台のうち、平成30年度の高速道路利用料がETCマイレージサービスを利用するより経済的となると思料される年額165,600円以上となっているなどの公用車(注2)について、大口・多

頻度割引制度の利用状況についてみたところ、農林水産本省等12機関(注3)が保有する延べ232台は大口・多頻度割引制度を利用していなかった。

(注2)　年額165,600円以上となっているなどの公用車　ETCマイレージサービスを実施していない首都及び阪神両高速道路株式会社の高速道路交通網内に所在する東京都、神奈川県、大阪府及び兵庫県内の事務所等が保有する公用車については、その高速道路利用料が、取扱手数料617円を支払っても、経済的となる計67,200円(月額平均5,600円に対する月割引額は60円であり、年割引額は720円となる。)を超える公用車

(注3)　農林水産本省等12機関　農林水産本省、横浜、名古屋、神戸各植物防疫所、関東農政局、北海道農政事務所、北海道、東北、関東、近畿中国、四国各森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所

(2) ETCマイレージサービスを利用していなかった事態

前記延べ5,743台のうち、大口・多頻度割引制度の適用を受けておらず、30年度の高速道路利用料が年額165,600円未満となっているなどの公用車について、ETCマイレージサービスの利用状況についてみたところ、名古屋植物防疫所等10機関(注4)が保有する延べ474台(注5)は、30、令和元両年度の高速道路利用料の合計が自動還元サービスによる高速道路利用料の還元が生ずる55,000円を超えているのに、上記の10機関はETCマイレージサービスを利用していなかった。

このように、多額の高速道路利用料を支払っている農林水産本省等16機関(注6)の公用車について、利用実態を踏まえて、大口・多頻度割引制度等の割引制度を利用しておらず、高速道路利用料の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

大口・多頻度割引制度を利用していなかった農林水産本省等12機関が保有する公用車延べ232台の平成30、令和元両年度に支払った高速道路利用料計5193万円について、平成30年度に大口・多頻度割引制度を利用し、令和元年度も引き続き大口・多頻度割引制度を利用したとして、高速道路利用料を前記表1の割引率を乗ずるなどして試算(注7)したところ、高速道路利用料は計4705万円となり、取扱手数料計14万円を考慮したとしても、計473万円節減できたと認められた。また、ETCマイレージサービスを利用していなかった名古屋植物防疫所等10機関が保有する公用車延べ474台の平成30、令和元両年度に支払った高速道路利用料計2804万円について、ETCマイレージポイントを算出し、それを還元したとして、高速道路利用料を前記表2の還元率を用いるなどして試算(注7)したところ、高速道路利用料は計2549万円となり、計254万円節減できたと認められた。

したがって、公用車による高速自動車国道等の利用に当たり、利用実態等を踏まえた大口・多頻度割引制度等を利用することとすれば、平成30、令和元両年度の公用車による高速道路利用料の支払額を合計728万円節減できたと認められた。

(注4)　名古屋植物防疫所等10機関　名古屋、神戸両植物防疫所、農林水産研修所、関東農政局、木曽川水系土地改良調査管理事務所、新濃尾農地防災事業所、森林技術総合研修所、北海道、東北、近畿中国各森林管理局

(注5)　474台　1枚のETCカードを複数台の公用車で利用している場合も、利用した公用車の台数を計上している。

(注6)　農林水産本省等16機関　農林水産本省、横浜、名古屋、神戸各植物防疫所、農林水産研修所、関東農政局、北海道農政事務所、木曽川水系土地改良調査管理事務所、新濃尾農地防災事業所、森林技術総合研修所、北海道、東北、関東、近畿中国、四国各森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所

(注7)　試算　所在地が東京都及び神奈川県である機関が保有する公用車は首都高速道路株式会社の有料道路を、所在地が大阪府及び兵庫県である機関が保有する公用車は阪神高速道路株式会社の有料道路を、所在地が上記以外の都道府県である機関が保有する公用車は東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社の有料道路を利用することとして試算した(首都及び阪神両高速道路株式会社においては、ETCマイレージサービスを実施していないため、両高速道路交通網内に所在する事務所等が保有する公用車は、ETCマイレージサービスのポイント算出の対象に含めていない。)。

3　農林水産省が講じた改善の処置

同本省は、3年9月、各機関に対して事務連絡を発出して、公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、より経済的な割引制度を利用して、経費削減を徹底するよう周知するなどの処置を講じた。

中山間地域等直接支払交付金事業について、所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とするに当たり、中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう適切に指定される仕組みを構築したり、共同取組活動に係る交付金は個人助成に使用できないことを要領等に明記して周知したりすることなどにより、交付金の交付対象や交付金の使用が適切なものとなるよう改善させたもの

指摘の背景となった所得超過者を対象として集落に交付された交付金交付額に対する国庫交付金相当額(支出)　１１億１３５２万円

共同取組活動に係る交付金が個人助成に使用されていた交付金交付額に対する国庫交付金相当額(支出)　１６億６５８１万円

1　事業の概要

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業の概要

農林水産省は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等に基づき、平成12年度から5年間ごとの事業期間で中山間地域等直接支払交付金事業を実施している。交付金事業は、中山間地域等直接支払交付金実施要領等に基づき、中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正し、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業者等に対して中山間地域等直接支払交付金を交付するものであり、交付金の負担割合は、原則として、国が1/2、都道府県及び市町村がそれぞれ1/4となっている。

(2) 集落協定に係る交付金の交付要件、交付額等

要領等によれば、農業者等に対する交付金の交付額は、集落協定(注1)に位置付けられている対象農用地の面積に所定の単価を乗じた金額の合計額とされている。交付金は、集落協定に参加する農業者等に直接交付されたり、共同取組活動(注2)に要する経費に充てられたりすることとされている。また、交付対象となる者は、集落協定に基づいて5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とされている(この農業者等の集団を「集落」)。そして、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者(以下「所得超過者」)については、交付金の交付対象から除くこととされている。ただし、当該所得超過者が集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者(以下「中核的リーダー」)であるなどの場合は、交付金の交付対象となることとされている。

上記交付要件の趣旨について、同省は、所得超過者は交付金の交付がなくても農業生産活動等の継続が可能と考えられるが、集落における農業生産活動等を継続する上で必要不可欠である場合は、集落協定で中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とすることとしたとしている。また、交付金事業発足時は所得超過者が多数発生する状況にはなかったことなどから、中核的リーダーの指定はおのずから集落協定に参加する農業者等の中で一定数にとどまるものと想定していて、中核的リーダーの指定人数や割合についての制限は設けていないとしている。

(注1)　集落協定　　農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであって、対象農用地の範囲、農業生産活動等として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を規定した取決め

(注2)　共同取組活動　　集落協定に参加する農業者等全員による合意の下に全員が参加して行う活動であり、集落協定で規定した農業生産活動等、多面的機能を増進する活動等

(3) 交付金の使途

要領等によれば、交付金の使途は、集落協定に参加する農業者等の合意により決定され、地域の状況に応じた活用が可能であるとされている。このうち、共同取組活動に充てる交付金については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するものに支出することとされている。

また、要領等に明記されていないが、「中山間地域等直接支払制度(平成27～31年度)Q&A」(以下「質疑応答集」)によれば、共同取組活動に充てる交付金については、集落の共同利益との関連性の薄い個人資産取得のために使用することなどは適切ではないとされている。

2　検査の結果

30、令和元両年度に10道県(注3)の256市町村に所在する4,436集落に対して交付された交付金交付額計346億2873万円(国庫交付金計168億8239万円)を対象として検査した。

(注3)　10道県　　北海道、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、愛媛、佐賀各県

(1) 所得超過者に係る中核的リーダーの指定状況等

所得超過者に係る中核的リーダーの指定状況等について検査したところ、所得超過者は、平成30、令和元両年度において、6道県の61市町村に所在する130集落の延べ2,218人となっていて、このうち99.8%に当たる6道県の60市町村に所在する129集落の延べ2,215人が中核的リーダーに指定されており、所得超過者延べ2,215人を対象として、計23億2055万円(国庫交付金相当額計11億1352万円)の交付金が集落に交付されていた。

さらに、129集落について、平成27年度から令和元年度までの事業期間における所得超過者に係る中核的リーダー等の人数の推移をみると、集落協定に参加する農業者等は平成27年度の9,931人から令和元年度の9,771人と減少しているのに、所得超過者が497人から1,111人に増加するにつれて中核的リーダーも1,237人(うち所得超過者497人)から1,862人(同1,110人)に増加していて、中核的リーダーの数が一定数にとどまるという同省の想定とはかい離している状況となっていた。

また、129集落が所在する60市町村において、中核的リーダーの役割をどのように確認していたかみたところ、126集落が所在する6道県の58市町村は、中核的リーダーそれぞれが担う役割を示す資料は徴しておらず、中核的リーダーに指定された所得超過者が中核的リーダーとしてどのような役割を担っているかの確認を行っていなかった。

(2) 共同取組活動に係る交付金の使用状況

共同取組活動に係る交付金の使用状況についてみると、5道県の60市町村に所在する127集落において、農業者等個人が使用する農業用機械等の個人資産の取得や種子等の農業生産資材の購入経費等への助成として交付金計35億6451万円(国庫交付金相当額計16億6581万円)が使用されていた。しかし、これらの助成は、個人資産の取得への助成や共同作業を伴わず通常の営農活動として農業者等が個々に負担すべき経費への助成(これらの助成を「個人助成」)であり、質疑応答集において適切でないとされている集落の共同利益との関連性の薄い個人資産取得のために使用されたものなどとなっていた。

このように、原則として所得超過者については交付金の交付対象から除くこととされている制度の下、ほとんどの市町村において中核的リーダーの役割の確認が行われないままほとんどの所得超過者が中核的リーダーに指定されていてこれらを対象として交付金が集落に交付されていた事態、及び共同取組活動に係る交付金が個人助成に使用されていた事態は、交付金事業の趣旨に照らして適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　農林水産省が講じた改善の処置

同省は、3年4月に要領等を改正するとともに、同月に地方農政局等を通じるなどして、事業主体である市町村に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア　所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とするに当たっては、集落における農業生産活動等を継続する上で必要な中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう、中核的リーダーの担う役割を明確化したり、中核的リーダーの人数制限や割合を設定したり、市町村において集落協定の認定を行う際にこれらの要件を満たしているか確認することとしたりするなどして、中核的リーダーが適切に指定される仕組みを構築するとともに、市町村等において当該仕組みに基づいて中核的リーダーに指定された所得超過者の役割が果たされたことを確認するよう周知した。

イ　共同取組活動に係る交付金を個人助成に使用できないことを要領等に明記するとともに、市町村等に対して周知徹底を図った。

合板・製材生産性強化対策事業等における間伐材生産事業の実施に当たり、搬出材積の実績を把握するなどして事業の実態を反映した標準搬出材積により定額単価を設定するよう実施要領に明記することなどにより、定額単価が適切に設定されるよう改善させたもの

標準搬出材積に基づく定額単価を適用するなどして算出した国庫補助金等相当額と実際搬出材積に基づくなどして試算した定額単価を適用するなどして算出した国庫補助金等相当額との開差額(支出)　８億８１１２万円

1　合板・製材生産性強化対策事業等における間伐材生産事業の概要等

林野庁は、合板・製材生産性強化対策事業(以下「強化事業」)により間伐材の生産(以下「間伐材生産事業」)等を実施する事業主体を補助するために、平成27年度予算により公益社団法人国土緑化推進機構に対して国庫補助金を交付して基金を造成させるとともに、28年度予算により都道府県に対して交付金を交付(これらを「国庫補助金等」)している。都道府県は、28年度から30年度まで、機構が上記の国庫補助金により造成した基金を用いて交付する補助金及び上記の交付金により、自らが事業主体として間伐材生産事業を実施したり、間伐材生産事業を実施する森林組合等の事業主体に対して補助金を交付したりしている(事業主体が強化事業により実施する間伐材生産事業に対する補助金等を「強化補助金」)。

合板・製材生産性強化対策事業実施要領(以下「実施要領」)等によれば、強化補助金の額は、都道府県知事が定める間伐材生産事業を実施するための定額の単価(以下「定額単価」)に間伐面積を乗ずるなどして算出した経費(以下「定額経費」)と事業の実行に要した経費を比較して、いずれか低い金額とすることとされている。

実施要領等によれば、定額単価は、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率(1/2)を乗じて定めることなどとされている。そして、標準単価は、森林環境保全整備事業実施要領等に準じて、国が提示した選木、伐倒、造材及び集材の各作業工程により、間伐面積1ha当たりの伐採木の搬出材積(標準単価の算定に用いられる間伐面積1ha当たりの伐採木の搬出材積を「標準搬出材積」)に応じて算定することなどとなっている。ただし、定額単価の設定に当たっての標準搬出材積の具体的な算定方法は、実施要領等に示されていない。

また、同庁は、強化事業を合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等として引き続き実施しており、これらの事業においても、間伐材生産事業の概要は強化事業と同様となっている。

2　検査の結果

18道県(注1)の499事業主体が、28年度から30年度までの間(機構が基金を用いて交付した補助金によるものは28、29両年度、林野庁が交付した交付金によるものは29、30両年度)に強化事業により実施した間伐材生産事業1,441事業(間伐面積計29,511.8ha、事業費計121億1080万円、定額経費計109億5709万円、強化補助金交付額計100億8766万円(国庫補助金等相当額同額))を対象として、同庁及び18道県において検査した。

18道県における定額単価とその設定の際の標準搬出材積の算定方法についてみたところ、18道県のうち10道県(注2)は、近年の間伐における搬出材積の実績を把握する方法ではなく、各道県における森林状況に応じて、樹種、林齢、1ha当たりの平均成立本数、伐採率等の一定の諸条件による推計等から標準搬出材積を決定していた。そして、これら10道県のうち8道県は単一の標準搬出材積により定額単価を設定し、2県は搬出材積量によって区分した複数の標準搬出材積により定額単価を設定していて、10道県の標準搬出材積及び定額単価はそれぞれ10.0㎥/ha以上20.0㎥/ha未満から93.0㎥/haまで及び86,537円/haから397,000円/haまでとなっていた。

一方、上記10道県の344事業主体が実施した間伐材生産事業における10道県ごとの事業全体の実際の間伐面積1ha当たりの伐採木の平均搬出材積(以下「実際搬出材積」)についてみると、34.2㎥/haから95.9㎥/haまでとなっていて、3県は実際搬出材積が標準搬出材積を上回るなどしていたが、

7道県(注3)は実際搬出材積が標準搬出材積を下回っていた。このうち、下回っていた7道県における実際搬出材積と標準搬出材積の差についてみると、17.2㎥/haから41.7㎥/haまでとなっていた。

そこで、実際搬出材積に基づくなどして10道県の定額単価を試算すると198,000円/haから353,675円/haまでとなる。そして、10道県の344事業主体(このうち実際搬出材積が標準搬出材積を下回っていた7道県に係る事業主体は267事業主体)が実施した1,121事業(間伐面積計22,032.8ha、事業費計86億3716万円、定額経費計77億5723万円、強化補助金交付額計72億2287万円(国庫補助金等相当額同額))について、試算した上記の定額単価を適用するなどして定額経費を算出すると計64億8524万円となる。さらに、試算した上記の定額経費と事業の実行に要した経費をそれぞれ比較して強化補助金の額を算出すると、実際搬出材積が標準搬出材積を上回るなどしていた3県における強化補助金の額を考慮しても、計63億4174万円(国庫補助金等相当額同額)となり、上記の1,121事業に係る強化補助金交付額72億2287万円との間に8億8112万円(国庫補助金等相当額同額)の開差が生ずることになる。

このように、間伐材生産事業の実施に当たり、定額単価について、その設定の際の標準単価は標準搬出材積に応じて算定することなどとなっているのみで、標準搬出材積の具体的な算定方法が実施要領等に示されておらず、近年の間伐における搬出材積の実績を把握せずに標準搬出材積を決定していて、事業の実態を反映していない標準搬出材積により定額単価が設定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1)　18道県　北海道、岩手、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、富山、福井、長野、静岡、鳥取、島根、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本各県

(注2)　10道県　北海道、岩手、秋田、茨城、埼玉、富山、長野、静岡、佐賀、熊本各県

(注3)　7道県　北海道、岩手、秋田、富山、長野、佐賀、熊本各県

3　林野庁が講じた改善の処置

同庁は、令和3年1月に実施要領を改正するなどして、間伐材生産事業の実施に当たり、搬出材積の実績を把握できるよう所定の様式を改正し、また、事業の実態を反映した標準搬出材積により定額単価を設定することについて明記するとともに、同年2月に都道府県に対して通知を発して、過去2年度分の平均及び前年度の実際搬出材積がいずれも定額単価の設定の際の標準搬出材積を一定以上下回っている場合には定額単価を見直すなど適時適切に対応することについて周知徹底を図る処置を講じた。

競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、KPI等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、KPI等の達成状況の把握やKPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの

指摘の背景となったKPI等の達成状況が
適切に把握されていなかったなどの事業主体に対する交付額(1)(支出)　２１億９９９９万円
指摘の背景となった実績年の漁業所得の金額がKPI等を下回っていたにもかかわらず、
改善指導が適切に行われていなかった事業主体に対する交付額(2)(支出)　２２億５９７６万円
指摘の背景となった(1)及び(2)の純計(支出)　３３億０９７１万円

1　事業の概要

(1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業の概要

水産庁は、水産業の競争力強化を図ることなどを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために漁業経営安定対策事業費補助金を交付している。そして、機構は、生産の効率化や漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン」等に基づいて、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」)を実施する事業主体に対して、造成した基金を取り崩して競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等(以下「運用通知等」)によれば、機器等導入事業の事業主体は、競争力の強化に取り組む漁業を営む個人又は法人とされており、機構は、漁船用エンジンその他の漁業用機器等の導入に要する経費のうち当該機器等の本体価格の1/2以内の金額を助成することとされている。そして、助成の対象となる漁業用機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)(これらを「漁業所得」)を10%以上向上する目標の達成に資するものとされている。

(2) 実施計画の策定及びKPI等の達成状況等の報告

同庁は、事業主体が5年以内に漁業所得を10%向上することを評価の指標(指標となる漁業所得の金額を「KPI」)としている。

運用通知等によれば、事業主体は、機器事業実施計画を策定して機構の承認を受けることとされており、実施計画において、5年以内に漁業所得を10%以上向上する目標を定めることとされている。そして、機器等導入事業の開始前年等を基準年として、基準年の漁業所得の金額、事業開始年度から5年間の各年度(以下「実績年」)において目標とする漁業所得の金額(以下「年度目標」といい、KPI及び年度目標を合わせて「KPI等」)等を設定することとされている。

また、運用通知等によれば、事業主体は、機器等導入事業の実施後、KPI等の達成状況等について、毎年度、競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書を機構に提出し、年度目標を達成していない場合には、その理由を記載することとされている。一方、事業開始年度を含めて5年以内のいずれかの年度において、KPI等を達成した場合でも、事業開始年度を含めて5年間は、毎年度、実施状況報告書を提出してその達成状況等を報告することとされている。

(3) 機器等導入事業の実施に関する指導及び監督並びに改善指導

運用通知等によれば、水産庁長官は、機器等導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行うこととされている。

そして、機構は、実施状況報告書におけるKPI等の達成状況を確認するとともに、KPI等の達成状況に応じて、事業主体に対する改善指導を行うこととされている。また、広域水産業再生委員会(以下「広域再生委員会」)又は地域水産業再生委員会(以下「地域再生委員会」)は、機器等導入事業の実施に関して、事業主体に対する指導及び監督を行うこととされている。

2　検査の結果

1,041事業主体が平成28年度から30年度までに実施した機器等導入事業(事業費計88億2126万円、助成金計40億7577万円(国庫補助金額同額))を対象として検査した。

(1) KPI等の達成状況が適切に把握されていなかったなどの事態

基準年及び実績年の漁業所得の金額を確認したところ、1,041事業主体のうち577事業主体(事業費計47億6590万円、助成金計21億9999万円)について、次のアからウまでの事態が見受けられ、基準年又は実績年の漁業所得の金額が適切に算出されていないなどのため、機構においてKPI等の達成状況が適切に把握されていなかったり、適切に把握されているか確認できなかったりしていた。

ア　計算誤りなどにより、漁業所得の金額を誤って算出していたもの(256事業主体)

イ　実績年の漁業所得の金額の算出に当たり、収入又は支出に計上する項目が基準年と異なっていて、基準年と同一の方法により算出していなかったため、基準年と実績年の漁業所得の金額を比較することができないもの(229事業主体)

ウ　事業主体が所属している漁業協同組合の職員が根拠資料の提出を受けることなく事業主体からの聞き取りにより算出した漁業所得の金額が報告されるなどしていたため、漁業所得の金額が適切に算出されているか確認できないもの(212事業主体)

(2) 実績年の漁業所得の金額がKPI等を下回っていたにもかかわらず、改善指導が適切に行われていなかった事態

機構による事業主体に対する改善指導の実施状況についてみたところ、1,041事業主体のうち583事業主体(事業費計48億9662万円、助成金計22億5976万円)では、30年度までに提出された実施状況報告書において実績年の漁業所得の金額がKPI及び年度目標をいずれも下回っていた年度が生じていた。機構はこれらの583事業主体に対して、KPIの達成に向けた取組方針を示させるなどしておらず、改善指導が適切に行われていなかった。このことについて、機構は、事業主体に対する改善指導は、広域再生委員会等を通して行っているとしている。

しかし、改善指導の内容についてみると、実施状況報告書において実績年の漁業所得の金額が年度目標を下回っている場合に、事業主体にその理由及び現状を認識させるよう広域再生委員会等を通して指導していただけで、KPIの達成に向けた取組方針を示させるなどの具体的な改善指導は行われていなかった。また、同庁においても、機構等に対して指導等を行っていなかった。

このように、機器等導入事業の実施に当たり、漁業所得の金額が適切に算出されていないなどのためKPI等の達成状況が適切に把握されていなかったなどの事態及びKPIの達成に向けた事業主体に対する改善指導が適切に行われていなかった事態(重複分を除くと、854事業主体(事業費計71億6531万円、助成金計33億0971万円))は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　水産庁が講じた改善の処置

同庁は、KPI等の達成状況が適切に把握され、KPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう、令和3年3月に、機構等に対して事務連絡を発して、次のような処置を講じた。

ア　広域再生委員会及び地域再生委員会と連携・協力して、事業主体において過年度事業を含めた全ての機器等導入事業について、基準年及び実績年の漁業所得の金額が適切に算出されているか確認し、適切に算出されていない場合には適切な金額に修正して機構へ報告させるよう指導した。

イ　漁業所得の金額の算出に当たっては、基準年と実績年とで同一の根拠資料に基づき、同一の方法により適切に算出するとともに、その算出が適切であるかを確認することを事業主体、広域再生委員会及び地域再生委員会に対して指導するよう指導した。

ウ　広域再生委員会及び地域再生委員会と連携・協力して、KPI等を達成していない事業主体に対して、達成していない理由等に加え、KPIの達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させ、その内容についての指導や取組状況の確認を行うなどして、適切な改善指導を行うよう指導した。

－経済産業省－

海外SC拠出金等について、信託報酬の支払が生じない資金管理方法とすることにより海外SC事業に係る管理費を節減し、より多額の資金が事業費である補助金の交付に充てられるよう改善させたもの

信託報酬の支払に充てるための資金として区分され補助金の交付に充てることができていなかった拠出金等相当額(支出)　５億１２５４万円

1　海外SC事業の概要等

(1) 海外SC事業の概要

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンのぜい弱性が顕在化したことから、アジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強じん化し、我が国と東南アジア諸国連合(以下「アセアン」)との経済産業協力関係を強化することを目的として、日アセアン経済産業協力委員会(注1)事務局(以下「AMEICC事務局」)に対して、日アセアン経済産業協力拠出金(以下「海外SC拠出金」)を令和2年5月に235億円、3年3月に116億6637万円、計351億6637万円拠出している。そして、同省は、AMEICC事務局に対して、それぞれ9年度末及び10年度末を終期とする海外サプライチェーン多元化等に資する設備導入補助事業等(9年度末を終期とする事業を「1次事業」、10年度末を終期とする事業を「2次事業」、これらを「海外SC事業」)の執行を文書により要請している。

同省は、上記の文書において、AMEICC事務局に法人格がないことから、海外SC事業の実施に必要な予算を一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「AOTS」)に預けるとともに、AOTSの財務、会計等の規程に従って海外SC事業を実施することをAMEICC事務局に対して要請している。AOTSは、従来、AMEICC事務局の予算管理等のほか、同省がAMEICC事務局に対して拠出した拠出金を財源とする各種事業の実施に必要な事務等を行っている。また、AOTSの組織規程等によれば、AOTSのバンコク事務所は、AMEICC事務局として日アセアン経済産業協力委員会が実施する事業の企画、実施等を行い、バンコク事務所長はAMEICC事務局の代表を兼ねることとされている。

そして、AMEICC事務局は、2年4月及び3年1月に、AOTSに対して、代理として同省に海外SC拠出金の送金を申請すること、受領した海外SC拠出金を適正に区分管理することなどを文書により要請している。また、同省は、AOTSから提出された送金申請書に基づき、2年5月及び3年3月に、海外SC拠出金をAOTS名義の日本国内の銀行の普通預金口座に送金している。

AOTSは、AMEICC事務局からの上記の要請を受けて、海外SC拠出金を財源として複数年度にわたり実施される海外SC事業のために基金を造成するとともに、公募により受託者に選定した独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」)との間で、1次事業については2年5月に、2次事業については3年3月に、補助事業の審査、採択等の業務に係る委託契約を締結している。

(注1)　日アセアン経済産業協力委員会　　平成9年12月の日アセアン首脳会議の合意に基づき、10年11月に、日アセアン経済大臣会合(AEM-MITI)の下部組織として設立された国際事業体。設立以来、我が国がAMEICC事務局に対する唯一の拠出国となっており、日本の経済産業省が理事会と同様の役割を果たすこととされている。

(2) 海外SC拠出金等に係る資金管理

同省は、AMEICC事務局及びAOTSに対して、令和2年5月及び3年2月にそれぞれ1次事業の執行に係る文書及び2次事業の執行に係る文書(これらを「指示書」)を発出し、次のとおり、海外SC拠出金及び当該拠出金から生ずる利息(これらを「海外SC拠出金等」)の管理方法を指示している。

①　AOTSは、資金保全と堅確な資金管理を担保するために、信託銀行と信託契約を締結して資金管理を委託すること(以下「信託による資金管理」)

②　信託による資金管理に当たり、資金保全を優先し資金運用を行わないこと

③　信託銀行への信託報酬並びにジェトロ及びAOTSの関連経費については信託金(海外SC拠出金)

から賄うこと

AMEICC事務局は、指示書を受けて、複数の信託銀行の中から信託先とする信託銀行(以下「受託銀行」)を選定し、2年5月及び3年3月に、AOTSに対して、受託銀行と信託契約締結に向けて調整し信託による資金管理を開始するよう文書により依頼している。

そして、AOTSは、2年6月に1次事業分235億円、3年4月に2次事業分127億7785万円(注2)を信託金として、いずれもAOTSを委託者兼第一受益者、ジェトロを第二受益者、受託銀行を受託者とする特定金銭信託契約(1次事業分及び2次事業分の特定金銭信託契約を「両信託契約」、両信託契約により管理される信託金を「両信託金」)を締結している。受託銀行は、運用を行わないこととされていて、自行の銀行業務として開設した普通預金口座において両信託金を管理し、AOTS及びジェトロの双方から支払指図を受けた場合に補助金に係る支払を行うこととされている。

両信託金は、あらかじめその用途及び支払先に応じて、支払準備勘定、費用準備勘定(委託者兼第一受益者宛支払用)、費用準備勘定(第二受益者宛支払用)及び費用準備勘定(信託報酬支払用)に区分されており、海外SC拠出金等から、事業費である補助金及び海外SC事業の実施に必要な管理費を賄うこととされている。

支払準備勘定の両信託金は、海外SC事業の事業者への補助金に係る支払に充てるための資金とされ、費用準備勘定の両信託金は、AOTS、ジェトロ及び受託銀行に対する信託開始等から事業終了までの間に必要な費用の支払に充てるための資金とされている。そして、費用準備勘定(信託報酬支払用)の両信託金5億1254万円については、受託銀行に対する信託報酬の支払に充てるための資金として区分され、他の用途には使用できないこととなっている。また、両信託契約によれば、毎年度末の信託金残高に基づき信託報酬の支払上限額を再計算して、費用準備勘定(信託報酬支払用)に区分する必要のなくなった金額を、事業費である補助金の交付に充てるための支払準備勘定に移し替えることとされている。

(注2)　127億7785万円　　2次事業の信託当初における信託金は、3年3月に拠出された116億6637万円と、同省の指示により、1次事業の公募の採択等の結果から使用見込みがないとして1次事業の信託金から償還された11億1148万円を合わせた127億7785万円となっている。

(3) 国内SC事業の概要

同省は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンのぜい弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点等を確保するために、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業(以下「国内SC事業」)を2年度予算計5168億円により実施している。

そして、国内SC事業については、同省が公募により選定した一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「EPC」)に対して基金造成費補助金を交付し、当該補助金により基金を造成したEPCが、日本国内の信託銀行ではない金融機関に補助金全額を預け入れるとともに、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(以下「MHRT」)との間で、補助事業の審査、採択等の業務に係る委託契約を締結し実施している。また、MHRTが完了検査により補助金交付額を確定した場合には、EPCに対して支払依頼を行い、EPCが上記の金融機関に対して支払手続を執ることにより、金融機関から事業者に対して補助金に係る支払が行われることとなっている。

2　検査の結果

同省がAMEICC事務局に対して拠出した海外SC拠出金計351億6637万円を対象として検査した。

(1) 海外SC事業に係る補助事業の採択状況等

海外SC事業の交付規程等によれば、海外SC事業の事業費である補助金の交付に先立ち、ジェトロは、補助事業等の公募を行い、外部有識者等を委員とする第三者委員会を設置して、補助金交付申請書の内容が補助事業等の要件に合致しているかについて審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは採択決定を行うこととされている。

そして、ジェトロは、2年5月から3年4月までの間に計4回、日本に拠点及び法人格を有する大企業、中小企業等による、アセアン加盟国等に所在する事業実施法人に対するサプライチェーン強

じん化に資する設備投資を対象として、海外SC事業に係る補助事業等を公募していた。審査の結果、3年6月末現在で、半導体、自動車関連部品、感染症対策防護服・医療用ガウン等の製品・部素材の製造に係る設備投資等計87件、249億9416万円の補助事業等が採択決定されており、確定検査が完了した2事業者に対して、補助金計3億5308万円が支払われ、3年3月末に費用準備勘定(信託報酬支払用)から627万円が支払準備勘定に移し替えられていた。

また、海外SC事業の管理費としては、3年6月末までの間に、受託銀行に対する信託報酬として計2億0156万円、ジェトロに対する業務委託費として計1億0531万円、AOTSに対する人件費等として計633万円が支払われていた。

(2) 国内SC事業及び海外SC事業における資金管理方法

国内SC事業及び海外SC事業(これらを「両事業」)における資金管理方法についてみたところ、国内SC事業の補助金実施要領によれば、国内SC事業については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保され、かつ、高い運用益が得られる資金管理方法として「国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得」、「金融機関への預金(普通預金又は定期預金)」又は「元本に損失が生じた場合にこれを補塡する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権」によることが原則とされていて、海外SC事業のように、信託による資金管理に限定していなかった。その結果、上記のとおり、国内SC事業については、信託以外の方法で資金が管理されていて、海外SC事業における信託報酬のような金融機関に対する資金管理のための管理費の支払が生じていなかった。この点について、従来、基金事業による国内企業に対する設備投資支援事業を数多く実施してきた同省の国内SC事業の所管部局によると、信託による資金管理は、相対的に安全性が高いといえるが、平成28年2月の日本銀行のマイナス金利政策の導入による信託銀行の運用状況の変化に伴いマイナス金利負担額が顧客に転嫁されるなど、信託報酬が運用益を上回る可能性が高いため、マイナス金利政策が続く現状においては、必ずしも最適な資金管理方法ではないとしていた。

一方、海外SC事業については、前記のとおり、信託による資金管理により海外SC拠出金等を管理するとともに、運用損の発生を回避するために資金運用を行わないとしたことにより、1次事業の信託金に係る普通預金の利息(累計額12万円)を除き、運用益がほとんど得られないにもかかわらず、多額の信託報酬の支払が生ずる資金管理方法となっていた。この点について、同省の海外SC事業の所管部局によると、国内SC事業においては、信託による資金管理に限定しないことを承知していたが、海外SC事業においては、海外SC拠出金がAOTSの総資産額(令和元年度末現在において153億3815万円)を大幅に上回る多額の資金であることなどから、万が一、AOTSの倒産や金融機関の破綻等が生じた場合を想定して資金保全と堅確な資金管理を綿密に図る必要があり、信託金が受託銀行名義の財産になることでAOTSの倒産リスクから隔離されるなどの特質を備えた信託による資金管理が、唯一、これらのリスクに対応可能であるとして、信託による資金管理に限定するなどしたとしていた。

しかし、信託による資金管理に限定した上記理由のうち「資金保全の必要性」については、両事業において、いずれも預金者等の保護の確保等を目的とした銀行法、預金保険法等の適用を受ける日本国内の金融機関で資金が管理されるとともに、同省自らが基金の造成先である法人を選定できる状況にあることから、海外SC事業において、金融機関に対する資金管理のための管理費として多額の信託報酬の支払が生ずる信託による資金管理が、上記のリスクに対応可能な唯一の方法であったとは認められない。また、上記理由のうち「堅確な資金管理の必要性」については、両事業において、いずれも公募により選定されたジェトロ又はMHRTが補助事業の審査等の業務を実施し、その支払指図又は支払依頼に基づき日本国内の金融機関が事業者に対する補助金に係る支払を行っていて、資金管理に係る実施体制や手続には大きな違いがみられない状況となっていた。

さらに、海外SC事業において、信託開始から3年6月末までの間に実際に受託銀行が履行した主な業務内容を確認したところ、普通預金口座の開設、両信託金の管理、補助金及び費用の支払に係る送金等の経理処理となっていて、これらは金融機関であれば信託銀行でなくても履行可能な

業務内容となっていた。

このため、海外SC事業において、資金保全と堅確な資金管理を綿密に図ることを理由として、信託による資金管理に限定する必要性が乏しく、国内SC事業と同様に海外SC拠出金等を信託以外の資金管理方法とした場合であっても、資金の安全性を確保しつつ滞りなく事業を実施する上で特段の支障がないと認められた。

したがって、海外SC拠出金の拠出に当たり、信託報酬の支払が生じない資金管理方法とすることにより海外SC事業に係る管理費を節減することで、より多額の資金が事業費である補助金の交付に充てられることとなると認められた。

このように、同省において、国内SC事業について、マイナス金利政策が続く現状において信託による資金管理が必ずしも最適な方法ではないとして、信託以外の資金管理方法を採っている一方で、海外SC事業について、信託以外の資金管理方法とした場合でも資金の安全性の確保等に特段の支障がないにもかかわらず、海外SC拠出金等を信託による資金管理に限定するなどしており、その結果、両信託契約における費用準備勘定(信託報酬支払用)の両信託金5億1254万円(拠出金等相当額同額)が受託銀行に対する信託報酬の支払に充てるための資金としてあらかじめ区分されていて、海外SC事業の事業費である補助金の交付に充てることができていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　経済産業省が講じた改善の処置

同省は、現状における海外SC拠出金等の最適な資金管理方法について検討した結果、同省がAOTSの財務状況を含む資金管理の状況確認を適切に行うこととした上で、預金保険制度上、決済用預金として預金全額が保護される銀行の無利息の普通預金口座で資金を管理することとした。そして、同省は、3年6月に、海外SC拠出金等について、AMEICC事務局及びAOTSに対して、同年7月末までに両信託契約を終了するための諸手続を速やかに行うとともに、両信託金の残高をAOTSが開設する新たな預金先の口座に移管するために必要な手続を進めるよう指示する文書を発出するなどの処置を講じた。これを受けて、AOTSは、同年7月に、上記の指示に従った手続を行い、より多額の資金が海外SC事業の事業費である補助金の交付に充てられるよう、海外SC拠出金等に係る資金管理方法を変更した。

－国土交通省－

河川管理施設に設置された機械設備の維持管理に当たり、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で機械維持管理計画の策定又は見直しを行ったり、機器等の取替え・更新の実施を健全度の評価等に基づいて判断したりすることで予防保全型維持管理を適切に実施するとともに、機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について速やかに緊急保全を行うことにより、機械設備の信頼性を確保しつつ、更新等に係る費用の縮減及び平準化が図られるなどするよう改善させたもの

指摘の背景となった機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていないなどしていた河川管理施設を対象とした年点検等に係る契約額(直轄事業223施設)(1)(支出)　２４億９１９９万円

同交付金事業分に係る交付金交付額(交付金事業33施設)(1)(支出)　１億５７１８万円

機器等の取替え・更新が必要以上に早期に実施されていた河川管理施設に係る機器等の取替え・更新の直接工事費(直轄事業5施設)(2)(支出)　３７１１万円

同交付金事業分に係る交付金相当額(交付金事業8施設)(2)(支出)　１億０６２３万円

指摘の背景となった年点検の点検結果を踏まえた緊急保全がマニュアルに基づいて速やかに実施されていなかった河川管理施設を対象とした年点検に係る契約額(直轄事業2施設)(3)(支出)　１億６７６２万円

同交付金事業分に係る交付金交付額(交付金事業10施設)(3)(支出)　４４９６万円

指摘の背景となった(1)及び(3)の純計(直轄事業224施設)(支出)　２４億９１９９万円

指摘の背景となった(1)及び(3)の純計(交付金事業34施設)(支出)　１億６１６０万円

1　河川管理施設に設置された機械設備の維持管理の概要

国土交通省は、河川法等に基づき、河川管理施設の維持管理を行ったり、都道府県等が実施する維持管理に対して防災･安全交付金等を交付したりしており、河川管理施設に設置された機械設備の維持管理については、予防保全の手法を具体化するなどした「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)」及び「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)」(これらを「マニュアル」)に基づいて行うことを基本としている。

(1)　点検から機械維持管理計画の策定等までの手順等

マニュアルによれば、河川管理者は、点検、健全度の評価等を実施し、機器等(部品を含む。)の整備、更新等の優先順位を決定した上で、河川管理施設ごとに機械設備に係る維持管理計画(以下「機械維持管理計画」)を策定することとされている。

機器等の点検の結果(以下「点検結果」)は、「×」、「△」、「○」に区分して示すこととされ、「△」とされた機器等については、更に物理的劣化等の状態を明らかにするための健全度の評価を実施し、その結果に、機器等の特性の評価等による重み付けを行うなどして、整備、更新等の優先度についての技術的な評価を行い、整備、更新等の優先順位を決定することとされている。

そして、河川管理者は、河川管理施設ごとに、整備、更新等に係る優先順位等を取りまとめた評価表や費用等を取りまとめた中長期保全計画等で構成される機械維持管理計画を策定し、その策定後においても、点検や整備、更新等を実施した結果等によりその見直しを継続的に行うこととされている。

(2)　機器等の取替え・更新に係る標準年数の設定

予防保全による計画的かつ効率的な維持管理の検討に不可欠な機器等ごとの取替え・更新の目安となるべき標準年数には、平均の取替え・更新の標準年数(以下「平均年数」)と信頼性による取替え・更新の標準年数(以下「信頼年数」)とがある。平均年数は、予防保全の指標となる使用年数であり、機械維持管理計画において機器等の取替え・更新を計画するに当たって用いる年数とされている。一方、信頼年数は、これを経過した場合、一層注意して機器等の健全度を見極める必

要がある使用年数とされている。そして、実際の機器等の取替え・更新に当たっては、健全度の評価等に基づいて実施の要否を判断することとなっている。

(3) 機械設備を構成する致命的機器等に係る緊急保全

機械設備を構成する機器等のうち、故障が発生した場合、すなわち機能に支障が生じた場合に当該機械設備の機能を確保できなくなる機器等(以下「致命的機器等」)が故障した場合には緊急に復旧するための処置(以下「緊急保全」)を実施することとされている。

2 検査の結果

5地方整備局(注1)管内の8河川事務所等(注2)及び14府県等(注3)において、これらの計22事業主体が管理していて、平成29年度から令和元年度までの間に機械設備の年点検、機器等の取替え・更新の工事等を行った499河川管理施設(直轄事業395施設、これに係る契約107件(機械維持管理計画の策定等を含む契約額80億1669万円)、交付金事業104施設、同239件(同86億7097万円(交付金交付額36億7607万円)))を対象に検査した。

(注1) 5地方整備局　中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 8河川事務所等　木曽川上流、淀川、出雲、那賀川各河川事務所、沼津、福知山、宮崎、延岡各河川国道事務所

(注3) 14府県等　大阪府、茨城、神奈川、静岡、愛知、高知、福岡、熊本各県、静岡、名古屋、京都、大阪、北九州、福岡各市

(1) 機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていないなどしていたり、機器等の取替え・更新の実施の判断が適切でなかったりしていた事態

ア 健全度の評価等が実施されず機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていないなどしていた事態

元年度末における機械維持管理計画の策定等の状況を確認したところ、12事業主体(注4)が管理する256河川管理施設(直轄事業223施設、年点検等に係る契約額計24億9199万円、交付金事業33施設、同計3億3683万円(交付金交付額計1億5718万円))において、健全度の評価等が実施されず、機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていないなどしていたため、維持管理に係るトータルコストの縮減等が適切に図られない可能性があると認められた。

(注4) 12事業主体　木曽川上流、淀川、那賀川各河川事務所、沼津、福知山、宮崎、延岡各河川国道事務所、茨城、高知、福岡、熊本各県、福岡市

イ 機器等の取替え・更新が必要以上に早期に実施されていた事態

機器等の取替え・更新を実施した河川管理施設について、機械維持管理計画における取替え・更新に係る計画の内容等を確認したところ、6事業主体(注5)が管理する13河川管理施設(直轄事業5施設、交付金事業8施設)に設置された31機器等において、標準年数に誤って信頼年数を用いるなどしており、信頼年数を経過したことなどをもって取替え・更新の実施を判断していた。

しかし、上記の31機器等は、年点検の点検結果が「○」と判定されるなど健全度が高く、取替え・更新が必要となる特段の事情もなかったことから、機器等の取替え・更新が必要以上に早期に実施されている状況となっていた(これらの取替え・更新工事に係る直接工事費計2億4958万円(直轄事業4件、直接工事費計3711万円、交付金事業9件、同計2億1246万円(交付金相当額計1億0623万円)))。このため、これらの機器等の取替え・更新等については、維持管理、更新等に係る費用の縮減及び平準化に寄与していないものとなっていると認められた。

(注5) 6事業主体　木曽川上流河川事務所、宮崎河川国道事務所、神奈川、愛知、熊本各県、福岡市

(2) 年点検の点検結果を踏まえた緊急保全がマニュアルに基づいて速やかに実施されていなかった事態

元年度の年点検の点検結果において「×」と判定されるなど機能に支障が生じていた致命的機器等のうち、6事業主体(注6)が管理する12河川管理施設に設置された37機器等については、1年以上にわたり緊急保全が実施されていなかった(直轄事業2施設、年点検に係る契約額計1億6762万円、交付金事業10施設、同計1億1494万円(交付金交付額計4496万円))。これらの中には、4年以上にわたり

緊急保全が実施されていないものが14機器等あった。

機能に支障が生じている致命的機器等を放置していると、非常時に機械設備の機能を確保できなくなるなどのおそれがあることから、点検結果で機能に支障が生じていると判定された段階で緊急保全を実施する必要があったと認められた。なお、上記の37機器等については、既に対策工事を実施するなど機能の回復を図るための措置が講じられている。

(注6)　6事業主体　　宮崎河川国道事務所、茨城、静岡、高知、熊本各県、福岡市

(1)ア及び(2)の両方の事態に該当する重複を控除すると、合計で258河川管理施設、事業費計28億5925万円(直轄事業224施設、事業費計24億9199万円、交付金事業34施設、同計3億6725万円(交付金交付額計1億6160万円))となる。

このように、事業主体において、機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていないなどしていたり、機器等の取替え・更新の実施の判断が適切でなかったりしていた事態及び年点検の点検結果を踏まえた緊急保全がマニュアルに基づいて速やかに実施されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　国土交通省が講じた改善の処置

同省は、3年5月に事業主体に対して事務連絡を発して、次のことを周知する処置を講じた。

ア　マニュアルに基づき、年点検の点検結果に基づいて健全度の評価等を毎年度実施するなどして機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で、機械維持管理計画を策定したり、継続的に見直したりすること

イ　機械維持管理計画における取替え・更新計画の標準年数には平均年数を用いるなどし、機器等の取替え・更新に当たっては、健全度の評価等に基づいて実施を判断すること

ウ　年点検等により機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について、マニュアルに基づいて速やかに緊急保全を行うこと

－防衛省－

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの

低減できた諸経費の積算額(支出)　７３０万円

指摘の背景となった増加費用について金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していた積算額(支出)　２８億３４３７万円

1　契約締結後に一時中止を行った建設工事の概要

(1) 防衛施設建設工事に係る積算基準等の概要

防衛省は、自衛隊等の使用に供する施設を新たに取得するなどのための建設工事を毎年多数実施しているが、一部の建設工事において、関係機関との協議が整わないなどのために契約締結後に一時中止しているものが見受けられている。そして、建設工事のうち建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(これらを「建築等工事」)の積算については、国土交通省が制定した「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」(これらを「統一基準」)等を適用している。土木工事の積算については、防衛省が独自に「土木工事積算基準」及び「土木工事積算価格算定要領」(これらを「土木工事積算基準等」)等を定めて、適用している。

(2) 工事費の構成及び共通費の積算の概要

統一基準及び土木工事積算基準等によると、工事費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費(これらを「工事原価」)、一般管理費等及び消費税等相当額から構成されている(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を「共通費」)。共通仮設費の額は直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして算定され、現場管理費の額は直接工事費と共通仮設費を合算した額に現場管理費率(共通仮設費率及び現場管理費率を「共通仮設費率等」)を乗ずるなどして算定されている。また、共通仮設費率等は、土木工事積算基準等によれば工期の長さによる率の変動はなく、統一基準によれば工期が長くなるとそれに合わせて率が漸増することとされている。そして、同省が発出している「公共建築工事積算基準等の運用について(通知)」(以下「運用通知」)によれば、共通仮設費率等の算定に用いる工期には、工事の一時中止により工期延伸する期間を含まないこととされている。

(3) 一時中止に伴う増加費用の積算の概要

同省は、「建設工事請負契約書」を定めており、建設工事の請負契約においてひな形として用いている。これによれば、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められるなどのときは、発注者は、工事を一時中止させなければならず、その場合、必要があると認められるときは請負代金額等を変更し、労働者、建設機械器具等を保持するために費用その他の工事の一時中止に伴う増加費用(増加費用と共通費を「諸経費」)を必要としたときなどは必要な費用を負担しなければならないこととされている。

同省が定める「建設工事の一時中止に係る増加費用について(通知)」及び「建設工事の一時中止に係る事務処理要領」(これらを「要領等」)によれば、発注者は、受注者に対して、一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する計画書(以下「現場管理計画書」)の提出を求め、増加費用が生じて請負代金額を変更する可能性があるときは、現場管理計画書に当該増加費用の概算金額の記載を指示し、増加費用の根拠となる見積書の提出を求めることとされている。その後、工事再開後に実際に要した増加費用について発注者と受注者の間で協議し、この際に、受注者は支出した明細書を添付することとなっている。

発注者は、増加費用が生じたことにより請負代金額を変更する必要があると認めるときは、変更契約を締結することとなっており、変更契約の予定価格に係る工事費の積算に当たっては、当

該増加費用は工事原価に原契約の費用とは区分して計上することとなっている。

2　検査の結果

一時中止に伴う変更契約の予定価格に係る工事費の積算について、10防衛局等が平成24年度以降に発注して一時中止を行った建築等工事及び土木工事のうち、28年度から令和2年度までの間に完了した工事247件(諸経費の積算額計511億8879万円)を対象として、同省内部部局、10防衛局等において検査したところ、増加費用等の諸経費の積算について次のような事態が見受けられた。

(1) 建築等工事において一時中止により工期延伸する期間を含めた工期により共通仮設費率等を算定して諸経費を積算していた事態

前記のとおり、運用通知によれば、工事の一時中止により工期延伸する期間については、共通仮設費率等の算定に用いる工期には含まないこととされている。しかし3防衛局等(注1)が発注した7件(諸経費の積算額計4億8451万円)の建築等工事については、変更契約時の予定価格に係る工事費の積算において、一時中止により工期延伸する期間を含めて共通仮設費率等を過大に算定して諸経費を積算していた。そこで、上記7件の工事について、一時中止により工期延伸する期間を含まない工期により共通仮設費率等を算定することとして諸経費を修正計算すると、4億7715万円となり、上記の4億8451万円から諸経費の積算額を約730万円低減できたと認められた。

(注1)　3防衛局等　北関東、九州両防衛局、熊本防衛支局

(2) 増加費用の積算に当たり実際の支払金額が確認できる明細書の提出を受けていなかったことなどから、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していた事態

前記のとおり、要領等によれば、発注者は、受注者に対して増加費用の根拠となる見積書の提出を求め、受注者は、支出した明細書を添付することとされている。この明細書を添付する目的について同省に確認したところ、発注者が増加費用に係る金額の妥当性について確認を行うためのものであり、実際の支払金額が確認できるものである必要があるとしていた。

しかし、受注者が添付する明細書が実際の支払金額が確認できるものであることについて要領等に明確に示されていなかったことなどから、5防衛局(注2)が発注した43件の工事(建築等工事19件、土木工事24件)において、見積書やその細部の内訳書等が明細書に該当するものとして、これによる確認で十分であると判断していたものが見受けられた。このため、上記43件の工事に係る28億3437万円の増加費用については、実際の支払金額が確認できる請求書等の資料の提出を受けていないなどしており、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していた。

(注2)　5防衛局　北関東、南関東、近畿中部、中国四国、沖縄各防衛局

このように、契約締結後に一時中止を行った建設工事について、建築等工事の諸経費の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間を含めた工期により共通仮設費率等を過大に算定して積算していたり、建築等工事及び土木工事の増加費用の積算に当たり、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　防衛省が講じた改善の処置

同省内部部局は、3年8月に要領等を改正するとともに、地方防衛局等に対して通知を発するなどして、同年10月以降に入札公告を行う建築等工事及び土木工事において、一時中止に伴う増加費用等について適切に積算を行うよう、次のような処置を講じた。

ア　地方防衛局等に対して、建築等工事における変更契約時の予定価格に係る諸経費の積算の際に、工事の一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期には含まないことについて周知徹底を図るとともに、チェックシートの項目に共通仮設費率等の適切な算定方法を加えることにより積算に対する確認を十分に行うように周知した。

イ　地方防衛局等に対して、建築等工事及び土木工事における変更契約時の予定価格に係る増加費用の積算の際に、受注者が添付することとなっている明細書の内容について具体的かつ詳細に示すとともに、実際の支払金額が確認できる明細書により増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認することについて周知徹底を図った。

海外での訓練に使用するソノブイの受領検査について、仕様書を変更して、ソノブイを投下して作動を確認する方法から製造会社が発行した品質の証明書によりソノブイ全数の品質を確認する方法に見直すことなどにより、ソノブイの調達額の節減を図るよう改善させたもの

ソノブイの売買契約に係る支払額のうち
品質確認の方法を見直してテストサンプルの調達を取りやめた場合に
節減できた支払額相当額(支出)　１１９７万円

1　海外での訓練に使用するソノブイの受領検査等の概要

(1) ソノブイの売買契約等の概要

海上自衛隊(以下「海自」)は、環太平洋合同演習等の海外での訓練に航空部隊を派遣して(派遣された航空部隊を「派遣部隊」)、ソノブイを海自のP-3C哨戒機から海面に投下するなどして米海軍等と対潜水艦戦訓練を実施している。ソノブイは、海面に投下された後、海中につり下げられる受波器等により潜水艦の発する音の聴取等を行った後、一定時間経過後に自沈機構が働いて海中に沈下するものである。

海上幕僚監部(以下「海幕」)は、海外での訓練に用いるソノブイについて米国の製造会社が製造するものを調達することとして、調達に必要な仕様書を定めており、海自の調達要求に基づき、防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」)が支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」)として商社を通じて調達を行っている。そして、装備庁は、一般競争入札後の随意契約により、25年度から28年度までは双日エアロスペース株式会社との間で5件、29年度は株式会社海外物産との間で1件のソノブイの輸入調達に係るソノブイ(派米訓練用・P-3C用)売買契約計6件(調達数量計7,063本。以下「売買契約6件」)を締結し、代金として計11億4555万円を支払っている。売買契約6件により調達されたソノブイは、米国等の訓練実施場所に納入され、26年度から令和元年度までの間に行われた訓練において、派遣部隊が対潜水艦戦訓練に全数を使用している。

(2) 売買契約6件の受領検査における品質確認の方法

「会計法」及び「予算決算及び会計令」によれば、物件の買入れなどの契約を締結した場合には、契約担当官及び支担官は、自ら又は補助者に命じて、給付の完了を確認するため仕様書等に基づき必要な検査を行い、検査を完了した場合においては、原則として、所定の検査調書を作成しなければならないこととされ、当該検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないこととされている。

そして、売買契約6件における給付の完了を確認する検査は、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令等に基づき、受領検査において品質及び数量の確認を行うこととなっている。仕様書等によれば、品質確認のための検査項目として、打痕、傷等のないことを確認する外観検査、ソノブイを海自の航空機から投下して作動を確認する検査(以下「作動検査」といい、作動検査のために必要となるソノブイを「テストサンプル」)を海自自らが実施することなどとされており、前記7,063本のソノブイのうち61本をテストサンプルとして調達している。

一方、装備庁は、「品質の確認を含む輸入品(一般)受領検査実施要領」を定め、輸入品売買契約により調達される物品等について、製造会社の発行した品質の証明書を審査するなどの品質確認の方法を示している。

2　検査の結果

売買契約6件を対象に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

売買契約6件により調達されたテストサンプル61本を含むソノブイ7,063本は、米国等の訓練実施場所に納入されており、P-3C哨戒機の整備等を行う派遣部隊の隊員が受領検査を担当していた。

売買契約6件における受領検査は、検査調書によると、派遣部隊が米国等の訓練実施場所に到着してから対潜水艦戦訓練の開始前までに行うという制約がある中で、同訓練の2日前から10日前までの

間に実施されていて、仮に受領検査において作動検査を実施して不合格と判定されたとしても、対潜水艦戦訓練の開始前までに製造会社による確認や良品との交換を行うことは困難であると見込まれた。すなわち、作動検査は、対潜水艦戦訓練開始前までの限られた期間中に行う品質確認の方法には適さないと認められた。

そこで、作動検査に代えて、要領に定められた製造会社の発行した品質の証明書を審査するなどの品質確認の方法によることができないか確認したところ、製造会社は、納品するソノブイ全数について通信機能等の作動を確認する社内検査を実施していた。このように、要領に定められた品質確認の方法により当該社内検査に合格していることを確認するなどすれば、対潜水艦戦訓練開始前の限られた期間中に行うという制約がある中であっても効率的で必要な水準を満たした品質確認ができると認められた。

したがって、ソノブイの受領検査における品質確認の方法について、海幕及び装備庁において、仕様書を変更して、作動検査に代えて、製造会社から納品するソノブイ全数について通信機能等の作動を確認する検査を実施して合格している旨を記載した品質の証明書を提出させて、これを審査するなどの方法に見直すことにより、テストサンプルを調達する必要はなくなり、売買契約6件により調達したテストサンプル61本に係る支払額相当額1197万円の節減が可能となると認められた。

このように、ソノブイの受領検査における品質確認が、対潜水艦戦訓練開始前の限られた期間中に実施するのに適さない方法となっていたなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　海幕及び装備庁が講じた改善の処置

海幕及び装備庁は、ソノブイの受領検査について、3年8月に仕様書を変更するなどして、品質確認は製造会社から納品するソノブイ全数について通信機能等の作動を確認する社内検査を実施して合格していることを記載した品質の証明書を提出させて審査するなどの方法によることとして、テストサンプルの調達を取りやめてソノブイの調達額の節減を図るなどの処置を講じた。

特別借受宿舎の買取りについて、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮した上で買い取る特別借受宿舎を選定することを周知することにより、将来の支払利息額をより節減できる適切なものとするよう改善させたもの

特別借受宿舎の買取りにより防衛省が節減したとしていた将来の支払利息額と買取対象とする特別借受宿舎を見直すことにより節減できた将来の支払利息額との差額(支出)　５億１７７５万円

1　特別借受宿舎に係る買取りなどの概要

(1) 特別借受宿舎の概要

防衛省は、「防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令」及び「特別借受宿舎の取扱いについて(通達)」(以下「取扱要領」)等に基づいて、国設宿舎の建設のみでは宿舎の不足状態を解消できない状況を緩和するために、国家公務員共済組合連合会の資金をもって建設された住宅を借り受け、国家公務員宿舎法の定める宿舎として運営している(当該借り受けた宿舎を「特別借受宿舎」)。そして、防衛省が借り受けるために連合会が建設した特別借受宿舎の件数は、この制度が開始された昭和39年度から、最後に建設があった平成14年度までに計714件(計24,042戸)となっている。

(2) 特別借受宿舎の賃借料及び買取りの概要

取扱要領によれば、特別借受宿舎の賃借料は、連合会が特別借受宿舎の建設に要した額(以下「元本」)を原則として年利6.5%(固定金利)、期間60年で半年賦元利均等償還するものとして計算した金額等を基準とすることとされている。また、連合会との間で締結する貸借契約を更新することができる期間(原則として60年。以下「契約更新可能期間」)が満了したときは連合会が特別借受宿舎を同省に寄付することとされている。そして、10防衛局等(注1)は、毎年度、連合会との間で、貸借契約を締結して上記の計算方法による賃借料を支払っており、令和元、2両年度における賃借料は計125億5510万円(元年度65億2262万円、2年度60億3247万円)となっている。また、取扱要領によれば、同省は契約更新可能期間の満了前であっても、連合会と協議して特別借受宿舎の全部又は一部を買い取ることができることとされている。

そして、同省では、平成9年度から毎年度、賃借料の負担総額の軽減を図るために、契約更新可能期間の満了前に特別借受宿舎を選定して買い取ることで、買取時点から契約更新可能期間の満了までに支払うこととなっている賃借料のうち利息相当額(以下「将来の支払利息額」)を節減することにしており、買取価格については、関係書類が保存されている25年度から令和2年度までの各年度において、買取対象とする特別借受宿舎の元本の未償還残高(以下「未償還残高」)と同額となっている。

(注1)　10防衛局等　北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州各防衛局、帯広、東海、熊本各防衛支局

(3) 特別借受宿舎の買取実績

前記のとおり昭和39年度から平成14年度までに建設された特別借受宿舎の件数は714件(24,042戸)となっていて、このうち25年度から令和2年度までに同省が買い取った件数は計187件(計5,435戸)、買取価格は計427億9518万円となっている。そして、元年度当初に存在する特別借受宿舎の件数は364件(11,874戸)となっていて、このうち同年度中に26件(745戸)を未償還残高と同額の計65億1148万円で買い取っている。また、2年度当初に存在する特別借受宿舎の件数は338件(11,129戸)となっていて、このうち同年度中に18件(497戸)を未償還残高と同額の計66億7604万円で買い取っている。

(4) 行政事業レビューの評価結果への対応

同省は、平成26年6月に「行政事業レビューの実施等について」に基づき実施された行政事業レビューの公開プロセスにおいて賃借料の負担総額の軽減に努めるよう意見を受けている。そして、

同省は、この評価結果も踏まえて、特別借受宿舎の買取りの促進を図ることにより賃借料の負担総額の軽減に努めることとしている。

(5) 特別借受宿舎の買取案の作成等

陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」)及び防衛装備庁は、それぞれ自らが使用している特別借受宿舎のうち翌年度に買い取る特別借受宿舎を建設年度等を基に選定して買取案を作成し、防衛省内部部局の宿舎の事務を担当する部署はその内容が適切なものとなっているかについての確認を行っている。

2 検査の結果

特別借受宿舎の買取りについて、令和元年度当初に存在していた特別借受宿舎364件(11,874戸)及び2年度当初に存在していた特別借受宿舎338件(11,129戸)、同省が元年度に買い取った特別借受宿舎26件(745戸、買取価格65億1148万円)及び2年度に買い取った特別借受宿舎18件(497戸、買取価格66億7604万円)を対象として、内部部局等において会計実地検査を行った。

同省は、各自衛隊等が作成した買取案を基に、元、2両年度に特別借受宿舎計44件(計1,242戸)を買い取っていた。そして、この買取りにより、買取りを行わなかった場合と比較して、将来の支払利息額計164億7425万円(注2)(元年度買取り分79億5391万円、2年度買取り分85億2033万円)を節減したとしていた。

しかし、同省が行ったこの44件の買取りについて、各特別借受宿舎の将来の支払利息額、実際の買取価格(計131億8753万円)等を考慮した上で、将来の支払利息額を十分節減できる適切なものとなっているかについて確認したところ、同省は、建設年度が新しい特別借受宿舎などから買い取ることとしており、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮したものとなっていなかった。そこで、本院において、将来の支払利息額の多寡を考慮して、実際の買取価格の範囲内で買い取る特別借受宿舎の組合せを見直した上で、将来の支払利息額の節減額を試算したところ、164億7425万円を上回る計169億9201万円(注2)(元年度83億9953万円、2年度85億9247万円)が節減できると認められた。

このように、同省において、特別借受宿舎の買取りに当たり、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮した買い取る特別借受宿舎の組合せを十分に検討していなかったことにより、買取りに伴う将来の支払利息額の節減が十分に図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

特別借受宿舎の買取りに当たり、将来の支払利息額の多寡を考慮して買い取る特別借受宿舎を選定すれば、同省が節減したとしていた将来の支払利息額より計5億1775万円(元年度4億4561万円、2年度7214万円)を節減できたと認められた。

(注2) 取扱要領に基づき計算した各特別借受宿舎の将来の支払利息額を合計したもの

3 防衛省が講じた改善の処置

内部部局は、今後将来の支払利息額をより節減できる適切な買取りが図られるよう、3年8月に、関係部署内会議により、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮することを周知するとともに、既に元年度に特別借受宿舎の買取りを完了した防衛装備庁を除く各自衛隊に対して通知を発して、今後の特別借受宿舎の買取りに係る買取案の作成に当たっては、各特別借受宿舎の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮するよう周知する措置を講じた。

－国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構－

委託事業で取得した研究開発等資産について、取得価額の算定に当たっての不課税費用等に係る消費税額の取扱いを定めるなどして、委託事業終了後における有償譲渡に係る譲渡価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

低額となっていた資産売却収入額(収入)　１４８５万円

1　研究開発等資産の概要等

(1) 研究開発等資産の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的として、研究開発等の業務を行っている。

機構は、研究開発等の業務の実施に当たり、効率的な業務の遂行が可能で優れた成果を得ることが十分期待できる場合に当該業務を民間企業等に委託して実施している(研究開発等の業務を委託した民間企業等を「事業者」、事業者に委託して実施する研究開発等の業務を「委託事業」)。そして、事業者が研究開発等に係る業務委託契約に基づいて調達した研究開発等資産については、事業者が検収等を行った日をもって機構が所有することとしており、機構は、業務委託契約に基づき、事業者から研究開発等の業務に係る役務の提供を受けるとともに、研究開発等資産の譲渡を受けている。

(2) 研究開発等資産の取得価額

機構は、機構が作成した委託業務事務処理マニュアルに基づき、事業者に研究開発等資産の取得価額を算定させている。マニュアルによれば、研究開発等資産の取得価額は、事業者が研究開発等資産を委託事業の用に供するために使用開始するまでに要した費用(以下「供用開始費用」)の合計額とされており、事業者が研究開発等資産を調達する際に消費税(地方消費税を含む。)を負担している場合は消費税額を含めて算定し、事業者が研究開発等資産を自ら製造するなど消費税を負担していない場合は消費税額を含まない製造原価等を用いて算定することとされている。

(3) 委託事業に係る消費税の取扱い

消費税法によれば、消費税の課税対象は、国内において個人事業者及び法人が行った事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供とされており、研究開発等に係る業務委託契約は、このうち資産の譲渡及び役務の提供に該当するため、当該業務委託契約に係る委託費は委託先の課税売上げとなり、委託費総額が消費税の課税対象となる。そして、機構は、研究開発等に係る委託費については、事業者が課税事業者である場合は、事業者から譲渡を受けた研究開発等資産の供用開始費用及び委託事業における役務の提供を受けるために要した費用についてそれぞれ消費税額を除いて計上し、その合計額に間接経費率を乗じて算出した間接経費を合算して、更にこれらの合計額に消費税率を乗じて得た消費税額を合算して委託費総額を算定することとしている。

(4) 研究開発等資産の委託事業終了後の処分

機構は、使用を終えた研究開発等資産について、効率的な使用を図ることとしており、当該研究開発等資産を使用した事業者の知的財産が付加している場合には、機構において譲渡価格を算定して、当該事業者に随意契約により売却することができるとしている(事業者に研究開発等資産を売却することを「有償譲渡」)。

マニュアル等によれば、機構が有償譲渡する際の譲渡価格は、次の①から③までの算定式により算定することとされており、機構は、譲渡価格算定の際に、残存価額を資産取得時の消費税率を用いて割り戻すことにより消費税相当額を控除して税抜価格を算定することとしている。

①残存価額＝取得価額－(年償却額×経過年数＋年償却額×端数月数÷12)

②税抜価格＝残存価額÷(1＋取得時の消費税率)

③譲渡価格＝税抜価格×(1＋有償譲渡時の消費税率)

2　検査の結果

平成27年度から令和2年度(2年度は9月末まで)までの有償譲渡に係る売払契約617件(研究開発等資産4,829点、資産売却収入108億3034万円)のうち、供用開始費用の明細が確認できる研究開発等資産1,618点が含まれる売払契約344件(資産売却収入76億8866万円)を対象として検査した。

前記のとおり、事業者が課税事業者である場合、委託費総額が消費税の課税対象となることから、機構は、事業者が自ら製造するなどして消費税の課税対象とならない労務費等が含まれる製造原価を用いたり、調達先に直接消費税を支払わないため消費税の負担がないとした輸入品の価格を用いたりして取得価額を算定していた場合であっても、当該費用等の部分に係る消費税額を委託費に含めて支払っている(消費税の課税対象とならない労務費等及び消費税の負担がないとした輸入品の価格の費用等を「不課税費用等」、機構が委託費に含めて支払う不課税費用等の部分に係る消費税額を「不課税費用等に係る消費税額」)。一方、マニュアルでは、事業者に算定させる研究開発等資産の取得価額については、供用開始費用の合計額とされているのみで、当該取得価額については、不課税費用等に係る消費税額を加える取扱いとなっていない。

このため、課税事業者である事業者が不課税費用等を含めて取得価額を算定した場合、当該取得価額は、機構が支払った委託費のうち研究開発等資産の取得のために支払った額と比べて、不課税費用等に係る消費税額分低額となり、当該取得価額に基づいて算定された譲渡価格もそれに応じて低額となる。しかし、機構は、研究開発等資産を取得するに当たり、不課税費用等に係る消費税額を委託費に含めて支払っており、これを踏まえると機構において譲渡価格が低額とならないよう、事業者に算定させる研究開発等資産の取得価額に不課税費用等に係る消費税額分を加える必要があると認められた。

そこで、前記研究開発等資産1,618点の譲渡価格の算定についてみたところ、研究開発等資産33点の譲渡価格(当該33点が含まれる売払契約22件、資産売却収入6億0185万円)の算定に用いられた取得価額は、課税事業者である事業者が不課税費用等を含めて算定したものであり、機構が支払った委託費のうち研究開発等資産の取得のために支払った額と比べて不課税費用等に係る消費税額分低額となっていた。したがって、研究開発等資産33点について、当該取得価額に、不課税費用等に係る消費税額分を加えた上で譲渡価格を算定した場合の資産売却収入は6億1670万円となり、上記の資産売却収入6億0185万円はこれに比べて1485万円低額となっていた。

このように、機構が研究開発等資産を取得するに当たり、不課税費用等に係る消費税額を委託費に含めて支払っているのに、資産売却収入が不課税費用等に係る消費税額分低額となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　機構が講じた改善の処置

機構は、3年8月に関係部署に対して事務連絡を発して、今後、研究開発等資産の取得価額の算定に当たっては、不課税費用等に係る消費税額を加えて算定することを周知するとともに、事業者に対して当該取扱いについてマニュアルに定めて周知するなどして、譲渡価格の算定を適切なものとする処置を講じた。

－独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構－

トンネル工事における濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清水と濁水の分離処理の実施を検討することなどにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

低減できた濁水処理工費の積算額(支出)　８３３０万円

1　トンネル工事における濁水処理工の概要

(1) トンネル工事の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、北海道新幹線建設局、大阪支社(令和3年4月以降は北陸新幹線建設局)及び九州新幹線建設局(以下「3支社局」)において、NATM工法によるトンネル工事を多数実施している。NATM工法では、「トンネル掘削及び吹付コンクリート施工」の作業を繰り返すことによりその施工区間を延ばした後、「インバートコンクリート打設及び中央集水管等設置」及び「覆工コンクリート打設及び防水シート施工」の作業を順次追いかけるように施工して、施工区間を延ばしていくこととなっている。

(2) 濁水処理工の設計

NATM工法によるトンネル工事では、地山から発生する湧水に、掘削土砂等が混ざることにより、濁水となる。機構は、濁水を仮設の排水管等を通じて坑外に排出し、水質汚濁防止法等に基づく排出基準値以下となるように、濁水処理工を行ってから河川等に放流している。

上記の濁水処理工は濁水処理設備等を用いて実施される。濁水処理設備は、濁度処理のための凝集沈殿分離槽等、中和処理のための中和・計測設備から構成され、機構制定の「土木関係積算標準・積算要領」において、それぞれの設備の処理能力(30㎥/h～360㎥/h)の規格ごとに1日当たりの機械損料等が定められており、処理能力が高いほど機械損料等も高くなっている。3支社局は、機構制定の「(山岳トンネル)濁水処理設備設計・積算マニュアル(案)」(以下「マニュアル」)に基づき、当初契約時は処理能力30㎥/hの濁水処理設備で工事を実施することとした上で、現場の状況を踏まえつつ、処理すべき濁水量が処理能力の上限に達する見込みとなる都度、上記各規格の濁水処理設備を組み合わせて処理能力を高めるよう設計変更を行っている。

(3) 清濁分離の概要

マニュアルによれば、トンネル周囲から発生する湧水を濁水と分離(以下「清濁分離」といい、濁水と分離された湧水を「清水」)することで、処理すべき濁水量が減って大幅なコスト縮減になることから、湧水が多い場合(通常120㎥/h超)は極力清濁分離に努めることとされている。

機構によると、清濁分離の方法には、①トンネル掘削中に掘削面周囲のボーリング孔等から発生する湧水を、掘削土砂等と触れる前に排水管に接続し、清水としてトンネル坑外に排出する方法(以下「掘削面周囲における清濁分離」)と、②覆工コンクリート打設区間において発生する湧水は、掘削土砂等と触れることなく防水シートの外側で導水されて中央集水管に集まるため、この湧水に、同区間外の掘削面側において発生する濁水が流入しないよう既存のためますでせき止めるなどの処置により分離した上で、上記の湧水のみを清水としてトンネル坑外に排出する方法(以下「中央集水管を用いた清濁分離」)があるとしている。また、それぞれ実施箇所が異なるため、①又は②を選択的に実施するのではなく、両方を同時に実施することもあるとしている。

そして、いずれの方法によっても、湧水の一部を清水として処理することにより濁水量は減ることとなる。この結果、機械損料等が安価なため、より経済的となる規格の濁水処理設備をより長く使用することなどが可能となる場合は、濁水処理工費の積算額を低減することができる。

2　検査の結果

3支社局が平成25年度から令和2年度までの間に実施したNATM工法によるトンネル工事計73工事のうち、処理能力120㎥/hを超える濁水処理設備が選定されている25工事(契約額計3235億3450万円、濁水処理工費の積算額計92億6807万円)を対象として検査した。

マニュアルによれば、湧水が多い場合は極力清濁分離に努めることとされているが、清濁分離の具体的な方法や、清濁分離を実施する場合の濁水処理設備の選定方法等については記載されていない。そして、前記清濁分離の方法のうち、掘削面周囲における清濁分離については、掘削面周囲のボーリング孔等から多量の湧水が発生する都度、掘削土砂等と触れる前に清水として排水できるかなどの施工上の可否や、追加的に必要となる排水管の費用等を踏まえた経済性を判断していく必要があり、事前の想定や検討は困難である。一方、中央集水管を用いた清濁分離については、①機構がNATM工法により行うトンネル工事全てにおいて中央集水管等が設置され、防水シートが施工されていること、②覆工コンクリート打設区間外の掘削面側において発生する濁水を既存のためますでせき止めるなどの簡易な処置により分離できること、③覆工コンクリート打設の開始以降は清水として分離可能な湧水量を実測しながら実施を検討することができることなどから、多くの工事において採用し得る方法である。

そこで、濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清濁分離を実施しているかについてみたところ、検査の対象とした25工事から覆工コンクリート打設が開始されていない3工事を除いた22工事のうち、9工事については中央集水管を用いた清濁分離を実施して、処理すべき濁水量を抑制することにより、経済的な濁水処理設備を選定していた。

一方、残りの13工事(濁水処理工費の積算額計44億8167万円)については、3支社局は、掘削面周囲における清濁分離について必要に応じて検討及び実施していたものの、湧水量が120㎥/hを超え、かつ、覆工コンクリート打設が開始されている時点においても中央集水管を用いた清濁分離について検討せずに、覆工コンクリート打設区間において中央集水管に集まる湧水(清水)を含めて工事期間中の濁水量を想定するなどしていた。そして、現に中央集水管を用いた清濁分離を実施していなかった。

しかし、掘削面周囲における清濁分離の実施の有無にかかわらず、中央集水管を用いた清濁分離の実施は、覆工コンクリート打設区間において発生する湧水を清水として処理することにより濁水量を減少させることとなるから、より経済的な規格の濁水処理設備とすることが可能となる場合には、前記のとおり濁水処理工費の積算額を低減することができる。

したがって、現地の施工条件等により、濁水量がどの程度減少するのかを厳密に見込むことは困難であるものの、13工事について、中央集水管を用いた清濁分離を実施することでより少ない濁水量を前提とした経済的な規格の濁水処理設備とすることを検討すべきであった。そして、検討の結果、経済性が見込まれる工事については中央集水管を用いた清濁分離を実施すべきであったと認められた。

このように、濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清濁分離を実施することでより経済的な規格の濁水処理設備とすることを検討していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

中央集水管を用いた清濁分離を実施していなかった13工事のうち、覆工コンクリート打設が完了していた10工事について、覆工コンクリート打設が完了した時点の湧水量を用いて、清水として分離可能な湧水量が覆工コンクリート打設区間の延長と比例するなど一定の仮定を置いて試算した。この結果、濁水量が減少しても濁水処理設備の規格を下げることにはならなかったり、覆工コンクリート打設開始以降に濁水処理設備の増設がなかったりなどする6工事を除く4工事(濁水処理工費の積算額計14億0572万円)については、中央集水管を用いた清濁分離を実施することにより、濁水処理工費の積算額を計約8330万円低減できることとなった。

3　機構が講じた改善の処置

機構は、3年8月に、同年度中に予定するマニュアル改正に先行して支社局に事務連絡を発して、中央集水管を用いた清濁分離の具体的な方法、これを実施した場合の濁水処理設備の選定方法等について周知して、当該事務連絡発出後に行う濁水処理工の設計変更等から適用する処置を講じた。

－独立行政法人住宅金融支援機構－

政府からの出資金を財源として設置されている金利変動準備基金について、必要額を超えていると認められる額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、近年の金利リスクへの対応状況等を踏まえて基金の規模を毎年度検証するよう改善させたもの

不要財産として国庫に納付すべき額(収入支出以外)　７４億円

1　証券化支援事業の概要等

(1) 証券化支援事業及び金利変動準備基金の概要

独立行政法人住宅金融支援機構は、民間の金融機関(以下「金融機関」)において販売されている長期固定金利の住宅ローンの債権(以下「ローン債権」)を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、買い取ったローン債権を担保とした債券(以下「資産担保証券」)等を発行してローン債権買取りの原資となる資金を調達している。

証券化支援事業の対象となる住宅ローンの融資金利は、機構が決定して金融機関に提示した金利(以下「提示金利」)を勘案して決定される。一方、資産担保証券等を発行してローン債権買取りの原資となる資金を調達する際の調達金利は、提示金利の決定からおおむね2か月後の当該資産担保証券等が発行される直前に決定される。このため、提示金利の決定から調達金利の決定までの期間に金利が変動した場合には、提示金利よりも高い金利で資産担保証券等を発行することにより、機構に損失が発生するおそれ(以下「金利リスク」)がある。

そこで、機構は、提示金利の決定時及び資産担保証券等による資金の調達金利の決定時に金利スワップ取引を行うなどしており、これにより金利リスクに係る機構の損失に備えている。

一方で、急激な金利変動が生ずるなどした場合には、金利スワップ取引に関して通常想定される範囲の損失を超える異常な損失(以下「異常損失」)が機構に発生するおそれがある。そこで、機構は、運用益で異常損失を補塡するための金利変動準備基金(以下「基金」)を設置しており、基金には政府出資に係る資産450億円が充てられている。そして、機構は、異常損失により各年度に計上(注1)される損失の額(以下「損失計上額」)について、基金を有価証券等で運用することにより当該各年度に得られる運用益で補塡することになっている。

(注1)　各年度に計上　異常損失の額は、「独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令」等に基づき、当該異常損失が発生する基となった資産担保証券の発行時から当該資産担保証券の平均償還期間が満了するまでの期間等に対応した複数年度にわたって計上されている。

(2) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」)によれば、独立行政法人の利益剰余金等について、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどとされており、基本方針を受けて、機構は、基金のうち、①平成21年度末時点までに既に発生した異常損失(注2)を補塡するために必要な運用益を得るための額について86億円、②将来発生する可能性のある異常損失(注3)を補塡するために必要な運用益を得るための額について258億円とそれぞれ算定した上で、これらを合わせた計344億円を基金の必要額として算定し(この算定を「前回算定」)、24年3月に、従前の基金の額450億円との差額106億円を国庫に納付している。

(注2)　既に発生した異常損失　過去に発行した資産担保証券等により今後計上されることが確定している損失計上額

(注3)　将来発生する可能性のある異常損失　今後発行する資産担保証券等により計上される可能性のある損失計上額

2　検査の結果

(1) 既に発生した異常損失

令和元年度末時点までに既に発生した異常損失についてみると、平成25年度以降に発行した資産担保証券等からは異常損失が発生していないことなどにより、22年度以降の損失計上額は、25年度をピークとして徐々に減少しており、令和元年度には、いわゆるリーマン・ショック等の影響で発生した異常損失の大部分について、資産担保証券の平均償還期間が満了して損失が計上されなくなったことなどにより1671万円と大幅に減少していた。さらに、平成24年度以前に発行した資産担保証券等から発生した異常損失による令和2年度以降の損失計上額も、資産担保証券の平均償還期間が満了することなどにより徐々に減少し、15年度には計上されなくなると認められた。

(2) 将来発生する可能性のある異常損失

機構における金利リスクへの対応状況についてみたところ、機構は、前回算定後の平成24年6月に、ローン債権買取りの原資として、当該ローン債権を担保とした資産担保証券により調達した資金ではなく、可能な限り、当該ローン債権に係る提示金利の決定と同時期に調達金利を決定した資産担保証券により調達した資金等を充てるものとみなし、これにより金利リスクを回避する方法(以下「金利リスクに係る認識の合理化」)を導入していた。

そのため、機構は、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額については、金利スワップ取引を行って損失を回避する必要がないことから、金利スワップ取引を行わないことにしていた。そして、24年度から令和元年度までの各年度において、ローン債権の買取額に対する金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額の割合は、最大で83.5%、最小で11.1%となっていた。

なお、機構は、金利スワップ取引には手数料等の費用を要することを踏まえて、近年、日本銀行の施策等により金利水準が低位安定している中で、今後急激に金利が変動する可能性は低いとの認識の下、平成26年度以降は、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額以外の資金調達額についても金利スワップ取引を休止しており、金利リスクが高まって損失が見込まれる場合等に、金利スワップ取引の再開を検討することにしていた。

(1)及び(2)のような状況下において、基金の必要性は従前に比べて低下していると認められたことから、本院は、機構に対して基金の必要額を改めて算定するよう求めた。

これを受けて、機構は、令和元年度末時点までに既に発生した異常損失を補塡するために必要な運用益を得るための額について、平成24年度以前に発行した資産担保証券等により令和3年度から14年度までの間に計上される損失計上額の平均733万円を運用利回りの推計値で除するなどして5億8372万円と算定した。また、将来発生する可能性のある異常損失を補塡するために必要な運用益を得るための額については、近年の住宅ローンに対するニーズの高まりなどを踏まえてローン債権の買取額の見込額を前回算定よりも増加させる一方で、これまでの金利リスクに係る認識の合理化の実績を踏まえて、ローン債権の買取額の見込額から金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額として想定される額を控除した上で、過去のローン債権の買取額に対する異常損失の額の割合を乗じて、運用利回りの推計値で除するなどして263億7386万円と算定した。

そして、これらの機構の算定に基づき基金の必要額についてみると、既に発生した異常損失を補塡するために必要な運用益を得るための額及び将来発生する可能性のある異常損失を補塡するために必要な運用益を得るための額を合計するなどした270億円となっていた。

したがって、元年度末における基金の額344億円のうち270億円との差額である74億円は、必要額を超えており、これに見合う有価証券の資産は、政府出資に係る不要財産に該当すると認められた。

このように、機構において、必要額を超えて基金に係る資産を保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、元年度末における基金の額344億円のうち必要額を超えていると認められる74億円について、3年9月に不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額については、金利スワップ取引を行って損失を回避する必要がないことなどを踏まえて基金の規模を毎年度検証することとする処置を講じた。

－日本放送協会－

複写機の調達に当たり、複写機本体等の台数及び使用枚数の調達予定数量を算出した上で、これらの必要事項を記載した適切な仕様書等を提示して、一般競争入札を実施することにより、透明性及び競争性を確保し、経済的な価格により契約を締結するよう改善させたもの

節減できた中速機の保守料金の支払額(支出)　２億０７７７万円

1　複写機の調達の概要等

(1) 日本放送協会における調達の概要

協会は、放送法に基づき国内基幹放送等を行う法人であり、業務活動の効率的運営に資することを目的として、経理規程等を定めている。経理規程等によれば、透明性の確保及び経済性に留意し効率的な調達に努めるとされ、契約は競争によることを原則とし、入札(一般競争入札等)、競争見積(注)等の適切な方法をもって行うとされている。このうち、競争見積は、複数業者体制による契約とする場合等契約の性質又は目的が入札に適さないときなどに採用できるとされている。

(注)　競争見積　　資力、技術力、信用を伴った2者以上の業者から見積りを徴し、審査の結果、適合と認められる者で最低価格を提示した者を第一位契約候補者として選定し、価格交渉を行い契約締結する契約方式

(2) 複写機の調達の概要

協会本部は、本部及び全国の53放送局(これらを「放送局等」)が使用する複写機本体及び付加装置(これらを「複写機本体等」)を賃借により調達するために、年間借用料金及び1枚当たりの保守料金単価を定めた基本契約(契約期間3年間)を複数の業者と締結している。そして、放送局等は、基本契約に基づき、基本契約を締結した複数の業者のうちから契約相手方とする業者に注文書を送付し、当該業者から注文請書を受領して複写機本体等の賃借契約を締結している。

また、協会本部は、基本契約の仕様書において、契約相手方に複写機ごとの設置箇所、使用枚数等のデータ(以下「実績データ」)を提出させることとしている。

2　検査の結果

協会が、平成30年度から令和2年度までに複写機の調達に支払った金額計24億0328万円を対象に検査した。

(1) 一般競争入札を実施することが可能であったのに、これを実施していなかった事態

協会本部は、複写機の調達に当たり、公告して申込みをさせることにより契約の透明性及び競争性が確保される一般競争入札によらず、競争見積により、契約期間を平成30年度から令和2年度までの3年間とする基本契約を5者と締結していた。

協会本部は、公共メディアとして放送番組等の確実な送出のためには、放送局等からの様々な要望に応じなければならず、複写機の調達に当たって複数の業者と契約を締結することが必要であるとしていた。そして、複写機本体の機能は業者ごとに異なること、また、特定の業者が装備する特殊な付加装置について放送局等の自由な選択を可能としなければならないことから、1者が契約相手方となる一般競争入札は実施できず、競争見積を実施しているとしていた。

しかし、複写機本体について基本契約書を確認したところ、5者は、協会本部が仕様書で示した高速機・中速機・低速機の処理枚数区分等に従い各要件を満たす機種を提示していて、おおむね同様の仕様となっていた。また、付加装置について注文請書等を確認したところ、複数の業者で同様の機能となっており、特定の業者しか提供できないものは見受けられなかった。

さらに、協会本部は、複写機の調達に当たり、全国の機器台数、利用枚数等の予定数量を算出することが困難であることも一般競争入札ができない理由の一つとしていた。しかし、前記のとおり、契約相手方に実績データを提出させていたことから、調達予定数量を算出することは可能であった。

したがって、協会が調達している複写機は、特定の業者しか提供できないものではなく広く使

用されている汎用機器であり、実績データに基づくなどして調達予定数量を算出して一般競争入札を実施することは可能であったと認められた。

(2) 一般競争入札によらず競争見積により定められた保守料金単価が割高になっていた事態

(1)のとおり、協会本部は、複写機の調達に当たり、一般競争入札によらず、競争見積により契約を締結していたが、その支払額のうちの大部分を占める保守料金の単価についてみると次のとおりとなっていた。

協会本部は、5者から見積書を徴した結果、Ａ社の見積価格が最も低額な価格(以下「見積最低価格」)であったため、見積最低価格を上限としてＡ社以外の4者(以下「4者」)と価格交渉を行った。しかし、4者からは、見積価格を下げることは市況から困難である旨の申出を受けたことから、協会本部は、Ａ社とは見積最低価格で契約する一方で、4者とはＡ社より高額な前回契約額と同額の見積価格(4者同額)のまま契約を締結していた。そして、少なくとも記録が確認できた平成24年度以降同じ5者とそれぞれ契約を締結していた。

したがって、支払総額の大部分を占める保守料金の単価は、透明性及び競争性が確保されておらず、割高になっているおそれがあると認められた。

そこで、保守料金単価を比較するために、独立行政法人等のうち全国規模で事業所を有し、計算証明規則等に基づき本院に契約書類を提出していた8法人に係る複写機の保守契約についてみたところ、協会と同様に一定規模の台数を同時期に一括調達の対象にしているものが3法人において5契約見受けられた。そして、協会と大多数の複写機を調達している4者との間の契約の保守料金単価を上記3法人5契約の保守料金単価と比較してみると、モノクロにおいて、高速機が1.89倍から5.30倍まで、中速機が1.65倍から3.97倍まで、低速機が2.61倍から4.85倍までとなり、カラーにおいて、中速機が1.41倍から2.33倍まで、低速機が2.19倍から2.51倍までとなり、それぞれ割高になっていた。

これらのことから、本件競争見積による複写機の調達は、一般競争入札を実施することが可能であったにもかかわらず、これを実施しなかったことにより透明性及び競争性が確保されておらず、経済的な価格により契約を締結していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記の3法人5契約全てにおいて、保守料金単価が設定されている中速機について、最も高額な単価モノクロ1.51円、カラー9.04円を用いて30年度から令和2年度までの実績データに基づき、節減できた保守料金の支払額を試算したところ、協会の中速機の保守料金は、平成30年度2億2989万円、令和元年度2億2274万円及び2年度1億5279万円、計6億0542万円が、それぞれ1億5266万円、1億4564万円及び9934万円、計3億9765万円となり、これらの差額7722万円、7709万円及び5344万円、計2億0777万円が節減できたと認められた。

3 協会が講じた改善の処置

協会は、複写機の調達に当たり、複写機本体等の台数及び使用枚数の調達予定数量を算出した上で、これらの必要事項を記載した適切な仕様書等を提示して、一般競争入札を実施することにより、透明性及び競争性を確保し、経済的な価格により3年2月に契約を締結するとともに、4年度以降の複写機の調達も一般競争入札により実施することとする処置を講じた。

－東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社－

電柱の維持管理に当たり、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を適切に実施したり、不良ランクを適切に判定して、不良ランクに応じた措置を適時適切に講じたりすることにより、電柱の安全性を十分に確保するよう改善させたもの

点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった電柱に係る固定資産価額相当額(1)(収入支出以外)　東会社２億２９９１万円、西会社４８億６７９０万円

不良ランクが登録されていなかった電柱に係る固定資産価額相当額(2)(収入支出以外)　東会社７億１４６８万円、西会社８０億９２４６万円

不良ランクの判定が誤っていた電柱に係る固定資産価額相当額(3)(収入支出以外)　東会社５７６４万円、西会社１億１１９４万円

(1)から(3)までの純計(収入支出以外)　東会社１０億０２０５万円、西会社１０７億２６３９万円

1　電柱の維持管理の概要

東日本電信電話株式会社(以下「東会社」)及び西日本電信電話株式会社(以下「西会社」)は、電柱の維持管理に関する点検の作業手順や管理方法等を点検マニュアル等で定めている。

点検マニュアルによれば、東会社においては木柱は1年、コンクリートポール(以下「CP」)及び鋼管柱(これらを「CP等」)は10年の周期で、西会社においては木柱は1年、CP等は5年の周期で定期点検を実施することとされている。また、西会社は、令和元年度以降、CP等の定期点検の点検数量が同数程度になるよう、各地域事業本部管内をそれぞれ五つのエリアに分割して、エリア単位に点検年度を設定して、5年で全てのエリアについて点検(以下「エリア点検」)を実施することとしている。

両会社は、定期点検の実施に当たって、設備点検端末(以下「点検AP」)を使用して、点検APマニュアル等に基づき、ひび割れ及びケーブル張力の不均衡等による荷重(以下「不平衡荷重」)の有無等の点検項目について不良箇所がないか目視等により確認した結果を点検APに入力し、不良の程度が高いものから順にAA、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤのランク(以下「不良ランク」)を判定することなどとしている。

点検結果について、東会社は、元年10月まで、点検APを使用したり、直接入力したりして、設備状況管理システム(以下「管理システム」)に登録していた。また、西会社は、元年6月まで、紙の点検票に記入した内容を管理システムへ直接入力して登録していた。そして、東会社は元年11月以降、西会社は同年7月以降、点検APを使用して、保全データベース(以下「保全DB」)に点検結果を登録し、点検結果等の情報を一元的に管理することとしている。また、両会社において管理システムに登録されていた点検結果等の情報は、保全DBの開発時に管理システムから保全DBに移行されている。

両会社は、点検マニュアル等に基づき、保全DBに登録された点検結果を基に、毎年度、点検対象電柱を選定して作成した点検リストに基づいて定期点検を実施したり、更改の対象となる電柱を更改したり、不良内容に応じた措置を講じたりなどすることとなっている。

2　検査の結果

東会社の6事業部(注1)の20支店(注2)管内の電柱3,387,014本(固定資産価額相当額(注3)3200億6604万円)、西会社の6地域事業本部(注4)の10支店(注5)管内の電柱2,802,122本(同4267億7158万円)を対象として検査した。

(注1)　6事業部　　東京、神奈川、千葉、埼玉、宮城、北海道各事業部

(注2)　20支店　　東京南、東京北、東京東、東京武蔵野、東京西、神奈川、川崎、神奈川西、千葉、千葉西、埼玉、埼玉南、埼玉西、宮城、福島、山形、北海道、北海道南、北海道北、北海道東各支店

(注3)　固定資産価額相当額　　電柱の固定資産価額総額を総本数で割り戻して1本当たりの固定資産価額を計算し、これに対象となる電柱の本数を乗じて算出した。

(注4)　6地域事業本部　　関西、東海、北陸、中国、四国、九州各事業本部。3年7月1日以降は関西、東海、北陸、中国、四国、九州各支店

(注5)　10支店　　大阪、滋賀、名古屋、岐阜、金沢、広島、岡山、愛媛、福岡、沖縄各支店。3年7月1日以

(1) 点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった事態

保全DBのデータを基に、定期点検が適切に実施されているかみたところ、点検リストの作成に当たり、東会社は、私有地等で立入りができなかったことなどのため点検が実施できなかった電柱を抽出する条件を設定していなかったり、電柱を設置してからの経過年数を算出していなかったりしていて、点検対象電柱に選定していなかったため、点検周期を超過していたのに定期点検を実施していなかった電柱が2,433本(固定資産価額相当額2億2991万円)見受けられた。

また、西会社は、エリア点検を実施するエリア以外に設置されていて定期点検の実施が必要な電柱を抽出する条件を設定していなかったり、電柱の建設年月を確認していなかったりしていて、点検対象電柱に選定するなどしていなかったため、点検周期を超過していたのに定期点検を実施していなかった電柱が31,962本(同48億6790万円)見受けられた。

(2) 不良ランクが登録されていなかった事態

保全DBのデータを基に、不良ランクが適切に登録されているかみたところ、東会社において、管理システムへ点検結果を直接入力して登録する際に、その入力に誤りなどがあったため、不良ランクが登録されていなかった電柱が7,563本(固定資産価額相当額7億1468万円)見受けられた。

また、西会社において、管理システムへ点検結果を直接入力して登録する際に、その入力に誤りがあったり、管理システムの点検項目欄が全て空欄となっていて、これらの情報の移行を受けた保全DBにおいて不良ランクを判定することができない状況となっていたりなどしていたため、不良ランクが登録されていなかった電柱が53,134本(同80億9246万円)見受けられた。

(3) 不良ランクの判定が誤っていた事態

保全DBのデータを基に、不良内容に応じて不良ランクが適切に判定されているかみたところ、CPに屈曲が発生しているなどと登録されているのに不良ランクがAAランクとなっていなかった。また、不平衡荷重の発生要因が登録されているのに「横ひび割れ(不平衡荷重が発生していない)」と登録されていて、不良ランクがＡランクとなっていないなどしていた。これらのため、東会社で610本(固定資産価額相当額5764万円)、西会社で735本(同1億1194万円)の電柱について、不良ランクの判定が誤っていた。

このように、両会社において、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった事態、不良ランクが登録されていなかった事態及び不良ランクの判定が誤っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3　東会社及び西会社が講じた改善の処置

両会社の本社は、3年8月までに、事業部等及び支店等に対して指示文書を発するなどして次のような処置を講じた。

ア　点検対象電柱を漏れなく選定して点検リストを作成できるよう、抽出条件を適切に設定するなどするとともに、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった電柱について、3年度末までに点検を実施して、点検結果を保全DBに的確に登録することとした。また、毎年度、点検対象電柱を選定する際に、保全DB等の情報を基に点検周期を超過している電柱がないか確認し、選定した電柱について確実に定期点検を実施するよう周知徹底した。

イ　不良ランクが登録されていなかった電柱及び不良ランクの判定が誤っていた電柱について、再点検が必要な電柱の点検を3年度末までに実施して適切に不良ランクの判定を行い、点検結果を保全DBに的確に登録することとした。また、不良ランクに応じた措置を適時適切に講ずることにより電柱の安全性を十分に確保するよう周知徹底した。

ウ　横ひび割れと不平衡荷重が同時に発生している場合の点検APへの具体的な入力方法等を点検APマニュアル等に定めて、点検APへの入力及び点検結果の確認を適切に行うよう周知徹底した。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について　　・・・・・ 207

・本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について　　・・・・・ 208

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額　３３５件　１０２億１６５９万円

（前年度　３４１件　８４億５１６２万円）

1　不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

①　補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」)

②　租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」)

③　構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」)

④　会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置

2　検査の結果

昭和21年度から令和元年度までの検査報告に掲記した不当事項(注)についてみると、是正措置が未済となっているものが35省庁等における335件102億1659万円ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが35省庁等における331件102億0211万円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における3件202万円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省における2件1244万円ある。

(注)　335件102億1659万円　　1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても335件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。

3　本院の所見

是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

改善の処置の履行状況を検査した事項の件数　４０件

（前年度　４５件）

1　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体（以下「省庁等」）において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（以下「処置済事項」）として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること（改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われること）により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

2　検査の結果

本院は、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、令和元年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項49件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件を除いた40件について、2年8月から3年7月までの間に、関係する17省庁等を検査した。

検査したところ、改善の処置が履行されていたもの（履行済）が28件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（以下「検査分履行済」）が11件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（一部不履行）が1件、改善の処置が全く履行されていなかったもの（不履行）が0件となっていた。

3　本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。また、一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどする必要がある。

本院は、一部不履行1件、検査分履行済11件、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件及び令和2年度決算検査報告に掲記した処置済事項20件の計41件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

(6) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・独立行政法人における繰越欠損金の状況等について　　・・・・・ 211

・国が実施するPFI事業について　　・・・・・ 215

独立行政法人における繰越欠損金の状況等について

1　検査の状況の主な内容

本院は、独立行政法人における繰越欠損金の状況等について、①繰越欠損金の計上状況等はどのようになっているか、また、繰越欠損金はどのような原因で計上されたか、②勘定ごとの繰越欠損金の増減等の原因等はどのようになっているか、③廃止された勘定及び廃止が見込まれるなどしている勘定における政府からの出資(以下「政府出資金」)の状況等はどのようになっているか、④繰越欠損金の計画的解消等に係る目標の設定及び目標に対する評価の状況はどのようになっているかに着眼して検査した。

(1) 繰越欠損金を計上した原因等

平成23事業年度末から令和元事業年度末までに繰越欠損金を計上した事業年度がある43法人60勘定(勘定を設けずに事業を経理している法人についても1勘定と数えている。)のうち、新型コロナウイルス感染症に関する法人の業務の状況等に鑑み、医療の提供や事業者等の資金繰り対策等を実施している13法人17勘定を除いた30法人43勘定(注1)(以下「検査対象30法人43勘定」、これに係る30法人を「検査対象法人」)の繰越欠損金の合計額は、平成23事業年度末に18法人28勘定の計1兆4170億円であったものが、令和元事業年度末には13法人18勘定(注2)の計6384億円となり、平成23事業年度末に比べて7785億円(54.9%)の減少となっている。

検査対象30法人43勘定について、繰越欠損金を計上した原因を、費用に対応する収益の状況に着目してみると、態様①の主として業務遂行により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことによるもの、態様②の主として業務遂行により発生する費用に見合う収益がない仕組みとなっていることによるもの及び態様③の主として費用と収益が計上される事業年度にずれが生じていることによるものの三つの態様に区分することができる。

このうち、態様①の主として業務遂行により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことによるものは15法人26勘定(注3)あり、令和元事業年度末における繰越欠損金は、計6299億円(11法人15勘定(注4))となっている。独立行政法人の会計基準については、従来損益均衡の仕組みが維持されているが、独立行政法人の業務の状況によっては、期待した収入を確保できずに独立行政法人が想定した収益を得られなかったり、業務遂行が難航して想定を上回る費用が生じたりすることがある。また、独立行政法人は、公共的な性格を有していることなどから、収入を得るための手法や収入を得るために実施する業務において使用する単価等の水準が国により定められるなどしていて独立行政法人の判断だけでは収入を増やして収益を改善させることができなかったり、一定の水準で業務を実施することが個別法(注5)や中期目標、中長期目標又は年度目標(これらを「中期目標等」)に定められるなどしていて独立行政法人の判断だけでは業務の見直し等による費用削減が困難だったりするものもある。このため、独立行政法人の業務の遂行状況によっては、発生する費用を賄うだけの十分な収益を得られず、繰越欠損金が計上されることがある。

(注1)　30法人43勘定　　国立公文書館、情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定、出資勘定及び通信・放送承継勘定)、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(郵便局ネットワーク支援勘定)、国際交流基金、国立青少年教育振興機構、国立科学博物館、量子科学技術研究開発機構、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、勤労者退職金共済機構(一般の中小企業退職金共済事業等勘定、林業退職金共済事業等勘定及び財形勘定)、高齢・障害・求職者雇用支援機構(高齢・障害者雇用支援勘定及び障害者職業能力開発勘定)、医薬品医療機器総合機構(受託給付勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定及び特例業務勘定)、水産研究・教育機構(海洋水産資源開発勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、農業者年金基金(特例付加年金勘定)、農林漁業信用基金(林業信用保証勘定)、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(試験勘定、事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定及び石炭経過勘定)、海技教育機構、航空大学校、自動車事故対策機構、都市再生機構(都市再生勘定及び宅地造成等経過勘定)、住宅金融支援機構(証券化支援勘定及び既往債権管理勘定)

(注2)　13法人18勘定　情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定及び出資勘定)、国立青少年教育振興機構、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、勤労者退職金共済機構(林業退職金共済事業等勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定)、水産研究・教育機構(海洋水産資源開発勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定及び石炭経過勘定)、航空大学校、都市再生機構(宅地造成等経過勘定)

(注3)　15法人26勘定　情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定、出資勘定及び通信・放送承継勘定)、国立青少年教育振興機構、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、勤労者退職金共済機構(一般の中小企業退職金共済事業等勘定、林業退職金共済事業等勘定及び財形勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定及び特例業務勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、農林漁業信用基金(林業信用保証勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(試験勘定、事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定及び投融資等・金属鉱産物備蓄勘定)、海技教育機構、都市再生機構(都市再生勘定及び宅地造成等経過勘定)、住宅金融支援機構(証券化支援勘定及び既往債権管理勘定)

(注4)　11法人15勘定　情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定及び出資勘定)、国立青少年教育振興機構、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、勤労者退職金共済機構(林業退職金共済事業等勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定及び投融資等・金属鉱産物備蓄勘定)、都市再生機構(宅地造成等経過勘定)

(注5)　個別法　各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律

(2) 平成23事業年度末に繰越欠損金を計上していた勘定における繰越欠損金の増減等の状況

23事業年度末に繰越欠損金を計上していた18法人28勘定(注6)のうち、同事業年度末から令和元事業年度末までの間に繰越欠損金を解消していた9法人11勘定及び繰越欠損金が2割以上減少していた4法人4勘定(注7)(上記繰越欠損金の解消及び2割以上減少を「減少等」)については、繰越欠損金を計上した原因が態様①の主として業務遂行(注8)により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことによるものが7法人11勘定あり、これに係る繰越欠損金の減少等額は計1兆0315億円と多額に上っていた。このうち、補償金の支払が前提とされている財政融資資金への繰上償還について、財政制度等審議会財政投融資分科会(平成16年12月開催)において設定された要件を満たした上で繰上償還に関する規定を個別の法律に定めることにより、補償金の支払を要しない繰上償還(補償金免除相当額計2兆2127億円)により財政融資資金からの借入金に係る金利負担が大幅に軽減されるなど国による実質的な財政支援を受けるなどして繰越欠損金が減少等していたものが、2法人2勘定(注9)における計6638億円と64.3%を占めていた。

(注6)　9法人11勘定　国立公文書館、国際交流基金、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、勤労者退職金共済機構(一般の中小企業退職金共済事業等勘定及び財形勘定)、農林漁業信用基金(林業信用保証勘定)、工業所有権情報・研修館、都市再生機構(都市再生勘定)、住宅金融支援機構(証券化支援勘定及び既往債権管理勘定)

(注7)　4法人4勘定　勤労者退職金共済機構(林業退職金共済事業等勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、都市再生機構(宅地造成等経過勘定)

(注8)　7法人11勘定　日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、勤労者退職金共済機構(一般の中小企業退職金共済事業等勘定、林業退職金共済事業等勘定及び財形勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、農林漁業信用基金(林業信用保証勘定)、都市再生機構(都市再生勘定及び宅地造成等経過勘定)、住宅金融支援機構(証券化支援勘定及び既往債権管理勘定)

(注9)　2法人2勘定　都市再生機構(宅地造成等経過勘定)、住宅金融支援機構(既往債権管理勘定)

(3) 廃止された勘定及び廃止が見込まれるなどしている勘定における政府出資金の状況等

検査対象30法人43勘定のうち、令和元事業年度末までに勘定を廃止した2法人2勘定(注10)の状況をみると、2法人2勘定共に勘定廃止の際の最終事業年度の貸借対照表において繰越欠損金を計上していた。そして、勘定の廃止に際し、当該2法人2勘定に係る政府出資金計312億円に対して、計47億

円が国庫に納付されたが、残りの計265億円は繰越欠損金の処理に充てられたため回収されなかった。

また、検査対象30法人43勘定における繰越欠損金の状況及び業務の内容についてみると、元事業年度末に繰越欠損金を計上していて、現在は新規の事業採択等を行っておらず、主に過去に行った事業に係る回収等の管理業務等のみを行っているもののうち4法人7勘定(注11)は、繰越欠損金を解消する見通しが立っていないと認められるものである。そして、当該7勘定にはいずれも政府出資が行われており、元事業年度末の繰越欠損金の額は計1575億円となっていて、政府出資金計1755億円に迫る水準となっていた。

(注10) 2法人2勘定　情報通信研究機構(通信・放送承継勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(特例業務勘定)

(注11) 4法人7勘定　情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定及び出資勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)

(4) 繰越欠損金の計画的解消等に係る目標の設定及び目標に対する評価の状況

独立行政法人通則法(以下「通則法」)によれば、主務大臣は、財務内容の改善に関する事項等を中期目標等に定めることとされており、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(以下「目標指針」)によれば、財務内容の改善に関する事項には、収益性のある業務を遂行する独立行政法人のうち赤字法人については、累積欠損金の計画的解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定めることとされている。そして、目標指針における「赤字法人」とは、原則として、法人全体又は区分経理する勘定の一つ以上に繰越欠損金が計上されている法人をいうことになっている。

検査対象30法人43勘定のうち現行の中期目標等の期間に係る開始事業年度の期首に繰越欠損金を計上していた14法人19勘定(注12)のうち7法人7勘定(注13)は、繰越欠損金の計画的解消等に係る目標を財務内容の改善に関する事項として設定していなかった。上記7法人7勘定のうち3法人3勘定(注14)は、繰越欠損金を計上した原因が態様①の主として業務遂行により発生する費用(注15)を賄うだけの十分な収益が得られていないことによるものであり、さらに、このうち2法人2勘定は、元事業年度末においても繰越欠損金を解消しておらず、引き続き繰越欠損金を計上していた。上記2法人2勘定のうち都市再生機構(宅地造成等経過勘定)については、同機構の主務省である国土交通省は、同勘定に繰越欠損金が計上されているものの、同機構全体でみると繰越欠損金は解消されているため目標として設定していないとのことであった。しかし、繰越欠損金は勘定ごとに計上されており、同勘定の繰越欠損金は、元事業年度末においてもなお530億円と多額に上っている。そして、収益性のある業務を遂行する独立行政法人のうち、原則、区分経理する勘定の一つ以上に繰越欠損金が計上されている法人の主務大臣は、繰越欠損金の計画的解消等について中期目標等に定めることとされている。

繰越欠損金の計画的解消等に係る目標を財務内容の改善に関する事項として設定していた9法人12勘定(注16)について、当該中期目標等の記載内容をみると、繰越欠損金の計画的解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に目標に定めていたものもあれば、定めているかが必ずしも判然としないものも見受けられた。

(注12) 14法人19勘定　情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定及び出資勘定)、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)、医薬基盤・健康・栄養研究所(特例業務勘定及び承継勘定)、勤労者退職金共済機構(林業退職金共済事業等勘定)、農業・食品産業技術総合研究機構(民間研究特例業務勘定)、農畜産業振興機構(砂糖勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定及び地域事業出資業務勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定及び石炭経過勘定)、航空大学校、都市再生機構(宅地造成等経過勘定)

(注13) 7法人7勘定　宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター(災害共済給付勘定)、日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石炭経過勘定)、航空大学校、都市再生機構(宅地造成等経過勘定)

（注14）　3法人3勘定　　日本スポーツ振興センター（災害共済給付勘定）、情報処理推進機構（事業化勘定）、都市再生機構（宅地造成等経過勘定）

（注15）　2法人2勘定　　情報処理推進機構（事業化勘定）、都市再生機構（宅地造成等経過勘定）

（注16）　9法人12勘定　　情報通信研究機構（基盤技術研究促進勘定及び出資勘定）、科学技術振興機構（文献情報提供勘定）、医薬基盤・健康・栄養研究所（特例業務勘定及び承継勘定）、勤労者退職金共済機構（林業退職金共済事業等勘定）、農業・食品産業技術総合研究機構（民間研究特例業務勘定）、農畜産業振興機構（砂糖勘定）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定）、情報処理推進機構（地域事業出資業務勘定）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油天然ガス等勘定及び投融資等・金属鉱産物備蓄勘定）

2　検査の状況に対する所見

通則法によれば、独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならないこととされており、国は、元年度末現在、15兆4193億円を出資している。

繰越欠損金の解消は、独立行政法人の中長期の財務リスク（将来的に国民に予期せざる財務上の負担が生ずる可能性）を低減することになるが、検査対象30法人43勘定のうち、13法人18勘定は、元事業年度末において繰越欠損金を計上しており、その合計額は6384億円と多額に上っている。また、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合、「政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの」（政府出資等に係る不要財産）については、通則法に基づき、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて国庫に納付することとなっているが、繰越欠損金を計上している勘定が廃止された場合等には、政府出資金の一部又は全部が回収されないことがある。

したがって、主務省及び検査対象法人においては、次の点に留意して対応を検討することが必要である。

ア　繰越欠損金を計上した原因が主として業務遂行により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことによるものとなっているもののうち、元事業年度末において繰越欠損金が解消されていない11法人15勘定については、繰越欠損金の解消について、法人において効率的な業務運営を図るとともに、法人が行う業務の公共的な性格を踏まえた政策的な見地から幅広い検討を行うことも重要であること

イ　新規の事業採択等を行っておらず、平成23事業年度末から令和元事業年度末までの間に繰越欠損金が増加したり、微減にとどまっていたりしている4法人7勘定は、いずれも繰越欠損金を解消する見通しが立っていないと認められるものであり、当該勘定に係る政府出資金の一部又は全部が回収されないおそれがあり、中長期の財務リスク（将来的に国民に予期せざる財務上の負担が生ずる可能性）が高まっていると認められることから、当該勘定を有する法人及びこれらの主務省においては、繰越欠損金が解消されず、当該勘定に係る政府出資金の一部又は全部が回収されないおそれのある状況を国民に丁寧に説明すること

ウ　国土交通省は、目標指針を踏まえて、都市再生機構（宅地造成等経過勘定）が達成すべき業務運営に関する目標として、同勘定の繰越欠損金の計画的解消等に関する目標を中期目標に設定するとともに、同機構は、当該中期目標の達成に向けた取組を行うこと。また、中期目標等に繰越欠損金の計画的解消等に係る目標が財務内容の改善に関する事項として設定されていた9法人の主務省は、評価の客観性の向上に資するためにも、中期目標等に、繰越欠損金の計画的解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定めているかを改めて検証した上で具体的かつ明確でないと思料される場合には、業務の内容に応じて、改めて具体的かつ明確な目標を設定するなどすること

本院としては、独立行政法人における繰越欠損金の状況等について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

国が実施するPFI事業について

1　検査の状況の主な内容

本院は、国が実施するPFI(Private Finance Initiative)事業について、①国が実施しているPFI事業の類型別の事業数及び契約金額はどのような状況となっているか、②PFI事業の選定時及び民間事業者の選定時に適切に評価が実施されているか、③PFI事業を実施するために設立される特別目的会社であるSPC(Special Purpose Company)等から提供されたサービスの水準(以下「サービス水準」)が、SPC等が提供すべきサービスの水準(以下「業務要求水準」)を満たしていることなどの監視(以下「モニタリング」)が適切に実施され、適正なサービスの提供がなされない状況(以下「債務不履行」)に対する対応が的確に行われているか、④PFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況、PFI事業として実施したことによる効果の発現状況等はどのようになっているかに着眼して検査を実施した。

(1) PFI事業に係る評価の実施状況

サービス購入型(注1)の65事業のうち34事業に係る割引率は、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」等(以下「技術指針」)における社会的割引率を主な設定根拠として設定されていた。

サービス購入型の65事業のうち事業者選定時VFM(注2)(Value For Money)の算定結果を確認することができた60事業について、民間事業者の選定時における評価の実施状況をみると、国等が自ら実施する場合(以下「従来方式」)の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「PSC(Public Sector Comparator)」と、PFI事業として実施する場合(以下「PFI方式」)の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「PFI事業のLCC(Life Cycle Cost)」では、競争の効果の反映の有無の点で算定条件が一致していない状況(注3)となっていた。そして、このことが多くのPFI事業において事業者選定時VFMがPFI事業選定時VFMよりも大きくなった要因の一つであると考えられる。また、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」(以下「VFMガイドライン」)において、VFMガイドライン等に示したもの以外の方法等によってPFI事業を実施することを妨げるものではないとなっていることの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、PSCとPFI事業のLCCについて、競争の効果の有無の点で算定条件が一致していないことは、両者を比較するに当たり適当でないと考えられる。

技術指針における社会的割引率を主な設定根拠として割引率を設定していたPFI事業については、PFI事業の選定時期の金利情勢が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、VFMが大きく算定され、PFI方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性があると考えられる。

独立採算型(注4)の11事業について、PFI事業の選定時における評価の実施状況をみると、公共施設等運営権(注5)制度を活用したPFI事業(以下「公共施設等運営事業」)である4事業では、PFI事業の選定時に事業内容の詳細が定まっていないなどのため、定量的評価は困難であるとして、定性的評価のみが実施されていた。また、民間事業者の選定時における評価の実施状況をみると、8事業(公共施設等運営事業を含む。)では、定量的評価及び定性的評価のいずれも実施されていなかった。

(注1)　サービス購入型　PFI事業を実施する民間事業者が自ら調達した資金により、施設整備及び維持管理・運営の一体的なサービス又は一部のサービスを公共施設等の管理者等に提供し、公共施設等の管理者等から支払われるサービスの提供に対する対価により、PFI事業に係る事業費を回収する方式

(注2)　事業者選定時VFM　PFI事業を実施する民間事業者の選定時等に算定したPSCと、PFI事業を実施する民間事業者の選定時等に算定した割引率を用いて入札価格を現在価値に換算して算定したPFI事業のLCCとの差額の当該PSCに対する率等

(注3)　PFI事業選定時VFM　PFI事業の選定時に算定したPSCとPFI事業のLCCとの差額の当該PSCに対する率等

(注4)　独立採算型　PFI事業を実施する民間事業者が自ら調達した資金により、施設整備及び維持管理・運営の一体的なサービス又は一部のサービスを公共施設等の管理者等に提供し、公共施設等の利用者から支払われる利用料金のみにより、PFI事業に係る事業費を回収する方式

(注5)　公共施設等運営権　公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者が維持管理・運営を行い、公共施設等の利用者から支払われる利用料金を自らの

収入として収受する事業を実施する権利。コンセッションともいう。

(2) モニタリングの実施状況等

サービス購入型の65事業のうち平成30年度末時点において維持管理・運営業務が開始されていた57事業について、モニタリングにより確認された債務不履行の発生状況をみると、同種の債務不履行が繰り返し発生していて、債務不履行の年間の発生件数が多くなっているものが見受けられた。

独立採算型の11事業のうち30年度末時点において維持管理・運営業務が開始されていた9事業について、モニタリングの実施状況をみると、1事業において、SPC等の財務状況が悪化しており、公共施設等の管理者等(以下「施設管理者」)は、財務状況の監視によりこれを把握し、SPC等に対して経営改善に係る資料を求めるなどして、事業の継続性等について検討を行っていた。また、業務要求水準等において施設管理者が修繕を行うこととされた設備の不具合について、モニタリングの際にSPC等から報告を受けていたものの、施設管理者において不具合を解消するための修繕を十分に行うことができていないなどのため、PFI事業に係る公共施設を十分に利用できない状態が継続していたものが見受けられた。

(3) PFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況等

30年度末現在で事業期間が終了していたサービス購入型の29事業について、PFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況をみると、当該事業を従来方式ではなくPFI方式により実施することが実際に有利であったかなどについての検証(以下「事後検証」)が行われていたものはなかった。そこで、本院において、可能な範囲でPFI事業に係るコスト面及びサービス面の両面についての事後検証等を試みたところ、上記29事業のうち、事業期間終了後、PFI事業により行われていた業務の一部である維持管理が従来方式による事業により行われていた27事業について、PFI事業により行われていた業務のうちから従来方式により締結された契約に含まれていない業務等を除外した上で算定したPFI事業における維持管理費相当額と、従来方式により行われていた事業における維持管理費相当額とを比較した結果、27事業の全てについて、PFI事業の方が従来方式により行われていた事業よりも維持管理費相当額が高額となっており、前者の後者に対する割合が最も高いもので285.3%、最も低いものでも106.8%となっていた。また、上記27事業のいずれにおいても、PFI事業として実施したことによるサービス面に係る定性的な効果を評価するための指標等が設けられるなどしていなかったことなどから、サービス面に係る事後検証を行うことが困難な状況となっていた。

2 検査の状況に対する所見

11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」)が制定されて以降、国は、30年度までに6次にわたりPFI法の改正を行い、施設管理者がPFI事業を実施する民間事業者に公共施設等運営権を設定することができるようにしたり、PFI事業の対象とする公共施設等を追加したりすることなどにより、PFI事業の推進を図ってきたところである。そして、PFI事業は、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で重要な役割を果たすものであるとしている。

また、PFI法が制定されて20年余りが経過して、サービス購入型のPFI事業については、事業期間が終了したもの又は終了が近いものが増加してきており、今後のPFI事業の実施に資するために、これまで実施してきたPFI事業に係る事後検証等を行い、PFI事業における課題等を明らかにして、今後の事業の改善にいかすことが重要となってきている。独立採算型のPFI事業については、まだ実績が少ないものの、公共施設等運営事業等への導入が促進されてきていることから、事業実績の増加が見込まれ、今後、その効果を見定めていくことが必要であり、SPC等の財務状況がサービスの提供に影響するため、財務状況の監視を含めてモニタリング等を適切に行うことがますます重要となってきている。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が、PFI事業の実施状況やSPC等の財務状況等に

与える影響についても、モニタリング等を通じて把握に努めて、必要に応じて的確な対応を行うことが望まれる。

ついては、以上の検査の状況を踏まえて、各府省等は、今後、PFI事業を実施する際には、次の点に留意する必要がある。

(1) PFI事業に係る評価の実施

ア　各府省等は、サービス購入型のPFI事業に係るVFM評価に当たり、PFI事業の選定時期等における金利情勢を十分に考慮するなどして割引率を設定するとともに、民間事業者の選定時におけるVFM評価の精度を高めるために、PSCに競争の効果を反映させるなどして、より実情に沿った算定を行った上でPFI事業の実施について判断すること。また、内閣府は、今後実施されるPFI事業について、各府省等における事業者選定時VFMの算定状況を把握の上、より適切にVFM評価が行われるようにするために、VFMガイドライン等に示したもの以外の方法等によってPFI事業を実施することを妨げるものではないとなっていることの趣旨が各府省等において十分に理解されるよう、VFMガイドラインの改定等について検討すること

イ　各府省等は、独立採算型のPFI事業について、公共施設等運営事業以外の独立採算型のPFI事業を含めて、より客観的な評価を行うようにするために、PFI事業の選定時及び民間事業者の選定時のいずれにおいても、公共施設等運営事業ガイドラインで示された評価方法を参考にするなどして定量的評価を行うよう工夫すること

(2) モニタリングの実施等

ア　各府省等は、同種の債務不履行が繰り返し発生している場合には、債務不履行の再発防止に向けて改善すること。特に、法務省は、同種の債務不履行が繰り返し発生しているPFI事業について、債務不履行の再発防止に向けて更に改善すること

イ　独立採算型のPFI事業を行う各府省等は、当該事業が今後も安定的に継続され、公共サービスの提供に支障が生じないようにするために、モニタリングにおいて、サービス水準に加えて、SPC等の財務状況についても引き続き監視していくこと。また、国土交通省は、同省が修繕を行うこととされた設備について、SPC等から不具合の報告を受けた場合、PFI事業に係る公共施設等を十分に利用できるようにするために、不具合を解消するための修繕を十分に行うこと

(3) PFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施

各府省等は、今後のPFI事業の実施に当たり、内閣府におけるPFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施方法についての検討結果を踏まえるなどして、PFI事業の事業期間終了に伴う評価を客観的に行うよう検討すること

本院としては、今後とも国が実施するPFI事業について、引き続き注視していくこととする。

(7) 国会からの検査要請事項に関する報告

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について　・・・・・ 221

・福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について　・・・・・ 224

・政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について　・・・・・ 228

・外国人材の受入れに係る施策について　・・・・・ 235

・公的統計の整備に関する業務の実施状況等について　・・・・・ 238

高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について

1　検査の要請の内容

本院は、国土交通省、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社を対象に、①高速道路に係る料金設定及び利用の状況、②各高速道路株式会社の経営状況、③高速道路に係る債務の返済状況及び機構の財務の状況、④国による支援の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の高速道路に係る料金、債務の返済等の状況に関する各事項について、①高速道路に係る料金の設定はどのように行われているか、高速道路の利用はどのような状況となっているか、②6会社(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の総称)の経営はどのような状況となっているか、③機構による債務の返済はどのような状況となっているか、機構の財務はどのような状況となっているか、④機構及び6会社に対する国の支援はどのような状況となっているかなどに着眼して検査を実施した。検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 高速道路に係る料金設定及び利用の状況

同省は、6会社と機構との協定に定められた高速道路の料金の額等が、償還主義、公正妥当主義等の基準に適合しているか確認を行っていた。

償還主義について6会社の収支予算の明細をみたところ、計画料金収入(注1)により計画管理費(注2)及び貸付料を料金徴収期間内に賄うものとなっており、公正妥当主義について高速道路料金の推移をみたところ、その上昇率は電気料金を除く他の公共料金等と比べて低い割合となっていた。

(注1)　計画料金収入　　国全体の交通需要予測に基づくなどして推計された各高速道路に係る交通量に高速道路料金を乗ずるなどして6会社が算定した毎年度の収入の額

(注2)　計画管理費　　6会社の過去の管理費の実績等を基に6会社が算定した毎年度の費用の額

(2) 各高速道路株式会社の経営状況

平成18年度以降の高速道路の整備状況をみたところ、18年4月1日時点においては、開通済みの延長が8,976km、事業中の延長は1,394kmとなっていたが、令和2年3月末時点においては、開通済みの延長が10,355km、事業中の延長が313kmとなっており、平成18年4月1日時点で事業中となっていた延長1,394kmのうち1,266km(90.8%)が開通していた。

道路整備特別措置法(以下「特措法」)に基づき行う高速道路の新設又は改築、機構から借り受けた道路資産(道路を構成する敷地又は支壁その他の物件。ただし、料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。)に係る高速道路について特措法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(これらの事業を「高速道路事業」)に係る損益のうち、料金収入、管理費及び貸付料による損益については、6会社の18年度から令和元年度までの毎年度の料金収入の金額(社会実験の補塡金等を含む。)から管理費の実績及び貸付料の実績を差し引いた損益の累計額が32億円から253億円までのプラスとなっていた。また、高速道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理等に係る損益は、6会社とも、平成18年度以降、継続して利益を計上していた。

(3) 高速道路に係る債務の返済状況及び機構の財務の状況

路線網等ごとの債務返済計画(機構が作成する収支予算の明細)をみたところ、本州と四国を連絡する一般国道(以下「本四道路」)に係る出資金の令和元年度末における残高は、計1兆7382億円となっている。機構は、高速道路勘定に係る出資金に相当する額を機構の解散の日までに出資積立金(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令により、高速道路勘定における資本金に相当する額を現預金等の残余財産とするための積立金をいう。)として積み立てる必要があると

されているが、本四道路に係る出資金については、平成15年12月の「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」(平成15年12月政府・与党申し合わせ)において、機構の解散時までに返済方法を検討することとされたため、当分の間、出資積立金の積立てに要する費用から本四道路に係る出資金に相当する額を除くこととなっている。

機構が上記の1兆7382億円を出資積立金として積み立てるためには一定の期間が必要になり、債務返済計画に影響を与えることになることなどから、同省及び機構において、本四道路に係る出資金の返済方法については、計画的に検討を行い、その結果を債務返済計画に反映する必要がある。

出資積立金の積立時期をみたところ、26年6月の特措法等改正の際に、特定更新等工事に係る債務(以下「特定更新等工事債務」)以外の高速道路の新設等に係る債務の返済及び出資積立金の積立てを機構設立から45年以内に完了した後に、特定更新等工事債務を返済するという方針が国から示されたが、その後、首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金(東京都からの出資金及び同出資金見合いの国からの出資金をいう。)及び阪神高速道路(阪神圏)に係る地域路線網の全出資金については、出資者との合意や各会社と調整を図った上で、国等が方針を示し、出資積立金の積立時期の見直しを行うこととして、それぞれの債務返済計画を変更し、出資積立金の積立てを有利子である特定更新等工事債務の返済の後に行うこととして、特定更新等工事債務に係る支払利息を低減させていた。一方、全国路線網に係る出資金及び首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金以外の出資金については、出資積立金の積立時期の見直しを行っておらず、それぞれの債務返済計画において、特定更新等工事債務の返済前に出資積立金を積み立てることになっている。

しかし、このようにしていると、出資積立金を積み立てる期間に有利子債務である特定更新等工事債務を減少させることができず、同期間以降により多くの支払利息が発生することとなる。したがって、同省及び機構において、全国路線網に係る出資金及び首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金以外の出資金について、国、機構、各会社及び出資者である地方公共団体間で調整を図った上で出資積立金の積立時期の見直しを行い、将来の支払利息の低減を図るよう検討する必要があると認められた。

(4) 国による支援の状況

国は、機構及び6会社に対して、出資や補助金の交付等の財政上の支援のほか、機構の資金調達に係る政府保証を行うなどの金融上の支援等の様々な支援を実施している。

このうち、機構が国等からの出資金等を財源として6会社に貸し付けている無利子貸付金相当額等について、債務の返済及び出資積立金の積立て(以下「債務の返済等」)にどのように寄与しているかをみるために、本院において、仮に6会社が有利子で調達し、機構が有利子債務として引き受けることなどとした場合に機構の債務の返済等がどのようになるかを機械的に試算した。その結果、機構が引き受ける有利子債務及び支払利息が増加するなどしていたことから、国等による財政上の支援は、全国路線網、首都高速道路に係る地域路線網及び阪神高速道路(阪神圏)に係る地域路線網に係る債務の返済等の完了期日が早期化することに寄与していたと考えられる。

3 検査の結果に対する所見

機構及び6会社は、40兆円に上る高速道路の建設等に係る有利子債務を一定期間内に確実に返済し、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設するとともに、民間のノウハウを発揮することにより、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供することなどを目的として、17年10月1日に設立され、既に15年以上が経過している。

ついては、同省、機構及び6会社は連携して、次の点に留意するなどして、高速道路に係る債務返済を確実に行い、必要な道路を早期にできるだけ少ない国民負担で建設することなどができるよう、高速道路事業等を適切に実施する必要がある。

ア 同省、機構及び6会社において、引き続き、償還主義、公正妥当主義等に基づく検証を必要に応

じて行うとともに、新たな路線や区間の開通等によるネットワークの整備状況、社会情勢の変化等に応じて適時適切に料金制度及び料金割引の見直しを行うこと

イ　同省及び機構において、本四道路に係る出資金について、機構の解散時までに返済方法を検討することとなっているが、出資金は多額に上っており、機構が同額の出資積立金を積み立てるためには一定の期間が必要となることなどから、計画的に検討を行い、その結果を債務返済計画に反映すること

ウ　同省及び機構において、債務の早期の確実な返済という機構の目的等に鑑み、全国路線網に係る出資金及び首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金以外の出資金について、国、機構、各会社及び出資者である地方公共団体間で調整を図った上で出資積立金の積立時期の見直しを行い、将来の支払利息の低減を図るよう検討すること

本院としては、新型コロナウイルス感染症対策による交通量や貸付料等への影響を注視しつつ、今後とも、高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について、引き続き検査していくこととする。

福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について

1　検査の要請の内容

本院は、環境省等を対象に、①除染の取組等の状況、②放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況、③中間貯蔵施設に係る事業の実施状況、④放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等に関する各事項について、①除染の取組等の実施状況や効果はどのようになっているか、②放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等(注1)の処理はどのように行われているか、③中間貯蔵施設に係る用地の取得状況、施設の整備状況、除去土壌等の輸送の実施状況はどのようになっているか、④放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組の実施状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(注1)　除去土壌等　除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物

(1) 除染の取組等の状況

除染特別地域における除染等の実施状況についてみると、環境省は、除染による空間線量率の低減効果を評価し公表しており、これについて、本院において、測定箇所ごとに、事前測定、事後測定及び事後モニタリングの空間線量率を比較して集計したところ、事後測定の結果が事前測定を下回っていないものが計12,894か所見受けられ、これらは除染の効果が確認できなかった。同省の除染の効果に係る評価結果は、事前測定から事後測定までの測定間隔が短い箇所と長い箇所のデータが混在していたり、また、当該測定間隔が比較的長くなっていたりしていて、自然減衰やウエザリング(注2)に起因する線量低減効果が相当程度影響していると思料された。

除染適正化に向けた取組状況についてみると、同省は、平成29年度に除染が完了して不適正事案の件数が減少しているとして、30年度以降、不適正除染に係る通報があった場合の情報集約を行っておらず、事案の公表も行っていなかった。

(注2)　ウエザリング　降雨等の自然要因による放射性物質の移動等に伴い放射能が減少する効果

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況

除去土壌等の管理についてみると、除去土壌等又は除染実施計画策定前の土壌等の除染等の措置に類する行為であって国の補助金等を受けたものにより生じた土壌等(これらを「補助対象除染により生じた土壌等」)が埋設保管されたとされている箇所に住宅が建築されていて、補助対象除染により生じた土壌等の保管状態が確認できず、補助対象除染により生じた土壌等の管理が適切とは認められない事態や、除去土壌の実際の保管数量よりも少ない数量が除去土壌等保管台帳に記載されるなどしていた事態が見受けられた。

廃棄物仮置場等の設置場所の災害対策についてみると、同省が令和元年12月から2年2月までの間に、廃棄物仮置場24か所を対象に確認したところ、5か所が津波浸水想定区域内や洪水浸水想定区域内に設置されていることが判明したが、この点検には、ため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。また、同省が元年10月から2年4月までの間に、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物として環境大臣に指定された廃棄物(以下「指定廃棄物」)が国等に引き渡されるまでの間保管される場所(この保管を「一時保管」、指定廃棄物を一時保管する場所を「指定廃棄物一時保管場所」)379か所を対象に確認したところ、130か所が洪水浸水想定区域内等や土砂災害警戒区域内等に設置されていることが判明し、このうち13か所は、対策が必要であるかについて追加の検討が必要としている。一方、この点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。さ

らに、同省が元年12月から2年2月までの間に、除染特別地域内の除去土壌等を保管するための仮置場(以下「除染仮置場」)170か所のうち洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内等に設置されている159か所を対象に現地調査を行うなどしたところ、1か所については対策が必要であるとして、元年度末現在において除去土壌を中間貯蔵施設へ搬出している。一方、この点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。

(3) 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況

中間貯蔵施設に係る用地の取得状況についてみると、中間貯蔵施設予定地の面積は15,994,087㎡であり、元年度末現在で、国有地、公有地及び民有地を合わせた取得済面積は合計11,642,084㎡(全体面積15,994,087㎡の72.8%)となっている。

施設の整備及び稼働の状況についてみると、仮設灰処理施設については、2年3月に仮設灰処理施設(双葉工区その1)が、同年4月に仮設灰処理施設(双葉工区その2)が稼働を開始している。

廃棄物貯蔵施設については、搬入見込量110,000㎥に基づき保管容量が決定された廃棄物貯蔵施設3施設のうち、整備済みとなっている2施設については、2年4月末までに、仮設灰処理施設において溶融され固化処理された焼却灰及びばいじん330㎥が搬入済みとなっている。

受入・分別施設については、同省が平成28年度に2工区、29年度に5工区、30年度に2工区の整備を開始しており、29年6月から令和元年度末までのこれら9工区(整備費計163億2801万円)における受入分別処理可能量計3,661,000㎥に対して、累計受入分別処理実績は計3,494,125㎥(受入分別処理可能量の95.4%)となっている。

土壌貯蔵施設については、同省が元年度末までに10工区を整備(整備費計672億3451万円)しており、元年度末現在の土壌貯蔵施設の貯蔵容量は10工区計3,028,524㎥となっているのに対して、累計貯蔵実績は計2,091,337㎥(貯蔵容量の69.1%)となっている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送についてみると、同省は、平成26年度から令和元年度末までの間に、福島県内の除染仮置場等から中間貯蔵施設に計6,683,133㎥の除去土壌等を輸送している。

(4) 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況

福島県外における状況についてみると、元年度末現在、福島県外で保管されている指定廃棄物は計27,576ｔとなっていて、指定廃棄物の保管が行われている都県では、長期管理施設の設置のめどが立っていないことなどから、一時保管が継続している状況が見受けられる。本院において、これらの指定廃棄物について、元年度末現在における放射能濃度を試算したところ、8,000Bq/kg以下になっている指定廃棄物の保管量は、20,133ｔ(元年度末現在の指定廃棄物の保管量全体の73.0%)と推定される結果となった。そして、放射能濃度の自然減衰により、指定取消しの対象となり得る放射能濃度が8,000Bq/kg以下の指定廃棄物は今後更に増加することが見込まれる。

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の中間評価及び見直しの状況についてみると、見直し後の同戦略の検討対象とする除去土壌等の発生見込量については、約1330万㎥とされ、特定復興再生拠点区域を含めて帰還困難区域の除染で発生した(発生することが見込まれる)除去土壌等については、定量的な推計が困難であるとして発生見込量に含まれていないことが明記された。「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」において、最終処分量について、除去土壌の再生利用を見込まないケースゼロから、洗浄処理まで実施してできるだけ再生利用するケースⅣまでの五つのケースを想定した上で、最大で1291.9万㎥、最小で3.4万㎥と推計されている。

特定復興再生拠点区域において発生することが見込まれる除去土壌等の量及び放射能濃度についてみると、同省は、特定復興再生拠点区域における除染で発生が見込まれる除去土壌等の量について、最小でも1,612,981㎥、最大では1,988,257㎥と推計している。そして、特定復興再生拠点区域における除染により発生した除去土壌のうち、元年度末までに中間貯蔵施設に搬入された除去土壌176,781㎥の放射能濃度をみると、再生利用可能な8,000Bq/kg以下の土壌を得るためには

中間貯蔵施設への搬入を開始してから30年後までの自然減衰に加えて高度分級技術(分級＋摩砕等)による処理等が必要となるものが36,823㎥(搬入済みの除去土壌の量の20.8%)となっていて、比較的高濃度の除去土壌が一定割合含まれていた。

3　検査の結果に対する所見

政府は、緊急除染、先行除染や段階的な災害廃棄物等の処理に引き続き、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として制定された放射性物質汚染対処特措法の枠組みの下で、除染の事業、汚染廃棄物や除去土壌の処理事業等を実施してきた。

その結果、福島県内においては、平成29年3月までに帰還困難区域を除く除染特別地域11市町村の面的除染が、30年3月までに除染実施区域36市町村全域の除染がそれぞれ完了し、福島県外においては、29年3月までに57市町村全域で除染が完了したとされている。

一方、23年3月の福島第一原子力発電所の事故の発生から10年が経過して、除去土壌等や指定廃棄物の保管が長期化し、また、一部において適切とは認められない除去土壌の保管が見受けられるなど、その適正な管理や最終処分に向けた取組の重要性はますます増している。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の除染等が実施されているところであり、除染、廃棄物処理、中間貯蔵施設事業及び最終処分への取組は、今後更なる加速化が求められている。

ついては、同省において、今後、次の点に留意して、福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理に適切に取り組む必要がある。

ア　現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事において自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果の影響をできるだけ排除して除染の効果を統一的に確認できるよう、測定間隔を可能な限り一定にして速やかに測定を実施するなどの手法を検討すること

イ　現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事についても、不適正除染に関する通報があった場合、引き続き現地調査、調査結果に基づく対応等を行うとともに、情報集約や事案の公表を行うなどして、再発防止に取り組むこと

ウ　補助対象除染により生じた土壌等について、現場保管場所における保管状況が確認できない事態が見受けられることから、補助対象除染により生じた土壌等の適正な保管に向けて、同種の事態の再発を防止するために、補助対象除染により生じた土壌等の保管状況を適切に把握するよう関係市町村に徹底を図ること

エ　除去土壌等保管台帳の記載等が実態と異なっていた事態が見受けられることから、関係市町村に対して、除去土壌等の実際の保管量等が除去土壌等保管台帳に正確に記載されているかどうかを改めて確認し、必要に応じて記載内容の見直しを行うよう徹底を図ること

オ　指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場については津波浸水想定区域内に設置されていないかの確認を、廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場についてはため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認をそれぞれ行い、必要に応じて廃棄物又は除去土壌等を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、飛散流出を防止するための対策を実施したりすること。また、災害が発生した場合に指定廃棄物が飛散流出するおそれのある指定廃棄物一時保管場所については、指定廃棄物を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、必要に応じて飛散流出を防止するための対策を実施したりするなど、指定廃棄物の安全な保管に努めること

カ　福島県外における指定廃棄物の放射能濃度を適時適切に確認した上で、指定取消しなどにより指定廃棄物の処理を促進し廃棄物の量の縮減を図ることが可能となるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能であるとされていることについて、一時保管者、指定取消し後の処理責任者等に対する説明や情報発信を更に進めること

キ　特定復興再生拠点区域で今後発生する除去土壌等の量や放射能濃度を速やかに推計し、その結果を踏まえて、最終処分に向けた取組を行うこと

本院としては、福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について

1　検査の要請の内容

本院は、内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省を対象に、①政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況、②各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況、③政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況、④政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の政府情報システムに関する各事項について、①政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況はどのようになっているか、②政府情報システムの整備及び運用に当たって各府省等が締結する契約は競争性及び経済性が確保されているか、③政府情報システムは、有効に活用され、所期の目的に照らして十分な効果を発現しているか、各府省等において、システムの利用状況を把握し、効果の発現状況を検証するための体制が整備され、その体制により適切な把握及び検証が行われているか、④政府情報システムは全体として適切かつ効率的に整備され、及び運用されているか、また、コスト削減に向けた計画は適切に策定され、コスト削減を着実に実現しているかに着眼して13府省等の本省、外局等(以下「省庁」)計30省庁が平成30年度に整備経費又は運用等経費に係る予算を計上し又は執行した実績がある765システムを対象として検査を実施した。検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況

予算現額(注1)が多額に上っている政府情報システム別に予算の執行状況をみると、各府省等の政府情報システムに係る予算のうち特に整備経費について、複数の府省等の政府情報システムにおいて、開発工期を見直すなどしたことによって翌年度繰越額の予算現額に対する割合や不用額の予算現額に対する割合が高くなっている状況が見受けられた。

システム数が多くPMO(注2)が執行額等(支出済歳出額、翌年度繰越額及び不用額をいう。)の把握を行うのは困難であること、予算科目ごとの執行額等の把握は会計担当部門が行っていることなどを理由として、PMOが一元的に執行額等の把握を行っていない府省等も見受けられた。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(以下「IT総合戦略室」)及び総務省は、執行額等を把握するためではないとはいえ、デジタルインフラ(注3)を含め、政府情報システムに係る予算の執行状況の把握に関することを担う立場にあり、また、執行額等を含めて予算の執行状況の把握を行うことは、翌年度以降の予算作成にいかすなど政府情報システムに関する企画・予算要求、執行、検証及び見直しというPDCAサイクルを適切に機能させる上で有用である。

(注1)　予算現額　当初予算額、補正予算額、前年度からの繰越額及び流用等増減額等を合計した額

(注2)　PMO　Portfolio Management Officeの略。府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織

(注3)　デジタルインフラ　政府全体で共通的に利用する人事、給与、旅費等の内部管理業務等を処理するためのシステム、OSやネットワーク等の基盤、機能等

(2) 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況

各府省等が30年度に締結した整備、運用等に係る契約755件のうち競争契約423件(契約金額3448億円)における応札者数の状況をみたところ、応札者が1者となった契約(以下「1者応札」)の件数は313件(73.9%)、契約金額は2929億円(84.9%)となっており、1者応札の件数の割合が高く、ベンダーロックイン(注4)が生じている可能性がある状況となっていた。

一部の府省等では、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容とするためにパッケージソフトの利用を可能としたり、調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、既存業者以外の業者の参入を通じて、競争性及び経済性を向上させている取組が見受けられた。

(注4)　ベンダーロックイン　整備を行った情報システムについて、特定の販売会社や情報システムの開

発会社(ベンダー)の製品、サービス等に囲い込まれ、他社の参入が困難となる状況

(3) 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況

ア　マイナンバー制度関連システム

(ｱ) マイナンバーの情報連携の実施状況

情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」)、マイナポータル(注5)及び監視・監督システム(注6)並びに既存システム及び中間サーバー(注7)のうち政府情報システムに該当するもの(注8)などを合わせたシステム(以下「マイナンバー制度関連システム」)の利活用及び添付書類の省略の促進のためには、相互に情報をやり取りすること(以下「情報連携」)を処理するシステムへのマイナンバー(注9)の登録及び情報連携の推進が重要である。しかし、マイナンバーの登録が低調となっているシステムが見受けられたり、情報連携の31年1月から令和元年12月までの間の実績件数が年間想定件数に比較して著しく少なくなっていたりしていた。また、情報連携を支える基盤等のシステム等におけるITリソース(注10)についても、CPUの最大使用率が低いシステムが見受けられた。

(注5)　マイナポータル　　国民が自宅のパーソナルコンピュータ等から自身に関する情報連携等の記録を確認できる機能を搭載したオンラインサービスである情報提供等記録開示システム及び地方公共団体の子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請を行うサービス検索・電子申請機能等システム

(注6)　既存システム　　行政機関が従来使用しているシステムのうち、社会保障、税等に係る個人情報の正本データを保有するシステム

(注7)　中間サーバー　　既存システムに登録されたマイナンバーの保護を目的に、既存システムと情報提供NWSの間を仲介するシステム

(注8)　地方公共団体等が運用するなどしている既存システム及び中間サーバーはマイナンバー制度関連システムに含んでいない。

(注9)　マイナンバー　　特定の個人を識別する12桁の番号

(注10)　ITリソース　　ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なCPU(Central Processing Unitの略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置)、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための機器)等

(ｲ) マイナンバーの情報連携に係る監視・監督を行うシステムの利用状況

監視・監督システムの主な機能には、不正兆候の検知条件であるしきい値を情報提供NWSに設定することにより、警告を発出させる機能(以下「警告機能」)、情報照会の保留条件であるしきい値を情報提供NWSに設定することにより、自動的に特定の情報照会を保留させる機能(以下「保留機能」)等がある。

個人情報保護委員会は、平成29年7月の監視・監督システムの運用開始以降、同年10月から30年5月までの間においては試行的にしきい値を設定していたものの、同年6月以降は警告機能によるリアルタイムでの不正兆候の検知及び保留機能による情報照会の保留を行わないことにしていた。

(ｳ) マイナポータルの利用状況

マイナポータルにおける情報提供等記録に対する開示の請求及び通知を電子的に行う機能(以下「情報提供等記録表示機能」)以外の各種オンラインサービス等のうち、ぴったりサービス(注11)の実績件数については増加傾向となっていたものの、年間想定件数に対して30年度の実績件数は著しく少ない状況となっており、公金決済サービス(注12)については実績件数が皆無となっていた。

(注11)　ぴったりサービス　　地方公共団体の子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請ができるサービス

(注12)　公金決済サービス　　マイナポータルの「お知らせ」を使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができるサービス

イ　マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム

(ｱ) 電子申請等関係システムの利用状況

電子申請等関係システム(注13)について、行政手続別の電子化の状況を確認するなどしたところ、電子完結(電子申請に際して、紙媒体による添付資料の提出及び対面を必要としないことをいう。)不能な63手続のうち、電子申請件数を年間手続件数で除した率(以下「電子申請率」)が20%未満の手続は55手続、1%未満の手続は41手続となっていた。また、添付資料(電子データによるものを含む。)がある113手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は91手続、1%未満の手続は58手続となっていた。

さらに、外部連携機能(API)(注14)が利用可能な142手続について、外部連携機能を利用した電子申請件数が把握されている手続を確認したところ13手続のみとなっており、外部連携機能の利用状況を確認することができない手続が多く見受けられた。

(注13) 電子申請等関係システム　電子申請の受付及び事務処理に必要な政府情報システム

(注14) 外部連携機能(API)　システムが備えている申請等の機能を外部のソフトウェアから呼び出して利用することができるように当該ソフトウェアと連携するための手順やデータ形式等を規約として定め、当該規約を用いて申請等を行う仕組み。APIはApplication Programming Interfaceの略

(ｲ) 受付システムの多重化と事務処理の状況

マイナポータルにおいては、令和2年1月に国の行政機関等の所管する手続も電子申請の対象とした法人設立ワンストップサービスが開始されている。法人設立ワンストップサービスの開始により国民等や民間事業者等の申請者から国の行政機関等(手続の受け手)に対する電子申請について受付を行うシステム(以下「受付システム」)が多重化することとなったため、3受付システム(注15)の利用状況、受け付けた電子申請について事務処理を行うシステム(以下「事務処理システム」)との連携状況等をみたところ、3事務処理システム(注16)について、受付システムとして電子政府の総合窓口システム(以下「e-Gov」)とマイナポータルが併存していて電子申請のデータを受領するための機能が重複しており、このうち、ハローワークシステムにおいては、e-Govで利用することができた機能がマイナポータルでは利用することができないなどの状況となっており、行政側の業務が複雑化していた。

(注15) 3受付システム　電子政府の総合窓口システム、国税電子申告・納税システム、マイナポータル

(注16) 3事務処理システム　労働保険適用徴収システム、記録管理・基礎年金番号管理システム、ハローワークシステム

(ｳ) 電子調達等関係システムの利用状況

電子調達等関係システム(注17)について、各府省等における平成28年度から30年度までの契約の電子化の状況をみると、契約締結件数に対する電子契約の割合は1%未満にとどまっていた。

(注17) 電子調達等関係システム　総務省、国土交通省等が整備している電子入札や電子契約を実施するための政府情報システム

ウ　政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム

(ｱ) 人給システム及び旅費等システムに係る機能の利用状況

人事院の「人事・給与関係業務情報システム」(以下「人給システム」)及び経済産業省の「旅費等内部管理業務共通システム」(以下「旅費等システム」)について、参加府省における各機能の利用状況をみたところ、令和2年2月末時点において、それぞれに参加している25省庁及び29省庁のうち10省庁以上が利用していない主要な機能があり、該当する業務がないことのほか、各機能を導入するための時間を参加府省において確保することができないことや、他の手段により運用していることなどのため、当該機能が利用されていない状況となっていた。

(ｲ) 他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況等

人給システム、総務省の「一元的な文書管理システム」(以下「文書管理システム」)及び旅費等システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能について、2年2月末時点の利用状況をみたところ、人給システムにおける3連携機能について、参加府省のうち連携機能を利用している省庁の割合が50%未満となっていた。

また、人給システムと他の政府情報システム等とのシステム連携については、連携する情

報がシステム間で異なる形式であるなどシステム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているため、システム連携を行うために相当の労力を要するものとなっていてシステム連携を実施できていない事態が見受けられた。

エ　政府情報システムに係る目標及び指標の設定状況、指標のモニタリングの実施状況、目標の達成状況等

89システム(注18)について、プロジェクト計画書等(注19)の作成状況をみたところ、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領の両方を作成していなかったものが、36システム見受けられた。

89システムのうち、プロジェクト計画書において目標及び定量的な指標の設定を行っていて、2年3月末時点において1年以上のプロジェクトの期間のある35システムについて、指標のモニタリングの実施状況を確認したところ、定量的な指標が計129件設定されていたが、このうち9システムの定量的な指標計20件については、モニタリングが行われていなかった。

(注18)　89システム　　平成30年度情報システム関係予算の政府案状況表(IT総合戦略室及び総務省が行っている情報システム関係予算に関する調査結果を取りまとめたもの)に記載されている整備経費又は運用等経費に係る29、30両年度の当初予算額の合計額が10億円を超えている政府情報システムのうち、令和2年3月末時点で利用されているシステム

(注19)　プロジェクト計画書等　　政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(平成26年12月各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定。30年3月30日以降はデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン)により作成することとされているプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領

(4)　政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

ア　政府共通PFの整備及び運用の状況

25年3月に運用を開始した政府共通プラットフォーム(以下「第一期政府共通PF」)については、整備を行ったセキュアゾーン(注20)や仮想PC機能(注21)について本来の事業効果を発現しておらず、経費の増大を招くなどしていた。また、政府情報システムの統合・集約化によるシステム運用コストの低減が図られているとは判断できない状況となっていたり、政府全体での投資対効果及び経費削減効果の検証等が十分に行われていなかったりしていた。

仮想化により設定されたCPUコア数の中には実際のシステムの運用に利用されていないものが、また、第一期政府共通PFに移行したシステムごとのITリソースや運用管理サーバ等に係るITリソースの中には十分に活用されていないものが見受けられた。

クラウドサービス(注22)を活用した新たな政府共通プラットフォーム(以下「第二期政府共通PF」)は、令和2年9月末に設計及び開発の工程を終了し、同年10月に運用開始されている。

(注20)　セキュアゾーン　　日本年金機構の個人情報流出事件を踏まえ、平成28年度契約により整備されたインターネットから分離された環境のこと。セキュアゾーンを利用するシステムに提供する仮想PC機能等が整備されたが、本来の目的で利用されないまま30年度末に廃止された(平成30年度決算検査報告「本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの」及び令和元年度決算検査報告「政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について」参照)。

(注21)　仮想PC機能　　仮想PC機能は本来の目的で利用されていなかったが、仮想PCにアクセスするためのハードウェアトークン(職員認証用のパスワードを一定間隔で生成して表示するキーホルダー型の機器)の一部は、リモートVPNに接続するためのハードウェアトークンとして利用されていた。

(注22)　クラウド　　クラウドコンピューティングの略。一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

イ　IT総合戦略室及び総務省による運用等経費の削減に関する取組の状況

IT総合戦略室は、各府省等から報告された削減実績額の妥当性を確認することについては、政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン等に規定されていないことなどから、行っていないとしていた。また、IT総合戦略室は、平成29年度分以降の削減実績額については、報告の様式を変更したため、各政府情報システムの制度改正等増分経費(注23)の内訳を把握していなかった。

運用等経費の削減対象となっている政府情報システムのみについて令和2年度予算額を集計すると、3863億円となり、削減基準額(注24)である4000億円との差は136億円(削減目標額に対する割合11.3%)となっており、2年度の削減見込額としている1028億円(同85.7%)と相当の開差が見受けられる状況となっていた。このような開差は、制度改正等増分経費が影響していることによると思料される。

(注23) 制度改正等増分経費　制度改正等により業務要件が変更された場合又は消費税率及び地方消費税率の変更により運用等経費が増加した場合の当該増加分経費であり、運用等経費の削減対象となる政府情報システムの運用等経費の削減額を算定する際に除外することとなっている。

(注24) 削減基準額　運用等経費の削減対象となる政府情報システムの平成25年度の情報システム関係予算額から整備経費等を除いた運用等経費

ウ　ITダッシュボードによる運用等経費の削減状況の公表

政府情報システムの運用等経費の削減状況の公表状況について、政府が26年7月に公開したITダッシュボードというウェブサイトにおける公表状況をみたところ、30年4月から令和3年2月までの間に一度も更新していなかった。

エ　各府省等の政府情報システムに係る監査の実施状況

情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査計画を策定していなかったり、システム監査を実施していなかったりしていて、ITガバナンス及びITマネジメントの面で適切でない事態が3省庁において見受けられた。

オ　ODBによる政府情報システムの情報資産の管理状況

総務省は、運用開始から7年を経過した政府情報システム管理データベース(以下「ODB」)の更改を行わずに、2年9月に運用を停止し、同年10月末に廃止している。そして、ODBの廃止後の政府情報システムの情報資産等の管理の在り方については、今後、デジタル・ガバメント技術検討会議(注25)の下に設置されたサブワーキンググループにおいて検討することになっている。このため、具体的な在り方が定まるまでの間は、情報システムIDの管理等については、表計算ソフトウェアを用いた手作業により維持する予定としている。また、ODBの廃止後の統一的な政府情報システムの情報資産等の管理の方向性については、現時点で未定であるとしている。

(注25) デジタル・ガバメント技術検討会議　デジタル・ガバメント推進方針を推進するに当たって、政府職員だけでは解決が困難な技術的、専門的な課題等について検討するため、情報化統括責任者補佐官から構成され、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下に設置された会議

3　検査の結果に対する所見

政府は、政府情報システムの整備及び運用について、毎年度、多額の予算を計上している。そして、デジタル・ガバメントを実現するための取組を強化するとともに、政府情報システムを活用して、行政サービスの利便性の向上並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現するため、デジタル庁の制度設計、体制整備等を進めている。また、政府内では、デジタル庁の設置に向けて、ITガバナンスにおけるIT総合戦略室、総務省、各府省等の従来の役割について、変更が検討されている状況にある。

ついては、政府は、次の点に留意するなどして、より一層、行政サービスを改善しデジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現を目指すよう取り組むことが重要である。

(1) 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況

ア　翌年度以降の予算を作成するに当たり、政府情報システムに関して、予算要求の状況だけでなく、執行額等を含めた予算の執行状況についても、各府省等において、把握を行うことを検討すること

イ　政府情報システムの適切な整備・見直しにも資するよう、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき一括計上したデジタルインフラの整備に係る予算について、調査の実施方法等を検討した上で各システムの執行額等の情報を各府省等から集約するなどして把

握を行い、PDCAサイクルを適切に機能させるために活用していくことを検討すること

(2) 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況

政府情報システムの契約の締結に当たり、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容としたり、業務の内容を分割するなどの調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、各府省等において、既存業者以外の業者の参入による競争性及び経済性の向上を図ること

(3) 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況

ア　マイナンバー制度関連システム

(ｱ) マイナンバー制度関連システムにおけるマイナンバーの登録を各府省等において進めるとともに、所管する事務手続における情報連携を各府省等において一層推進すること。また、マイナンバー制度関連システムについて、各府省等においてITリソースの利用状況を注視しつつ、システムの適切な整備を行っていくこと

(ｲ) 情報連携に係る監視・監督業務の取組について、情報提供NWSの不適切な利用の早期発見という目的に照らして実際に有効な方法となっているか、個人情報保護委員会において、継続的に検証していくこと

(ｳ) マイナポータルの情報提供等記録表示機能を今後も引き続き適切に提供するとともに、ぴったりサービス及び公金決済サービスについては、利用状況を踏まえてサービスの在り方について検討した上で、利用の推進等を図ること

イ　マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム

(ｱ) 電子申請の在り方について利用状況を踏まえて検討した上で、電子申請等関係システムの利活用促進及び利便性向上の観点から、行政手続の見直しなどの際に、電子完結が可能となる仕組みの整備、添付資料の見直しなどの検討を行うとともに、外部連携機能を整備した効果を確認できるようにするなどして、電子申請率の向上等を図るための方策を各府省等において検討すること

(ｲ) 受付システムの多重化によって、関係する事務処理システムにおける業務の複雑化を招かないように、受付システムを整備し運用する府省等において、あらかじめ受付システムと事務処理システムとの連携方法を十分に検討すること

(ｳ) 総務省が整備する電子調達システムによる電子契約の利用促進に向けた課題を整理し、各府省等が行う調達について、利便性に配慮した上で可能なものから順次電子契約を利用するよう、各府省等及び民間事業者等に対する周知、啓発等に努めること

ウ　政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム

(ｱ) 人給システム及び旅費等システムについて、担当府省において、システムの利便性の向上を図りつつ、参加府省におけるシステムの機能の利用状況について適切に把握し、各機能の利用が低調となっている参加府省に対して、利用が進んでいる省庁の取組事例を紹介するなどして、両システムの利用促進に向けた取組等について適時適切に検討するように助言及び支援を行うこと。また、参加府省において、システムを利用した場合の業務の在り方を見直し、各機能を利用した場合の業務への影響やシステム化の可否について、十分に検討を行い、両システムの利用向上に向けて適切に取り組んでいくこと

(ｲ) 業務の効率化を図ることができるよう、担当府省において、人給システムについて、必要となるシステム改修等の技術的な対応を行うなどしたり、文書管理システム及び旅費等システムについて、参加府省に対してシステム連携が円滑に行えるように適時適切にシステム連携機能に係る周知等の支援を行ったりすることにより、システム連携を推進していくこと。また、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月ｅガバメント閣僚会議決定。令和元年12月改定)において、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携等について、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現することとなっていることを踏まえて、担当府省におけるシステム連携を推進するための取組について適時適切に助言及び支援を行ってい

くこと。さらに、担当府省によるシステム改修等の技術的な対応やシステム連携機能に係る周知等の支援等を踏まえて、参加府省においてシステム連携機能の利用を検討すること

エ　政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況を把握するために、各府省等において、プロジェクト計画書等を作成して適切な目標及び指標を設定し、目標値に対する実績値の取得方法等を十分に検討してプロジェクト管理要領に明記するとともに、適切にモニタリングを行い、目標の達成に向けた継続的な改善に取り組んでいくこと

(4) 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

ア　第一期政府共通PFの運用状況の分析や見直しなどの実績を十分に踏まえて第二期政府共通PFの整備及び運用を行うことなどにより、引き続き政府情報システムの効率化及びコスト削減を推進すること

イ　政府情報システムに係る運用等経費の削減実績額の算定について、削減実績額が大きい政府情報システムの制度改正等増分経費等が適正であるかなどの検証を行うとともに、削減実績額の算定に当たっての方法等を各府省等と共有するなどして適正な削減実績額の算定に努めること

ウ　政府情報システムの運用等経費の削減状況を適時に公表して国民が確認できるようにすること

エ　PMOの体制強化を各府省等において検討するなどして、システム監査等を適切に実施すること

オ　ODB廃止後の政府情報システムに係る情報資産等のより効率的かつ効果的な管理の在り方について、早急に検討し、結論を得ること

本院としては、政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況、各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況、政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況並びに政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況について、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。

外国人材の受入れに係る施策について

1　検査の要請の内容

本院は、法務省、文部科学省、厚生労働省、外国人技能実習機構(以下「技能実習機構」)等を対象に、①大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況、②技能実習制度の適正化に係る取組の状況、③外国人材の受入れに係る国の支援の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の外国人材の受入れに係る施策に関する各事項について、①文部科学省及び法務省は、大学等や都道府県等に対して、外国人留学生(注1)の在籍管理について、どのような指導等を行っているか、出入国在留管理庁(平成31年3月31日以前は法務省入国管理局)が在留の管理に用いている情報システムは有効に活用されているか、文部科学省等の補助事業に係る補助要件等において、大学等における在籍管理の状況が適切に考慮されているか、②技能実習機構は、実習実施者届出書の提出の督促及び行方不明事案に対する対応を適切に実施しているか、③外国人材の受入れに係る国の支援について、予算の執行状況はどのようになっているか、国の支援の一環として法務省、文部科学省及び厚生労働省が実施している補助事業や委託事業において、3省は、補助や委託を受けた事業主体等が行う事業の実施状況等を適切に把握しているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(注1)　外国人留学生　　在留資格「留学」を有する在留外国人のうち、高等学校、特別支援学校等を除いた、我が国の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、中等教育の課程の修了までに12年を要しない国の学生に対して我が国の大学入学資格を与えるために文部科学大臣が指定した課程を設置する教育施設及び出入国在留管理庁の告示により定められた日本語教育機関(以下「日本語教育機関」)において教育を受ける学生

(1)　大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

出入国在留管理庁は、受入れに関する届出(注2)の提出を求めており、受入れに関する届出を外国人留学生の在留の管理に活用している。しかし、外国人留学生が多数在籍していたり、外国人留学生に係る補助事業等を実施していたりしているなどの31校(注3)(以下「検査対象大学等」)における受入れに関する届出の提出状況についてみると、令和元年度では5校において全く提出されていなかった。また、電子届出システム(注4)の利用状況についてみると、検査対象大学等から受入れに関する届出を全く提出していなかった5校を除いた26校において、元年度に電子届出システムを利用して受入れに関する届出を提出していたのは2校と少ない状況となっていた。

私立大学等経常費補助金の交付状況についてみると、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」)が交付した経常費補助金の交付先には、各大学等の不法残留者や在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可となった者の状況等により、1年に一度在留状況を確認する必要があるなどと判断して出入国在留管理庁が慎重審査対象校とした大学が含まれており、これらに対して平成29年度及び令和元年度に、経常費補助金を減額することなく交付していた。

(注2)　受入れに関する届出　　出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)により中長期在留者(我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された者、「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者等を除く者)を受け入れている所属機関が届け出るよう努めなければならないこととされている「所属機関による届出」として、大学、日本語教育機関等の教育機関に対して、在留資格「留学」を有する中長期在留者の受入れを開始した年月日、受入れを終了した年月日等を記載したもの

(注3)　31校　　13国立大学、14私立大学等、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する2高等専門学校及び独立行政法人日本学生支援機構が設置する2教育センター

(注4)　電子届出システム　　出入国在留管理庁電子届出システム(平成31年3月以前は「入国管理局電子届出システム」)

(2)　技能実習制度の適正化に係る取組の状況

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者に対して適切に指導監督を行うために

実習実施者届出書の提出を求めている。そして、実習実施者届出書の提出等の状況についてみると、全体の62.9%は、実習実施者が実際に技能実習を開始した日から1か月以内に技能実習機構が実習実施者届出書を受理していたが、全体の8.8%は、3か月を超えてから受理されていた。また、技能実習機構は、技能実習生(注5)が実際に入国しているかなどを把握できないため、業務システムに集約している技能実習計画等に関する情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を把握して督促することは行っていないとしている。しかし、技能実習機構は、基本的に1か月分の入国情報(注6)について出入国在留管理庁から毎月提供を受けているとしていることから、入国情報の提供を受けた時点で、技能実習計画等に関する情報と入国情報とを突合することにより、技能実習生が実際に入国しているかなどを把握することが可能であったと認められる。

行方不明事案に対する技能実習機構による実地検査(注7)(以下「機構実地検査」)等の実施状況についてみると、31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件について、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点で機構実地検査が実施されていたのは2,884件(機構実地検査の対象件数に占める割合79.2%)となっており、機構実地検査が実施されていなかった755件(同20.7%)のうち客観的資料が入手されていたのは198件(機構実地検査の未実施件数に占める割合26.2%)となっていて、557件(同73.7%)は元年度末までに客観的資料が入手されていなかった。

(注5) 技能実習生　在留資格「技能実習」を有する在留外国人

(注6) 入国情報　「在留資格「技能実習」の上陸許可を受けた外国人に係る情報」及び「入管法第20条又は第21条の規定に基づく在留資格「技能実習」の申請をした外国人に係る情報」

(注7) 技能実習機構による実地検査　実習実施者及び監理団体を実地に検査する事務

(3) 外国人材の受入れに係る国の支援の状況

外国人就労・定着支援研修事業(以下「研修事業」)における就職支援の実施状況についてみると、平成27年度から30年度までの間は受託業者から公共職業安定所(以下「ハローワーク」)に提出された求職情報シートに基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する面接希望の意向確認の状況について、事業実施結果報告書等により厚生労働本省に報告することとなっておらず、同本省は、各ハローワークにおける上記就職支援の実施状況について、把握していなかった。このため、同本省は求職情報誌による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。また、令和元年度も、同本省は平成27年度から30年度までの間と同様に受託業者等が実施した就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。

3　検査の結果に対する所見

文部科学省等は、20年7月に策定された「『留学生30万人計画』骨子」(文部科学省ほか5関係省庁による閣僚懇談会報告)において、我が国を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、令和2年を目途に30万人の外国人留学生を受け入れることを目指し、優秀な外国人留学生を戦略的に獲得していくとしている。また、技能実習については、平成29年11月に、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的として外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」)が施行されている。そして、これらの外国人を含めた外国人材の受入れに当たっては、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するなどのため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等が取りまとめられるなどしている。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外国人の入国制限が行われるまで、外国人留学生は増加していた中、所在不明者(注8)が継続的に発生するなどしており、また、技能実習生についても、その人数が令和2年末には減少しているものの増加傾向にある中で、元年に技能実習法施行後の制度での技能実習生において8,695人の行方不明者が発生するなどし

ている。

ついては、法務省、文部科学省、厚生労働省等において、我が国を世界により開かれた国とし、国際協力を推進するなどのために、次の点に留意するなどして、より一層、外国人留学生を適切に受け入れるための施策を検討したり、技能実習制度の適正化を図ったりすることなどに取り組むことが重要である。

(注8)　所在不明者　　大学等に在籍中に3か月以上所在確認の連絡が取れなくなる者

(1) 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況について

ア　出入国在留管理庁において、外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、全ての大学等が受入れに関する届出を適時適切に提出することを引き続き要請するとともに、利用が低調となっている電子届出システムについて、利用者が電子届出システムを利用するに当たっての要望等を十分に把握し、分析した上で、電子届出システムの利便性の向上を図るなどして適正な在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討すること

イ　文部科学省及び私学事業団において、慎重審査対象校等とされているかなど、大学等における外国人留学生に係る在籍管理の状況も考慮して経常費補助金を交付する仕組みを設けることなどを検討すること

(2) 技能実習制度の適正化に係る取組の状況について

ア　技能実習機構において、出入国在留管理庁から提供を受けている入国情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を適時適切に把握すること。そして、実習実施者又は監理団体に対して実習実施者届出書の提出の督促を効率的に行うこと

イ　技能実習機構において、技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手すること

(3) 外国人材の受入れに係る国の支援の状況について

厚生労働本省において、研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握すること

本院としては、今後とも、外国人材の受入れに係る施策の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

公的統計の整備に関する業務の実施状況等について

1　検査の要請の内容

本院は、内閣、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等を対象に、①公的統計の整備に関する業務の実施体制、②公的統計の整備に関する業務の実施状況及び予算の執行状況、③公的統計に対する点検検証の取組状況、④公的統計の利用状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2　検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の公的統計の整備に関する各事項について、①各府省等における公的統計(注1)の整備に関する業務の実施体制はどのようになっているか、各府省等と地方公共団体との連携はどのようになっているか、②公的統計の整備に関する予算の執行状況はどのようになっているか、同業務の実施状況はどのようになっているか、平成31年1月に明らかになった厚生労働省所管の毎月勤労統計調査(基幹統計調査(注2))における不適切な取扱い(以下「毎勤不適切事案」)によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等はどのようになっているか、③公的統計に対する点検検証等の取組状況はどのようになっているか、④公的統計の利用状況はどのようになっているか、統計法(以下「法」)に基づく二次的利用の状況はどのようになっているかに着眼して検査した。検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(注1)　公的統計　　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関又は内閣の所轄の下に置かれる機関等、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計

(注2)　基幹統計調査　　行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査(法第2条第5項)とされている統計調査のうち、基幹統計の作成を目的とするもの

(1)　公的統計の整備に関する業務の実施体制

各府省等において統計業務(注3)を本務とする職員(注4)の人数をみると、総務省の公表資料では24年度では2,047人、直近5か年度では27年度1,938人、28年度1,899人、29年度1,904人、30年度1,947人、令和元年度1,953人となっており、平成28年度までは24年度と比較して減少して推移し、29年度は28年度と比較して微増となっている。30年度には統計改革の推進に必要な体制の整備等のために、内閣府等3府省の人員が増員されるなどしている。

統計主管課(注5)の統計専任職員(注6)に係る人件費等の費用は法定受託事務として国がその全額を支出している。統計専任職員の実際の配置職員に係る人件費をみると、統計作成に係る業務の必要性等のため統計調査事務地方公共団体委託費(注7)(以下「事務委託費」)により措置される総務大臣の定めた職員数を上回る数の職員を配置していたり、事務委託費の算定基準となる職員の等級と実際に配置されている職員の等級との相違が生じていたりすることもあって、27年度から令和元年度までの11都道府県における統計主管課の人件費は、人件費に係る国からの事務委託費の額を上回っていた。統計主管課の人件費に対する都道府県の負担割合について、5か年度の計でみると18.8%から34.6%となっていて、これらの財源には都道府県予算が充てられていた。

(注3)　統計業務　　法に基づく公的統計の作成・提供、統計調査及び統計情報処理に関する理論又は技術の研究その他統計の作成を円滑にする目的をもって行うなどの業務

(注4)　統計業務を本務とする職員　　統計業務を専担とする職員又は統計業務と統計業務以外の業務とを兼務する職員のうち統計業務を本務とする職員(統計調査員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)

(注5)　統計主管課　　都道府県に設置された国の統計調査に関する事務を集中的に処理する部署

(注6)　統計専任職員　　都道府県に置かれている国の統計調査に従事する地方公務員

(注7)　統計調査事務地方公共団体委託費　　統計調査事務地方公共団体委託費取扱要綱に基づき総務大臣の定めた職員数を基に算出した人件費等の額により交付されるもの

(2)　公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況

11府省等の平成27年度から令和元年度までの統計調査及び統計に関連する事業(注8)に係る予算の執行額は計2227億円となっており、当初予算額に、補正予算額、流用等増減額及び繰越額を加除し

た予算現額計2349億円に対して94.8％となっていた。また、上記の予算現額2349億円と執行額2227億円との差額122億円については、間接費等として統計以外に係る経費と合わせて執行されていたり、不用額となっていたりしていた。

調査計画(注9)に定められた調査方法と各統計調査の実態との整合性が取れていないのに、毎勤不適切事案を受けて、平成31年に、各府省等が56基幹統計(注10)及び232一般統計調査(注11)について実施し、その結果を総務省政策統括官(統計基準担当)(令和3年7月1日以降は総務省政策統括官(統計制度担当)。以下「総務省政策統括官」)が取りまとめた一連の自己点検(以下「31年の一斉点検」)において報告されていないものがないかなどについて11都道府県等において検査したところ、4府省が所管する8統計調査を実施した全ての年度において、調査計画では調査票の提出方法として郵送が定められていないにもかかわらず、調査対象者の要望があった場合等に郵送により調査票の提出を受けるなどしている状況が見受けられた。

調査員基本情報(調査員の氏名等)、調査従事実績情報等を登録して管理することができる調査員管理システムの利用状況について、調査員管理システムのアクセス権が付与された一般ユーザのIDが発行されていた312地方公共団体のうち、5道府県及び43市区町の計48地方公共団体において検査したところ、調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っていると認められる地方公共団体は、1府及び5市町の計6地方公共団体(12.5％)となっていて、調査員管理システムの利用が低調となっていた。

厚生労働省において、雇用保険等の追加給付の実施状況をみたところ、3年3月末時点では、雇用保険、労働災害補償保険及び船員保険の追加給付の人数並びに追加給付費等は、それぞれ延べ13,405,875人、188億7867万円(平成31年1月末時点における追加給付の試算額に占める割合63.8％)、延べ347,339人、180億6087万円(同70.7％)及び延べ10,279人、14億8556万円(同85.8％)、雇用調整助成金の追加給付の対象件数及び追加給付費等は、延べ170,334件、11億2491万円(同34.7％)であり、これらの追加給付費等の合計は、395億5002万円(同65.8％)であった。

(注8)　統計に関連する事業　　加工統計(他の統計を加工することにより作成される統計)の作成、統計情報の電子化、研究開発、広報等の統計に関する周辺事業

(注9)　調査計画　　統計調査の実施に関する全体像について、具体的には、法第9条第2項各号(法第19条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について明らかにしたもの

(注10)　基幹統計　　①国勢統計、②国民経済計算及び③行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計等に該当する統計として総務大臣が指定する統計

(注11)　一般統計調査　　行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの

(3) 公的統計に対する点検検証の取組状況

31年の一斉点検において、不適切な対応があったとされた179統計調査のうち、中止予定又は1回限りの実施とされている11統計調査を除いた168統計調査に係るその後の対応状況について検査したところ(注12)、令和2年11月時点で、109統計調査が「対応済」となっていた。一方、「対応中」が42統計調査、「対応予定」が17統計調査、「検討中」が1統計調査となっていた。これらについては、次回の統計調査で「対応済」となる予定であるとされたり、新型コロナウイルス感染症等の対応のために対応が延期されたりしているなどとされていた。

(注12)　複数の対応状況に重複して計上されている統計調査が含まれていることから、各対応状況の統計調査数を合計しても168統計調査にならない。

(4) 公的統計の利用状況

政府統計の総合窓口(以下「e-Stat」)において登録されている統計データの数は、元年度末現在において628となっていた。平成30年に変更された第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な計画(注13)(以下「第Ⅲ期基本計画」)によれば、同年以降、一般統計調査のほか、業務統計(注14)及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録することとされている。また、データ抽出、レイアウト変換、グラフ作成等のデータ分析に容易に利用できる構造に設計された統計情報データベー

スへのデータ登録を計画的に実施することとされている。しかし、令和2年9月末時点において公表期限を経過した調査結果等について、e-Statへの登録状況を確認したところ、調査結果等が一切登録されていないものが13府省等において281統計等(4一般統計調査及び277業務統計等)見受けられたほか、直近の調査結果等が登録されていないものが5省において32統計等(1基幹統計、15一般統計調査及び16業務統計等)となっていた。さらに、登録方法別の登録数をみると、元年度末時点において、xlsx、CSV、XML又はPDF形式で、統計作成府省等の作業意図に沿って作成された統計表ファイルとしての登録数は627統計等となっていた。一方、統計情報データベースとしての登録数は261統計等となっており、登録のためにデータを加工する作業が必要になることなどから、統計表ファイルとしての登録数に比べて少なくなっていた。

独立行政法人統計センター(以下「統計センター」)において、統計データ利活用センター(注15)のオンサイト施設(注16)における調査票情報の提供(以下「オンサイト利用」)の状況を確認したところ、オンサイト施設に設置されたパーソナルコンピュータのログイン件数をみると、利用が進んでいるとはいえない状況と思料された。

(注13) 公的統計の整備に関する基本的な計画　公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第4条に基づき政府が定める計画

(注14) 業務統計　業務データを集計することにより作成される統計

(注15) 統計データ利活用センター　平成30年4月に、先進的なデータ利活用の推進拠点として和歌山県和歌山市に設置された施設

(注16) オンサイト施設　情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が調査票情報を用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室。30年4月に統計データ利活用センターにオンサイト施設としての機能を持たせている。また、令和元年度から、総務省及び統計センターと連携する国立大学法人等に設置されている。

3　検査の結果に対する所見

公的統計は、国及び地方公共団体の政策運営のみならず、事業者及び国民の意思決定に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであり、極めて重要なものである。一方で、厚生労働省による毎勤不適切事案を始めとする不祥事により、雇用保険等の追加給付による追加的な費用が生じたり、それらを踏まえて実施された31年の一斉点検の結果、多くの統計調査において問題が見受けられたりしたことなどから、国民の政府統計に対する信頼を大きく損なう結果となっており、一刻も早い信頼の回復に努める必要がある。

ついては、総務省、厚生労働省、その他の各府省等、統計センター等は、次の点に留意するなどして、公的統計の整備を適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

ア　総務省政策統括官においては、調査計画と異なる調査方法により調査を行っている実態が常態化していないか、今後、各府省等が実施する統計調査について、調査方法等の実態把握を行い、調査計画の変更又は調査方法等の見直しが想定されるなどの事態が見受けられた場合には、その結果を踏まえ、適正化に努めること

イ　総務省においては、調査員管理システムの利用状況が低調であることや、調査員管理システムを利用していない理由を踏まえて、地方公共団体への連絡調整会議等を通じて実情や課題を把握することにより、調査員管理システムの見直しも含めた今後の方策について速やかに検討すること

ウ　厚生労働省等においては、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付等について、経費の節減等に留意しつつ、迅速かつ的確な追加給付等の実施に努めること

エ　各府省等においては、統計を作成している関係部門に対し、e-Statが国民にワンストップサービスを提供するためのポータルサイトとなっている趣旨を周知した上で、e-Statに調査結果等が登録されていない統計等については、登録の促進を図ること。また、第Ⅲ期基本計画において、統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施することとなっていることに鑑み、統計

表ファイルのみならず、利用者がシステムにおいて直接データを編集する機能を有する統計情報データベースとしての登録件数を一層拡充すること

オ　総務省及び統計センターにおいては、第Ⅲ期基本計画において、調査票情報等の提供及び活用を推進するために、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むこととなっていることに鑑み、オンサイト利用が可能な統計調査数の目標を定めるなど、更なる利用促進のための取組を行うこと

本院としては、国による公的統計の整備に関する業務の実施状況等について、今後も注視していくこととする。

(8) 特定検査対象に関する検査状況

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について …… 245

・新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について …… 249

・布製マスク配布事業の実施状況等について …… 255

・新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について …… 261

・サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)の実施状況等について …… 266

・持続化給付金事業の実施状況等について …… 271

・新型コロナウイルス感染症の影響下における航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について …… 275

・国の債務について …… 280

・特別会計財務書類を適切に作成するための取組について …… 286

・申告不要配当特例等を適用している個人株主が上場会社から支払を受けた配当に係る課税の状況等について …… 288

・北陸新幹線(金沢・敦賀間)の整備に係る工期遅延及び事業費増加の状況等について …… 292

新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について

1　検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応状況の概要

新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の発出等により、感染拡大の防止を図る一方、令和2年2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(以下「緊急対応策第1弾」)、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(以下「緊急対応策第2弾」)、3月18日に「生活不安に対応するための緊急措置」(以下「緊急措置」)をそれぞれ決定している。また、4月7日には「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(4月20日に一部変更。以下「緊急経済対策」)、12月8日には「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(以下「2年総合経済対策」)を閣議決定している(対応策、対策等を合わせて「5対策」)。

各府省等は、5対策の取りまとめに当たり、政府対策本部等の事務連絡に基づき、盛り込むべき具体的な施策の名称、施策の概要、事業規模等の情報の登録(以下「施策登録」)を行っており、施策登録に基づいて、施策登録時の施策を更に細分化するなどして事業を実施している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の概要

ア　元、2両年度予算の概要

元年度は、既定予算に加えて予備費を使用決定することで緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾及び緊急措置を実施するための予算が手当され、2年度は、当初予算の一部を手当するとともに、3次にわたる補正予算を編成したり予備費を使用決定したりすることで緊急経済対策、2年総合経済対策等を実施するための予算が手当されている。

イ　予備費の使用決定等

日本国憲法第87条第1項は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で使用できるとしている。

各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、財政法第35条第2項の規定に基づき、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製して財務大臣に送付し、財務大臣は、同条第3項の規定に基づき、これを調査等して予備費使用書を作製し閣議決定を求めることなどとなっている。そして、予備費の使用決定がなされた後は、財政法第31条第1項及び第35条第4項の規定に基づき、予備費に計上されていた予算が使用の目的に応じて特定の予算科目に配賦され、同法第31条第3項の規定に基づき、予算の配賦があったことが本院に通知されている(閣議等で予備費の使用決定をして予算を配賦することとした金額を「予備費使用決定額」、予算科目において予備費の使用決定により配賦された予算額を「予備費使用額」)。また、予備費に計上されていた予算が特定の予算科目に配賦された後は、当該予算科目において当初予算等の既定の予算と一体として執行されている。

2　検査の着眼点等

本院は、新型コロナウイルス感染症対策に関連して実施した事業に係る予算執行状況はどのようになっているか、また、予備費は新型コロナウイルス感染症対策のどのような経費のために使用決定されているか、これにより予算が配賦された予算科目における執行状況はどのようになっているかなどに着眼して、施策登録を行うなどしていた16府省等(外局等を含む。)を対象にして検査し、14府省等の緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾、緊急措置及び緊急経済対策に係る全ての事業、2年総合経済対策のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業(注1)並びに新規対策事業(これらを「コロナ関連事業」)、計854事業を分析の対象とした。

(注1)　2年総合経済対策のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業　「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」に係る事業並びに「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のうち緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾、緊急措置及び緊急経済対策から継続している事業

3　検査の状況

(1) コロナ関連事業に係る予算の執行状況

各府省等が実施するコロナ関連事業については、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算執行を区分して管理(以下「区分管理」)している事業と、区分して管理することが困難な事業がある。そこで、各府省等のコロナ関連事業について、上記854事業のうち、区分管理している770事業について、歳出予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」)、支出済歳出額(以下「支出済額」)、翌年度繰越額(以下「繰越額」)及び不用額を確認するとともに、支出済額の予算現額に対する割合(以下「執行率」)、繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」)及び不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」)を算定するなどして、その執行状況について分析した。

ア　5対策等別の予算の執行状況

(ｱ) 緊急対応策第1弾により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急対応策第1弾に基づく元年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「帰国者等への支援」で予算現額26億円、支出済額16億円(執行率62.9%)、「国内感染対策の強化」で同55億円、同30億円(同55.9%)、「水際対策の強化」で同34億円、同19億円(同56.9%)、「影響を受ける産業等への緊急対応」で同107億円、同103億円(同95.8%)及び「国際連携の強化等」で同21億円、同21億円(同100%)となっている。これらの純計をみると、予算現額245億円、支出済額191億円、繰越額5億円、不用額47億円となっており、執行率は78.2%、繰越率は2.2%、不用率は19.5%となっている。

また、元年度において執行されずに2年度に繰越しが行われているコロナ関連事業を項目別にみると、「国内感染対策の強化」の項目のみとなっており、その純計をみると、予算現額5億円、支出済額5億円、不用額4百万円が計上されており、執行率は99.1%、不用率は0.8%となっている。

(ｲ) 緊急対応策第2弾により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急対応策第2弾に基づく元年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」で予算現額371億円、支出済額89億円(執行率24.1%)、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で同2199億円、同352億円(同16.0%)、「事業活動の縮小や雇用への対応」で同845億円、同790億円(同93.5%)及び「事態の変化に即応した緊急措置等」で同163億円、同158億円(同97.3%)となっている。これらの純計をみると、予算現額3476億円、支出済額1292億円、繰越額346億円、不用額1837億円となっており、執行率は37.1%、繰越率は9.9%、不用率は52.8%となっている。

元年度において執行されずに2年度に繰越しが行われるなどしているコロナ関連事業を項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」で予算現額121億円、支出済額84億円(執行率69.6%)、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で同197億円、同195億円(同99.4%)、「事業活動の縮小や雇用への対応」で同25億円、同17億円(同67.0%)となっている。これらの純計をみると、予算現額344億円、支出済額298億円、不用額46億円となっており、執行率は86.5%、不用率は13.4%となっている。

(ｳ) 緊急措置により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急措置に基づく元年度のコロナ関連事業については、支出を伴わない税等の納付猶予を除くと、「個人向け緊急小口資金等の特例の拡大」の1項目のみとなっており、その予算の執行状況は、予算現額103億円、支出済額64億円、不用額39億円となっており、執行率は62.1%、不用率は37.8%となっている。

(ｴ) 緊急経済対策により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急経済対策に基づく2年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」で予算現額14兆4815億円、支出済額7兆4424億円

(執行率51.3%)、「雇用の維持と事業の継続」で同39兆4705億円、同28兆8693億円(同73.1%)、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」で同2兆9688億円、同1兆1860億円(同39.9%)、「強靭な経済構造の構築」で同1兆4396億円、同1兆1860億円(同82.3%)となっている。これらの純計をみると、予算現額58兆3606億円、支出済額38兆6838億円、繰越額19兆0943億円、不用額5825億円となっており、執行率は66.2%、繰越率は32.7%、不用率は0.9%となっている。

(ｵ) 2年総合経済対策により実施した事業に係る予算の執行状況

2年総合経済対策に基づく2年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」で予算現額15兆0821億円、支出済額6兆8595億円(執行率45.4%)、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」で同19兆8328億円、同9兆4723億円(同47.7%)となっている。これらの純計をみると、予算現額3兆6920億円、支出済額1兆8538億円、繰越額1兆8185億円、不用額195億円となっており、執行率は50.2%、繰越率は49.2%、不用率は0.5%となっている。

(ｶ) 新規対策事業として実施した事業に係る予算の執行状況

新規対策事業についてみると、予算の執行状況は、2年度第2次補正に係る予算現額2兆2536億円、支出済額1兆5192億円(執行率67.4%)、予備費に係る予算現額1兆0590億円、支出済額5704億円(同53.8%)となっている。これらの計をみると、予算現額2兆9814億円、支出済額1兆8373億円、繰越額8668億円、不用額2772億円となっており、執行率は61.6%、繰越率は29.0%、不用率は9.2%となっている。

イ　コロナ関連事業の開始後の元年度から2年度末までの間を通算した類型別の予算の執行状況

5対策等の事業についてみると、大きくは「新型コロナウイルス感染症防止策」に関連する項目、「経済・雇用対策」に関連する項目等に整理できると考えられる。そこで、5対策における施策の項目を類型別に区分し、コロナ関連事業の目的別に経費項目を設定した上で、コロナ関連事業が開始された元年度から2年度末までの全体的な執行状況の把握を試みた。

その結果は、元年度から2年度末までの間に各府省等が実施したコロナ関連事業において、前記770事業の予算総額(注2)は計65兆4165億円となっている。また、元、2両年度の支出済額は計42兆5602億円、執行率は65.0%、2年度から3年度への繰越額は計21兆7796億円、元、2両年度の不用額は計1兆0763億円となっている。これを経費項目別にみると、「新型コロナウイルス感染症防止策」に係る301事業については、予算総額9兆6500億円、支出済額6兆2826億円、執行率65.1%、繰越額3兆0084億円、不用額3587億円、また、「経済・雇用対策」に係る296事業については、予算総額46兆1529億円、支出済額32兆5768億円、執行率70.5%、繰越額13兆0361億円、不用額5399億円等となっている。

(注2)　「予算総額」は、緊急対応策第1弾(元年度)、緊急対応策第2弾(元年度)、緊急措置(元年度)、緊急経済対策(2年度)、2年総合経済対策(2年度)及び新規対策事業(2年度)における予算現額を、経費項目ごとに、重複を控除して合計したものである。

(2) コロナ関連事業に係る予備費の使用決定の状況等

ア　コロナ関連事業に係る予備費の使用決定の状況

(ｱ) 元年度における使用決定の状況

予備費使用決定額の状況を本院において各対策の項目別に分類してみたところ、緊急対応策第1弾で計103億円、最も多額なものは「国内感染症対策の強化」で39億円、緊急対応策第2弾で計2714億円、最も多額なものは「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で1409億円、緊急措置で103億円となっている。

(ｲ) 2年度における使用決定の状況

予備費使用決定額の状況を本院において経費の性質等の別に分類してみたところ、一般会計予備費(コロナ対策予備費を除く。)では「感染拡大防止」で838億円、特別会計予備費(労働

保険特別会計)では「家計支援・消費喚起」で550億円となっている。また、コロナ対策予備費の予備費使用決定額は計9兆1420億円(使用決定日ごとの予備費使用決定額が最も多額なのは3年3月23日の2兆1691億円)となっており、経費の性質等の別に分類してみたところ、「家計支援・消費喚起」で計1兆9795億円(予備費使用決定額計9兆1420億円に占める割合は21.6%)、「感染拡大防止」で計2兆4733億円(同27.0%)、「事業者支援・投資促進」で計1兆3055億円(同14.2%)及び「その他地方公共団体等を通じた支援」で計3兆3836億円(同37.0%)となっており、2年度上半期では「感染拡大防止」や「事業者支援・投資促進」の割合が、2年度下半期では「その他地方公共団体等を通じた支援」の割合がそれぞれ高くなっている。

イ　コロナ関連事業に係る予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目ごとの執行状況

(ｱ) 予算科目ごとの予算現額全体に対する執行状況

新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目の予算現額全体に対する執行状況についてみたところ、予備費使用額以上の繰越額を計上していた予算科目数が、元年度では9目、2年度では19目となっている。また、予備費使用額以上の不用額を計上していた予算科目数が、元年度では17目、2年度では3目となっている。

(ｲ) 本院の試算による予算科目ごとの予備費使用額に係る不用額の状況

本院において、予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目のうち、予備費使用額が予算現額の過半を占めるものを対象として、当該予算科目の不用額の状況を基に、予備費使用額に係る不用額の状況の把握を試みた。新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目のうち、予備費使用額が予算現額の過半を占める予算科目数は、元年度では16目で、このうち不用額が生じているものは10目、2年度では10目で、このうち不用額が生じているものは5目となっている。そして、これらの不用額が生じている予算科目について、予備費の使用決定により追加された予算を特定してその執行状況を具体的に確認することは基本的にできないことを踏まえて、仮に、予算が予備費使用額から優先して執行されたとして、予算現額のうち予備費使用額から支出済額と繰越額を控除することにより予備費使用額に係る不用額に相当する額(以下「予備費使用額に係る不用額相当額」)を本院において保守的に試算したところ、元年度において、予備費使用額に係る不用額相当額が生じている予算科目数は7目で、その額は611億円となっている。なお、2年度ではこのような該当はない。

4　本院の所見

本院が検査したところ、2年度第1次補正から2年度第3次補正において予算が計上されたコロナ関連事業について、多額の繰越額や不用額を計上していたり、また、新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目において、予備費使用額以上の繰越額や不用額を計上していたり、予算が予備費使用額から優先して執行されたと仮定した本院による保守的な試算において予備費使用額に係る不用額相当額が生じたりしている状況等が見受けられた。

各府省等においては、国民の理解と協力を得ながら新型コロナウイルス感染症対策を進めていくために、これらの状況等について、国民に対して十分な情報提供を行うことが望まれる。

また、各府省等においては、3年度以降においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業は継続していることから、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努めるとともに、上記の情報提供も含め、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれる。

本院としては、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について引き続き検査していくこととする。

新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について

1　検査の背景

(1) 新型コロナ関連資金繰り支援の概要

政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(以下「緊急対応策第1弾」)において、新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社等又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人等)又は小規模事業者(中小企業者のうち従業員20人以下等の中小企業者)に対して、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」)等による貸付けや、信用保証協会による金融機関から受ける融資に係る債務の保証(以下「信用保証」)により資金繰り支援を実施するために、日本公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5000億円を確保することなどを決定した。

そして、政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(以下「緊急対応策第2弾」)を決定して、「強力な資金繰り対策」として、日本公庫、沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」)等において、緊急対応策第1弾で既に確保した緊急貸付・保証枠5000億円の6000億円への拡充に加えて、売上高が減少しているなどの中小企業者及び小規模事業者に対して新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設けて、新たに5000億円規模の融資枠を確保した。また、セーフティネット保証4号及び5号を発動して、協会において、一般の信用保証とは別枠で、要件に応じて融資額の100%(地域を指定する4号)又は80%(業種を指定する5号)を保証し、さらに、融資額の100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置することなどを決定した。加えて、株式会社日本政策金融公庫法の規定により危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が指定する金融機関である株式会社日本政策投資銀行(以下「政投銀」)及び株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」)において危機対応業務等を実施して、中小企業者だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期すなどとした。

また、政府は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」)において、中小企業者及び小規模事業者や中堅・大企業の資金繰り対策として、個人事業主や売上が急減した中小企業者及び小規模事業者等に対する実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保するとともに、手続の迅速化に努めることを決定した。あわせて、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資(民間金融機関による新型コロナウイルス感染症対策に伴う実質無利子・無担保の融資を「ゼロゼロ融資」)を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を行いつつ、十分な規模の保証枠を確保して、民間金融機関の信用保証付の既往債務についても、同制度への借換を可能とすることなどを決定した。

さらに、政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(以下「総合経済対策」)を閣議決定し、資金繰り支援について、ゼロゼロ融資は令和3年3月まで実施し、日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、感染状況や資金繰りの状況を踏まえて、当面3年前半まで(注)継続し、特に、年末・年度末に向けて、金融機関において、機動的かつきめ細かい資金繰り支援を行うよう促すことなどを決定した(緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾、緊急経済対策及び総合経済対策を合わせて「緊急対応策等」、緊急対応策等において決定された事業者に対する資金繰り支援を「新型コロナ関連資金繰り支援」)。

(注)　3年5月に、同年12月末まで延長することが決定された。

(2) 新型コロナ関連資金繰り支援に係る国の予算措置等の概要

政府は、緊急対応策等において決定した新型コロナ関連資金繰り支援の実施に当たっては、令

和元年度一般会計予備費(以下「元年度予備費」)、令和2年度一般会計補正予算等において多額の予算等を措置している。当該措置を実施機関別にみると、新型コロナウイルス感染症特別貸付(以下「新型コロナ特別貸付」)、信用保険業務等を実施する日本公庫に対する出資金、協会が行う民間金融機関の貸付けに対する信用保証について協会に保証料の補助を行う一般社団法人全国信用保証協会連合会に対する補助金等の施策に多くの予算が措置されており、日本公庫に対する出資金は財務省等からの総額12兆2954億円、連合会に対する補助金等は中小企業庁からの総額2兆6363億円となっていた。

また、令和2年度財政投融資計画の補正においても、特に、日本公庫に対しては貸付けの原資となる財政融資資金等が総額46兆9510億円措置されるなど、新型コロナ関連資金繰り支援に関して多額の予算等が措置されていた。

2　検査の着眼点等

本院は、日本公庫等が中小企業者等に対して実施する新型コロナ関連資金繰り支援の実績はどのような状況となっているかなどに着眼して、沖縄公庫、日本公庫、政投銀及び商工中金が実施している中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付け、51の協会が実施している信用保証並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」)が実施している新型コロナ特別貸付、危機対応貸付け(危機対応業務に係る貸付け)等に係る特別利子補給制度による助成と、協会による信用保証に係る日本公庫が実施している信用保険及び連合会が実施している損失補償を対象として検査した。

3　検査の状況

(1) 日本公庫等が中小企業者等に対して実施している新型コロナ関連資金繰り支援の状況

ア　日本公庫等の貸付け

(ｱ) 貸付累計額、貸付残高等の状況

沖縄公庫、日本公庫、政投銀及び商工中金が実施している中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付けについて、2年1月から3年3月末までの貸付累計額をみると、中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付実績の大部分を新型コロナ特別貸付又は危機対応貸付け(資本性劣後ローンを除く。)が占めていた。そして、新型コロナ特別貸付については日本公庫の国民生活事業における主として小規模事業者向けの新型コロナ特別貸付(3年3月までの貸付累計件数776,332件、貸付累計額8兆4445億円。以下「国民生活事業の新型コロナ特別貸付」)及び日本公庫の中小企業事業による中小企業者向けの新型コロナ特別貸付(同46,437件、同3兆8272億円。以下「中小企業事業の新型コロナ特別貸付」)が、危機対応貸付けについては商工中金の中小企業者向けの危機対応貸付け(同32,330件、同2兆1570億円。以下「商工中金の中小企業者向け危機対応貸付け」)が、それぞれ大部分を占めており、これらを合わせると、3年3月までの累計で全体15兆5401億円(同927,567件)のうち14兆4287億円(同855,099件)となっていた。

また、2年度末における貸付残高をみると、上記の貸付累計額と同様に、特に国民生活事業の新型コロナ特別貸付、中小企業事業の新型コロナ特別貸付及び商工中金の中小企業者向け危機対応貸付け(以下「新型コロナ特別貸付等」)の貸付残高がそれぞれの大部分を占めており、その額は、国民生活事業の新型コロナ特別貸付では7兆9602億円(全体の96.5%)、中小企業事業の新型コロナ特別貸付では3兆6815億円(同75.4%)及び商工中金の中小企業者向け危機対応貸付けでは1兆9417億円(同98.0%)となっていた。

(ｲ) 貸付申込件数及び貸付決定件数の推移の状況

新型コロナ特別貸付等について、3年3月末までに貸付けが行われたものを対象として各月における貸付申込件数及び貸付決定件数の推移をみると、貸付申込件数はいずれも、それぞれの制度が開始した2年3月の翌月である同年4月に急増し、国民生活事業の新型コロナ特別貸付では284,510件(貸付決定件数は186,189件)、中小企業事業の新型コロナ特別貸付では12,4

72件(同9,857件)、商工中金の中小企業者向け危機対応貸付けでは8,847件(同4,099件)となっていて、それぞれ貸付申込件数が同月の貸付決定件数を上回っていた。そして、貸付申込件数は同月をピークに5月から8月までにかけて減少し、9月以降はおおむね横ばいで推移していた。

(ｳ) 貸付けの申込みから決定までの期間等の状況

a　貸付けの申込みから決定までの期間の状況

一般的に、日本公庫等が貸付けの決定を行うまでには、貸付けの可否や融資金額について適切な審査及び判断を行うために、貸付先の返済可能性等の個別の事情に応じて要する期間は異なる。

一方で、新型コロナ特別貸付等の審査の迅速化の状況については、機関別又は時系列的に概観することも重要であると考えられることから、新型コロナ特別貸付等について、特に貸付けの申込みから決定までの審査に要した貸付け1件当たりの平均の期間(以下「平均期間」)に着目して、その2年3月から3年3月までの各月について、貸付申込件数が急増した2年4月とその後貸付申込件数が減少しておおむね横ばいになり始めるなどした同年9月とを比較すると、9月の平均期間を1.00とした場合、中小企業事業の新型コロナ特別貸付及び商工中金の中小企業者向け危機対応貸付けの同年4月の平均期間は、それぞれ0.71及び0.84となっていた。この点について、日本公庫及び商工中金は、いずれも貸付けの申込者が必要とする貸付けの時期に合わせて審査を行っていた中で、同年4月は、同年9月よりも資金の緊急性が高くなっており、結果として、平均期間が相対的に短くなったことなどによるとしている。一方、国民生活事業の新型コロナ特別貸付については、平均期間は貸付申込件数が多い月ほどおおむね長くなっていて、同年4月は2.40と同年9月の2倍を超える水準となっていた。この点について、日本公庫は、上記と同様に貸付けの申込者が必要とする貸付けの時期に合わせて審査を行っていた中で、同年4月は担当職員を増員したり休日の営業を行ったりなどしたが、貸付申込件数が同年3月から予想以上に著しく増加したことにより、事務処理が追いつかなかったことなどによるとしている。

b　審査の簡素化・迅速化に係る取組等の状況

貸付けの実施方法に関しては、審査手続等について、日本公庫及び商工中金は、いずれもコロナ禍において一時的に審査項目を緩和するなどの措置(以下「緩和措置」)を設けて、必要に応じて貸付申込先に対して資金繰り表等の書類の徴求を不要とするなど、書類徴求の簡素化及び貸付申込先の店舗等に対する実地調査の省略を行うことを可能としていた。さらに、日本公庫は、審査に係る本店等の決裁権限を支店に委譲していた。また、貸付けの実施体制に関しては、日本公庫及び商工中金は、いずれも貸付申込件数が増加するなどした支店に対して職員の配置転換による応援要員の派遣を行っていたほか、日本公庫は、審査業務に精通した元職員をパートタイマーとして採用して審査業務に従事させるなど外部人材の活用も行っていた。このように、日本公庫及び商工中金は、新型コロナ特別貸付等の実施に当たって、通常と異なる実施方法及び実施体制により貸付申込先の状況を把握するなどして貸付けを行っていた。

(ｴ) 貸付期間及び据置期間の状況

新型コロナ特別貸付等の3年3月末までの貸付実績について、返済開始時期の状況をみると、2年度中に返済開始時期が到来する予定であった貸付けの件数が全体の件数に占める割合は、国民生活事業の新型コロナ特別貸付では33.1%(貸付件数257,521件)、中小企業事業の新型コロナ特別貸付では24.6%(同11,469件)、商工中金の中小企業者向け危機対応貸付けでは20.6%(同6,687件)となっていた。そして、3年度以降に返済開始時期が到来する予定の貸付けの件数が全体の件数に占める割合は、国民生活事業の新型コロナ特別貸付では66.8%(同518,808件)、中小企業事業の新型コロナ特別貸付では75.3%(同34,968件)、商工中金の中小企業者

向け危機対応貸付けでは79.3％(同25,643件)となっており、2年度末時点で返済開始時期が到来していない貸付債権が、それぞれ相当程度あった。

イ　協会の民間金融機関の貸付けに対する信用保証等

(ｱ) 保証承諾及び保証債務残高の状況

a　保証承諾の状況

2年2月以降に新型コロナ関連保証が発動されたことにより、2年度の保証承諾件数及び保証承諾金額は、それぞれ1,946,610件、35兆1234億円となっており、元年度の保証承諾件数及び保証承諾金額(671,583件、8兆9389億円)に比べて保証承諾件数は約2.8倍、保証承諾金額は約3.9倍と大幅に増加していた。このうち、新型コロナ関連保証に係るものは1,609,692件(全体の保証承諾件数に占める割合82.6％)、30兆2470億円(全体の保証承諾金額に占める割合86.1％)であった。

b　保証債務残高の状況

上記のとおり、2年3月以降に保証承諾が大幅に増加したことにより、2年度末の保証債務残高の件数及び金額は、それぞれ3,116,098件、41兆9816億円となっており、元年度末の保証債務残高の件数及び金額(2,241,042件、20兆8053億円)に比べて件数は約1.3倍、金額は約2.0倍となっていた。また、2年度末の保証債務残高の件数及び金額のうち1,428,560件(全体の保証債務残高に占める割合45.8％)、25兆5340億円(同60.8％)は、新型コロナ関連保証に係るものであった。

(ｲ) ゼロゼロ融資の保証申込件数及び保証承諾件数の推移の状況

ゼロゼロ融資については、3年6月までに協会から連合会に対して中小・小規模事業者信用保証料負担軽減補助金(以下「保証料補助金」)の請求が行われたもののうち、同年3月末までに保証承諾されていたもの(ゼロゼロ融資の分析対象は同じ。)の保証申込件数及び保証承諾件数の推移をみると、制度開始当初の2年5月及び同年6月は、保証申込件数が20万件を超え、それぞれ同月の保証承諾件数を上回っていた。その後、同年7月から3年1月までは、2年12月を除き保証申込件数が減少傾向であったが、3年2月及び同年3月は、同年1月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことやゼロゼロ融資の限度額が引き上げられたことなどを背景に保証申込件数が再び増加していた。

(ｳ) 保証申込から保証承諾までの期間等の状況

a　保証申込から保証承諾までの期間の状況

中小企業庁は、連合会を通じて協会に対して審査の簡素化・迅速化の要請を行い、協会における審査期間等の業務処理状況を把握するために、協会において審査日数を抽出することが困難であるとして、連合会を通じて協会から定期的に保証申込受付日から保証承諾日までの日数の報告を受けていた。そこで、ゼロゼロ融資1,298,862件について、協会が連合会に保証料補助金の請求を行う際に提出している保証料補助金実績報告計算書に記載されている保証申込受付日から保証承諾日までの日数の保証申込1件当たりの平均(以下「平均日数」)をみたところ、平均日数がおおむね横ばいになり始めた2年10月を1.00とした場合、保証申込件数が1月当たり10万件を超えていた制度開始当初の2年5月から同年8月までは、1.52から2.03までと他の月に比べて高くなっており、その後、同年10月から3年2月までは1.00程度で推移していた。

b　審査の簡素化・迅速化に係る主な取組の状況

協会は信用保証協会法に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために設立された法人であり、各協会が定めた審査マニュアル等に基づき、それぞれ独自の方法で審査を行っている。そのため、中小企業庁は、徴求書類の簡素化の一つとして、残高試算表及び資金繰り表については、個別案件の状況に応じて真に必要な場合を除き、徴求しないこととすることを要請していたが、それ以外に具体的な審査の簡素化・迅速化の方法は示

していない。そして、協会では、同庁からの審査の迅速化等の要請を受けるなどして、上記の要請を踏まえた特別な対応として、新型コロナ関連保証の申込みや一定の期間内における保証申込等に限り、通常は実施することとしている新規申込先への現地調査を省略できることとしたり(51協会中46協会で実施)、決裁権限を下位の者に委譲することとしたり(同37協会で実施)するなどして、審査の簡素化・迅速化を図っていた。

(ｴ) 保証期間及び据置期間の状況

ゼロゼロ融資について、貸付実行日及び据置期間から推測した返済開始時期の状況をみると、2年度に返済開始時期が到来する予定のものが全体の36.5%(470,690件)となっていた。そして、3年度以降に返済開始時期が到来する予定のものが全体の63.4%(818,706件)となっており、2年度末時点で返済開始時期が到来していないものが相当程度あった。

ウ　中小機構による日本公庫、商工中金等の新型コロナ特別貸付、危機対応貸付け等に係る特別利子補給

(ｱ) 助成の件数及び金額の状況

3年3月末までの本件助成の実績をみると、支給件数の合計は453,788件、支給金額の合計は758億円となっていた。また、売上高の減少に係る申請要件の有無別では、「要件なし」に該当する個人事業主である小規模事業者への支給件数は178,261件(全体の39.2%)、支給金額は123億円(同16.2%)、「要件あり」に該当する法人である小規模事業者及び中小企業者等への支給件数は合わせて275,527件(同60.7%)、支給金額は634億円(同83.7%)となっていた。このように、支給件数全体のうち、売上高の減少に係る要件の審査が必要となったものの割合が過半を占めていた。

(ｲ) 助成の審査の簡素化・迅速化に係る取組等の状況

本件助成制度は、売上高の減少に係る要件を満たした事業者から申請を受けた事務局(中小機構の委託により本件助成金の交付等を行う新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局)が、同事業者に対して助成を行うものである。そして、事務局が行う上記要件の審査について、中小企業庁は、2年6月に中小機構に対して指示文書(「新型コロナウイルス感染症特別貸付等に対する特別利子補給制度の運用について」)を発出し、この中で、助成を速やかに行うために、また、申請事業者が既に各種の実質無利子対象融資の審査を通過していることを踏まえて、特段の事情がない限り事業者からの申告の情報をもって行うことなどとしている。そのため、事務局は、中小機構が定めた「中小企業再生支援利子補給補助金のうち中小企業者等に対して中小企業基盤整備機構が行う助成金の交付に係る実施細則(新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度)」に基づき、中小機構又は事務局から申告の内容に係る照会や現地調査及び資料提出の依頼があった場合にはこれに応ずることなどについての同意書を利子補給交付申請時に事業者から徴した上で、売上高の減少に係る要件について、当該通知に従って助成対象者からの申告の情報を基に要件の審査を行っていた。

(2) 日本公庫等が中小企業者等に対して実施する新型コロナ関連資金繰り支援についての国の財政援助の状況

ア　新型コロナ特別貸付等に係る国の財政援助の状況

日本公庫等は、新型コロナ特別貸付等の実施に当たり、財政融資資金から資金を借り入れるなどしており、元、2両年度(元年度は新型コロナ特別貸付等が開始した3月のみ)における財政融資資金の借入実績は、沖縄公庫全体では元年度が265億円、2年度が2628億円、日本公庫の国民生活事業全体では、元年度が5680億円、2年度が6兆6009億円、同中小企業事業全体では、元年度が1170億円、2年度が3兆6996億円となっていた。また、日本公庫の危機対応円滑化業務における財政融資資金の借入実績は、中堅・大企業向け貸付けの分も含めて、元年度が350億円、2年度が3兆3994億円となっていた。そして、元年度及び2年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る支出済額を出資金等の支出先ごとにみると、元年度予備費及び令和2年度一般会計補正予

算により、それぞれの貸付実績に応じて、沖縄公庫の中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付実績2598億円に対しては内閣府から出資金309億円が、日本公庫に対しては、国民生活事業の同貸付実績8兆7939億円に関して、財務省から出資金1兆7650億円、厚生労働省から出資金416億円、中小企業事業の同貸付実績4兆2725億円に関して、中小企業庁から出資金8651億円がそれぞれ支出されていた。また、危機対応業務に係る資金として、中小企業庁から日本公庫に対して出資金242億円が支出されており、利子補給については、中小企業庁から中小機構に対して、新型コロナウイルス感染症基金の財源として、補助金3370億円が交付されていた。

イ　協会の信用保証等に係る国の財政援助の状況

新型コロナ関連保証(2年度末での保証承諾実績額30兆9346億円)等に係る支出済額を出資金等の支出先ごとにみると、元年度予備費及び令和2年度一般会計補正予算により、財務省から日本公庫に対して1兆4120億円の出資金が支出され、中小企業庁から連合会に対して1兆2455億円の経営安定関連保証等対策費補助金及び7943億円の事業環境整備対策費補助金が、同庁から中小機構に対して1兆5127億円の中小企業再生支援利子補給補助金がそれぞれ交付されていた。

4　本院の所見

本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、中小企業庁、日本公庫等は、次の点に留意するなどして資金繰り支援を適切に実施していく必要がある。

ア　日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等に係る貸付件数が著しく増加していること、新型コロナ特別貸付等の実施に当たっては、審査手続等に係る一時的な緩和措置を設けてこれを必要に応じて適用するなど通常と異なる実施方法及び実施体制により貸付けを行っていることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な貸付申込先の状況把握に努めること

イ　日本公庫及び商工中金において、返済開始時期が到来していない貸付債権が相当程度あることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な債務者の状況把握に努めること

ウ　中小企業庁において、返済開始時期が到来していないゼロゼロ融資が相当程度あることなどを踏まえて、協会から適時に報告を受けたり、協会における民間金融機関と連携した債務者の状況把握の実施状況に留意したりするなどして、協会への監督等を適宜行うこと

本院としては、今後とも中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実施状況等について、資金繰り支援を受けた中小企業者等のその後の状況や審査の簡素化・迅速化による諸々の影響等にも留意しつつ、引き続き注視していくこととする。

布製マスク配布事業の実施状況等について

1　検査の背景

政府は、マスク等の品薄状態に対処するために様々な措置を講じており、このうち「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(以下「3月対策」)に基づく措置として、布製マスクを国が購入し介護施設等の利用者等に配布することとするとともに、「「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について」(以下「4月対策」)に基づく措置として、国内の全世帯等を対象に布製マスクを配布することとした(これらを「布製マスク配布事業」)。

布製マスク配布事業のうち、厚生労働省は、全世帯への配布事業、介護施設等の利用者及び職員への配布事業並びに妊婦への配布事業、文部科学省は、学校の児童生徒及び教職員への配布事業を実施している。

また、布製マスクの確保に当たっては、膨大な量のマスクを調達する必要があることなどから、令和2年3月に厚生労働省医政局に厚生労働省、経済産業省及び総務省の職員で構成されるマスク等物資対策班が発足し、その後、文部科学省等、3省以外の省庁の職員も所属することとなった。

そして、厚生労働省が妊婦向け布製マスクの配布を始めたところ、配布事務を行っていた市町村(特別区を含む。)から、汚れの付着等の問題のある布製マスクが含まれているとの報告を受けるなどしたため、厚生労働、文部科学両省は、配布作業を中断した(これらを「不良品問題」)。

2　検査の着眼点

本院は、契約、検収等の会計事務は会計法令等に従って適正に行われているか、費用の支出の根拠は妥当なものとなっているか、調達された布製マスクの配布状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3　検査の状況

(1) 契約の締結等の状況

ア　契約の締結状況等

厚生労働省は布製マスクの調達契約を17社との間で27件締結しており、支払額は399億7849万円となっていた。また、27件の契約により調達した布製マスクの枚数を確認したところ、2億8741万枚となっており、その内訳は全世帯向けが1億3004万枚、介護施設等向け及び妊婦向けが1億5736万枚となっていた。調達先は、全世帯向けは興和株式会社(以下「興和」)、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」)及び株式会社マツオカコーポレーション(以下「マツオカコーポレーション」、これら3社を「興和等3社」)であり、介護施設等向け及び妊婦向けは興和等3社を含む17社であった。そして、上記27件の契約は、いずれも随意契約であった。布製マスクの調達契約以外の契約のうち、支払額が1契約当たり100万円以上となる契約についてみると、同省は布製マスクの配布等業務等に係る契約を9社との間で12件締結しており、支払額は98億0726万円となっていた。そして、この12件のうち一般競争入札による佐川急便株式会社(以下「佐川急便」)との契約を除く11件は、いずれも随意契約であった。

文部科学省は布製マスクの調達契約を興和等3社との間で5件締結しており、支払額は42億8488万円となっていた。また、この5件の契約により調達した布製マスクの枚数を確認したところ、3070万枚となっていた。この5件の契約は、いずれも随意契約であった。布製マスクの調達契約以外の契約のうち、支払額が1契約当たり100万円以上となる契約についてみると、布製マスクの配布等業務等に係る契約を3社との間で4件締結しており、支払額は2億7547万円となっていた。この4件の契約は、いずれも随意契約であった。

イ　布製マスクの調達における緊急性

布製マスクの調達契約については、両省とも、需給がひっ迫するマスクを大量かつ早期に確保するためなどとして、いずれも緊急であることを理由に随意契約としていたことから、一般社団法人日本衛生材料工業連合会(以下「日衛連」)の統計資料により確認したところ、同資料に

よる家庭用マスクの生産量及び在庫量の状況からすると、当時マスクの需給がひっ迫していた状況が見受けられた。

ウ　布製マスクの調達枚数の算定方法

厚生労働省は、配布に必要な布製マスクについて、全世帯向け1億3000万枚、3月対策に必要な介護施設等向け2130万枚、4月対策に必要な介護施設等向け1億2060万枚及び妊婦向け1044万枚の計2億8234万枚と算定していたが、介護施設等向けとして移動支援を提供する施設等を追加したことなどから、これより507万枚多い2億8741万枚を調達していた。また、文部科学省は、配布に必要な学校向けを3000万枚と算定していたが、配布を受けた学校から追加の配布希望があったことなどから、これより70万枚多い3070万枚を調達していた。

エ　布製マスクの調達契約に係る契約相手方の選定の経緯等

経済産業省は、2年2月頃から、布製マスクを生産できる可能性のある企業に呼びかけを行っていた。この呼びかけに応じた興和等3社に対してサンプルを提出させるなどしていた。その後、厚生労働省が2年3月末までに2000万枚の介護施設等向け布製マスクを調達することになり、同省は興和等3社を契約相手方として選定していた。

経済産業省は、上記の呼びかけのほか、2年2月下旬から、各経済産業局を通じて布製マスクの生産及び販売候補先を募集していた。そして、厚生労働省が布製マスクを調達することとなったため、同省は、応募のあった企業から、サンプルや納入計画を提出させるなどして供給可能枚数等を確認していた。なお、同省は、株式会社ユースビオ及び株式会社シマトレーディングから提出された資料等により、1月当たり2000万枚の布製マスクを供給することが可能であることなどを確認したことから、両社を契約相手方として選定した。

オ　契約書の記載事項

会計法令等によれば、契約担当官等は、契約の目的、契約金額等に関する事項のほか、瑕疵担保責任に関する事項又は契約不適合責任に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないとされている。そこで、両省が締結した布製マスクの調達契約計32件について確認したところ、厚生労働省が2年3月に興和と締結した契約書においては、納入後の布製マスクについて隠れた瑕疵を発見した場合であっても興和に対して瑕疵担保責任を追及しない旨記載されていた。同様に、文部科学省が2年4月に興和と締結した契約書においては、納入後の布製マスクについて契約の内容に適合しないものであっても興和に対して責任を追及しない旨記載されていた。

両省及び興和にその理由を確認したところ、興和から両省に対して、マスクの質より量が求められる中、十分な体制を整えることができないまま生産を開始せざるを得ない状況であり、様々なリスクを踏まえると、どのような事態が発生するか見込めなかったことから、上記の契約内容を希望する旨申出があったとのことであった。そして、両省は、瑕疵担保責任に関する事項又は契約不適合責任に関する事項を付した契約を締結した場合、短期間での大量調達は困難であることが見込まれ迅速にマスクを調達することを優先するとして、申出を了解していた。

(2) 布製マスクの調達等の費用

ア　予定価格の作成状況

厚生労働省は、布製マスク配布事業として締結した契約39件のうち、佐川急便との契約1件を除く38件について、契約相手方からの見積書の額と同額を予定価格にしていた。また、文部科学省は、布製マスク配布事業として締結した契約9件のうち、布製マスクの調達契約5件及び検品等業務に係る契約1件は契約相手方からの見積書の額と同額を予定価格としており、残りの3件の契約は、見積書と積算資料等を比較するなどした上で、安価であった見積書の額を予定価格としていた。

イ　布製マスク1枚当たりの調達に要した費用

布製1枚当たりの調達平均単価は139.14円となっていた。また、契約時期別では3月契約分14

1.24円、4月契約分142.10円、5月契約分137.62円、6月契約分136.81円となっていた。

ウ　布製マスク1枚当たりの配布等に要した費用

布製マスク1枚当たりの配布等に要した費用を確認したところ40.36円となっており、全世帯向けは59.82円、介護施設等向け及び妊婦向けは23.17円、学校向けは8.96円となっていた。

(3) 布製マスクの品質等をめぐる問題

ア　布製マスクの調達契約に係る仕様

厚生労働省は、調達する布製マスクの仕様書を作成しておらず、納入業者に対して、口頭等で次のことを示しているのみであった。

①　再利用可能な布製マスクで、ガーゼ等の素材でできたものであること

②　顔との隙間を塞ぎ、くしゃみや咳による飛沫を防ぐ構造のものであること

③　ホルムアルデヒドが検出基準である75ppm以下のものであること

また、文部科学省は仕様書を作成していたが、品質基準としてはホルムアルデヒドが検出基準以下であることしか示していなかった。一方、マスクの品質基準については、全国マスク工業会が制定した「衛生マスクの安全・衛生自主基準」があり、上記③の基準のほかに、著しい変色及び異臭がないことなどを定めている。

しかし、両省は、業界団体の安全・衛生自主基準が存在するにもかかわらず、ホルムアルデヒドの検出基準以外については、仕様の要件とはせず、特段、納入業者に当該安全・衛生自主基準に定められた品質基準等を考慮して布製マスクを製作するよう指示していなかった。

したがって、両省は、緊急時であっても、全国マスク工業会が制定している基準を準用するなどして品質基準を明確に定めた仕様書を作成する必要があると認められる。

厚生労働省は仕様書を作成しておらず、布製マスクの大きさ、形状等を指定していない。そこで、大きさ、形状等について確認したところ、12社が納入したものは、大きさが縦9.5cm×横13.5cm、形状が平型となっており、6社が納入したものは、それぞれサイズの異なる立体型のものとなっていた。さらに、9.5cm×13.5cmの大きさの決定経緯について確認したところ、経済産業省は、同省の呼びかけに応じた興和等3社のうち布製マスクの販売実績があるのは興和のみであったことから、興和等3社に対して、興和の布製マスクを参考にサンプルを作成して提出するよう依頼していた。そして、厚生労働省は、サンプルの大きさを確認するなどして、この大きさが妥当であると判断し調達することにしていた。本院において、マスク生産業者が取り扱っている製品の大きさを確認したところ、平型の布製マスクは、主に家庭用として販売されており、大人用の多くは9.5cm×13.5cmとなっていた。

イ　不良品問題

厚生労働省では、問題があった妊婦向け布製マスクの状況を市町村から報告させていた。1回目に配布した49万枚のうち、12.5%に当たる6万枚が髪の毛の混入や汚れの付着等の不良品と疑われるとして635市町村から報告されていた。

ウ　布製マスクの調達契約に係る国の検収の状況

会計法令等によれば、検査職員は、物件の買入れその他の契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検収を行わなければならないとされている。

しかし、検収に当たり布製マスクの品質等を確認しようとしても、厚生労働省は、仕様書を作成しておらず品質基準等が書類上明確となっていなかったことから、検査職員が仕様書により品質等を十分に確認できない状況となっていた。文部科学省は、仕様書を作成していたものの、品質基準等が書類上明確となっていなかったことから、検査職員が仕様書により品質等を十分に確認できない状況となっていたことは厚生労働省と同様であった。

そして、両省が締結した布製マスク調達契約の検収に当たり、検査職員は、不良品問題が発生するまで、大日本印刷株式会社(以下「大日本印刷」)又は日本郵便株式会社(以下「日本郵便」)から布製マスクの納入数量を報告させることをもって検収を行ったとし、品質等については抽

出による確認すら行っていなかった。

エ　不良品問題の発生を契機とした検品等業務の実施

厚生労働省は、布製マスクの品質を高め、より安心して国民に使用してもらえるよう厳しい基準の検品を取り入れるとともに、なるべく早く国民に配布するための緊急的な対応として、株式会社宮岡(以下「宮岡」)との間で検品等業務に係る契約を2年4月に締結した。その後、5月下旬以降に納品される布製マスクについては、本来は納入業者において検品を経た後にマスクが納品されるべきであるなどとして、同省と宮岡との間の契約により実施していた検品等業務を、納入業者と宮岡との間の契約により実施するようにしていた。そして、同省は、興和及び伊藤忠商事との契約を除く5月下旬以降に納品される布製マスクの調達契約について、変更契約等により、宮岡による検品等業務の費用を当初契約額に上乗せするなどして、その費用を負担していた。

文部科学省は、布製マスクの品質を高め、児童生徒等の不安を解消するよう厳しい基準の検品を取り入れるためとして、宮岡との間で検品等業務に係る契約を2年4月に締結し、納入業者による検品とは別に品質を確認することにしていた。そして、宮岡との契約日以降に納品されるものについては、納入業者と宮岡又は宮岡と同等の検品ができる事業者との間の契約により検品等業務を実施するようにしていた。

検品等業務がこのような経過をたどった理由について、厚生労働省は、厳しい基準の検品に係る費用もマスク単価の構成費といえるものであるから、本来は、検品業者に対して国が支払うのではなく、厳しい基準の検品に係る費用も含めて納入業者との契約の中で納入業者が負担すべきものであったが、なるべく早く配布する必要があったため、まずは国と宮岡との間で検品等業務に係る契約を締結したとしている。また、文部科学省は、厳しい基準の検品に係る費用もマスク単価の構成費として品質基準を上げるために必要なものであり、納入業者と協議した結果、国と宮岡との間で検品等業務に係る契約を締結したとしている。

しかし、当初予定していなかった検品等業務のような事後的に不良品対応を行う必要が極力生ずることのないよう、調達契約の契約条項の中で、不良品が発生した場合には納入業者の責任と費用負担により補修、交換その他必要な措置を講ずるなど、不良品が発生した場合の措置について定めるなどすべきであった。

したがって、両省は、今後、緊急時において大量のマスク等の衛生用品を調達する場合、不良品が発生した場合の措置について、契約書等に適切に定める必要があると認められる。

オ　検品等業務により判明した良品とならなかった布製マスクの発生状況

宮岡は、検品基準に基づいて布製マスクを確認し、良品とそれ以外のものに判別しており、厚生労働省の布製マスク7105万枚のうち1089万枚、文部科学省の布製マスク83万枚のうち18万枚が良品とはならなかった。そして、厚生労働省は、この1089万枚のうち920万枚については、納入業者の負担において補修、交換等を行わせていた。一方、残りの168万枚については、納入業者から補修、交換等の同意を得られなかったり、納入業者を特定することが困難であったりしたため、納入業者の負担において補修、交換等を行わせることができなかった。また、文部科学省は、この18万枚のうち、17万枚については納入業者に良品と交換させていた一方で、残りの8,223枚については納入業者を特定することが困難であったため、納入業者の負担において補修、交換等を行わせることができなかった。

カ　不良品問題により生じた追加費用等の発生状況

両省は、宮岡と検品等業務に係る契約を締結し、これらに係る費用7億0075万円(厚生労働省6億9197万円、文部科学省877万円)を支払っていた。そして、厚生労働省は、興和及び伊藤忠商事との契約を除く2年5月下旬以降に納品される布製マスクの調達契約について、変更契約等により、宮岡による検品等業務の費用を当初契約額に上乗せするなどして、その費用を負担していた。本院においてこれらの費用を算定したところ10億6994万円となっていた。

厚生労働省は、全世帯向けに布製マスクを配布するに当たり、封入等業務に係る契約を大日本印刷と締結し、大日本印刷は布製マスクが5月中に全て納品されることを想定して作業期間を設定していた。その後、不良品問題により納品が遅れ、想定していた作業期間が大幅に延びたことから人件費等が増加するなどして、同省は3億3173万円の追加費用を支払っていた。

文部科学省は、学校向けに布製マスクを配布するに当たり、配布等業務に係る契約を日本郵便と締結し、日本郵便は5月中の配布完了を想定して体制を構築していた。その後、不良品問題により配布期間が延長されたことから人件費等が増加し、同省は4526万円の追加費用を支払っていた。

(4) 布製マスクの配布状況等

ア　全世帯向けの配布状況等

厚生労働省は6091万世帯等に対して1億2183万枚を配布している。しかし、当初の予定どおり2年4月から配布できたのは東京都のみであり、他の道府県への配布開始日は、不良品問題の発生により5月12日以降となっていた。また、当初の予定では5月末までに配布を完了することとしていたが、不良品問題により配布が遅れることとなり、本院が確認した5月31日時点の配布枚数は約4069万枚となっていて、上記の1億2183万枚に対する割合は33.4％となっていた。

イ　介護施設等向けの配布状況等

厚生労働省は、3月対策に基づき2013万枚を配布し、4月対策に基づき4049万枚を配布している(配布枚数の計6062万枚)。そして、同省は、4月対策に基づき配布することとしていた残りの8000万枚について、マスクの需給状況が好転してきたと判断して、7月末に一律配布を取りやめて、希望する介護施設等にのみ配布するよう方針を変更し、希望があった介護施設等に対して1049万枚を配布しており、一律配布した6062万枚と合わせて7112万枚を配布している。

ウ　妊婦向けの配布状況等

厚生労働省は、1回目の配布に当たっては、国が想定した妊婦数に応じた枚数を市町村に配布していたが、2回目から4回目までの配布に当たっては、市町村から必要枚数を報告させた上で、原則として市町村が希望する枚数を配布するように変更していた。そして、同省は、2回目から4回目までの配布において590万枚を配布しており、1回目に配布した49万枚と合わせて639万枚を配布している。

エ　学校向けの配布状況

文部科学省は、1回目として1542万枚、2回目として1529万枚、計3072万枚を配布している。

オ　一律配布の中止等に伴う在庫の発生等

介護施設等向け及び妊婦向けについては、一律配布の中止等に伴い、相当数が日本郵便の各拠点等に留め置かれることになった。このため、厚生労働省は、2年7月末に日本郵便との配布等業務に係る契約を変更し、布製マスクの保管等に係る業務を追加して、8月以降保管させることにした。同省は保管費用を低減させるために、10月に佐川急便と保管等業務に係る契約を締結し、11月以降、日本郵便の倉庫から佐川急便の倉庫に、順次移送するとともに、介護施設等向け及び妊婦向けに配布するなどしていたものの、3年3月末現在で7866万枚を在庫として保管していた。また、全世帯向けについても、その一部が日本郵便の各拠点等に留め置かれていた。同省は、これについても、佐川急便との契約締結後、日本郵便の各拠点等から佐川急便の倉庫に順次移送しており、3年3月末現在で405万枚を在庫として保管していた。

このように、同省は、3年3月末現在で計8272万枚の布製マスクを在庫として保管しており、1枚当たりの調達平均単価139.14円により在庫として保管している布製マスクの調達費用を試算すると115億0978万円となっていた。

また、一律配布の中止等の後、同省は、前記のとおり、日本郵便との契約を変更し、布製マスクの保管等に係る業務を追加して、同業務に係る費用として5億2265万円を支払っていた。そして、同省は、保管費用を低減させるために、佐川急便と契約を締結し、保管に係る費用とし

て7831万円を支払っていた。これらにより、同省が保管等業務に係る費用として両社に対して支払った額は6億0096万円となっていた。このように、同省では、布製マスクの保管等に多額の費用を要する状態が継続している。

なお、布製マスク配布事業で調達した布製マスクは、国の物品として物品管理法等に基づき管理されており、供用等をすることができない物品については、不用の決定の上、売払いなどすることができるとされており、また、衛生材料等を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対して譲渡するときなどは、物品を国以外のものに譲与することができるとされている。

したがって、同省は、今後、布製マスクの品質保持のための保管状況に留意しながら、在庫の活用方法を幅広く検討するなどして、その有効活用を図って保管等に要する費用の節減に努めつつ、在庫の解消が見込めない場合には、売払い、譲与等も考慮に入れた対応を検討することが必要である。

4　本院の所見

布製マスク配布事業は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴いマスクの需給がひっ迫する中、マスクを早期に確保し配布対象である世帯、施設等に速やかに配布するために実施されたものであり、両省によれば、その実施に当たっては緊急に対処することが求められたとしている。

そして、今後とも、大規模な感染症が発生するなどした際には、布製マスク配布事業と同様に、マスク等の衛生用品を大量かつ緊急に調達する必要が生ずることも考えられる。

したがって、両省は、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、今後、事業を実施する場合には、次の点に留意するとともに、厚生労働省は布製マスクの在庫について、次のとおり検討することが重要である。

ア　マスク等の衛生用品の今後の調達について

(ｱ) 両省は、マスク等の衛生用品については、衛生上、その品質基準を明確に定めて調達する必要があることから、緊急時であっても、公的規格、業界団体の安全・衛生自主基準を準用するなどして品質基準等を明確に定めた仕様書を作成すること

(ｲ) 両省は、当初予定していなかった検品等業務のような事後的に不良品対応を行う必要が極力生ずることのないよう、緊急時において大量のマスク等の衛生用品を調達する場合には、契約の締結に当たり、契約条項の中で、不良品が発生した場合には納入業者の責任と費用負担により補修、交換その他必要な措置を講ずるなど、不良品が発生した場合の措置について定めるなどすること

イ　布製マスクの在庫について、厚生労働省は、その保管等に多額の費用を要する状態が継続していることを踏まえて、布製マスクの品質保持のための保管状況に留意しながら、在庫の活用方法を幅広く検討するなどして、その有効活用を図って保管等に要する費用の節減に努めつつ、在庫の解消が見込めない場合には、売払い、譲与等も考慮に入れた対応を検討すること

本院としては、今後とも両省におけるマスク等の衛生用品の調達や厚生労働省における布製マスクの在庫の状況について、引き続き注視していくこととする。

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について

1　検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等への対応の経緯

政府は、令和2年1月、新型コロナウイルス感染症について、我が国内で感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ弾力的に推進するために「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなどして、緊急対応策等を決定し、これらの緊急対応策等において、雇用対策の中心として雇用調整助成金が位置付けられ、助成率を引き上げたり、従前は対象とされていなかった雇用保険被保険者以外の労働者についても措置の対象に加えたりなどすることとされた。また、2年6月の「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」(以下「臨時特例法」)の制定等により、雇用調整助成金の上限額を引き上げることなどとされるとともに、厚生労働省は、休業していながら休業手当が支給されない労働者を救済するために労働者への直接給付が可能となる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(以下「休業支援金」)及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(以下「休業給付金」)の制度を創設した(休業支援金と休業給付金とを合わせて「休業支援金・給付金」)。

(2) 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例の概要

雇用調整助成金は、雇用保険法等に基づき、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」)に相当する額を対象として助成を行うなどするものである。休業等を行った事業主に対する雇用調整助成金の支給額については、事業主が支払った休業手当の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額(この方法により算定された額を「休業手当相当額」)を対象として、これに助成率等を乗じた額となっている。雇用調整助成金の支給に当たっては、各種の要件等が定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、特例として要件が緩和されるなどしている(この特例を「コロナ特例」)。そして、雇用保険被保険者以外の労働者についても措置の対象とするために、同省は、2年4月に緊急雇用安定助成金の制度を創設した(雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金とを合わせて「雇用調整助成金等」)。

2　検査の着眼点等

本院は、雇用調整助成金等及び休業支援金・給付金について、支給状況はどのようになっているか、支給は迅速かつ適切に行われているか、申請に係るシステムは適切に構築され、運用されているかなどに着眼して、2年度以降に支給された雇用調整助成金等及び休業支援金・給付金を対象(注2)として、厚生労働本省及び8労働局(注1)から説明や資料の提出を受けるなどして検査した。また、8労働局管内の49事業主における休業や休業手当の支払等の状況について、27事業主において、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所に直接赴いて説明や関係資料の提示を受けるなどして会計実地検査を行うとともに、22事業主については、労働局から支給申請書類及び添付書類の提出を受けるなどして検査した。さらに、8労働局(注1)管内の67事業主における雇用調整助成金に係る支給額の算定方法等について、労働局から支給申請書類及び添付書類の提出を受けるなどして検査した。

(注1)　8労働局　茨城、栃木、群馬、埼玉、滋賀、兵庫、和歌山、岡山各労働局

(注2)　8労働局　茨城、栃木、東京、神奈川、滋賀、京都、奈良、岡山各労働局

3　検査の状況

(1) 雇用調整助成金等の支給状況等

2年度の雇用調整助成金の支給状況をみると、2,284,982件の支給決定が行われていて、歳出予算現額3兆6382億3668万円(うち予備費550億円)に対する支出済歳出額は2兆9797億6947万円(執行率81.9%)となっていた。また、緊急雇用安定助成金については、2年度には682,419件の支給決定

が行われていて、歳出予算現額3630億8110万円(うち予備費903億8537万円)に対する支出済歳出額は2106億7243万円(執行率58.0%)となっていた。

2年度の休業支援金の支給状況をみると、320,304件の支給決定が行われていて、歳出予算現額425億円に対する支出済歳出額は296億5010万円(執行率69.7%)となっており、休業給付金については、818,336件の支給決定が行われていて、歳出予算現額1093億0768万円(うち予備費294億1775万円)に対する支出済歳出額は588億5607万円(執行率53.8%)となっていた。

(2) 雇用調整助成金等の支給に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録の状況

労働局は、雇用調整助成金の支給決定に当たり、通常、ハローワークシステムの助成金システムに備えられている雇用調整助成金機能を用いて支給申請に係る情報を入力している。しかし、雇用調整助成金機能を用いる場合には入力を要する項目が多いことから、コロナ特例の下において、雇用調整助成金の支給を迅速に行うために、同本省は、労働局に対して、相対的に入力項目の少ない、ハローワークシステムの一般助成金機能を用いて支給申請に係る情報の入力を行うことも認めていた。一方で、同省は、多額の財政支出を行って実施した雇用調整助成金等の在り方等の検討を行うためには、雇用調整助成金等の支給申請に係る情報について、ハローワークシステムの助成金システムに備えられている雇用調整助成金機能を用いて入力しておく必要があると判断した。そして、同省は、雇用調整助成金機能を用いた遡及登録を可能にするためのハローワークシステムの改修を、3年3月31日に完了していた。しかし、同省は、本院の検査時点(3年7月)において、追加された機能の活用見込みや改修の目的である遡及登録の完了見込みを得るには至っていなかった。したがって、同省においては、今後、雇用調整助成金等の支給に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録を実施する場合には、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施することが肝要である。

(3) 雇用調整助成金等に係る不正受給の状況等

同省によれば、2年4月から3年3月までの間に、47件の雇用調整助成金等に関する不正受給(不正受給額計3億0010万円(雇用調整助成金2億7042万円、緊急雇用安定助成金2967万円))が判明して、返還の措置を講じたとしている。コロナ特例に係る雇用調整助成金等については、申請書類の簡素化が行われるなどしており、不正受給等に対応するためには事後確認が重要である。一方、同省による事後確認は、本院の検査時点においては、まだ本格的に実施される段階に至っていない。

そこで、本院は、今後、同省が事業所調査等による事後確認を実施する場合に留意すべきリスクの所在等について確認するために、事業主がどのように休業等や休業手当の支払を行ったかなどについて、8労働局(注2)管内の49事業主を検査した。

(ｱ) 雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなど、事実と異なる雇用調整助成金等の支給申請を行うなどして、雇用調整助成金等を不正に受給していたもの

4労働局管内の5事業主において、雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなどして雇用調整助成金等計9673万円を不正に受給している事態が見受けられた。労働局においては、緊急雇用安定助成金については、対象となる雇用保険被保険者以外の労働者に関する情報を同省が管理していないことから、雇用関係がない者を雇用関係があるとすることにより雇用調整助成金等を不正に受給しても、そのことが露見しないのではないかという誤った認識を不正行為者に生じさせて、必要な書類を偽造するなどして不正な支給申請を行うリスクが相対的に高い状況となっていることなどに留意して、事後確認を行うことが肝要である。

(ｲ) 二重に申請を行って二重に受給していたもの

1労働局において、事業主が同一期間に同一の労働者が行った休業等について、郵送と雇用調整助成金等オンライン受付システムの両方を用いて二重に支給申請を行っていたのに対して、それぞれの支給申請に対して重複して雇用調整助成金等の支給を行っていた事態が見受けられた。支給の迅速化のためシステムへの入力項目が限定されていることもあり、このような事態の確認をシステム上で行うことは困難であるなどの状況にあることを認識した上で、労働局に

おいては、今後の事後確認を行うことが肝要である。

(ｳ) 労働者の教育訓練の実施状況を正確に反映していない出勤簿に基づくなどして申請を行い、雇用調整助成金を受給していたもの

1事業主において、教育訓練の実施日数延べ30,041人日について、受講者本人が作成した受講レポートによりその実施状況を確認したところ、教育訓練を実施したとしていた日に教育訓練を実施せずに出勤していたり、有給休暇を取得していたりするなど、教育訓練の実施日数延べ30,041人日(雇用調整助成金相当額4億1171万円)のうち、延べ6,158人日分(雇用調整助成金相当額8439万円)について、支給申請の内容と確認書類とが適合していなかった。労働局においては、支給申請書の内容とこれらの確認書類の照合を十分に行うなど、教育訓練の実施状況を十分に確認することが肝要である。

(ｴ) 同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料されるもの

緊急雇用安定助成金の制度が創設されたことにより、雇用保険被保険者が休業を利用して副業等を行う場合に、副業先での休業についても緊急雇用安定助成金の対象となるという同制度の仕組みを利用して、同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態が見受けられた。同省においては、同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うような事態への対応方策を検討することが肝要である。

図表　(ｴ)の事態についての模式図

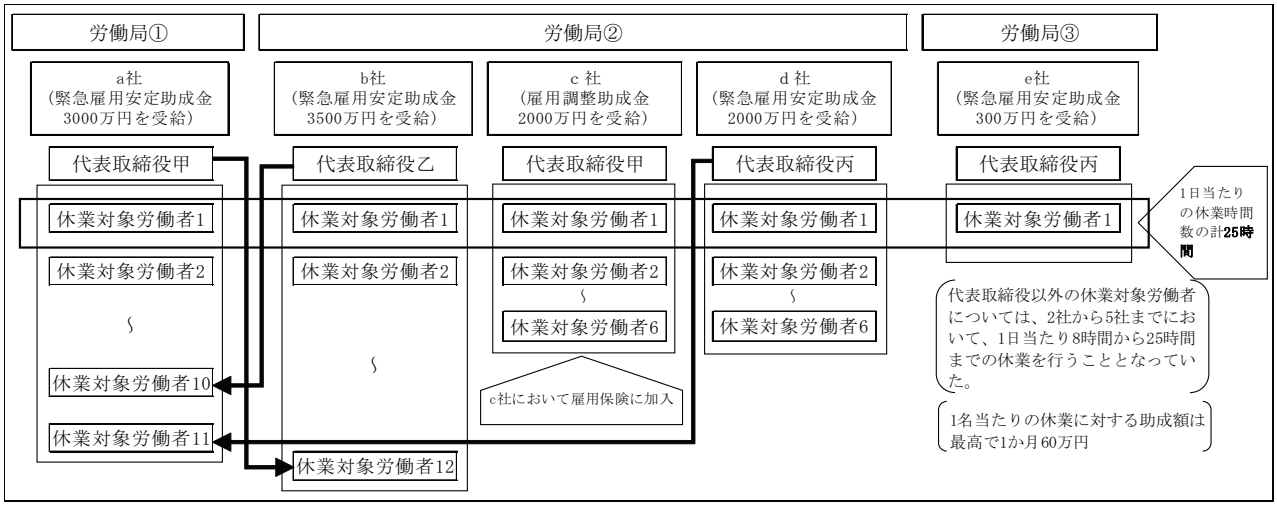

(注) 本図表は、上記の事態を反映して模式化したものであり、金額、数値等については実際とは異なる。

(4) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法に関する問題

3年4月に、運輸業を営む事業主において、雇用調整助成金の支給を受けた額が休業手当の支払額を上回っている状況が見受けられるなどの報道がなされた。そこで、報道内容を踏まえるなどして、コロナ特例の下で支給された雇用調整助成金について、支給額算定の基礎となる休業手当相当額が事業主が支払った休業手当の日額単価を超えることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を超える場合が生じていないかなどに着眼して、8労働局(注1)管内の運輸業を営む67事業主に係る支給申請書類及び添付書類について、8労働局から提出を受けるなどして検査した。検査したところ、37事業主において、これらの事業主が支給を受けた雇用調整助成金の額(計40億4802万円)は、休業手当の支払額(計28億4872万円)を上回っていた(超過額計11億9929万円)。そこで、これらの37事業主に関して、休業手当相当額の算定方法をみるなどしたところ、いずれの事業主においても、休業手当相当額(休業手当相当額に助成率を乗じた額が日額上限額15,000円を超える場合は15,000円)は休業手当の日額単価を超えていて、その超過率は12.8%から94.

3%までとなっていた。そして、コロナ特例により、これらの休業手当相当額に乗ずる助成率は、3/4から10/10までとなっていたことなどから、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が生じていたと認められる。現行の休業手当相当額の算定方法が導入されたことには相応の理由があり、事業主は、定められた方法に基づいて休業手当相当額の算定を行っているものの、コロナ特例により、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が現に生じていて、当該上回る部分については休業手当の支払額に対する助成としての役割に沿ったものとなっていないと認められる。同省においては、このような事態が極力生ずることのないよう、雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討することが肝要である。

(5) 雇用調整助成金及び休業支援金の支給に伴う労働保険特別会計(注3)や一般会計への影響等

雇用調整助成金及び休業支援金の支給を含む雇用保険二事業は、労働保険特別会計の雇用勘定で経理されている。各年度の雇用勘定の決算において、雇用保険二事業に係る保険料収入等の歳入額から雇用保険二事業に係る歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち雇用安定事業費に充てるために必要な金額を雇用安定資金に組み入れることとなっている。一方、雇用保険二事業に係る保険料収入等の歳入額から雇用保険二事業に係る歳出額を控除して不足がある場合には、雇用安定資金から補足することとなっている。

雇用安定資金の年度末残高の推移をみると、元年度末で1兆3890億円となっていたが、2年度における雇用調整助成金及び休業支援金の支給に対応したことにより、同年度末の残高は866億円まで減少していた。また、雇用安定資金の残額が減少したことに対応し、安定的な雇用保険二事業の財政運営を確保するために、2年度中に雇用保険二事業の財源として、失業等給付費に充てるための積立金から1兆0697億円の借入れが行われていた。一方、借入先の積立金の年度末残高の推移をみると2年度末の残高は2兆1422億円まで減少していた。また、3年度末においては更なる減少が見込まれている。そして、2年度の決算の結果、雇用保険二事業において4120億円の不足額が生じており、3年度中に雇用安定資金から2年度末の全額である866億円、積立金から3254億円がそれぞれ補足されることとなっている。コロナ特例に係る雇用調整助成金及び休業支援金において、従前の上限額である1日当たり8,370円(2年7月末までは8,330円)を超える部分の財源については、臨時特例法等により、大企業については当該額の範囲内の部分と同様に労働保険特別会計により負担する一方、中小企業については一般会計により負担することとなった。そこで、一般会計による負担の状況をみると、2年度に一般会計から労働保険特別会計に1兆0762億1803万円が概算で繰り入れられており、2年度の決算の結果、6918億5644万円が一般会計による負担となっていた。また、緊急雇用安定助成金及び休業給付金については全額一般会計により負担することとなっており、それぞれ2106億7243万円及び588億5607万円が支出されていた。このように、計9613億8496万円が一般会計による負担となっていた。

(注3) 雇用保険二事業　雇用保険は、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができることとなっており、雇用安定事業と能力開発事業とを合わせて「雇用保険二事業」という。

4 本院の所見

同省において、雇用調整助成金等の支給等に関して、次の点に留意することが肝要である。

ア 将来的に同種の状況が生ずる可能性に備えて、今回の施策に関する知見を得ておくことが重要であることから、今後、雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録を実施する場合には、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施すること

イ 今後、雇用調整助成金等の支給について、その妥当性等の確認を実施するに当たり、次のとおり検討するなどすること

(ｱ) 今回の本院の検査で見受けられた不正受給等の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、事後確認に活用する方策について検討すること

(ｲ) 二重申請に対して二重に支給を行っていた事態が発生している状況を認識した上で事後確認

を行うこと

(ｳ) 教育訓練について、自宅等で行う学習形態が取り入れられたことを踏まえて、事後確認の一環として、支給申請の内容と確認書類との照合等を行って実施状況を十分に確認すること

ウ　同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたものと思料される事態が見受けられたことから、このような事態への対応方策について検討すること

エ　雇用調整助成金に係る支給額の算定方法については、休業手当相当額の算定方法を改めることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討すること

本院としては、今後とも雇用調整助成金等の支給等について、引き続き注視していくこととする。

サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)の実施状況等について

1　検査の背景

(1) Go To キャンペーン事業の概要

Go To キャンペーン事業には、旅行者又は消費者と贈与契約を締結して給付金を給付する事業として、観光庁が実施するGo To トラベル事業(以下「トラベル事業」)、農林水産省が実施するGo To Eat キャンペーン(以下「イート事業」)及び経済産業省が実施するGo To イベント事業、並びに中小企業庁が商店街等に実施させるなどのGo To 商店街事業がある。このうち、イート事業は、更に食事券発行委託事業とオンライン飲食予約委託事業に分かれている(観光庁、農林水産省、経済産業省及び中小企業庁を合わせて「4省庁」)。

そして、4省庁は、それぞれ公募し選定した事業者との間で委託契約を締結し、各事業を実施させている(これらの事業者について、トラベル事業は「トラベル事務局」、食事券発行委託事業は「食事券発行事業者」)。

(2) Go To キャンペーン事業の予算

Go To キャンペーン事業の令和2年度予算額は、計3兆0769億円(給付金計2兆6647億円、委託費計4122億円)となっている。

(3) Go To キャンペーン事業を実施する委託先の公募等

農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、Go To キャンペーン事業を実施する委託先については、四つの事業を一体的な事業とするために、一つの事務局とすることを基本とし、2年5月26日に公募を開始したが、国会等において全体事務局の必要性等について指摘を受けた。そして、観光、飲食、イベントという性質の異なる事業を統括する事務局の構造が複雑になる可能性があるといった課題が当初からあったことを踏まえて、同年6月5日に公募を中止し、事務局については、4省庁がそれぞれ事業分野に適した執行団体を選定することとした。

(4) Go To キャンペーン事業の開始時期、一時停止措置等

観光庁は、2年7月10日に、同月22日以降に実施される旅行をトラベル事業の対象とし、旅行代金の割引を行うことを公表した。しかし、東京都における新型コロナウイルス感染症の感染状況(以下「感染状況」)等から、同庁は、同月17日に東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行をトラベル事業の対象外とすること(以下「東京除外措置」)を公表した。

東京除外措置は同年9月30日をもって終了し、同年10月1日から東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行がトラベル事業の対象となったが、その後における感染状況等から、5都市に係る旅行、年末年始の全国に係る旅行及び緊急事態宣言に伴う全国に係る旅行について一時停止措置等(これらを「5都市等に係る一時停止措置等」)が行われている。

同庁は、東京除外措置及び5都市等に係る一時停止措置等により取り消された旅行については、旅行業者及び宿泊事業者(以下「旅行業者等」)に対して旅行者から取消料を収受しないことを求め、これに伴って旅行業者等を含む観光関連事業者に生ずる実損を低減させるために、取消料対応費用及び取消料対応事務費用(以下「取消料対応費用等」)を支払う措置を講ずることとした。

2　検査の着眼点

Go To キャンペーン事業の実施状況はどのようになっているか、旅行者又は消費者に対する給付金や旅行業者等に対する取消料対応費用等の支払は適切に行われているか、4省庁は事業実施に伴い、どのような不正、不適切な事態を想定し、その防止のためにどのような対応策を講じているか、事業の委託先の選定等の契約手続はどのように行われているかなどに着眼して検査した。

3　検査の状況

(1) Go To キャンペーン事業の予算の執行状況

Go To キャンペーン事業の2年度における支出済額は、給付金7213億円、委託費2217億円、計9431億円となっていて、予算現額に対する支出済額の割合は、給付金32.0%、委託費44.3%、計3

4.3%にとどまっていた。なお、1兆8039億円については翌年度に繰り越され、引き続きGo To キャンペーン事業の財源に充てられることとなった。

(2) Go To キャンペーン事業を実施する事務局の公募等の手続等

当初、Go To キャンペーン事業の四つの事業を一つの事務局に委託することとしていたときは、委託費の上限額は3095億円とされており、高額ではないかなどの議論があった。4省庁が事業ごとに委託先を選定することとした結果、4省庁における委託費の上限額の合計額は2928億円となり、当初の上限額と比べて166億円(5.3%)低くなった。これは、農林水産省がイート事業全体を統括する事務局を設けないことにより委託費の上限額を引き下げたことによる。

一方、同省は、イート事業全体を統括する事務局としての業務を本省において行っていて、その人員は9人から最大20人まで増員していた。また、同省は、食事券発行事業者等64事業者と締結した委託契約について、3年3月末までに、イート事業の実施期間を3年度まで延長することなどを内容とする変更契約を計144件締結したとしていたが、検査したところ、事業者が多いこと、契約変更の内容及び回数が事業者により異なることなどから確認等に時間を要したとして、上記144件のうち85件については、同年7月の会計実地検査時点においても変更契約書を作成していなかった。

(3) トラベル事業の実施状況

ア　給付金の支払等の状況

観光庁は、トラベル事務局を通じて旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に対して給付金の支払を行っている。3年3月末までに、同庁がトラベル事務局に支払った給付金が6212億円であるのに対して、トラベル事務局が旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った給付金は6207億円となっていて、差額の4億円は同年9月末時点でもトラベル事務局が受領したままになっている。これは、トラベル事務局が、旅行者を代理して受領した後に、同一の旅行に係る給付金を誤って重複申請し支払を受けたことが発覚したことによるものである。

しかし、トラベル事務局は旅行者を代理して給付金を受領しているのであるから、旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に対して支払う見込みがない上記の差額については速やかに解消される必要があり、同庁が、トラベル事業の実施に際してこのような場合における給付金の取扱いを定めておらず、トラベル事務局が受領したままになっていることは適切とは認められない。

イ　トラベル事業開始後における制度の見直しの状況

(ｱ) 旅行業者等に割り振られる給付枠の見直し及び旅行代金の割引率の固定化

観光庁は、トラベル事業の予算を適切に執行することなどを目的として、宿泊地が所在する地域別に使用できる当面の予算額(以下「給付枠」)を旅行業者等に通知していた。また、旅行代金の割引額は、旅行業者等が、給付枠の範囲内において、当該旅行代金の35%以下かつ1人1泊当たり1万4000円を上限に自由に設定できるとしていた。

そして、2年9月15日に同月末に東京除外措置が終了することが公表され、トラベル事業の予約が急増したことなどにより一部の旅行業者等において給付枠が不足する事態が生じた。給付枠が不足した旅行業者等の一部は、旅行代金の割引上限額を引き下げて販売していて、そのことが報道で取り上げられるなどした。

同庁は、このような事態に対して、割引上限額の設定が区々となっていると旅行者に混乱が生ずるなどとして、トラベル事業における旅行代金の割引率については35%に固定することを旅行業者等に対して要請するとともに、給付枠を追加するなどの措置を講じた。

(ｲ) トラベル事業の対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化等

トラベル事業を実施していく中で、一部の旅行業者等が販売する旅行商品において、自動車運転免許証を取得するための合宿等、観光を主な目的としないものもあることが判明した。

このため、観光庁は、2年11月6日以降に販売等される旅行商品については、観光を主な目的としていること、旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超

えないことなどを踏まえてトラベル事業の対象とするか否かを判断することとするなどした。

同庁及びトラベル事務局は3年6月24日までに、10旅行業者等が販売した83件の旅行商品は、トラベル事業の対象とならない旅行商品であるとして、給付金の返還を求めるなどしていた。

ウ　宿泊割引に係る地域別の利用状況等

本院は、トラベル事務局からトラベル事業の利用人泊数、旅行代金の割引額等に係るシステムに入力されたデータ(3年7月時点)の提出を受けて、このうち旅行開始日等が明確なデータ(トラベル事務局において、旅行業者等への支払が完了していないものを含み、データの内容を精査中のものは含まない。)のみを集計するなどして、2年7月から同年12月までの宿泊旅行に係る月別の利用人泊数(計9559万人泊)等について分析を行った。

月別の利用人泊数についてみると、東京除外措置が終了した後の2年10月は2550万人泊、同年11月は2852万人泊となっていたが、同月下旬以降に5都市等に係る一時停止措置等が講じられたことから、同年12月は1677万人泊となっていた。

利用人泊数を旅行の目的地別にみると、東京都が632万人泊(旅行の目的地が判明している9558万人泊の6.6%)と最も多くなっていて、次いで北海道が624万人泊(同6.5%)、静岡県が468万人泊(同4.9%)となっていた。また、旅行者の居住地別にみると、東京都が1183万人泊(旅行者の居住地が判明している9503万人泊の12.4%)と最も多くなっていて、次いで神奈川県が913万人泊(同9.6%)、大阪府が816万人泊(同8.5%)となっていた。

旅行代金の割引額を旅行の目的地別にみると、北海道が315億円(旅行の目的地が判明している4440億円の7.1%)と最も多くなっていて、次いで沖縄県が236億円(同5.3%)、静岡県が231億円(同5.2%)となっていた。利用人泊数で1位となっていた東京都が旅行代金の割引額では3位までに入っておらず、代わりに沖縄県が2位に入っていた。

旅行代金の割引額を旅行者の居住地別にみると、東京都が585億円(旅行者の居住地が判明している4402億円の13.2%)と最も多くなっていて、次いで神奈川県が454億円(同10.3%)、大阪府が398億円(同9.0%)となっていて、利用人泊数と同じ順位となっていた。

また、前記の9559万人泊について、1人1泊当たりの平均旅行代金は13,462円となっていた。

エ　地域共通クーポンの利用等の状況

(ｱ) 地域共通クーポンの利用の状況

本院は、トラベル事務局から地域共通クーポンの利用額、地域共通クーポン取扱店舗がトラベル事務局に登録している業種等に係るデータ(3年5月時点)の提出を受けて、地域共通クーポンの利用額等について分析を行った。

2年10月から同年12月までに旅行者が利用した地域共通クーポンの利用額は1426億円となっていて、このうち紙媒体のものは1166億円と、電子媒体のもの260億円の4.4倍となっていた。

地域共通クーポン取扱店舗376,500店舗(3年3月末時点)について、トラベル事務局に登録されている業種をみると、飲食店が114,130店舗(全体の30.3%)と最も多く、次いでコンビニエンスストア・スーパーマーケットが58,510店舗(同15.5%)、小売(お土産等)が44,056店舗(同11.7%)となっていて、観光施設(遊園地・温泉施設等)は2,400店舗(同0.6%)等となっていた。

そして、地域共通クーポンの利用額を上記の業種別にみたところ、小売(お土産等)が391億円(全体の27.4%)と最も多く、次いで飲食店が249億円(同17.4%)、コンビニエンスストア・スーパーマーケットが175億円(同12.3%)、観光施設(遊園地・温泉施設等)が70億円(同4.9%)等となっていた。

(ｲ) 地域共通クーポンの不正利用への対応状況

地域共通クーポンの利用が開始された2年10月に、観光庁は、トラベル事業の対象となる旅行商品の予約者が、旅行業者等に予約取消等の連絡をすることなく宿泊施設に現れない(この状態を「ノーショー」)のに、宿泊予定日に電子媒体の地域共通クーポンを利用するという事態が発生していることをトラベル事務局からの報告により把握した。上記の事態を受けて、同

庁は、2年10月に、トラベル事務局を通じて、電子媒体の地域共通クーポンを付与する旅行商品を販売していた315旅行業者等に対して、旅行商品販売時に本人確認を徹底するなどの不正利用防止対策を講ずるよう求める通知を発出するなどの措置を講じていた。

3年3月末時点で、同庁がトラベル事務局から報告を受けたノーショーに係る地域共通クーポン利用額は2114万円となっていた。そして、同庁は、ノーショー予約者が特定できた場合は、給付金に係る贈与契約を取り消して、給付金相当額の返還を請求することとしており、同年9月末までに計64万円について返還請求を行い、同時点までにこのうち14万円が返還されている。

オ　東京除外措置及び5都市等に係る一時停止措置等への対応

(ｱ) 東京除外措置に伴う取消料対応費用

観光庁は、東京除外措置に伴う取消料対応費用は、旅行業者等が旅行業約款等に基づき算定した取消料(以下「各社規定取消料」)を基準とし、その30%を旅行業者等の負担額とみなして申請するなどとした。そして、トラベル事務局が旅行業者等に対して支払った取消料対応費用は、3,454件3492万円となっていた。

(ｲ) 5都市等に係る一時停止措置等に伴う取消料対応費用

観光庁は、5都市等に係る一時停止措置等に伴う取消料対応費用は、各社規定取消料の発生の有無にかかわらず、一律に取り消された旅行代金の35%(年末年始の全国に係る旅行の場合は50%)を取消料対応費用として支払うなどとしている。そして、トラベル事務局が3年2月から7月までに旅行業者等に対して支払った取消料対応費用は、4,070,191件1157億円となっていた。

一方、旅行業者の各社規定取消料によると、旅行者は、募集型企画旅行及び受注型企画旅行については、原則として旅行開始日の21日以前に取り消した場合、取消料は発生しないこととなっている。そこで、主要46旅行業者(注1)が販売した募集型企画旅行及び受注型企画旅行についてみたところ、取消料対応費用の支払対象となった旅行商品641,475件のうち176,265件は、旅行開始日の21日以前に取り消されたものであり、これらの旅行商品に係る取消料対応費用は96億円となっていた(注2)。

このように、各社規定取消料の発生の有無にかかわらず一律に旅行代金に対する率で取消料対応費用を支払うとしたことについて、観光庁は、5都市等に係る一時停止措置等は、東京除外措置と比較して旅行の需要も戻ってきている中での措置であり、この時期における旅行の取消しは旅行業者等への影響が大きくなること、旅行業者等に迅速に取消料対応費用を支払う必要があることによるとしている。

(注1)　主要46旅行業者　観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況」(令和3年3月分)の対象となっている46旅行業者

(注2)　各社規定取消料により、旅行開始日の21日以前に取り消した場合に取消料が発生する旅行商品(例えば、受注型企画旅行における企画料金、運送機関が定める取消料等が旅行開始日の21日以前に発生する交通費等を含む旅行商品)も含まれる。

(ｳ) 5都市等に係る一時停止措置等に伴う取消料対応費用の観光関連事業者間における配分の状況

観光庁は、5都市等に係る一時停止措置等に伴う取消料対応費用は、影響を受けた全ての観光関連事業者間で公平に配分されるべきであるとして、旅行業者に対して、受領した取消料対応費用について、旅行商品に含まれるサービスを提供する宿泊事業者、交通事業者、観光施設等に公平に配分するよう要請している。また、宿泊事業者に対して、食材の卸売業者やリネン業者等、取消しの影響を受ける観光関連事業者に適切に配慮するよう要請している。

同庁は、旅行業者等に上記の配分作業に係る事業者間の調整等の事務費用が相当程度生じているとの現場の声があるとして、これらの費用相当額を、取消料対応事務費用(以下「事務費用」)として、トラベル事務局を経由して旅行業者等に支払うこととし、3年3月末までに委

託費としてトラベル事務局に対して事務費用相当額115億円を支払っていた。

他方、トラベル事務局は、取り消された予約件数を基に、取消料対応費用の10％又は申請予約1件につき4,000円のいずれか小さい方の額を事務費用として支払うこととして、3年7月までに旅行業者等に対して計81億円を支払っていた。

同庁は、旅行業者等が公平に配分していないと確認できた場合には、トラベル事業への参画旅行業者等としての登録の取消しなどの処分の対象となるとしている。一方で、旅行業者等から宿泊事業者や観光関連事業者にどのように配分されているかなどについて全く把握していなかった。

(4) 委託費の状況

4省庁は、委託契約に基づき、委託先からの請求を受けて委託費の概算払を行っていて、業務が完了していない3年3月末時点では精算は行われていない。

4省庁は、委託業務が完了したときは、委託先から精算報告書等の提出を受けて、これを精査するなどして、適切に委託費の精算を行うことが重要である。

4　本院の所見

4省庁は、今後Go To キャンペーン事業を再開する場合には、引き続き感染状況等の局面に応じて適時適切に執行したり、各事業の目的に照らした効果が最大限発揮されるよう努めたり、今後同種の事業を実施する際に備えて知見を蓄積したりすることに留意して、適切に事業を実施していくことが望まれる。このうち、農林水産省及び観光庁は、それぞれ次の点に留意して、適切に事業を実施していくことが望まれる。

ア　農林水産省において、今後イート事業と同種の事業を実施する際には、同省が事業全体を統括する業務を直接実施することは、委託費を抑制できるなどの効果があり得る一方、今般、委託契約の件数が多いことなどから同省が行う業務が繁忙となったことなどの面があることも踏まえて、業務を適正かつ効率的に実施できる実施方法及び実施体制について検討すること

イ　観光庁において、次のとおり、これまでの実施状況から得られた知見を踏まえた対応を執ること

(ｱ) 観光庁がトラベル事務局に支払った給付金と、トラベル事務局が旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った給付金との差額をトラベル事務局が受領したままになっていることを踏まえて、このような場合における給付金の取扱いを定めること

(ｲ) 旅行業者等に割り振られる給付枠、旅行代金の割引率及びトラベル事業の対象とする旅行商品の基準・考え方を適切に設定したり、地域共通クーポンの不正利用の事態を踏まえた上での給付金の支払の体制を整備するよう努めたりすること

ウ　観光庁において、旅行業者等に支払われた取消料対応費用について、影響を受けた観光関連事業者間で公平に配分されるべきであることに加えて、旅行業者等が行う配分作業等に伴う事務費用を支払っていることに鑑みて、適切に配分されたか把握した上で検証を行うこと

本院としては、今後ともGo To キャンペーン事業の実施状況等について、引き続き検査を実施していくこととする。

持続化給付金事業の実施状況等について

1　検査の背景

(1) 持続化給付金及び給付金事務事業の概要

中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により特に大きな影響を受けている事業者等に対して、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金(以下「持続化給付金」)を給付している(事業者等に持続化給付金を給付する事業を「給付金給付事業」)。

そして、同庁は、申請のサポート、申請の受付、審査、支払等の持続化給付金の給付に必要な持続化給付金事務局(以下「給付金事務局」)の事務を、令和2年度補正持続化給付金事務事業等(以下「給付金事務事業」)として、一般社団法人サービスデザイン推進協議会(以下「サ推協」)及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社(以下「デロイト」)と、契約金額769億0208万円及び427億6180万円を上限とする概算契約により委託契約を締結して行わせている(2年4月にサ推協と委託契約を締結した給付金事務事業を「給付金事務事業(第1次)」、同年8月にデロイトと委託契約を締結した給付金事務事業を「給付金事務事業(第2次)」)。

(2) 再委託の条件等

委託事業等の契約等を実施する際の基本的な手順等を取りまとめた経済産業省内の事務参考用資料(手引)(以下「委託事業等の手引」)によれば、受託者における再委託費及び外注費の合計は、原則として総経費の1/2を超えない(再委託費と外注費の合計が委託費の総額に占める割合を「再委託費率」)こととしつつ、再委託費率が1/2を超えざるを得ない場合には、理由書を求めるなど契約締結時にその理由が確認できるようにしておくこととされている。

2　検査の着眼点等

本院は、持続化給付金の給付の状況はどのようになっているか、給付金事務事業における契約手続等は適切に行われているか、受託者における事業の履行体制、特に再委託の状況や、委託費の額はどのようになっているか、持続化給付金に係る不正受給等の発生やそれに伴う返還等の状況はどのようになっているかなどに着眼して、経済産業本省、同庁、サ推協等を対象として検査するとともに、サ推協から再委託を受けた株式会社電通(以下「電通」)において調査するなどした。

3　検査の状況

(1) 持続化給付金の給付状況等

持続化給付金は441万余件の申請がなされており、同庁は、3年3月末までに、給付の要件を満たしていると判断した423万余件について持続化給付金計5兆5147億4297万円の給付を決定して、給付金事務局を通じて給付していた。このうち申請から給付までの期間が、同庁が目安としていた2週間を超えていたものは133万余件(全体の31.6%)となっていた。

(2) 受託者の選定、契約締結等の状況

ア　事前接触の状況

同庁は、給付金事務事業(第1次)の入札に先立ち、複数の民間事業者から事業についての意見を聴取していた(入札公告前に当該事業についての意見を聴取することを「事前接触」)。事前接触の状況の記録によると、事前接触は、同庁から事前接触を求めたサ推協及びデロイトと3回及び2回、事前接触の申出のあった民間事業者と1回、それぞれ行われており、民間事業者によって回数に差が生じていた。一方、当該記録等には、同庁が民間事業者に説明した内容の詳細は記録されていなかった。このため、同庁が民間事業者に提供した情報に差が生じていないかなどの詳細は確認できなかった。また、同庁は、事前接触を行っていた当時、事前接触を行った民間事業者に対して提供した事業の概要等の情報を一般には公表しておらず、その他の民間事業者等で同庁と事前接触を行って情報を得られたのは上記の1者のみとなっていた。

イ　入札及び契約の状況

(ｱ) 予定価格

同庁は、給付金事務事業(第1次)の予定価格の算出に当たり、電通を含む複数の民間事業者から提出された見積書を使用して予定価格を算出していた。委託事業等の手引によれば、見積書等の内容を精査した上で予定価格を作成するなどとされている。しかし、同庁は、事業の迅速な実施が求められる状況の中で、見積書の提出者に対して見積りの前提とした業務の実施方法、金額の内訳等を確認するなど見積書の内容を精査していなかった。

(ｲ) 技術審査及び落札者の決定

同庁は、給付金事務事業(第1次)について、総合評価落札方式による一般競争入札を行っており、応札したサ推協及びデロイトの2者が提出した提案書について技術審査を行った上で開札を行った結果、サ推協を落札者と決定した。2者は、いずれも業務の一部を再委託することを前提として提案していたが、2者の提案書には再委託費率に関する記述がなく、2者がどの程度の業務量を再委託することを想定していたかが明確になっていなかった。また、同庁は、本件審査に係る検討結果の記録を作成しておらず、2者の提案に係る再委託費の内容、必要性等をどのように考慮して審査していたかは確認できなかった。

(ｳ) 契約の締結等

同庁は、2年4月30日に、落札者であるサ推協と769億0208万円で契約を締結していた。

また、概算契約による委託契約では、受託者に支払われる委託費の額は、契約金額を上限として受託者が委託業務の実施に要した経費の額とすることとなっている。同庁は、給付金事務事業(第1次)の事業完了後の3年8月に、上記要した経費の額を調査して、委託費として支払うべき額(以下「確定額」)を668億8632万円と確定し、同月までに同額をサ推協に対して支払っている。

(3) 事業の履行体制の状況

ア 再委託費率等の状況

(ｱ) 再委託費率

給付金事務事業(第1次)の契約締結時の再委託費率は99.8%(うち電通への再委託は97.4%)となっていた。また、事業終了後の確定額における再委託費率は96.0%(同95.9%)となっていた。

一方、給付金事務事業(第2次)の契約締結時の再委託費率は67.6%となっていた。また、経済産業省が元、2両年度に委託するなどして多数の者に対して国費を支出する事務局の業務(以下「事務局業務」)を実施した他の61事業に係る再委託費率(注)の平均は54.6%となっているなどしていて、給付金事務事業(第1次)の再委託費率は、これらに比べて大幅に高くなっていた。

なお、上記他の61事業のうちサ推協が事務局業務を実施していたのは4事業あるが、これらの再委託費率は96.2%～98.7%となっていた。そして、当該4事業におけるサ推協からの再委託(補助事業にあっては委託)費のうち、電通に対する分は91.3%～99.8%となっていた。

(注) 他の61事業に係る再委託費率　事務局業務以外の業務が含まれる委託事業にあっては、事務局業務に要した経費に占める再委託費及び外注費の合計の割合。補助事業にあっては、補助事業者が行う事務局業務に要した経費に占める委託費及び外注費の合計の割合。いずれも確定額に基づく実績値

(ｲ) 再委託の承認の状況

同庁は、給付金事務事業(第1次)において、再委託費率が50%を超える場合には理由書を提出するように求めており、これを受けて、サ推協は、同庁に再委託理由書を提出している。そして、同庁は、当該理由書等を踏まえて再委託の妥当性等を検討した結果、問題ないとして契約を締結していた。

しかし、上記の理由書は、必ずしも再委託を必要とする理由が具体的、客観的に記載されているとは認められないものであった。また、委託事業等の手引によれば、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分に係る業務について再委託又は外注を行うことはできないとされているが、同庁は、当該業務について文書等で具体的に整理しておらず、サ推協が再委

託しようとする業務が、当該業務に該当していないかについて十分に確認していなかった。

イ　履行体制等の状況

(ｱ) 履行体制

給付金事務事業(第1次)の事業完了後に、サ推協から同庁に提出された履行体制図によると、委託事業の実施に参加する事業者(契約金額が100万円未満の契約の相手方である事業者を除く。以下「事業参加者」)は合計で延べ723者(重複を控除した実数では562者)、その階層は最大で9次請までとなっており、最も事業参加者が多いのは6次請となっていて、受託者から再委託等を繰り返した先の階層にある多くの事業参加者において業務が実施されていた。

(ｲ) 情報取扱申請書

給付金事務事業の委託契約書等によれば、受託者が個人情報等を再委託等の相手方に取り扱わせる場合には、「個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書」等(以下「情報取扱申請書」)を同庁に提出して承認等を得ることとされている。そして、サ推協は、2年9月1日に、個人情報等を取り扱うことになる事業参加者は延べ92者(実数も同じ。)になると報告していた。

この点についてサ推協に確認したところ、情報取扱申請書は、実際の事業参加者の履行状況を確認した後に作成していたため、結果として同庁への提出は事後になっているものがあるとのことであった。このため、同庁が承認等するよりも前に少なくない事業参加者が個人情報等を取り扱っていたにもかかわらず、同庁は、サ推協から情報取扱申請書が提出されるまではその事実を把握することができていなかった。

一般に、再委託が繰り返されると、その分、事業の執行内容や時期等が発注者の意図に沿ったものとならなかったり、不適切な再委託により効率性が損なわれたり、経済的合理性を欠く事態が生じたりして、委託契約の適正な履行に影響を及ぼすおそれが増加する可能性がある。また、国が契約に基づき直接契約の履行状況を確認できる相手方は受託者であり、再委託先等に対しては受託者を、再々委託先等に対しては再委託先等を、それぞれ通じて確認することになる。このような中、(ｲ)のとおり、少なくない事業参加者が個人情報等を取り扱っていたにもかかわらず、その事実を同庁が把握することができておらず、同庁において契約の履行状況の確認が十分にできていなかった状況が見受けられた。

以上のことを踏まえると、(ｱ)のとおり、受託者から再委託等を繰り返した先の階層にある多くの事業参加者において業務がなされている状況は、発注者である国にとって、委託契約の適正な履行が確保されているかを確認することが煩雑又は困難となっていることが懸念される。

(4) 委託費の状況

給付金事務事業(第1次)の確定額668億8632万円のうち、再委託費は641億5840万円(確定額全体の95.9%)となっていて、全体の大半を占めていた。そして、当該額は、サ推協が電通に対して支払った再委託費の額と一致していた。

サ推協は、電通に対する再委託費の支払に当たり、電通が、自らの人件費として1億7472万円(電通に対する支払額全体の0.3%)、外注費以外の事業費として19億3981万円(同3.0%)、2次請に外注した外注費として562億1127万円(同87.6%)をそれぞれ支出していたことを確認し、これらの合計額583億2581万円に一般管理費率10%を乗じて算出した一般管理費58億3258万円(同9.1%)を加えた上記の641億5840万円を再委託費の額と確定して、同額を電通に支払っていた。

上記の電通が2次請に外注した562億1127万円のうち、94.6%に当たる531億7662万円は株式会社電通ライブ(以下「電通ライブ」)に対するものとなっていた。そして、電通ライブは、電通から事業を受注するに当たり、電通ライブに発生する間接経費相当額を自ら負担することになっていた。

一方、2次請は更に3次請に再々委託等しているが、3次請以降に係る再々委託等の額等については把握することができなかった。

(5) 不正受給等への対応等の状況

ア　不正受給等の状況

(ｱ) 過誤受給の状況

誤って持続化給付金の給付を受けた(誤って持続化給付金の給付を受けることを「過誤受給」)事業者等からの返還の申出は、3年3月までに計15,708件となっていた。

(ｲ) 不正受給の状況

同庁は、確定申告書類等の申請書類の偽造があったとして、3年3月に初めて不正受給を認定した後、9月末までに591件(これに係る持続化給付金の給付額計5億8958万円)を不正受給と認定している。不正受給者は、給付された持続化給付金に加算金等を加えた額(以下「返還金」)を返還しなければならないこととなっているが、上記591件のうち、同時点で返還金の一部又は全部が国庫に納付されていないものは222件(同計2億2108万円)となっていた。そして、このうち、一定の期日を経過しても国庫へ納付されていないとして、同庁が氏名等を公表しているものは31件(同3098万円)となっていた。

イ　事後的な調査の状況

同庁は、持続化給付金の趣旨を事業者等に周知して、過誤受給をした事業者等に対して自主的な返還を促すほか、給付金事務局に対して事後的な調査を行わせている。持続化給付金は、国費を財源として給付されるものであり、給付金給付事業は、国民の信頼の上に成り立つものであって、事業の実施に当たっては、制度の公平性や信頼性を確保することが重要である。

4　本院の所見

今後、同庁を含む経済産業省は、給付金事務事業のような事務局業務を委託して事業を実施する場合にはア及びイの点に、また、同庁は、持続化給付金の不正受給等に関する事務の実施に当たり引き続きウの点に、それぞれ留意することが必要である。

ア　特定の民間事業者等と事前接触を行った場合には、当該民間事業者等に対してのみ詳細な情報を提供するなどしていて公平な競争が阻害されているとの疑念を招くことのないよう、民間事業者等とのやり取りをより詳細に記録するなどすること。また、特定の民間事業者等と事前接触を行う場合には、事前に事業の概要等の情報を公表するなどして、経済産業省から接触を求めた民間事業者等以外の者においても同様の情報を得ることができる機会が確保されるような仕組みを検討すること

イ　契約の締結に際して、再委託や外注を禁止する業務の範囲をあらかじめ具体的に整理するなどして、受託者が当該業務を再委託し、又は外注しようとしていないか確認すること。また、再委託費率が大幅に高くなることが見込まれる場合には、再委託の必要性や合理性、更には落札者に業務を発注することの妥当性等について十分に検証するなど再委託の承認に向けた手続を慎重に行うとともに、その結果を記録に残すなどすること。さらに、主要な業務については、なるべく受託者により近い階層にある事業参加者に実施させるなど、発注者である国が容易に管理できる範囲の事業参加者にとどめて実施させるような工夫をすること

ウ　いまだ国庫に納付されていない返還金について、不正受給者に対して返還を強く求めていくこと。また、過誤受給をした事業者等に対して自主的な返還を促すとともに、給付金事務局における事後的な調査を徹底させて不正受給者の認定に向けた作業を加速させるなど、不適切な給付が看過されることのないように取り組んでいくこと

本院としては、同省における事務局業務に係る契約手続や、持続化給付金に係る不正受給等への取組等について、引き続き注視していくこととする。

新型コロナウイルス感染症の影響下における航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について

1　検査の背景

(1) 国等が管理する空港等の概要

国土交通省は、空港法等の規定に基づき、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港等として28空港等を設置して管理するなどしている(28空港等を「国管理空港」。国管理空港の中には、公共施設等運営権実施契約に基づくコンセッション方式を導入している空港(以下「コンセッション空港」)が9空港ある。)。

また、空港法等の規定に基づき、成田国際空港株式会社(以下「成田会社」)が成田国際空港を、新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)が関西、大阪両国際空港を、中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)が中部国際空港を、それぞれ設置して管理している(これらを「3空港会社」)。新関空会社は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律等に基づき、関西、大阪両国際空港でコンセッション方式を導入しており、平成27年12月に関西エアポート株式会社(以下「KAP」)と「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約」(以下「関空等実施契約」)を締結して、KAPを運営権者としている。

(2) 空港整備勘定の概要

自動車安全特別会計空港整備勘定(以下「空港整備勘定」)は、特別会計に関する法律等の規定に基づき、空港整備事業等に係る歳入歳出を経理するために設置されている。歳入には、空港使用料、一般会計からの繰入金、配当金、運営権対価、借入金等がある。空港使用料、一般会計からの繰入金等については、航空機着陸回数等に応じて金額の変動が生ずるため、航空機着陸回数等が大きく減少した場合には、空港整備勘定の歳入額に大きな影響を与えることとなる。

(3) 3空港会社の概要

3空港会社の収支等については、空港の使用料等による収入、借入金等による資金調達、これらを財源として実施している空港運営事業、社債及び借入金の償還(以下「債務償還」)等から構成されている。このうち、空港の使用料等は航空機着陸回数等に応じて金額の変動があるため、航空機着陸回数等が大きく減少した場合には、成田会社及び中部会社の営業収益に大きな影響を与えることとなる。

(4) 空港を取り巻く状況の変化等

30年度までの空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、国際線の旅客便を中心に大幅な減便・運休がなされるなどした。

(5) 国土交通省等による支援の状況

同省は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、航空・空港関連企業の収支改善等の取組を支援することにより、航空・空港関連企業の経営基盤を強化するとともに、国民の移動の基礎的インフラである航空ネットワークを維持するために、2年10月に、「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」(以下「支援施策パッケージ」)として各種支援策を取りまとめ、令和3年度特別会計予算政府案等が閣議決定されたことなどを踏まえて、同年12月に、新たな追加支援策を盛り込み改定している。

3年6月に改正された航空法の規定に基づき、国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じて、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針を定めている。

また、成田会社及び中部会社は、支援施策パッケージとは別に、着陸料の減免等の支援措置を

実施している。これらの支援措置は、航空会社、構内営業者等の費用負担を軽減し、航空機の運航や店舗経営を継続することを目的とするものであり、一時的に成田会社及び中部会社の営業収益を減少させるものとなっている。

2　検査の着眼点

本院は、新型コロナウイルス感染症の影響下における空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数の状況、支援施策パッケージの実施状況、空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3　検査の状況

(1) 空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数の状況

31空港等における航空機着陸回数及び航空旅客数は、いずれも平成28年度から30年度まで毎年度増加していたが、その後、航空機着陸回数及び航空旅客数は令和2年度に減少しており、これらの状況は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思料される。2年度の対前年度比をみると、航空機着陸回数及び航空旅客数のいずれも国内線より国際線の方が低い状況となっていた。

(2) 支援施策パッケージの実施状況等

ア　空港整備勘定の歳入に関係する支援策

(ｱ) 着陸料及び停留料の減免

同省は、国管理空港の着陸料について、旅客需要が減少した場合に航空会社の支払の負担が軽減されるように、3年3月から、主に航空機の重量に応じて徴収する体系から航空旅客数に応じて徴収する体系に見直すこととし、これを前提として、2年8月から3年2月までの分については、航空需要の見込みを考慮した上で、徴収の体系を見直した場合の軽減効果を55億円と試算して、この軽減効果が得られるように、国内線旅客便の着陸料及び停留料を対象に一律45％の軽減を実施することとした。

(ｲ) 着陸料、停留料、航行援助施設利用料及び航空機燃料税の減免

2年11月に、定期航空協会から同省に対して、3年度の公租公課見込額である2000億円のうち半額に相当する1000億円超の減免の要望があり、同省は、これを踏まえるなどして、着陸料、停留料及び航行援助施設利用料により900億円規模の減免を実施するなどとして、3年3月から4年2月までの分を対象に、国内線旅客便に係る着陸料については1/5の額としたり、国内線旅客便に係る停留料及び航行援助施設利用料については無料としたりしていた。

(ｳ) 空港使用料の支払猶予

同省は、航空会社等の資金需要への対応のための施策として、2年8月から3年1月までの分の国際線、国内線全てに係る空港使用料の納付期限について、納入告知書の発行日から1年後に設定していた。

(ｴ) 空港における行政財産の使用料等の支払猶予

同省は、2年度の空港における行政財産の使用許可に係る使用料について、納付期限を3年1月13日とするなどしていた。また、2年5月に財務省理財局から各省各庁等に発せられた通知によると、2年2月1日から3年1月31日までに履行期限が到来する行政財産等の使用料等の債権については、履行期限の翌日から1年以内の間で延長を行うなどとされており、納付期限を3年1月13日とするなどしていた使用料について、納付期限を更に1年間延長して4年1月13日等としていた。

イ　空港整備勘定の歳出に関係する支援策

国土交通省は、コンセッション空港の運営権者に対して3年度内の4年3月頃に無利子貸付けを行う予定であるとしている。

ウ　3空港会社に関係する支援策

(ｱ) 成田会社の配当金の無配の了承

同省は、成田会社から、新型コロナウイルス感染症の影響により航空需要の低迷が長期化

する中、2年度の決算において赤字となることが見込まれること、その一方で、航空会社や構内営業者に対して、航空需要の回復時にサービス提供が可能な事業環境を確保するために支援措置を実施することが必要であることなどから、元年度の決算に係る剰余金について、無配を求める要望を受けた。同省は、この要望を踏まえるなどして無配とする方針を決定した。

(ｲ) 成田会社に対する無利子貸付け

同省は、新型コロナウイルス感染症の影響により成田会社の経営環境が悪化する状況下においても、滑走路の増設等により成田国際空港の年間発着容量を50万回に拡大する「成田空港の更なる機能強化」について着実に推進する観点から、3年度の事業の見通しを成田会社に確認した上で、3年9月に無利子貸付けを行っていた。

(ｳ) 中部会社に対する政府保証債の発行前倒しの認可

中部会社は、3年3月に償還期限を迎える政府保証債の借換資金として政府保証債173億円を発行することとしていたが、手元資金の流動性を確保するために、同省の認可を受け、政府保証債の発行を2年6月に前倒しした。

(ｴ) 中部会社に対する政府保証債の発行の認可

同省は、中部会社、愛知県、一般社団法人中部経済連合会等から新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客の回復及び増加に向けて、航空需要拡大の取組を一層推進することなどの要望を受けた。中部会社は、同省に対して、政府保証債221億円の発行を要望し、3年3月に同省の認可を受けて、4年3月に発行する予定としている。

(ｵ) 新関空会社における財政融資資金の活用

同省は、新関空会社、KAP、大阪府、公益社団法人関西経済連合会等から関西国際空港第1ターミナル改修事業に係る資金面の支援等について要望を受けた。これを踏まえるなどして、同省は、KAPの収益が悪化している状況下においても当該事業を確実に実施する必要があることから、新関空会社が償還資金として発行を予定していた社債を金利の低い財政融資資金からの借入れに置き換えることにより、将来の金利負担が事業費の1/2程度の額軽減されると見込まれることから、これを事業費の一部負担に活用することとした。新関空会社は、3年3月に、財政融資資金2000億円の借入れを行い、事業費の1/2又は360億円のいずれか低い額を負担することとした。

(3) 空港整備勘定の歳入等の状況

ア　空港整備勘定の歳入

(ｱ) 決算

空港整備勘定の歳入のうち、「(項)空港使用料収入」の徴収決定済額及び収納済歳入額は、平成28年度から30年度まで毎年度増加していたが、その後、令和元年度に減少に転じ、2年度には大きく減少しており、「(項)一般会計より受入」の収納済歳入額は、平成28年度から令和元年度までと比べて、2年度に大幅に減少していた。

(ｲ) 歳入減少額等

2年度には航空機着陸回数及び航空旅客数が大きく減少したことから、新型コロナウイルス感染症が発生する前に見積もられた2年度当初予算と、同年度の航空機着陸回数及び航空旅客数の実績値に基づく徴収決定済額との差額(以下「歳入減少額」)は、新型コロナウイルス感染症の影響が主な要因であると思料される。そこで、歳入減少額を算出したところ、「(項)空港使用料収入」については1641億円、「(項)一般会計より受入」については220億円、計1861億円(2年度当初予算の額の61.1%)となっていた。

また、歳入減少額には着陸料及び停留料の減免額が含まれており、その想定額は支援施策パッケージにおいて公表されているものの、実際の減免額は公表されていない。そこで、本院において、着陸料及び停留料の減免額を推計したところ42億円となっていた。当該減免額は同省が実施した支援策による歳入の減少額であり、歳入減少額のうち新型コロナウイルス

感染症の発生後の航空需要減少の影響による分は、歳入減少額から当該減免額を控除した額計1818億円と思料される。

同省は空港使用料等を支払猶予するなどの支援策を実施しており、これにより空港整備勘定の歳入において2年度内に収納されないことによる一時的な減少額(以下「2年度支払猶予額等」)は計1108億円となっている。

これらのことから、歳入減少額に2年度支払猶予額等を加えた計2969億円は、主として新型コロナウイルス感染症の影響により2年度に収納されなかった歳入額であると思料される。

同省において空港使用料の減免等の支援策を実施すると、空港整備勘定の歳入が減少するなどすることとなる。このため、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなどして支援策を実施する場合には、支援策により空港整備勘定の歳入等が受ける影響に留意することが重要である。

イ　空港整備勘定における支出の抑制

空港整備勘定の歳入額は、2年度当初予算の額と比べて大幅に減少することが見込まれる状況になっていたことから、同省は、2年度の支出が歳入を超過することのないように、空港整備勘定歳出予算の執行留保を実施していた。このため、空港整備事業等計255件(予算額計266億円)は2年度中の事業執行が困難となり、翌年度に繰り越されることとなった。

ウ　空港整備勘定において2、3両年度に発生した債務

同省は、歳入額が減少となる状況になっていたことから、2年度3次補正予算において、財政投融資からの借入金の繰上償還を行わないこととして、また、新たに3年3月に財政投融資から540億円の借入れを行った。繰上償還を行わないこととした財政投融資からの借入金については、当初の償還計画どおりに21年度までに計6億5048万円の利子負担が、また、新たに借り入れた540億円については、22年度までに計20億6128万円の利子負担が生ずる状況となっている。

(4) 3空港会社の収益等の状況

ア　航空会社等に対する支援措置の状況

3空港会社のうちコンセッション方式を導入している新関空会社を除く成田会社及び中部会社が航空会社等に対して行っている支援額は、減免額計125億円、支払猶予額計548億円となっていた。そして、今後において、成田会社は航空会社等の状況を注視するなどして支援内容を精査して実施するとし、中部会社は航空旅客数等の状況を踏まえて支援の必要性を判断し支援内容を決定して実施するとしている。

イ　3空港会社の決算

成田会社については、平成28年度から30年度までの営業収益は毎年度増加していたが、令和元、2両年度は減少し、2年度は当期純損失を計上していた。

中部会社については、平成28年度から令和元年度までの営業収益は毎年度増加していたが、2年度は大幅に減少し、当期純損失を計上していた。

新関空会社については、平成28年度から令和元年度までの営業収益は毎年度増加していたが、2年度は減少し、当期純利益については元年度と比べて98.1%となっていた。

ウ　3空港会社の営業収益

3空港会社における2年度の営業収益の減少額(以下「営業収益減少額」)について、同年度の事業計画における単体の収支予算と、同年度の単体決算における営業収益を比較して算出したところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 成田会社

成田会社の営業収益減少額は850億円となっていた。成田会社は航空会社等に対する支援措置として、着陸料等を減免していて、支援措置による2年度の営業収益の減少額(以下「会社による支援措置額」)は86億円となっており、営業収益減少額のうち新型コロナウイルス感染症発生後の航空需要減少による分(以下「航空需要減少による営業収益減少額」)は、営業収益減

少額から会社による支援措置額を控除した額764億円と思料される。

(ｲ) 中部会社

中部会社の営業収益減少額は528億円、会社による支援措置額は8億円となっており、航空需要減少による営業収益減少額は519億円と思料される。

(ｳ) 新関空会社

新関空会社の営業収益減少額は35億円となっていた。

3空港会社において航空・空港関連企業に対する支援策を実施すると、営業収益が減少するなどすることとなる。このため、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなどして支援策を実施する場合には、支援策により3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要である。

エ　3空港会社の営業費用等

(ｱ) 成田会社

成田会社は、人件費については役員報酬の減額等を実施しており、物件費については滑走路及びターミナルの一部を閉鎖することにより維持点検費を削減するなどして経費を削減していた。また、成田会社は、2年度の設備投資について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて搭乗手続における顔認証機器の導入等を3年度以降に先送りするなどしたことにより、予算と比べて減少していた。

(ｲ) 中部会社

中部会社は、人件費については役員報酬の減額等を実施しており、物件費についてはターミナル等の運用エリアの絞込みにより施設維持費等を削減するなどしていた。また、中部会社は、2年度の設備投資について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて旅客ターミナルの改修等を3年度以降に先送りするなどしたことにより、予算と比べて減少していた。

(ｳ) 新関空会社

新関空会社は引き続き関空等実施契約に基づきKAPが空港運営等を適切に実施しているかの確認を行うなどにより、業務量の変更はなかったとしている。

オ　3空港会社において2年度に発生した債務

債務償還の期間を1年以上とした資金調達を対象として、2年度の資金調達等の状況をみると、成田会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少したことから、追加で170億円を社債の発行により調達することとし、これにより22年度までに計11億円の利子負担が生ずる状況となっていた。また、中部会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少して自己収入による債務償還が困難となったことなどから、債務償還及び設備投資等の資金調達のために財投機関債195億円を発行することとし、これにより12年度までに計2億円の利子負担が生ずる状況となっていた。なお、新関空会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した収入を補うために実施した資金調達はない。

4　本院の所見

同省及び3空港会社においては、航空ネットワークを維持するために、引き続き今後の航空需要の動向等を注視しつつ、航空・空港関連企業に対する支援策を実施する場合には、支援策は一時的に空港整備勘定の歳入の減少を伴うものであることなどに鑑み、国民に分かりやすく説明するとともに、支援策により空港整備勘定の歳入、3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要である。

本院としては、今後とも空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について、引き続き注視していくこととする。

国の債務について

1　国の債務の概要等

(1) 国の債務の概要

毎年度末現在の国の債務の額は、財政法第37条第1項の規定に基づき作成された一般会計の「国の債務に関する計算書」及び特別会計に関する法律(以下「特会法」)第9条の規定に基づき作成された各特別会計の「債務に関する計算書」(それぞれの債務に関する計算書を合わせて「計算書」)に計上されている。計算書に計上される国の債務の年度末現在額は、社会保障費の膨張等に伴い年々増加を続け、令和元年度末には1173.2兆円となり、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により公債依存度が高まったことなどから、2年度末においては、前年度を大幅に上回り、1279.6兆円に達し、過去最高となっている。

国の債務の中でも、公債が占める割合は2年度末時点で83.9%となっており、国の債務の大部分を占めている。また、公債のうち一般会計の負担に属するものは、87.6%となっている。

(2) 国債の概要等

ア　国債の概要

(ｱ) 国債の発行根拠法別の概要

昭和40年度に初めて歳入補填のための公債として国債が発行された。それ以降、41年度から令和2年度までの間は、財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき建設国債が、昭和50年度から令和2年度までの間(平成2年度から5年度までの間を除く。)は、公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき、租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために特例国債が、それぞれ発行されている。そして、令和2年度末の建設国債及び特例国債を合わせた発行残高は915.8兆円に上り、一般会計の公債941.5兆円の97.2%を占めるなどしている。

(ｲ) 国債の償還年限等別の概要

2年度に発行されている国債は、償還年限等別に短期国債(6か月、1年)、中期国債(2年、5年)、長期国債(10年)、超長期国債(20年、30年、40年)、物価連動国債(10年)及び個人向け国債(固定3年、固定5年、変動10年)があり、このうち短期国債は割引国債(注1)として、中期国債、長期国債、超長期国債、物価連動国債及び個人向け国債は利付国債(注2)として、それぞれ発行されている。

(注1)　割引国債　　利子に相当する金額をあらかじめ額面から割り引いて発行され、途中で利子の支払はなく満期時に額面金額で元本が償還される国債

(注2)　利付国債　　満期までの半年ごとに利子が支払われ、物価連動国債を除き満期時に額面金額で元本が償還される国債。物価連動国債は、物価に関する指標に連動して元本額及びそれに伴う利子が変動する国債であり、特に平成25年10月以降に発行されたものは元本保証が付されている。

イ　国債保有者層の多様化

多額の国債発行残高を抱えている状況において、幅広い投資家層が様々な投資ニーズに基づき国債を保有することは、市場の状況が変化した場合にも取引が一方向に流れることを防ぎ、市場を安定させる効果があると考えられることから、財務省は、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めてきている。

ウ　国債の償還の仕組み等

(ｱ) 償還に関する考え方

普通国債のうち建設国債及び特例国債(年金特例国債等(注3)を除く。)の償還に当たっては、その借換債を含め満期が到来する国債の償還額のうち一部を現金償還(注4)し、残りは新たに借換債を発行し、その収入金を充てることを繰り返しながら、最終的に60年間で全額を現金償還する(以下「60年償還ルール」)という考え方が採られている。

(注3)　年金特例国債　　28年3月に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第4条第1項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25両年度に一般会計において発行された国債

(注4)　現金償還　　国債の償還に当たって、その財源を借換債の発行収入金以外の財源によって賄うこと

(ｲ) 償還の財源

一般会計の負担に属する国債の現金償還の財源は一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れなどにより賄われてきた。国債の償還財源のうち、一般会計からの繰入れは次のとおり区分される。

a　定率繰入

特会法第42条第2項に基づいて、毎年度、前年度期首における建設国債、特例国債等の総額(額面金額による発行残高ベース)の1.6/100(注5)に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることにより一般会計による負担の平準化等を図るもの(割引国債については、別途発行差減額繰入(注6)がある。両者を合わせて「定率繰入」)

(注5)　1.6/100　　建設国債の見合い資産(政府が公共事業等を通じて建設した建築物等)の平均的な効用発揮期間がおおむね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方に基づき、ほぼ1/60に相当する1.6/100が繰入率となっている。

(注6)　発行差減額繰入　　特会法第42条第2項に基づく定率繰入の計算に当たり、同条第3項において、「割引の方法をもって発行された公債については、発行価格をもって額面金額とみなす」とされている。そして、割引の方法をもって発行された国債の前年度期首における未償還分の発行価格差減額(発行価格と額面金額の差額)については、同条第4項において、これを償還までの年限で除した金額を毎年度繰り入れることとされている。

b　剰余金繰入

財政法第6条第1項に基づいて、一般会計の決算上の剰余金が生じた場合は、その1/2以上の金額を剰余金が生じた年度の翌々年度までに国債整理基金特別会計に繰り入れるもの(以下「剰余金繰入」)

c　予算繰入

特会法第42条第5項等に基づいて、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要に応じて予算で定める金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるもの(以下「予算繰入」)

(ｳ) 一般会計における国債費

一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる経費には、定率繰入等の国債の償還財源のほか、借入金の償還財源、国債及び借入金等に係る利子の支払財源、国債等に係る償還、発行に必要な手数料等がある。そして、これらの国債整理基金特別会計への繰入経費に、一般会計において執行される事務費を加えた額が一般会計の主要経費別分類における国債費であり、一般会計の負担となっている。

2　検査の着眼点

本院は、国の債務のうち、発行残高が多額に上っている建設国債及び特例国債について、その発行残高及び発行額の推移はどのようになっているか、発行残高の増加及び償還の仕組みによる一般会計への負担の影響はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3　検査の状況

(1) 国債の発行残高及び発行額の動向等

ア　国債の発行残高の動向

建設国債及び特例国債を含む普通国債の発行残高の推移をみると、20年度末に545.9兆円であったものが令和2年度末には946.6兆円となっており、一貫して増加している。また、同様に普通国債の発行残高の対GDP比も一貫して増加しており、平成20年度末の105.7%から令和2年度末には176.4%となっている。

イ　国債の発行額の動向等

(ｱ) 国債の発行額の推移

建設国債は平成21年度及び24年度において、大規模な経済対策が措置されたことなどにより大きく増加しているが、それ以外は令和元年度まで大きな変動は見受けられない。特例国債は、平成21年度において税収の落ち込みを補うなどのために大きく増加した後、30年度までは24、28両年度を除いて減少傾向となっていた。借換債は、21年度から26年度まではおおむね増加傾向となっていたが、27年度から令和元年度までは減少傾向となっている。そして、2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大規模な補正予算における歳出の追加等の財源として、建設国債及び特例国債の発行額が大きく増加している。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、世界的な金融危機や東日本大震災の影響等により増加したもののその後低下し、平成26年度以降は大幅な増加はなくおおむね横ばいであったが、令和2年度は50％を超える状況となっている。

(ｲ) 国債の発行による償還までの利払費の合計額及び発行差金の推移

利払費については、固定利付国債の場合、発行時の表面利率に基づいて償還までの利払費の合計額が決まる。発行差金については、固定利付国債及び割引国債の大部分が公募入札を基本としていることから、公募入札の結果等によって、発行収入金が額面金額を下回る場合には発行差金が費用となり、反対に発行収入金が額面金額を上回る場合は発行差金が収入となる。

日本銀行による「量的・質的金融緩和」「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入等の影響により国債市場における流通利回りが低下した一方で、国債の発行時の表面利率は0.1％を下限としていたことなどにより、流通利回りが0.1％を下回った国債に関して、発行価格が額面金額を上回る状況が拡大した。流通利回りが0.1％を下回った主な固定利付国債（個人向け国債を除く。）及び割引国債の発行に関して、償還までの利払費の合計額及び発行差金の推移をみると、2年債は平成27年度以降、5年債は28年度以降、10年債は28年度及び令和元年度において、発行差金の収入が償還までの利払費の合計額を上回っている。また、割引国債については、平成27年度以降、発行差金が収入となっている。

(ｳ) 補正予算による建設国債及び特例国債の発行収入金への影響

建設国債の発行収入金は20年度以降の全ての年度で補正予算により増額となっているが、特例国債の発行収入金は、世界的な金融危機に対応するための大規模な財政出動等に伴って20、21両年度に建設国債を大きく上回る増額となって以降、補正予算により減少する年度が多い状況となっている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等により、建設国債及び特例国債の発行収入金は共に当初予算額から大きく増加しており、特に特例国債は60兆円を超える増額となっている。

(ｴ) 国債の償還年限別発行額等の推移

国債のカレンダーベースの市中発行における償還年限別発行額は、平成25年度以降、令和元年度までは超長期国債の発行額を除いて利付国債の発行額はおおむね減少傾向となっていた。しかし、2年度は、前記のとおり国債発行額が大幅に増加する中、財務省は、市場に与える影響を極力抑制する観点から、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、短期国債を中心に発行額を大幅に増加させた結果、短期国債の発行割合が元年度の16.7％から2年度には38.4％と大幅に増加した。

(ｵ) 発行方式別発行額の推移等

国債発行の区分を発行方式別にみると、その大部分が公募入札を基本とした市中発行方式によるものとなっている。

市中発行方式の応札状況についてみると、国債等の価格競争入札等における平成20年度から令和2年度までの応札倍率の最小値はいずれも1倍以上となっており、流動性供給入札を除けばおおむね2倍以上となっている。

ウ　国債等の保有者層ごとの保有額の推移

日本銀行の保有額については、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の導入以降、金融機関等から、発行から償還までの期間が2年以上の国債を中心に多額の金融資産の買入れを継続して行っていることなどにより、平成20年度に65.1兆円であったものが、令和2年度に541.5兆円へ大きく増加している。

また、海外の保有額についても増加傾向となっているが、これは、国庫短期証券の保有額が増えていることなどによるものとなっている。国庫短期証券の海外の保有額は、平成20年度に22.0兆円であったものが、令和2年度に88.6兆円へ増加している。

(2) 国債の償還及び利払に係る国の財政への影響等

ア　国債の債務償還費及び利払費等の推移

世界的な金融危機が発生した平成20年度から令和2年度までの各年度の国債費の決算額の推移についてみると、増加傾向となっていて、平成20年度に19.1兆円であったものが、令和2年度には22.3兆円となり、3.1兆円増加している。

国債費について、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」)に分けてみると、債務償還費は、平成22年度以降増加傾向となっていて、令和2年度は14.9兆円となっている。一方、利払費等は、平成27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は一貫して減少していて、令和2年度は7.3兆円となっている。

(ｱ) 債務償還費

定率繰入は普通国債の発行残高が増加するのに伴って一貫して増加しており、平成20年度の9.0兆円から令和2年度の14.0兆円へと増加している。一方、予算繰入はおおむね減少傾向となっており、2年度は0.9兆円となっている。剰余金繰入は平成21、23、令和元、2各年度に実績がないが、これは、①平成21年度は、20年度に剰余金が生じなかったこと、②23、令和元、2各年度は、平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律等により、補正予算における歳出の追加に伴う財源の確保等のため、22、30、令和元各年度に生じた剰余金を償還財源に充てないこととしたことによるものである。

(ｲ) 利払費等

普通国債の発行残高の内訳を利率別にみると、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の影響等により利率1.0％未満の普通国債の割合が増加している。このため、普通国債の利率加重平均(年度末の発行残高に係る表面利率の加重平均)は、平成20年度の1.4％から令和2年度の0.8％へと一貫して低下している。そして、利払費等は、平成27年度までは普通国債の発行残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていたことから増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の発行残高の累増による影響を上回っていることから一貫して減少している。

イ　国債の償還及び利払が国の財政に与える影響

本院は、国債の償還が、前記のとおり、60年償還ルールに基づいて行われていることから、債務償還費については主に今後60年間を対象として分析を行うこととし、利払費については、経済財政諮問会議における政策の審議、検討に寄与することを目的とした参考資料として内閣府が作成し、公表している「中長期の経済財政に関する試算(令和3年7月21日経済財政諮問会議提出)」(以下「内閣府試算」)で示される12年度までの国債費や金利を対象として分析を行うこととした。

(ｱ) 債務償還費が国の財政に与える影響

a　定率繰入

定率繰入によって繰り入れられた額(以下「定率繰入額」)の推移について、建設国債、特例国債及びその他に区分してみると、建設国債及びその他はほぼ横ばいである。一方、特

例国債は一貫して増加しており、これに伴って、定率繰入額は平成20年度の8.8兆円から令和2年度の14.0兆円へと5.1兆円増加している。また、同年度において新型コロナウイルス感染症対策等のために新規発行された国債109.7兆円により、4年度の定率繰入の見込額は、3年度の定率繰入の見込額14.1兆円から更に0.9兆円増加して15.1兆円になると見込まれる。

b　60年償還ルールに基づく国債償還の仕組み

60年償還ルールに基づく現金償還、定率繰入等の仕組みについて、財務省が作成し、公表している「債務管理リポート2021」で示されている、具体的な算出方法の説明を基に、満期10年の普通国債600億円により例を示すと、ある年度に満期10年の普通国債600億円を新規発行し、10年(60年の1/6)後の満期到来時に100億円(600億円の1/6)を現金償還した場合、残りの500億円は借換債を発行することになる。そして、当該500億円の借換債を再び満期10年の普通国債により発行し、更にその10年後には、再び600億円の1/6である100億円を現金償還した場合、残りの400億円は再び借換債を発行することになる。これを繰り返すと、当初の国債発行から60年後には国債全額が現金償還されることになる。一方、毎年度の定率繰入額は前年度期首における国債発行残高から算出されるため、現金償還による国債発行残高の減少に伴って定率繰入額も減少することなどから、定率繰入だけでは現金償還額が手当てできないため、予算繰入や剰余金繰入、株式の売却収入等の財源を補完的に組み合わせて、新規発行額に相当する金額を現金償還する仕組みとなっている(定率繰入だけでは現金償還額が手当てできない額を「開差額」)。

c　定率繰入額と現金償還額との関係

上記の条件の下に、2年度に新規発行された国債109.7兆円に当てはめて今後の定率繰入額を機械的に試算すると、発行された国債の現金償還による国債発行残高の減少に伴って定率繰入額も減少し、4年度から63年度までの間の定率繰入額の累計は61.5兆円となる。

また、上記の定率繰入額と60年償還ルールに基づく現金償還額との関係性について、それぞれの累計額の推移を示すと、定率繰入額累計の伸びは年数の経過に伴い逓減する一方、現金償還額は、国債発行後の経過年数が短いうちは償還期限を迎える国債が少ないことから低く抑えられているが、経過年数が長くなるに伴い、超長期国債が償還期限を迎えるなどして増加し、最終的な現金償還額累計は新規発行額と一致する。このため、現金償還額累計が定率繰入額累計を上回り、開差額の累計は48.1兆円となる。

このように、単年度における国債の新規発行額に対する60年間の定率繰入額累計と現金償還額累計を機械的に試算すると、国債発行残高の減少に伴って定率繰入額も減少することなどにより、国債発行後の年数が一定程度経過すると開差額が生ずることとなる。

そして、上記2年度の例と同様に、平成20年度から令和元年度までの各年度の国債の新規発行額について、定率繰入額累計を機械的に試算すると、2年度分を含む開差額の累計は14.7兆円から48.1兆円となる。

なお、過年度に発行された国債も含めた国債全体でみると、現在は、毎年度の国債発行残高の増加に伴って定率繰入額が増加していることなどにより、定率繰入額が60年償還ルールに基づく現金償還額を上回っていて、また、平成20年度から令和2年度までの間においては、償還財源の不足分としての予算繰入は行われていない。

(ｲ) 利払費が国の財政に与える影響

a　利率が利払費に与える影響について

内閣府試算を基に、2年度に発行され、12年度に償還期限を迎える10年債17.5兆円について、金利変動による利払費への影響の例を機械的に試算すると、発行時は利率が0.1%で設定されているため、3年度から12年度までの間の利払費は年間175億円、総額1754億円となる。一方、内閣府試算(注7)では、10年債の利回りが12年度にはベースラインケースでは1.4%、成長実現ケース(注8)では2.7%にそれぞれ上昇すると試算されていることから、12年度に60年

償還ルールに基づき必要となる借換額14.6兆円を前記の条件と同様に10年債で借り換える場合、13年度から22年度までの間の利払費は、ベースラインケースでは年間2046億円、総額2.0兆円、成長実現ケースでは年間3947億円、総額3.9兆円となり、それぞれ大きく増加することとなる。

財務省は、2年11月4日に開催された国の債務管理の在り方に関する懇談会(第53回)の資料「国債発行を取り巻く現状と課題」において、内閣府が作成し、公表している「中長期の経済財政に関する試算(令和2年7月31日経済財政諮問会議提出)」で示される歳出と税収等との差額を新規国債発行額として用いるなどして、今後の国債発行額(財政投融資特別会計国債及び復興債を除く。)の見通しを推計したものを掲載している。そして、同資料によれば、2年度は新型コロナウイルス感染症対策のための財源として短期国債を中心に国債が増発されており、仮に3年度以降も2年度第2次補正予算後における国債発行計画の国債の年限構成と同じ割合で発行を続けた場合、それ以降も借換債発行は抑制されず、3年度から11年度までの間、毎年度借換債を134.7兆円から141.4兆円程度発行する必要があるとされている。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である2年度当初の国債発行計画における国債の年限構成と同じ割合で発行を続けた場合の借換債の発行額と比べて、31.1兆円から42.2兆円程度高い水準であり、短期国債の増発等によって毎年度の借換額が増加することで、利払費が今後の金利変動の影響をより大きく受けることとなる。

(注7)　ベースラインケース　　経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したもの

(注8)　成長実現ケース　　政府が掲げるデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したもの

b　将来の利払費等

内閣府試算では、将来金利が変動した場合の影響等が反映された国債費について、12年度は30.6兆円(成長実現ケース)及び27.5兆円(ベースラインケース)と示されているものの、その内訳である利払費等については示されていない。そこで、内閣府試算において示されている4年度から12年度までの国債費から、本院が機械的に試算した債務償還費を差し引くなどして試算を行って、利払費等による将来の影響について分析した。

この試算結果によると、債務償還費は、60年償還ルールに基づいて定率繰入によって計上されるため国債発行残高の増加に伴い一定の比率のまま上昇しているが、利払費等は、12年度に12.3兆円(成長実現ケース)及び8.9兆円(ベースラインケース)となっていて、2年度の決算額7.3兆円に比べて、それぞれ4.9兆円(成長実現ケース)及び1.5兆円(ベースラインケース)増加することとなる。これは前記のとおり、利払費等が、国債発行残高に加え、借換債を含む国債の発行時点の金利(利率)の影響を受けることから、内閣府試算において、名目長期金利が2年度の0.0%から12年度の2.7%(成長実現ケース)及び1.4%(ベースラインケース)に上昇するなどの影響を受けて増加しているものである。特に成長実現ケースにおいては、利払費等の増加額が国債費の増加額の過半を占めることとなっており、将来の国債費の増加は、金利の上昇に伴う利払費等の増加の影響が大きくなっている。

4　本院の所見

今後も借換債を含め多額の国債発行が続き、国債発行残高の増加に伴って債務償還費が増加すると見込まれることや、利払費が今後の金利の変動の影響をより大きく受けることを踏まえて国債費による一般会計の財政負担の抑制を図るための取組を行っていくことが望まれる。

本院としては、国債が国の財政に大きな影響を与えていることを踏まえ、国の債務の状況について引き続き注視していくこととする。

特別会計財務書類を適切に作成するための取組について

1　特別会計財務書類等の概要等

(1) 特別会計財務書類等の概要

特別会計に関する法律(以下「法」)によれば、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされている(この書類を「特別会計財務書類」)。そして、財務大臣が各所管大臣から送付された特別会計財務書類を取りまとめた後、内閣は、法等に基づき、特別会計財務書類を本院に送付し、本院の検査を経て国会に提出している。

(2) 特別会計財務書類の審査等

財務省は、各府省庁等が特別会計財務書類等を適切に作成できるよう、各府省庁等における作成担当者向けに、「省庁別財務書類及び特別会計財務書類の作成要領(様式及びチェックマニュアル)」(以下「様式マニュアル」)を作成して配布し、各種研修等を実施している。また、同省は、各府省庁等が作成した特別会計財務書類について、計上金額等に誤りがないか確認するなど、特別会計財務書類を本院に送付する前の最終的な審査を行っている。そして、同省は、各府省庁等に対して、本院の検査の後に全ての特別会計財務書類の誤りについて、その発生原因、再発防止策等を含めて、文書で報告することを求めている。

上記のとおり、同省は、各府省庁等に対して特別会計財務書類が適切に作成されているかについて審査するなどの取組を実務上行っている。

(3) 特別会計財務書類の計上金額の誤りの状況

本院は、検査の結果として、計上金額の表示が適切とは認められない事項等を、毎年度内閣へ通知している(内閣へ通知した計上金額の表示が適切とは認められない事項を「表示不適切事項」)。平成30年度特別会計財務書類及び令和元年度特別会計財務書類の表示不適切事項等は、8省庁(注1)において、40件、適切な計上金額と誤った計上金額との開差額等(以下「開差額等」)は7346億1229万円であった。

(注1)　8省庁　　復興庁、法務、財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

2　検査の着眼点等

本院は、各府省庁等において計上金額の誤りの原因に対して誤りを防止するための取組は行われているか、財務省において計上金額の誤りの発生を防止するために各府省庁等に対して効果的な取組を行っているかなどに着眼して、上記の誤り40件(開差額等7346億1229万円)を対象として、特別会計財務書類の作成を担当した官署である7本省庁(注2)、資源エネルギー庁及び原子力規制委員会並びに審査等を行っている財務本省において、特別会計財務書類の作成・確認体制等や計上金額の誤りの状況・原因等に係る調書の提出を求めてこれらを分析するなどして検査した。

(注2)　7本省庁　　復興庁本庁、法務、財務、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各本省

3　検査の状況

(1) 計上金額の誤りの状況

40件の誤りについてみたところ、このうち厚生労働省を除く7省庁における22件(開差額等7214億0310万円)は、計上金額として表示する計数の算定過程で算定を間違っていたなど、過去の表示不適切事項においても同様のものがあった。そして、その中には、貸借対照表の「退職給付引当金」を算定する際に退職手当の支給対象職員数を誤るなど、表示不適切事項のうち複数の府省庁にわたり繰り返し発生していたものと同様の誤りが見受けられた。同22件の誤りについて、発生原因を調査するなどしたところ、19件については、各省庁が、次のア及びイで示したそれぞれの方法で計上金額を確認することにより、誤りの発生を防止することが可能であると認められる。

ア　別の部署等から提出された基礎資料に記載された数値の適否を確認することで誤りが発見さ

れ、計上金額の誤りの発生を防止できたと認められる事態(15件　37億6061万円)

特別会計財務書類の基礎資料を作成している部署等が基礎資料に記載した数値は、特別会計財務書類の作成を担当する係等(以下「作成担当」)の依頼等に基づいたものとなっていなかったのに、作成担当が基礎資料に記載された数値の適否を確認しなかったため誤りとして発見されなかったものが、法務、農林水産、国土交通、環境各省において、15件(開差額等37億6061万円)あった。

イ　増減分析を行うことで誤りが発見され、計上金額の誤りの発生を防止できたと認められる事態(4件　7174億3799万円)

復興庁、経済産業、国土交通、環境各省における4件(開差額7174億3799万円)の誤りについては、特別会計財務書類の計上金額の対前年度の増減が1億円から5900億円までとなっており、その増減率は49%から11183%までと大きな増減があるにもかかわらず、その増減の原因が誤りによるものではないと判断したことにより、増減分析が行われていなかった。

(2) 各省庁における計上金額の確認方法等

上記22件の誤りについて、7省庁における基礎資料に記載された数値等の確認の方法等をみたところ、7省庁の作成担当では、独自のチェックマニュアルを作成しておらず、財務省が配布している様式マニュアルを用いていた。上記のとおり、複数の府省庁にわたり同様の誤りが繰り返し発生していた状況を踏まえると、様式マニュアルに、表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等を具体的に示して各府省庁等の間で共有を図ることが、複数の府省庁にわたり繰り返し発生している特別会計財務書類の誤りを防止する上で効果的であると認められる。

(3) 財務省における計上金額の誤りの発生を防止するための取組等

財務省が作成した様式マニュアルの内容を確認したところ、表示不適切事項の中で複数の府省庁にわたり繰り返し発生していたものと同様の誤りが見受けられたものなどを分かりやすく整理するなどして注意喚起をするものとはなっていなかった。また、同省は、前記の研修等で計上金額の誤りの特徴について説明をしていたものの、各府省庁等に、複数の府省庁にわたり繰り返し発生してきた同様の誤りの再発防止策を示すなどの効果的な情報提供を行っていなかった。

同省は、最終的な審査として各府省庁等から提出された基礎資料を基に計上金額の確認を行っているが、基礎資料に記載された数値に誤りがあった場合でも、当該基礎資料を基に計上金額の確認を行うことになる。このような状況を踏まえると、同省において、各府省庁等が基礎資料に記載された数値の適否を確認しているか、その状況を把握することが重要である。

4　本院の所見

特別会計財務書類の作成に当たっては、各府省庁等が誤りの発生原因に応じて再発防止のために必要な方策を講ずるべきであるが、財務省が統一的な取組を推進する上で重要な役割を担っている。ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、各府省庁等において、特別会計財務書類を適切に作成するよう一層努めるとともに、同省において、次のような点に留意して、各府省庁等に特別会計財務書類を適切に作成させるための取組を推進することが効果的である。

ア　各府省庁等の誤りを防止するための取組に資するように、特別会計財務書類の誤りにおける発生原因等を調査した各府省庁等からの報告を分析して、表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等を示した効果的な様式マニュアルとなるようにした上で適宜更新すること

イ　表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等について各府省庁等の間で共有させるために、各府省庁等に対して適宜更新した様式マニュアルを周知すること

ウ　誤った数値が記載された基礎資料を基に特別会計財務書類を審査することのないよう、適宜更新した様式マニュアルを基に各府省庁等が適切に確認するよう周知するとともに、様式マニュアルによる確認の実効性を確保するため、各府省庁等による確認状況を把握すること

本院としては、今後とも特別会計財務書類を適切に作成するための取組について、引き続き注視していくこととする。

申告不要配当特例等を適用している個人株主が上場会社から支払を受けた配当に係る課税の状況等について

1　検査の背景

(1) 上場株式等の配当に係る課税の特例の概要

居住者(日本国内に住所を有するなどの個人)に対して国内において剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等(これらを「配当等」)の支払をする者は、所得税法第181条の規定等に基づき、その支払の際、配当等について所得税及び復興特別所得税(注1)(以下「所得税等」)を徴収して、これを国に納付(以下「源泉徴収」)するとともに、同法第225条の規定に基づき、支払確定日から1月以内に、支払を受ける者、株式の数等、配当等の金額、源泉徴収税額等を記載した「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」(以下「支払調書」)を税務署長に提出することなどとなっている。

そして、原則として配当等については、源泉徴収における所得税等の税率が同法第182条の規定等に基づき20.42%となっている。また、居住者は、源泉徴収された後に、支払を受けた配当等に係る所得(以下「配当所得」)を、他の各種の所得金額と合計するなどして算定した課税総所得金額の区分ごとに定められた累進税率(課税総所得金額の区分に応じ、同法第89条の規定に基づき5%から45%までの税率が適用される。同金額が4000万円を超える部分については45%の税率となる。)を乗じ、配当控除をするなどして所得税等の額を計算する総合課税方式により確定申告を行うこととなっている。

一方、居住者が内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち、その支払に係る基準日等において、発行済株式等の総数等に対する株式等の保有割合(以下「持株割合」)が3%未満の者が当該内国法人から支払を受ける配当等(以下「特例配当等」)については、租税特別措置法(以下「措置法」)第9条の3の規定等に基づき、特例配当等に対する源泉徴収における所得税等の税率が15.315%になるとともに、措置法第8条の5の規定に基づき、確定申告を行わず、源泉徴収のみで課税関係が終了する確定申告不要方式を選択することができることとなっている。また、特例配当等に係る配当所得については、措置法第8条の4の規定等に基づき、累進税率が適用される総合課税方式に代えて、他の所得と区分して15.315%の税率で所得税等の額を計算する申告分離課税方式により確定申告を行うことができ、上場株式等に係る譲渡損失がある場合には、当該譲渡損失と損益通算を行うことができる(以下「申告不要配当特例等」)など、各種の租税特別措置を適用することができることとなっている。一方で、上場株式等に係る持株割合が3%以上の者(以下「大口の個人株主」)が支払を受ける配当等については、原則として申告不要配当特例等を適用することができないこととなっている。

(注1)　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(2) 申告不要配当特例等の制定経緯

平成15年度税制改正において、それまで1回の支払金額が年10万円等の少額配当等を上限として適用されていた確定申告不要方式について、内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち、持株割合が5%未満の者が支払を受ける配当等については、上記1回の支払金額に係る上限を撤廃して同方式を適用できることとされた。これは、「貯蓄から投資へ」という政策課題を踏まえて、納税者の事務負担に配慮して、源泉徴収のみで課税関係を終了させることで、課税の簡素化を図るなどの趣旨の下に設けられたものであるとされている。そして、内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち持株割合が5%以上の者が支払を受ける配当等については、株式の保有が会社の経営に参画する持分としての事業参加的側面が強く、事業所得とのバランスを踏まえて、総合課税を維持するべきとして原則として確定申告不要方式の適用対象から除くこ

ととされた。

また、平成20年度税制改正において、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、投資リスクを軽減できる簡素で分かりやすい税制とする「金融所得課税の一体化」を図ることを目的に、内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち持株割合が5%未満の者が支払を受ける配当等について、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の仕組みを導入することとされた。そして、上記の損益通算を行うに当たっては、上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式との均衡を図る必要があるために、課税方式を申告分離課税方式とする特例が制定された。

その後、平成23年度税制改正において、内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等について申告不要配当特例等の適用対象となる持株割合の要件が5%未満から3%未満に引き下げられ、現在に至っている。これは、所得税の累進性等の所得再分配機能の回復の必要性が指摘されている中で、持株割合が5%未満であっても会社法における少数株主権(注2)を行使できることから事業参加的側面や多額の配当が支払われている実態を踏まえるなどして見直しが行われたことによるものである。

(注2)　少数株主権　　総株主の議決権の3%以上の議決権又は自己株式を除く発行済株式の3%以上の株式を6か月前から引き続き保有する株主等が有する、株主総会の招集請求権、業務の執行に関する検査役の選任申立権、役員の解任の訴えの請求権等をいう。

(3) 個人株主による議決権等の行使の方法

会社法等によれば、個人株主は、保有する株式数に応じた議決権や少数株主権の行使をすることにより、会社の経営に参画することができることとされている。そして、これらの権利の行使の方法には、個人株主が株式を直接保有して行使する方法以外にも、個人株主が議決権の過半数を保有して支配している法人を通じて行使したり、複数の株主が保有する株式を共同で行使したりする方法があるとされている。よって、大口の個人株主以外の個人株主であっても、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合を実質的に大口の個人株主と同等の3%以上とすることが可能である。

(4) 配当等の支払額の状況

配当等の支払額は、29年に35兆5115億03百万円であったが、30年に37兆0138億95百万円、令和元年に41兆4549億65百万円となっていて、増加傾向となっている。

2　検査の着眼点

前記のとおり、申告不要配当特例等は、上場株式等に係る個人株主への配当等のうち、事業参加的側面が強い個人株主が支払を受ける配当等を適用対象から除いた上で、「貯蓄から投資へ」という政策課題を踏まえて課税の簡素化や投資リスクを軽減することなどを目的に制定されたものである。その後、所得税の所得再分配機能の回復の必要性が指摘されている中で、平成23年度税制改正において、事業参加的側面や多額の配当が支払われている実態を踏まえるなどして申告不要配当特例等の適用範囲を縮小する要件の見直しがされている。一方、大口の個人株主以外の個人株主であっても、当該個人株主が議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合を実質的に3%以上とすることが可能である。また、近年の配当等の支払額は増加傾向となっている。

そこで、30年1月1日から令和元年12月31日までの間に配当の支払を行っている上場会社2,166社(以下「対象会社」)から上記の期間に配当の支払を受けた個人株主のうち3,749人を対象として、申告不要配当特例等の適用状況について、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に3%以上となっている個人株主と大口の個人株主との間での課税の公平性が確保されているかなどに着眼して検査した。

3　検査の状況

(1) 個人株主の配当に係る課税の状況等

ア　持株割合別の配当件数の状況等

前記の個人株主3,749人が対象会社から支払を受けた配当の件数は、平成30年分計4,492件及び令和元年分計4,298件(支払調書単位。)となっていた。そして、上記の件数を持株割合別にみたところ、持株割合3%未満の者が対象会社から支払を受けた配当(以下「持株割合3%未満の配当」)の件数が平成30年分計2,634件及び令和元年分計2,503件、大口の個人株主が対象会社から支払を受けた配当(以下「持株割合3%以上の配当」)の件数が平成30年分計1,858件及び令和元年分計1,795件となっていた。また、持株割合3%未満の配当の平均額は平成30年分1200万円及び令和元年分1317万円、持株割合3%以上の配当の平均額は平成30年分4452万円及び令和元年分4884万円となっていた。

イ　持株割合の区分別にみた配当の平均額の状況等

持株割合3%未満の配当及び持株割合3%以上の配当の平均額は前記のとおりとなっているが、さらに0.5%ごとの持株割合の区分別に配当の平均額等をみたところ、申告不要配当特例等の適用要件である持株割合3%の近傍である持株割合が2.5%以上3.0%未満の区分で平成30年分2474万円及び令和元年分2659万円となっている一方、持株割合が3.0%以上3.5%未満の区分で平成30年分626万円及び令和元年分669万円となっているなど、持株割合3%未満の配当であっても、区分により、配当の平均額が持株割合3%以上の配当を超える区分も見受けられた。

ウ　所得税等の負担割合の状況等

持株割合3%未満の配当については、所得税等の税率が15.315%である申告不要配当特例等を適用できるが、配当の額に対する所得税等の額の割合(以下「所得税等の負担割合」)が有利になるとして、総合課税方式が適用される場合もあることから、持株割合3%未満の配当に係る所得税等の負担割合は、申告不要配当特例等における所得税等の税率である15.315%以下となると思料される。一方、持株割合3%以上の配当については、申告不要配当特例等を適用できず、全て総合課税方式となり、5%から45%までの累進税率が適用されることから、配当の額が大きくなるほど、所得税等の負担割合が大きくなると思料される。

そこで、前記持株割合3%未満の配当である平成30年分2,634件及び令和元年分2,503件、計5,137件、持株割合3%以上の配当である平成30年分1,858件及び令和元年分1,795件、計3,653件について、所得税等の負担割合の状況等を配当の額の階層別に分析した。その結果、持株割合3%未満の配当で課税方式の確認ができたものは計4,001件(計5,137件に占める割合77.8%)であり、これらはいずれの配当の額の階層においても申告不要配当特例等が適用されていて、所得税等の負担割合は15.3%(小数点第2位以下切捨て。以下、所得税等の負担割合において同じ。)となっていた。一方、持株割合3%以上の配当に係る所得税等の負担割合の平均は、配当の額1000万円以下の階層で18.0%、同1000万円超5000万円以下の階層で29.7%、同5000万円超1億円以下の階層で35.7%、同1億円超の階層で39.1%となっており、いずれの配当の額の階層においても、持株割合3%以上の配当に係る所得税等の負担割合の方が高くなっていた。

(2) 特殊関係個人株主の配当に係る課税の状況等

前記のとおり、個人株主が会社の経営に参画する方法には、株式を直接保有して行使する方法以外にも、議決権の過半数を保有して支配している法人を通じて行使したり、複数の株主が保有する株式を共同で行使したりする方法があるとされている。

そして、ある上場会社の株式を保有している個人株主が、当該上場会社の株式を保有している法人の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する株式の50%超を保有して同法人を支配している場合(この場合の個人株主を「特殊関係個人株主」、法人を「特殊関係法人株主」)には、特殊関係個人株主の持株割合が3%未満であっても、特殊関係法人株主を通じるなどして上場会社に対する持株割合を実質的に3%以上とすることが可能となる。しかし、当該特殊関係個人株主は持株割合が3%未満であるため、申告不要配当特例等を適用することが可能である。

そこで、前記の個人株主3,749人について、対象会社等の法人税確定申告書により特殊関係個人株主を抽出したところ、このうちの323人が特殊関係個人株主であった。そして、その特殊関係個

人株主323人が対象会社から支払を受けた配当の件数は平成30年分計397件及び令和元年分計394件、合計791件となっていた。そして、上記の件数を持株割合別にみたところ、持株割合3％未満の配当の件数が平成30年分計179件及び令和元年分計173件、合計352件（これらに係る配当の額合計78億8257万円）となっていた。

上記の352件に対する課税方式について分析したところ、このうち申告不要配当特例等の適用が確認できた配当は平成30年分計159件（これらに係る配当の額計32億9236万円）、令和元年分計155件（同36億7463万円）、合計314件（同69億6699万円）であり、これらの配当の支払を受けた特殊関係個人株主は、135人となっていた。

上記特殊関係個人株主135人のうち122人（平成30年分107人、令和元年分97人の純計）は、特殊関係法人株主の対象会社に対する持株割合が3％以上となっていたり、特殊関係個人株主が保有する株式及び特殊関係法人株主が保有する株式を合計することで対象会社に対する持株割合が3％以上となっていたりしていて、特殊関係法人株主を通じるなどして対象会社に対する持株割合が実質的に大口の個人株主と同等の3％以上となっていた。これら122人が支払を受けた配当の件数は平成30年分計149件（これらに係る配当の額計32億4590万円）、令和元年分計145件（同34億2383万円）、合計294件（同66億6973万円）となっており、配当の平均額は、平成30年分2178万円、令和元年分2361万円となっていた。

また、上記の122人が支払を受けた配当の額である平成30年分32億4590万円及び令和元年分34億2383万円について、所得税確定申告書等により申告不要配当特例等の適用による所得税等の額及び所得税等の負担割合を分析したところ、所得税等の額は平成30年分計4億9711万円、令和元年分計5億2435万円、合計10億2146万円であり、所得税等の負担割合は平成30年分、令和元年分ともに15.3％となっていた。一方、持株割合3％以上の配当に係る所得税等の負担割合の平均は平成30年分24.9％及び令和元年分24.9％であり、特殊関係個人株主122人が支払を受けた配当に係る所得税等の負担割合はこれらよりそれぞれ低くなっていた。

そして、上記配当の額である平成30年分32億4590万円及び令和元年分34億2383万円について、申告不要配当特例等を適用せずに、総合課税方式を適用して申告すると仮定した場合の所得税等の額を推計すると、平成30年分計11億4172万円、令和元年分計12億2854万円、合計23億7027万円となり、それぞれ計6億4461万円、計7億0418万円、合計13億4880万円の開差(注3)が生ずることになる。

（注3）　仮に総合課税で申告した場合の税額を試算して、当初の納税額から差し引いたものであり、この開差額がそのまま増収額となるものではない。

4　本院の所見

持株割合の区分別にみると、持株割合3％未満の配当であっても、配当の平均額が持株割合3％以上の配当を超える区分も見受けられ、また、持株割合3％未満の配当の多くに申告不要配当特例等が適用されていた。このうち、特殊関係個人株主の持株割合は3％未満であるが、特殊関係法人株主を通じるなどして持株割合が実質的に大口の個人株主と同等の3％以上となっている特殊関係個人株主が支払を受けた配当に対して申告不要配当特例等が適用されており、大口の個人株主が支払を受けた配当よりも所得税等の負担割合が低くなっていた。そして、これらの特殊関係個人株主が支払を受けた配当に申告不要配当特例等を適用せずに、総合課税方式を適用して申告すると仮定した場合の所得税等の額を推計すると、開差が生ずることになる。このような状況は、持株割合が実質的に大口の個人株主と同等の3％以上となっている特殊関係個人株主と大口の個人株主との間での課税の公平性が保たれていない状況となっていると思料される。

ついては、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、申告不要配当特例等の適用範囲について、様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも申告不要配当特例等の適用範囲について、引き続き注視していくこととする。

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の整備に係る工期遅延及び事業費増加の状況等について

1　検査の背景

(1)　北陸新幹線整備事業の概要

北陸新幹線は、全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」）の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設主体として整備を行っている整備新幹線の一つである。北陸新幹線のうち、現在は、金沢・敦賀間について、平成24年6月以降、機構により整備が進められている（北陸新幹線の金沢・敦賀間の整備を行う事業を「北陸新幹線整備事業」）。

全幹法等によれば、建設主体は、工事の区間、工事完了予定時期（以下「工期」）、事業費等を記載した工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされている。

機構は、北陸新幹線整備事業について、24年6月に工事実施計画（その1）の認可を受けて、工期を26年度末に予定される長野・金沢間の開業からおおむね10年強後としていた。その後、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月政府・与党申合せ）等を踏まえて、29年10月に認可された工事実施計画（その2）では、事業費が工事実施計画（その1）と合わせて1兆1858億円となり、工期が3年前倒しした34年度末（令和4年度末）となった。

(2)　事業費増加等に係る事案の判明、その後の検証、業務改善命令等の経緯

機構は、平成31年2月に、事業費を2263億円増額して1兆4121億円とする工事実施計画の変更認可申請を行い、同年3月に認可を受けた。その後、令和2年11月に、事業費が更に増加して認可額を2880億円上回り、かつ、工期が1年半程度遅延する見込みであることが明らかとなった。

国土交通省は、2年11月に、「北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会」を設置し、検証委員会は、同年12月に中間報告書を取りまとめ、現場の情報が機構本社に正確に伝わっていなかったこと、機構本社のチェック機能が十分でなかったことなどを課題として指摘した。中間報告書において、工期については、敦賀駅工区における人員増強や建築工事の施工方法の見直しなどにより約6か月遅延を回復し、平成31年3月認可の工事実施計画における工期（令和4年度末）から1年程度の遅延に抑えられる見込みであるとされている。事業費については、敦賀駅工区以外の工程短縮策の一部について内容を精査するなどした結果、222億円の縮減を図ることができ、同工事実施計画における事業費1兆4121億円から2658億円の増加に抑えられる見込みであるとされている。

国土交通省は、検証委員会による検証結果を踏まえて、2年12月に、機構に対して、独立行政法人通則法（以下「通則法」）の規定に基づき、元年度の業務実績評価の結果に関して、業務運営の抜本的な改善に関する命令（以下「業務改善命令」）を発出した。

そして、3年3月に、機構は、事業費を2658億円増額して1兆6779億円とし、工期を1年後ろ倒しして5年度末とした工事実施計画の変更認可申請を行い、同月に認可を受けた。

(3)　工程及び事業費の管理体制等

工程等の管理体制については、従来、本社に、事業費を審議する総額管理委員会、工程を審議する工程管理委員会、同委員会の下に「北陸新幹線部会」等が設置されていた。各支社局は、認可額を基に、各工事に事業費を割り付けるなどした実行目標額を設定した上で、各時点の事業費の所要額（以下「事業費見込額」）を実行目標額と比較するなどして事業費管理を行っている。

機構は、平成29年4月に組織改正を実施しており、鉄道建設事業に関する事業費管理、工程管理及びリスク管理を客観的にチェックする部署として、事業監理部を設置している。また、組織改正に先行して、事業費管理等の在り方に係る業務改善の一環として、28年10月に「総額管理、工程管理及びリスク管理における当面の運用について」（以下「管理運用通知」）を発出し、事業費見込額が認可額を上回る場合は、部外の関係者との事前調整等を行う前に総額管理委員会で審議することとし、理事会において経営判断を行うこと、工程管理については、工程管理委員会や部会において、リスク管理の視点を重視して議論を行うことなどを定めている。

機構は、事業実施部署以外の者による内部統制として、理事会、内部統制委員会等の仕組みを

設けている。

機構の主務大臣である国土交通大臣は、機構の第4期中期目標において、整備新幹線整備事業について事業費・工程管理の徹底を指示するとともに、北陸新幹線整備事業の工期については、完成・開業を目指す時期として「平成34年度末」と明記している(令和3年3月に「令和5年度末の完成・開業に向けて最大限努力する。」に変更)。元年度の業務実績評価においては、北陸新幹線整備事業で工期遅延につながる様々な問題が顕在化するなどしているとして、評定を当初「C」としていたが、検証委員会の検証により明らかとなった事実を踏まえて2年12月に評定を「D」に変更し、当該評価の結果に基づき、前記の業務改善命令を発している。

(4) 北陸新幹線整備事業の事業費等

全幹法等によれば、機構が行う新幹線鉄道建設に関する事業費は、営業主体(JR各社)から支払を受ける新幹線鉄道施設の貸付料等をもって充てる額を除いた額の2/3を国が、残りの1/3を当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担することとされている。そして、北陸新幹線整備事業に係る各年度の事業費について、平成24年度から令和2年度までに1兆0004億円の事業費が執行され、国から機構に対して整備新幹線整備事業費補助1317億円が交付されている。

2 検査の着眼点

本院は、北陸新幹線整備事業に係る工期遅延や事業費増加は、どのような原因により生じ、どのような状況となっていたか、これらに対して機構はどのような対応を執り、国土交通省は通則法に基づく業務実績評価等をどのように行っていたかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 工期遅延の状況、主な要因等

機構は、平成29年10月時点の工程表において、全58工区の軌道開放時期(土木工事から次工程の設備工事に引き渡す時期)は、各工区で異なるもののおおむね31年度末(令和元年度末)としていた。

そこで、各工区の実際の軌道開放時期を確認したところ、3年6月時点で軌道開放していた50工区のうち、上記の工程表に対して遅れのなかったものが12工区、6か月以内の遅れがあったものが16工区、6か月超1年以内の遅れがあったものが22工区などとなっていた。

そして、検証委員会の中間報告書において線区全体の工期遅延の主要因とされた加賀トンネルの3工区及び敦賀駅工区の遅れについて詳しくみると、次のとおりとなっていた。

加賀トンネルの3工区については、大阪支社は、事前に盤ぶくれに対応した施工方法で工事を行ったものの、2年3月にクラックが確認されたことを受けて、トンネル施工技術委員会において予防保全的に対策を実施することとされたことから、全延長6,670mのうち953mにわたり固定ボルトを挿入するなどの対策工を進めていた。これにより、同3工区の軌道開放時期は、平成29年10月時点の工程表においては31年度末(令和元年度末)又は平成32年度末(令和2年度末)とされていたのに対して、3年6月時点では3年10月又は11月の予定となっていて、工期遅延の要因の一つとなった。

敦賀駅工区については、平成29年5月の上下乗換線追加の決定により、再設計が必要になり、その結果、当初契約時と比べて鉄筋量が1.7倍、コンクリート量が1.5倍になるなど構造物がより大きくなった。また、再設計に伴って河川管理者との設計協議をやり直したことなどによる工事着手の遅れ、駅1階部に在来線ホームを新設することによる各種施設追加や施工ヤードの制約等も相まって、土木工事の更なる遅れが見込まれた。大阪支社は、昼夜施工や土木・建築・電気工事の同時施工等の工程短縮策を図ろうとしたが想定のとおり進まず、工期遅延の要因の一つとなった。

(2) 事業費増加の状況、主な要因等

今般の事業費増加について、増加額とその要因別内訳の経過をみたところ、令和2年6月時点では、大阪支社は工区ごとに必要額の積上げにより算定していた一方、2年7月の総額管理委員会時点では、機構本社は、大阪支社による資料のほか、一部については見込みにより自ら改めて算定した概算金額を基に要因別に再整理しており、物価上昇に伴うもの及び工程短縮に伴うものの一部について、工区ごとの内訳等を根拠資料に基づき示すことができないとしている。

また、平成27年1月の政府・与党申合せでは、あらかじめ予定されていた事業費の範囲内で工期の3年前倒しを目指すとされており、国土交通省によると、用地取得に要する期間の短縮によって28年度末までに用地取得・更地化が完了すれば事業費の増加は生じないと整理されたものであるが、同年度末までに用地取得・更地化は完了しなかった。これに伴い、その後の工事が一時期に集中したこともあり、工事の不調・不落が多数発生したり、生コンクリートの供給不足が発生したりするとともに、遅延を回復するために昼夜施工等の工程短縮策が必要となるなどしていて、事業費増加の少なくとも一部には、工期3年前倒しが影響しているものと思料される。

契約額の状況をみると、大阪支社が31年3月時点で実行目標額を割り付けていた106工事のうち、同時点の実行目標額に対して契約額が1億円以上超過しているものが、令和元年8月末時点で14工事(超過額計95億円)、2年8月末時点で42工事(同515億円)、3年3月末時点で56工事(同1168億円)となっており、事業の進捗に伴って、契約額が実行目標額を超過することとなった工事数及びその超過額が増加している状況が見受けられた。また、上記の106工事について、当初契約額計5759億円に対して3年3月末時点の契約額は計8901億円と3141億円増加(54.5%増加)しており、当初契約額から3割以上増加していたものは、54工事(増加額2783億円、増加割合83.5%)となっていた。

事業費増加の要因別内訳のうち、不調・不落に伴うものについてみると、PC桁工事で特別調査を用いた積算を行ったことにより積算額が2.0倍に増加していたり、近隣工区等の既契約工事に設計変更として追加したことにより積算額が1.4倍に増加していたり、建築工事で見積活用方式を用いた積算を行ったことにより積算額が1.5倍に増加したりしていた。

(3) 工期遅延及び事業費増加に対して機構が執った対応

今般の工期遅延について機構の対応状況をみると、大阪、東京両支社では、元年5月に、工程上大きな課題があることにより開業に大きな影響を与える工区を「最重点管理工区」として設定し、重点的に工程管理していくことを確認していた。その後、同年11月の工程管理委員会等では、同工区について厳しい前提条件を基に作成した「チャレンジ工程」であっても、完成が4年度末から5か月遅延となる見通しであることなどが審議されていた。本社及び両支社は、その後も工程短縮を図るための検討を重ねて、主要国道を半年以上にわたり昼夜全面通行止めにすることなど、実現可能性が乏しい前提条件を基に作成された「スーパーチャレンジ工程」と称する工程を用いて検討を続けていた。そして、2年1月の北陸新幹線部会では、上記の工程により審議を行った上で、あらゆる前提条件が成立すれば、4年度末完成が可能という見通しが立ったという結論を得ていた。

一方、その後も工期が遅延する見込みである状況が継続しており、2年7月の理事会では、前提条件が成立していない工区が発生し、工期遅延リスクがある旨の報告が行われていた。そして、前提条件の状況をみたところ、国道の昼夜全面通行止めについては道路管理者との協議により断念するなどしていて、工程短縮のために重要なものは現に成立していなかった。

機構は、管理運用通知において、工程管理委員会等では工程に関するリスク管理の視点を重視して議論を行うとしていたが、上記の対応状況をみると、工期遅延リスクが前提条件の実現可能性を踏まえて適切に評価されていないなど、リスク管理の視点を重視した議論は十分に行われていなかった。また、事業監理部は、2年1月の北陸新幹線部会に出席しており、工期遅延の可能性が高い状況を認識していたと思料される。しかし、同部によると、工程管理委員会が適時に開催されず、同部が認識した状況を工程管理委員会の審議結果として理事会に報告する機会がなかったとしており、工期遅延リスクに関する情報が前記同年7月の理事会まで報告されておらず、客観的にチェックされた工期遅延リスクに関する情報は適時に組織内で共有されていなかった。

今般の事業費増加について機構の対応状況をみると、平成31年3月の工事実施計画認可後に本社で開催された会議において、想定を上回る物価上昇や不調・不落対策等に伴う更なる増額リスクにより、事業費が認可額を630億円以上超過する可能性があることが既に審議されていた。令和元年11月頃には、本社主管課と大阪支社の間で事業費が2000億円不足するとの認識を共有していた。そして、2年7月の総額管理委員会において、事業費は3000億円増加することが審議されていた。

総額管理委員会は、事業費に相当影響があることが予想される場合に開催するとされており、管理運用通知においては、事業費見込額が認可額を上回る場合は総額管理委員会で審議を行うなどとされていたが、認可額を上回る事業費の増加が見込まれてから増加額の精査に時間を要したためとして、総額管理委員会は1年以上開催されていなかった。そのため、機構は、適時に総額管理委員会を開催して事業費の精査状況や対応方針について審議を行うことができていなかった。

このように、管理運用通知に基づく対応は必ずしも適時適切に執られておらず、工事の進捗状況、事業費見込額の状況等は別々に検討が行われており、機構において、工程管理、事業費管理及びリスク管理の在り方に係る業務改善の一環として構築した体制は十分に機能していなかった。

(4) 内部統制等の状況

機構における事業実施部署以外の者による内部統制の状況をみたところ、理事会において、工期遅延の可能性や事業費見込額が認可額を上回る可能性等が報告され、監事監査の結果として工期変更の必要性に関する所見が示されたにもかかわらず、具体的な措置等が講じられていなかったり、内部統制委員会に工期遅延の可能性が高い状況や事業費の増加額が報告されていなかったりなどしていて、機構が構築している内部統制は十分に機能していない状況となっていた。

通則法に基づく業務実績評価の状況をみると、国土交通大臣は、平成29年度の業務実績評価において、北陸新幹線整備事業等の1度目の事業費増加を踏まえて評定を「C」とした上で、「神奈川東部方面線の反省を踏まえた工程・コスト管理を徹底する仕組み(会議体の設置等)が不十分であった点は、改善策を講じる必要がある」などとし、30年7月以降、同省が事務局となって、機構、自治体等からなる「工事進捗管理検討会」を不定期に開催していた。しかし、同検討会では、施工上の課題の解決に重点が置かれ、工程・コスト管理を徹底する仕組みとして必ずしも十分に機能していなかったことから、過去の評価に基づく業務の改善は必ずしも実効性を伴っていなかった。

その後、国土交通大臣は、令和元年度の業務実績評価において、前記のとおり評定を「C」から「D」に変更している。変更後の評価が適正であるとすると、当初の評価については、必ずしも中期目標の達成状況等を的確に反映した評価ではなかったこととなる。同省は、機構から提出された業務実績等報告書等のほか、通常業務の中で機構から受ける報告により工事の進捗を把握し、評価にも活用していたとしている。一方、検証委員会によれば、機構からの報告が正確かつ十分ではなかったとされるとともに、同省からの能動的な情報収集も十分ではなかったとされている。

4　本院の所見

機構及び国土交通省は、検証委員会の検証等を踏まえ、業務運営の抜本的な改善等を図った上で、北海道新幹線等の他の事業を確実に推進できる体制を整えることとしている。

ついては、機構及び同省において、上記体制の整備を引き続き進めて工程や事業費に係る適切な報告及び能動的な情報収集に努めるとともに、法人の業務運営が中期目標等に基づき行われ、的確な業務実績の把握に基づく適正な業務実績評価を通じて法人の業務改善が促されるという独立行政法人制度のPDCAサイクルの仕組みが確実に機能するよう留意することが肝要である。また、機構において、北陸新幹線を含む整備新幹線の整備が適切かつ効率的に行われるよう、次のような点に留意する必要がある。

ア　機構における工程管理、事業費管理及びリスク管理の在り方に係る業務改善の一環として構築した体制が十分に機能していなかったことなどを踏まえて、新たに設置した会議体等において、工程と事業費を一体として管理し、工期遅延や事業費増加の情報を適時適切に共有し、そのリスクを適切に評価した上で、実効性のある対応に努めること

イ　アに加えて、その実効性をより高めるために、事業実施部署以外の者による内部統制の強化を検討すること

本院としては、北陸新幹線を含む整備新幹線整備事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・国民の関心の高い事項等に関する検査状況　　・・・・・ 299

国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1　国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、大規模自然災害の頻発等の難しい課題に直面している。そのような中にあって、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の社会経済に甚大な影響をもたらしており、同感染症への対応が喫緊の課題となっている。一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどっており、財政健全化が課題となっている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2　検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等や、大規模自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保、少子高齢化及び情報化の進展等を背景とした社会保障及び情報通信(IT)といった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、資産、基金等のストック等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「４　検査の結果」に掲記した主なものを例示すると、次のとおりである。

ア　新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの

(事例)　新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について(特定検査対象に関する検査状況)・・・・・・・２６１ページ参照

イ　国民生活の安全性の確保に関するもの

(事例)　河川管理施設に設置された機械設備の維持管理に当たり、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で機械維持管理計画の策定又は見直しを行ったり、機器等の取替え・更新の実施を健全度の評価等に基づいて判断したりすることで予防保全型維持管理を適切に実施するとともに、機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について速やかに緊急保全を行うことにより、機械設備の信頼性を確保しつつ、更新等に係る費用の縮減及び平準化が図られるなどするよう改善させたもの(国土交通省)・・・１８５ページ参照

ウ　社会保障に関するもの

(事例)　放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣府(内閣府本府)・厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０ページ参照

エ　情報通信(IT)に関するもの

(事例)　新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０ページ参照

オ　制度・事業の効果等に関するもの

(事例)　農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について(農林水産省)・１３０ページ参照

カ　資金、基金等のストックに関するもの

（事例）　貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの（財務省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７ページ参照

キ　予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

（事例）　会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどしていて、契約手続が不適正（独立行政法人日本スポーツ振興センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２ページ参照

アからキまでに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果を「４(8)特定検査対象に関する検査状況」に掲記した。

(2)　その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について」「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について」及び「放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について」について検査を実施している。

3　本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

(10) 特別会計財務書類の検査

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞　　ページ

・特別会計財務書類の検査　　・・・・・ 303

特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和2年11月6日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の令和元年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月24日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

同書類について、同法、特別会計に関する法律施行令、特別会計の情報開示に関する省令、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、同基準等と異なる処理をしていて、同書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、5府省が所管する2特別会計(注1)において2事項見受けられた。

なお、上記の2事項については、全て2省(注2)において所要の訂正が行われた。

(注1)　2特別会計　　エネルギー対策、自動車安全両特別会計

(注2)　2省　　国土交通、環境両省

５　国の財政等の概況等

～ 目　　次 ～

＜件　　名＞	ページ
(1) 国の会計	・・・・・ 309
(2) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	・・・・・ 313
(3) 財政投融資	・・・・・ 317
(4) 国の財政状況	・・・・・ 319
(5) 日本銀行の財務の状況	・・・・・ 322

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、財政投融資の状況、国の財政状況及び日本銀行の財務の状況を示すと、次のとおりである。

(1) 国の会計

① 概 況

令和2年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分			2年度(百万円)	元年度(百万円)
歳入	合計		602,140,024	495,714,360
		一般会計	184,578,838	109,162,375
		特別会計	417,561,186	386,551,984

区 分			2年度(百万円)	元年度(百万円)
歳出	合計		552,116,242	475,536,144
		一般会計	147,597,358	101,366,467
		特別会計	404,518,883	374,169,677

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

② 一般会計

歳入及び歳出

2年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	2年度(百万円)	元年度(百万円)
収納済歳入額	184,578,838	109,162,375
租税及印紙収入	60,821,604(33.0%)	58,441,533(53.5%)
公債金	108,553,923(58.8%)	36,581,851(33.5%)
公債金	22,595,999	9,143,699
特例公債金	85,957,924	27,438,151
その他	15,203,310 (8.2%)	14,138,990(13.0%)

区 分	2年度(百万円)	元年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	147,597,358	101,366,467
社会保障関係費	42,997,872(29.1%)	33,500,671(33.0%)
文教及び科学振興費	9,194,204 (6.2%)	5,910,542 (5.8%)
国債費	22,325,552(15.1%)	22,285,721(22.0%)
地方交付税交付金	16,030,634(10.9%)	15,564,169(15.4%)
防衛関係費	5,505,309 (3.7%)	5,626,631 (5.6%)
公共事業関係費	8,413,481 (5.7%)	7,609,616 (7.5%)
その他	43,130,304(29.2%)	10,869,115(10.7%)

(注2) 令和2年度における支出済歳出額に対する公債金108兆5539億余円の割合は73.5%である。

③　特別会計

2年度において、特別会計に関する法律に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区　　分			2年度(百万円)	元年度(百万円)
特別会計(勘定)数			13会計(33勘定)	13会計(33勘定)
一般会計からの繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数		11会計(25勘定)	11会計(25勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)		55,837,312	54,140,092
決算剰余金	決算剰余金合計額(注4)		13,042,302	12,382,307
	決算剰余金の処理	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,293,091	2,979,041
		翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,825,833	6,810,559
		一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,923,377	2,592,706
年度末における積立金等の資金	資金を計上している特別会計(勘定)数		9会計(16勘定)	9会計(17勘定)
	資金を計上している資金数		19資金	19資金
	資金残額	外国為替資金	147,510,686	146,321,547
		財政融資資金	148,969,147	123,255,902
		上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	139,769,158	142,646,356
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数		7会計(20勘定)	7会計(20勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)		5会計(11勘定)	5会計(11勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)		2会計(4勘定)	2会計(4勘定)

(注3)　一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

2年度(百万円)			元年度(百万円)		
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,309,958	(31.4%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	16,082,639	(30.9%)
国債整理基金特別会計	22,324,518	(11.8%)	国債整理基金特別会計	22,284,891	(11.9%)
労働保険特別会計(雇用勘定)	1,108,689	(16.7%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,771,003	(47.1%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,833,297	(48.7%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	10,026,182	(20.8%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	10,133,481	(20.8%)	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,256,409	(71.6%)
年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,489,638	(72.9%)			

(注4)　収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

2年度(百万円)			元年度(百万円)		
交付税及び譲与税配付金特別会計	1,148,254	(2.2%)	国債整理基金特別会計	3,091,827	(1.7%)
国債整理基金特別会計	3,052,189	(1.6%)	外国為替資金特別会計	3,439,127	(95.6%)
外国為替資金特別会計	2,898,809	(92.5%)	年金特別会計(基礎年金勘定)	1,421,706	(5.6%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,852,325	(7.0%)			

（注5）　外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融資特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

2年度末（百万円）		元年度末（百万円）	
地震再保険特別会計積立金	1,860,520	地震再保険特別会計積立金	1,662,306
国債整理基金	3,004,965	国債整理基金	3,019,995
財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）積立金	1,237,282	財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）積立金	1,223,735
労働保険特別会計（労災勘定）積立金	7,823,941	労働保険特別会計（労災勘定）積立金	7,867,023
労働保険特別会計（雇用勘定）積立金	2,142,290	労働保険特別会計（雇用勘定）積立金	4,413,230
年金特別会計（基礎年金勘定）積立金	2,341,898	雇用安定資金	1,389,017
年金特別会計（国民年金勘定）積立金	7,443,548	年金特別会計（基礎年金勘定）積立金	2,306,392
年金特別会計（厚生年金勘定）積立金	112,893,109	年金特別会計（国民年金勘定）積立金	7,443,657
		年金特別会計（厚生年金勘定）積立金	112,543,118

（注6）　翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

2年度末（百万円）		元年度末（百万円）	
財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）	1,318,359	財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）	1,317,646
労働保険特別会計（労災勘定）	8,129,625	労働保険特別会計（労災勘定）	8,148,355
労働保険特別会計（雇用勘定）	2,758,835	労働保険特別会計（雇用勘定）	4,827,647
年金特別会計（基礎年金勘定）	4,195,399	年金特別会計（基礎年金勘定）	3,729,335
年金特別会計（国民年金勘定）	8,222,654	年金特別会計（国民年金勘定）	8,301,585
年金特別会計（厚生年金勘定）	116,857,722	年金特別会計（厚生年金勘定）	116,106,100

（注7）　翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

2年度末（百万円）		元年度末（百万円）	
年金特別会計（健康勘定）	△ 1,203,776	年金特別会計（健康勘定）	△ 1,295,043
食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定）	△ 3,642	食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定）	△ 5,599
食料安定供給特別会計（漁業共済保険勘定）	△ 37,158	食料安定供給特別会計（漁業共済保険勘定）	△ 29,568
食料安定供給特別会計（業務勘定）	△ 48	食料安定供給特別会計（業務勘定）	△ 136

④　一般会計及び特別会計の債務

令和2年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区　　分				2年度（百万円）	元年度（百万円）
年度末債務現在額の合計額				1,279,660,407	1,173,230,341
	うち公債（注8）			1,074,220,533	987,649,077
	うち借入金			51,793,294	52,436,441
		一般会計（注9）		9,408,623	10,001,263
		特別会計	借入金を計上している特別会計（勘定）数	6会計（7勘定）	6会計（7勘定）
			借入金（注10）	42,384,670	42,435,177
利子支払額の合計額				8,189,066	8,465,579
	うち公債利子等			8,172,517	8,445,395
	うち借入金利子			16,548	20,183
		一般会計		14,349	15,446
		特別会計		2,199	4,737

（注8）　公債の主なものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	632,780,489	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	583,402,363
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	283,310,410	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	273,214,689
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	118,644,989	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	91,090,081
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	15,929,999	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	16,262,846
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(復興債)	6,784,517	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(復興債)	5,858,481
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(年金特例公債)	3,324,921	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(年金特例公債)	3,586,448
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	2,749,069	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	2,552,192
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	1,767,485	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	1,817,700

（注9）　一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	9,342,103	交付税及び譲与税配付金借入金	9,925,985
旧国立高度専門医療センター借入金	25,097	旧国立高度専門医療センター借入金	31,252
		旧国営土地改良事業借入金	2,603

（注10）　特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、令和2年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆4455億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0876億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	30,962,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	31,232,295
エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)	7,932,195	エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)	7,682,223
年金特別会計(健康勘定)	1,446,629	年金特別会計(健康勘定)	1,452,421
国有林野事業債務管理特別会計	1,165,454	国有林野事業債務管理特別会計	1,186,556

(2)　国が資本金の2分の1以上を出資している法人

令和2年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4法人	4法人
	独立行政法人	83法人	83法人
	国立大学法人等(注1)	89法人	90法人
	その他の法人	29法人	29法人
	計(注2)	204法人	205法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	1,210,145,192	1,037,167,402
	うち独立行政法人(注4)	350,705,393	307,426,656
	うち国立大学法人等	10,447,018	10,210,745
	負債の部	1,046,548,064	914,644,492
	うち独立行政法人	245,898,959	241,305,638
	うち国立大学法人等	3,312,687	3,128,697
	純資産の部	163,597,127	122,522,910
	うち独立行政法人	104,806,433	66,121,018
	うち国立大学法人等	7,134,330	7,082,048
	うち政府出資金	52,523,563	47,227,122
	うち独立行政法人	16,021,094	15,419,354
	うち国立大学法人等	6,122,344	6,139,741
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12法人	12法人
損益の状況	当期利益金を計上している法人	170法人	155法人
	うち独立行政法人	65法人	56法人
	うち国立大学法人等	86法人	75法人
	当期損失金を計上している法人	35法人	51法人
	うち独立行政法人	18法人	27法人
	うち国立大学法人等	3法人	15法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	23法人	22法人
	翌年度繰越損失金の額の合計(注7)	3,655,445	1,395,671
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	60,456	55,001
	補助金	234	222
	交付金	—	—
	政府出資額	4,277,081	362,776
	計	4,337,772	417,999
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	90,625	85,139
	運営費交付金	2,017,200	1,907,792
	その他の補助金等	5,329,207	1,195,349
	政府出資額	668,341	125,880
	計	8,105,374	3,314,161
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	133,444	109,574
	運営費交付金	1,085,811	1,097,500
	その他の補助金等	102,127	56,412
	政府出資額	—	—
	計	1,321,383	1,263,488
	その他の法人に対するもの		
	補給金	941	1,172

	補助金	1,739,771	1,606,757
	交付金	11,151,984	11,208,553
	政府出資額	435,699	211,570
	計	13,328,397	13,028,052
	合計	27,092,927	18,023,701

（注1）　国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

（注2）　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

（注3）　政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

2年度末（百万円）		元年度末（百万円）	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	35,959,796	資産の部	21,038,349
負債の部	27,102,700	負債の部	15,261,572
純資産の部	8,857,095	純資産の部	5,776,777
うち政府出資金	10,675,685	うち政府出資金	6,558,004
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	16,874,791	資産の部	17,330,523
負債の部	13,832,310	負債の部	14,223,323
純資産の部	3,042,480	純資産の部	3,107,200
うち政府出資金	1,813,800	うち政府出資金	1,733,800
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	13,603,826	資産の部	12,825,463
負債の部	3,572,931	負債の部	2,910,184
純資産の部	10,030,895	純資産の部	9,915,279
うち政府出資金	8,202,167	うち政府出資金	8,150,727
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	2,039,174	資産の部	15,682,918
負債の部	804,844	負債の部	14,490,279
純資産の部	1,234,329	純資産の部	1,192,638
うち政府出資金	1,046,533	うち政府出資金	1,053,730
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	18,625,994	資産の部	12,463,414
負債の部	16,917,485	負債の部	11,273,118
純資産の部	1,708,508	純資産の部	1,190,295
うち政府出資金	1,114,855	うち政府出資金	1,073,768
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	12,304,786	資産の部	44,401,348
負債の部	10,997,699	負債の部	30,776,446
純資産の部	1,307,086	純資産の部	13,624,902
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	4,118,928
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		国立大学法人等	
資産の部	44,330,614	国立大学法人東京大学	
負債の部	30,428,019	資産の部	1,417,410
純資産の部	13,902,595	負債の部	299,870
うち政府出資金	4,119,652	純資産の部	1,117,539
国立大学法人等		うち政府出資金	1,045,213
国立大学法人東京大学		その他の法人	
資産の部	1,470,812	日本郵政株式会社	
負債の部	348,839	資産の部	8,129,402
純資産の部	1,121,972	負債の部	97,734
うち政府出資金	1,045,213	純資産の部	8,031,667
その他の法人		うち政府出資金	4,550,414
日本郵政株式会社		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	5,997,547	資産の部	17,419,402
負債の部	84,577	負債の部	14,045,859
純資産の部	5,912,969	純資産の部	3,373,542
		うち政府出資金	1,903,239

うち政府出資金	4,550,414		
株式会社日本政策投資銀行			
資産の部	20,951,409		
負債の部	17,310,326		
純資産の部	3,641,083		
うち政府出資金	2,123,239		

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

① 破綻先債権	元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
② 延滞債権	元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
③ 3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
④ 貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	8,651	破綻先債権	9,161
延滞債権	874,775	延滞債権	609,413
3か月以上延滞債権	374	3か月以上延滞債権	751
貸出条件緩和債権	568,272	貸出条件緩和債権	505,511
合計	1,452,073	合計	1,124,837
貸付金等残高	28,945,758	貸付金等残高	16,680,995
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	215,417	延滞債権	185,309
3か月以上延滞債権	54,839	3か月以上延滞債権	8,690
貸出条件緩和債権	218,411	貸出条件緩和債権	159,118
合計	488,668	合計	353,118
貸付金等残高	13,556,815	貸付金等残高	13,133,980
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	242	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	468,520	貸出条件緩和債権	473,523
合計	555,825	合計	560,586
貸付金等残高	13,428,772	貸付金等残高	12,701,908
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	7,536	破綻先債権	7,808
延滞債権	75,298	延滞債権	62,458
3か月以上延滞債権	2,379	3か月以上延滞債権	3,251
貸出条件緩和債権	202,103	貸出条件緩和債権	73,670
合計	287,318	合計	147,188
貸付金等残高	5,213,473	貸付金等残高	3,820,076
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	28,004	破綻先債権	26,825
延滞債権	174,601	延滞債権	195,350
3か月以上延滞債権	42,548	3か月以上延滞債権	55,090
貸出条件緩和債権	326,925	貸出条件緩和債権	307,587
合計	572,081	合計	584,854
貸付金等残高	9,592,048	貸付金等残高	9,606,655
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	62,961	破綻先債権	65,100
延滞債権	210,383	延滞債権	229,742
3か月以上延滞債権	64,713	3か月以上延滞債権	70,253
貸出条件緩和債権	503,372	貸出条件緩和債権	398,615
合計	841,432	合計	763,712

貸付金等残高	24,190,012	貸付金等残高	23,877,935
その他の法人			
株式会社日本政策投資銀行			
破綻先債権	―		
延滞債権	81,494		
3か月以上延滞債権	―		
貸出条件緩和債権	30,999		
合計	112,493		
貸付金等残高	14,837,718		

（注7）　翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		―	―
株式会社日本政策金融公庫			
翌年度繰越損失金	1,818,590		
(当期損失金)	(1,037,286)		
その他の法人			
日本郵政株式会社			
翌年度繰越損失金	1,267,127		
(当期損失金)	(2,129,989)		

(3)　財政投融資

①　財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等（これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」）に対して、資金の貸付け、出資あるいは保証を行うものである。

②　財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計（投資勘定）並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

ア　財政融資資金は、財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）が発行する公債（財投債）並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。

イ　財政投融資特別会計（投資勘定）は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。

ウ　政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

③　財政投融資計画の実績

令和2年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区　　分			2年度 （百万円）	元年度 （百万円）
原資別	財政融資資金（注1）	実　　績	24,551,093	10,580,791
		年度末残高	111,905,858	98,450,300
	財政投融資特別会計（投資勘定）	実　　績	514,999	361,014
		年度末残高	6,353,055	5,842,825
	政府保証債及び政府保証借入金（注2）	実　　績	1,173,776	1,569,838
		年度末残高	28,343,875	29,861,686
	郵便貯金資産	実　　績	－	－
		年度末残高	340,563	439,734
	簡易生命保険資産	実　　績	－	－
		年度末残高	3,621,436	4,284,233
	計	実　　績	26,239,870	12,511,643
		年度末残高	150,564,789	138,878,782

区　　分			2年度 (百万円)	元年度 (百万円)
貸付け等先別	一般会計(注3)	実　　績	－	－
		年度末残高	25,097	33,856
	特別会計	実　　績	63,500	12,230
		年度末残高	600,132	647,047
	政府関係機関	実　　績	15,902,415	4,246,234
		年度末残高	36,500,748	24,403,506
	事業団等	実　　績	2,761,232	1,577,418
		年度末残高	13,255,145	11,075,534
	独立行政法人	実　　績	4,433,834	3,571,697
		年度末残高	48,055,831	47,723,116
	地方公共団体	実　　績	3,029,586	2,986,163
		年度末残高	47,049,119	48,942,450
	その他	実　　績	49,300	117,900
		年度末残高	5,078,714	6,053,269
	計(注4)	実　　績	26,239,870	12,511,643
		年度末残高	150,564,789	138,878,782

(注1)　財政融資資金の令和2年度末の財源のうち、財投債は118兆6449億余円、預託金は28兆7348億余円である。
(注2)　政府保証債は額面ベースで計上している。
(注3)　令和2年度における一般会計の年度末残高は、旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したもの、また、元年度における一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。
(注4)　貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	24,989,014	株式会社日本政策金融公庫	14,131,767
株式会社国際協力銀行	7,898,183	株式会社国際協力銀行	7,458,162
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,844,151	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,232,232
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	10,772,811	株式会社日本政策投資銀行	9,582,965
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	4,493,522	独立行政法人福祉医療機構	3,064,718
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,319,341	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,233,791
独立行政法人日本学生支援機構	6,422,940	独立行政法人日本学生支援機構	6,382,800
独立行政法人都市再生機構	9,337,584	独立行政法人都市再生機構	9,609,027
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,363,859	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,276,080
独立行政法人住宅金融支援機構	1,948,538	独立行政法人住宅金融支援機構	2,943,122
地方公共団体	47,049,119	地方公共団体	48,942,450
その他		その他	
地方公共団体金融機構	4,702,860	地方公共団体金融機構	5,703,990

(4) 国の財政状況

1　国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和2年度末において、建設国債、特例国債、復興債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」)の残高は946.6兆円に達している。そして、2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、歳入補填のための国債の発行が増加したことなどで、一般会計歳出決算総額における公債依存度は73.5%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は15.1%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP(以下「GDP」)比の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、2018年度(平成30年度)の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても踏襲されている。ただし、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、令和3年度内に、新型コロナウイルス感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認することとしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」において実績値等を公表している。

2　国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、平成18年度から令和2年度まで決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」)及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、2年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス80.4兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、2年度の一般会計PBは、政策的経費が前年度から増加し、税収等が前年度から減少していて、一般会計PBの赤字は大幅に拡大している。2年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、2年度の税収等

のうち、租税及印紙収入が2.3兆円及び前年度剰余金受入が1.0兆円それぞれ増加している一方、「その他」が23.6兆円減少している。このうち、2年度の租税及印紙収入についてみると、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ微増していて、消費税は、前年度から2.6兆円増加している。支出面では、2年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が16.5兆円、中小企業対策費が15.4兆円及び社会保障関係費が9.4兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約8割を占める社会保障関係費、その他の事項経費、中小企業対策費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加しており、2年度においては新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により急増し、その他の事項経費については、元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度においては特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により急増し、中小企業対策費についても、元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度においては新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により急増している。そして、地方交付税交付金等については国の税収の増加等を反映し増加しており、公共事業関係費については、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。2年度の政策的経費の約3割を占める社会保障関係費について、平成18年度から令和2年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度及び新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度についてそれぞれ急増しており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成18年度から令和2年度まで決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」)対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、2年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス16.3%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成18年度から令和2年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。2年度においては、GDP成長率はマイナスであり、税収等は前年度から減少し、財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が46.2兆円増加している一方、利払費は0.2兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高について、28年度末から令和2年度末までの推移をみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は減少している。

(3) 債務残高対GDP比

普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」)の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、2年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から59.0兆円増加(対前年度比6.7%増)して、939.8兆円となっている。2年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、建設国債は10.0兆円、特例国債は49.3兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、平成28年度末から令和2年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債の増加額14.9兆円を大幅に上回る103.7兆円となっている。

債務残高対GDP比について、平成18年度から令和2年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加している平成25年度以降は、債務残高対GDP比の増加幅は、20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回っている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」)及びG

DP成長率について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、元年度までは債務残高増加率は減少傾向となっていたものの、2年度においては大幅に増加している。また、債務残高増加率は平成28年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

(5) 日本銀行の財務の状況

1　量的・質的金融緩和等

日本銀行は、日本銀行法に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(これらを「日銀当座預金等」)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額(以下「超過準備額」)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金(これらを「超過準備額等」)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」を、3年3月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託(以下「ETF」)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」)の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用したりなどしてきている。

2　日本銀行の財務の状況

(1) 資産、負債等

2年度末における総資産残高は、前年度末から110兆0720億円増加して714兆5566億円となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が増加し、その貸付残高が前年度末から61兆4296億円増加して64兆8264億円となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から71兆5116億円増加して125兆8402億円となったり、日本銀行が保有する短期国債が前年度末から24兆0114億円増加して36兆3882億円となったり、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」)が前年度末から22兆2356億円増加して495兆7770億円となったりしたことなどによる。

また、2年度末における総負債残高は、前年度末から110兆0834億円増加して710兆0206億円となっている。これは、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション及び国債の買入れなどを通じた資金供給により日銀当座預金が前年度末から127兆3142億円増加して522兆5703億円となったことなどによる。

なお、2年3月以降の米ドル需要の増加を受けて米ドル資金供給オペレーションの利用が増加し、元年度末におけるその貸付残高は19兆2370億円(貸付実績は19兆4577億円)となっていたが、米ドル短期金融市場が落ち着きを取り戻す中、米ドル資金供給オペレーションの利用が徐々に減少し、2年度末におけるその貸付残高は0円(貸付実績は45兆6350億円)となっている。

そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。)で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から761億円減少して1兆2191億円となったことなどから、前年度末から113億円減少して4兆5360億円となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成され

る自己資本の保有残高は、法定準備金609億円、債券取引損失引当金3987億円及び外国為替等取引損失引当金1239億円を積み立てたことから、前年度末から5836億円増加して10兆1073億円となっている。

2年度末における保有長期国債の残高は、前年度末から22兆2356億円増加して495兆7770億円となっている。そして、2年度における長期国債の買入額は、前年度から14兆2829億円増加して84兆9577億円(買入代金ベース)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分は前年度から6兆0024億円増加して62兆7221億円、保有残高の増加分は前年度から8兆2805億円増加して22兆2356億円となっている。

また、保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、2年度末の平均残存期間は、前年度末から0.4年短縮して6.9年となっている。

日本銀行は、会計規程に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。2年度末における保有長期国債の含み損益の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、含み益が前年度末から4兆0099億円減少して9兆4324億円生じている。

2年度末におけるETF及びJ-REITの保有残高(貸借対照表価額)をみると、ETFは前年度末から6兆1606億円増加して35兆8796億円、J-REITは前年度末から915億円増加して6668億円となっている。

日本銀行は、上記のETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、2年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。

また、ETF及びJ-REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、2年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)について、2年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から15兆1363億円増加して15兆4444億円の含み益が、J-REITは前年度末から1462億円増加して1929億円の含み益がそれぞれ生じている。

(2) 損益等

2年度における経常損益の状況をみると、収益面では、ETFの保有残高の増加等によりETF運用益が前年度から1228億円増加して7275億円となった一方、外貨建資産から生ずる外貨債券収益等が前年度から1502億円減少して534億円となったり、長期国債利息が前年度から756億円減少して1兆1396億円となったりしたほか、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の2144億円の為替差損が2478億円の為替差益に転じたことなどから、経常収益は前年度から1784億円増加して2兆4191億円となっている。また、費用面では、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に年0.1%の利息を付したことなどから、前年度から296億円増加して2179億円となった一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について、上記のとおり為替レートの変動の影響を受けて前年度の2144億円の為替差損が2478億円の為替差益に転じたことなどから、経常費用は前年度から1603億円減少して4427億円となっている。以上のことから、経常利益は、前年度から3388億円増加して1兆9764億円となっている。

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。2年度における長期国債利息の状況をみると、保有長期国債の残高の増加等により受取利息が前年度から21億円増加して2兆9349億

円となった一方、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買い入れていることなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から778億円拡大して1兆7953億円となったことから、長期国債利息は前年度から756億円減少して1兆1396億円となっている。

また、2年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から20.9ポイント増加して486.4％となり、また、長期国債利息の同増加率が前年度から12.6ポイント減少して89.8％となったことから、利回りは前年度の0.257％から0.025ポイント減少して0.232％となっている。

令和2年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に年0.1％の利息を付したことから、年0.1％の利率に係る支払額は前年度から377億円増加して2464億円となっている。一方で、年マイナス0.1％の利率が適用される日銀当座預金等の残高が増加したことから、年マイナス0.1％の利率に係る受取利息は前年度から81億円増加して285億円となったため、上記の支払利息は前年度から296億円増加して2179億円となっている。

日本銀行は、前記のとおり、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。一方、ETF及びJ-REITについては、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとしている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したものから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」)を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5％に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

2年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から761億円減少して1兆2191億円となっている。これは、前年度と比較して、前記のとおり経常利益が3388億円増加した一方、債券取引損失引当金積立額が、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50％に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果150億円増加したり、前年度に1072億円取り崩した外国為替等取引損失引当金を財務大臣の承認を受けて1239億円積み立てたり、法人税等が、外国為替等取引損失引当金の当該積立てなどにより1622億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が減少したことなどから、前年度から723億円減少して1兆1581億円となっている。

本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。